

デジタル社会の実現に向けた重点計画

2023年（令和5年）6月9日

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

はじめに	1
第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組	2
1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス	2
(1) 申請・交付環境の整備	2
(2) 行政サービス等の拡充	2
(3) 民間サービスとの連携	4
(4) 公金受取口座の活用推進	4
(5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上	5
(6) 次期マイナンバーカードの検討	5
2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し	5
(1) アナログ規制の横断的な見直し	5
(2) テクノロジーマップ等の整備	5
(3) デジタル法制審査	5
(4) 官報の電子化	5
(5) 手続のデジタル完結と利便性向上	5
3. 国・地方公共団体を通じたDXの推進	6
(1) デジタル推進委員の活用	6
(2) 地方公共団体のアナログ規制の見直し	6
(3) 情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備	6
(4) 自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」	6
(5) 自治体キャッシュレス	7
(6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化	7
(7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行	7
(8) デジタル化を支えるインフラの整備	7
4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開	7
(1) データ連携基盤の整備	7
(2) 優良事例のサービス/システムの横展開	7
5. 準公共サービスの拡充	8
(1) 健康・医療・介護分野	8
(2) 教育・こども分野	8
(3) 防災分野	9
(4) モビリティ分野	9
(5) インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）	10
6. AI活用及びデータ戦略の推進	10
(1) AI活用に係る取組	10
(2) 包括的データ戦略の推進と今後の取組	10
7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み	11
(1) 国際的な官民連携枠組みの設立	11
(2) eIDの相互活用・信頼の枠組み	11
(3) 簡易な国際間送金	11
8. 事業者向け行政サービスの拡充	11
(1) e-Govの拡充	11
(2) GビズIDの普及	11
(3) Jグランツの刷新	12
(4) 中小企業支援のDX推進	12
(5) 政府調達におけるスタートアップ支援	12
9. デジタルマーケットプレイス試行導入	12
10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進	12
第2 重点計画の基本的考え方	14
1. デジタルにより目指す社会の姿	14
2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則	19
(1) デジタル社会形成のための基本原則	19
(2) BPRと規制改革の必要性	19
(3) 構造改革のためのデジタル原則	20
(4) クラウド・バイ・デフォルト原則	20
第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策	21
第3-1 戦略として取り組む政策群	21
1. デジタル社会の実現に向けた構造改革	21

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	21
(2) 国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底と AI・データ等を徹底活用できる社会づくり	23
(3) 規制改革	24
2. デジタル田園都市国家構想の実現	25
(1) デジタル田園都市国家構想の意義、目的	25
(2) 構想実現に向けた取組の基本的な考え方	25
(3) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた重点検討課題	26
3. 国際戦略の推進	30
(1) DFFT の推進に向けた国際連携	30
(2) 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築	30
(3) 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力	31
(4) 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化	31
(5) 他国への支援	31
(6) 民主的な「メタバース」の実現	31
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	32
(1) サイバーセキュリティの確保	32
(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保	34
(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止	34
(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策	34
5. 急速な AI の進歩・普及を踏まえた対応	35
(1) 連携体制	35
(2) 基礎的な開発能力の構築・強化や包括的データ戦略に基づくデータ整備	35
(3) AI の社会実装	35
6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組	36
(1) 内外のデータ戦略の現状	36
(2) 包括的データ戦略を踏まえた今後の方向性	38
(3) 当面重点的に取り組むべき事項	39
7. Web3.0 の推進	44
(1) Web3.0 の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備	44
(2) Web3.0 を活用したコンテンツ産業の活性化に向けた環境整備	44
(3) Web3.0 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大	45
(4) 利用者保護	45
(5) その他	45
第3-2 各分野における基本的な施策	46
1. 国民に対する行政サービスのデジタル化	46
(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	46
(2) マイナンバー制度の利用の推進	47
(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進	48
(4) 公共フロントサービスの提供等	55
(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制	57
2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化	58
(1) 準公共分野・相互連携分野の指定	58
(2) 準公共分野のデジタル化の推進	58
(3) 相互連携分野のデジタル化の推進	70
3. アクセシビリティの確保	72
(1) デジタル庁におけるサービスデザイン体制の強化及び他の政府機関等に対する横展開	72
(2) デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備	72
(3) 皆で支え合うデジタル共生社会の実現	73
(4) 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正	74
(5) 「言葉の壁」の克服、多文化共生の推進	74
(6) 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正	74
4. 産業のデジタル化	75
(1) デジタルによる新たな産業の創出・育成	75
(2) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組	77
(3) 中小企業のデジタル化の支援	79
(4) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション	79

5.	デジタル社会を支えるシステム・技術	80
	(1) 国の情報システムの刷新	80
	(2) 地方の情報システムの刷新	94
	(3) デジタル化を支えるインフラの整備	98
	(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進	101
6.	デジタル社会のライフスタイル・人材	105
	(1) 新たなライフスタイルへの転換	105
	(2) デジタル人材の育成・確保に向けた取組	106
第4	今後の推進体制	110
1.	デジタル庁の役割と政府における推進体制	110
	(1) デジタル化に向けた司令塔としてのデジタル庁の役割	110
	(2) 政府におけるデジタル改革の推進体制の強化	111
	(3) 関係会議の開催	111
	(4) 政府情報システム保守運用体制に係る関係機関との連携強化	112
2.	地方公共団体等との連携・協力	113
3.	民間事業者等との連携・協力	113

工程表

別冊

施策集

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

はじめに

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）は、我が国がデジタル化を強力に進めていく際に政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものである。重点計画は、デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各府省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと合わせて明らかにするものであり、各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

2021年（令和3年）9月1日のデジタル庁設立以降、これまで、デジタル庁と関係府省庁が連携して、デジタル臨時行政調査会におけるアナログ規制一掃に向けた取組、マイナンバー制度の法律改正を含むマイナンバー制度の利活用の推進、マイナンバーカードの普及及び利用の推進、準公共分野におけるデジタル化の推進、デジタル庁による国の情報システムの整備・管理に関するプロジェクトの統括・監理の取組等を行ってきた。個別施策においても、ワクチン接種記録システム（VRS）の運用、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載、e-Taxの利便性向上等具体的な成果を上げてきている。

これまでの取組については各施策の計画に従って引き続き推進していく。各施策の実施により明らかになった課題や、環境の変化に伴って新たに対応が必要になった課題については、重点計画にも明記した上で、デジタル庁及び各府省庁において対応を進めていく。その際、社会環境の変化やプロジェクトの状況に応じ、工程表の見直しを含めたシステム開発の目標変更など、政策立案における優先順位付けを行いながら取り組んでいく。特に、優先順位が高いと判断されたプロジェクトについては、前倒しで取り組むことを目指す。

重点計画に定めるデジタル化施策を推進し、具体的なデジタル実装の成果を上げるためには、デジタル化について、単なる手段として捉えるのではなく、困難は伴うが、制度や業務そのものの改革（トランスフォーメーション）を伴いながら進める必要がある。政府においては、デジタル化と同時にガバナンスの改革も進めていく必要がある。

また、デジタル実装に向けての国民や事業者の行動を促すためには、デジタル化が社会にもたらす変化を事前に予見できるよう、政府が取組を明確に示すことが重要である。このため、国民生活や事業者活動に係る当面の政策対応について、第1「安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組」で示すとともに、中長期的な方向性について第2「1. デジタルにより目指す社会の姿」で示すものとする。

重点計画の実施においては、デジタル化の進捗を把握するため、デジタル庁において、目指す社会の姿と関連する指標を構造化して整理した上で、指標に基づき成果を測定する取組を行い、国民に分かりやすく示していく。

これまでの取組で、マイナンバーカードの普及に関して指標を定義した上で計測を続け、定期的にデジタル庁ウェブサイトで公開した。

次に、上記の構造化に基づいて、具体的な指標設定に当たっての考え方を整理した上で、マイナンバーカードの利用に関し、利用者数・サービス利用件数等の指標を設定し、測定した上で、データの収集・共有を図る。他の領域においても可能なものについて指標を定義し、定期的に計測を行う。また、この取組を今後1年間を通じて順次拡大していく。

第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

重点計画は、第2「1. デジタルにより目指す社会の姿」に示すとおり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、これまで以上に安全・安心が確保され、多様な幸せが実現できる社会を目指す。今回の改定に当たり、その社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点からの当面の政策対応について、以下の各事項について重点的に取り組むこととする。

1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス

マイナンバーカードを使って国民の生活を向上させるため、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用、カードの利便性の向上など、以下に掲げる事項について重点的に取り組む。

(1) 申請・交付環境の整備

紛失等の場合に最短5日間で発行・交付できる特急発行・交付の仕組み、出張申請受付の推進等、取得に課題がある方への環境整備を推進し、マイナンバーカードの交付体制や申請環境を整備する。

(2) 行政サービス等の拡充

① 健康保険証との一体化

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、一体化を加速し、2024年（令和6年）秋に健康保険証を廃止する。

② 運転免許証との一体化

2024年度（令和6年度）末までの少しでも早い時期に、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始する。

③ 在留カードとの一体化

マイナンバーカードと在留カードの一体化について、今後、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどし、次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつ一体化の実現を目指す。

④ 障害者手帳との連携の強化

障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及し始めている。この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進める。

⑤ 年金情報との連携の強化

年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024年度（令和6年度）を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

⑥ 就労分野での利用の促進

2022年度（令和4年度）から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度（令和6年度）から、原則マイナンバーカードに移行する。

⑦ 資格情報のデジタル化

国家資格のオンライン・デジタル化の取組を進めるとともに、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

⑧ 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築している。今後、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を図るため、企業等からオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を自動入力の対象に加える。約1,000万人の給与所得のある確定申告者が「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の恩恵を受けるためには源泉徴収票がオンラインで提出される必要があることから、政府を挙げて、企業等に対して源泉徴収票のオンライン提出の働きかけを行う。

⑨ 引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討

マイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度（令和4年度）から開始した。2023年度（令和5年度）以降は、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な改善を行う。加えて、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更について、事前に本人が提供同意を示すことで民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。さらに、2024年度（令和6年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システム¹への移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

⑩ 死亡相続手続のデジタル完結

2021年度（令和3年度）中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。

⑪ 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討する。具体的には、マイナンバーカードの国外利用の開始を踏まえ、在外選挙人名簿登録申請手続

¹ 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

において、現行の電子メール送付及びビデオ通話による申請手続きに加え、マイナンバーカードを活用したオンライン申請手続きについて検討する。

また、在外選挙におけるネット投票の技術的検討を進める。

⑫ 「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進める。暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応した読み取りアプリの開発・提供のほか、手ぶら観光やオンラインチケットなどにするための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組む。図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。

(3) 民間サービスとの連携

① 行政サービスにおける民間サービスとの連携

上記のような行政サービスの拡充を進めていく中で、国民からの接点をより広く設けるとともに、民間事業者の知見を生かした利便性の高いサービスを提供できるようにするために、それぞれの行政サービスの内容に応じて、民間事業者に対してAPIの提供を行うなど、民間サービスと連携した行政サービスの提供を進める。

② 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図る。既に実施されている口座やアカウント等のオンライン開設などでの利用を広げていくとともに、地域通貨と連動した地域の消費や地域ポイント、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフレジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

③ マイナポータルAPIの利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等APIや自己情報取得APIといった各種APIについて、API利用事業者などの声を聞きながら利便性の向上を検討し、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

(4) 公金受取口座の活用推進

公金受取口座の更なる登録の促進によって給付事務での活用推進を図るため、2023年度（令和5年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指すとともに、新たに創設した行政機関経由登録の特例制度の施行・実施に向けて必要な取組を進める。

(5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

2023年(令和5年)5月にAndroid端末で導入したスマートフォン用電子証明書について、利用できるサービスを順次拡大する。iOS端末についても実現に向けた検討を進める。

また、成人以降のカード更新を、マイナンバーカードに要求される身元確認保証レベル等について整理の上、オンライン化できないか、更に詳細を検討する。

(6) 次期マイナンバーカードの検討

2026年(令和8年)中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。このため検討の場として「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」を設ける。

暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行う。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討する。

また、より効率的なマイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービス(JPKI)システムへの刷新や、既発行カードの扱い、新旧カード切替えに伴うカード利用機関等への影響についても検討することとする。

法改正が必要な場合は、2024年(令和6年)通常国会への法案提出を目指す。

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

(1) アナログ規制の横断的な見直し

デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係であるため、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024年(令和6年)6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

(2) テクノロジーマップ等の整備

2023年度(令和5年度)中に、テクノロジーマップ、技術カタログ等を順次整備するとともに、これらを掲載するポータルサイトを構築していく。また、技術検証事業を実施し、規制所管府省庁におけるアナログ規制の見直しを、工程表に沿って進めていく。

(3) デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

(4) 官報の電子化

内閣府を中心に、紙で発行されてきた官報を電子化する仕組みについて2023年(令和5年)年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出する。

(5) 手続のデジタル完結と利便性向上

「申請」と比較し進んでいない「処分通知」のデジタル化について、経済界要望等も踏まえて取り組み、デジタル臨時行政調査会において2023年(令和5年)12月末を目途に取り

まとめる行政手続のデジタル完結に向けた工程表に基づいて、行政手続の「デジタル完結」の加速化を図る。

また、国民の更なる利便性向上に向けて、国民接点がある政府情報システムについて、最低限守るべき UI²のチェックリストを基に 2023 年（令和 5 年）夏を目途に改善を目指すとともに、更なる UI 改善に向けては、重要かつ難易度が高い項目についても対応方針を検討する。

3. 国・地方公共団体を通じた DX の推進

（1）デジタル推進委員の活用

デジタル推進委員（約 26,000 人：2023 年（令和 5 年）5 月時点）について、関係府省庁のデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯キャリアショップ中心の活動から、自治体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制の充実を図っていく。

（2）地方公共団体のアナログ規制の見直し

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しについては、より全国を取組を推進する観点から、地方公共団体と連携し、条例等のアナログ規制の課題調査を実施する。これを踏まえて、2023 年（令和 5 年）中を目途に「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（2022 年（令和 4 年）11 月公表）」を改訂する。

（3）情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備

公共サービスメッシュは、更なる添付書類の削減やプッシュ型サービス実現のため、行政が保持するデータを様々なユーザーやシステム同士で安全・円滑に連携できるように、行政機関間のバックオフィスでの情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。なお、ガバメントクラウド上で共通機能を提供しつつ情報の管理主体は各機関とすること等により、データの分散管理を確保する。

（4）自治体窓口 DX「書かないワンストップ窓口」

マイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタルを前提とした業務改革（BPR）を通じて、従来の窓口業務を住民目線で利便性を向上させることで、デジタルに不慣れな方もその恩恵を受けられる、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現する。

その一つとして、住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上で窓口 DXaaS を提供することや、自治体窓口 DX に精通した窓口 BPR アドバイザーの派遣等を実施するなど、「書かないワンストップ窓口」を含めた「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とする「フロント」改革を加速し、「バックヤード」改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開を促進する。

² ユーザーインターフェースの略。画面や音声入出力、キーボードなど、システムにおいてユーザーに対する情報提供や操作手段に関係する要素のこと。（JIS Z 8520 3.9）

(5) 自治体キャッシュレス

オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続の拡大を図る。

(6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

地方公共団体の基幹業務システムについて、2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できる環境を整備することを目標とし、2022年度（令和4年度）に引き続き、地方公共団体によるガバメントクラウド先行事業における検証を実施するとともに、標準準拠システムへの移行が円滑かつ安全に進められるよう必要な支援を積極的に実施する。

(7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行

2023年度（令和5年度）は、2022年度（令和4年度）に引き続き、地方公共団体による先行事業等の整備を実施するとともに、各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でのガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施する。

(8) デジタル化を支えるインフラの整備

「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年（令和4年）3月策定、2023年（令和5年）4月改訂）に基づき、広く国民の利便性向上に資するため、デジタル基盤（光ファイバ、5G、データセンター/海底ケーブル、非地上系ネットワーク等）の整備やBeyond 5Gの研究開発を推進する。

また、2023年度（令和5年度）中に策定する「デジタルライフライン全国総合整備計画」の実現に向け、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインの整備を着実に実行する。

4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開

(1) データ連携基盤の整備

各地域における、官民間、民間サービス間等でのデータ連携を担うエリア・データ連携基盤の整備については、重複投資を排除したオープンなデータ連携基盤の統一的・効率的な整備を促進するため、2022年（令和4年）7月にデータ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能をオープンソースで提供を開始したところであり、引き続き、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE2/3の取組等を通じ、各地域における導入の支援を進める。

(2) 優良事例のサービス/システムの横展開

マイナンバーカードの利活用を中心に、地域のデジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ化を進め、2023年（令和5年）夏に公表する。

また、カタログに掲載されるような優れたサービス/システムを調達するため、どのように仕様書上の要件や機能を整理すればよいのかを、担当者向けにガイダンスしたモデル仕様書を作成し、2023年末（令和5年末）を目途に公表する。

5. 準公共サービスの拡充

(1) 健康・医療・介護分野

① 電子カルテの標準化

医療機関等での電子カルテ情報の共有について、2024年度（令和6年度）中に先行的な医療機関から順次運用を開始するとともに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）について、2024年度（令和6年度）中に開発に着手する。

② 電子処方箋の促進

2023年（令和5年）1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに普及させる。

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

④ 母子手帳との連携の強化

国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、希望する自治体や医療機関から運用を2023年度（令和5年度）中に開始する。母子保健分野については、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する。

⑤ 診療報酬改定DX

医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、2024年度（令和6年度）中に提供する。あわせて、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通算定モジュールの開発を進め、2025年度（令和7年度）にモデル事業を実施した上で、2026年度（令和8年度）に本格的に提供する。

⑥ オンライン診療の促進

オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する。

(2) 教育・こども分野

① データ駆動型の教育の推進

教育現場におけるICT利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進する。

特に、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、教育情報システムの全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行うとともに、データ連携基盤の構築に向けた取組を加速させる。

② 学校等と家庭とのコミュニケーション

デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーション（学校から保護者への連絡・アンケートや、保護者からの連絡など）を含めた校務のデジタル化を推進する。また、保育所等において、保護者との連絡を含む保育の周辺業務や補助業務に係るデジタル化を推進する。

③ こどもに関するデータ連携の検討

2023年（令和5年）3月29日にこども政策DX推進チームが策定した「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」に沿ってこども政策DXを着実に進める。

データ連携等により、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる際の課題等を検証する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

④ 就労証明書の地方公共団体へのオンライン申請

保育所入所などの手続に必要な就労証明書については、その様式の統一化に伴い、2023年度（令和5年度）秋頃を目途に、事業者及び申請者から地方公共団体に対してオンライン申請ができる機能の実装を目指す。機能実装後は事業者などからのフィードバック等を踏まえながら継続的に機能改善の実装を目指す。

(3) 防災分野

① 防災デジタルプラットフォームの構築

防災DXを推進するため、災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年（令和7年）までに構築する。このため、基本ルール（データ共有ルール、EEI（災害基本共有情報））の策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備（2024年（令和6年）度運用開始予定）、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

② 住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等

防災DXの推進を通じて住民の命を守るために、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められるサービスとそれに必要なデータの抽出等を行い、防災アーキテクチャとして設計を行う。これを基に、防災アプリ等の中でデータの連携が図られるようデータ連携基盤の設計・構築を進める。

(4) モビリティ分野

① モビリティ・ロードマップの策定

様々なサービスを提供する車両やロボット、ドローンを地域の実情に合わせた運行管理・事業体制を構築するため、協調領域としての空間情報の共有、制御の在り方、社会的責任分担の在り方等について検討を開始し、2023年度（令和5年度）中を目途に「モビリティ・ロードマップ（仮称）」を取りまとめる。

② 4次元時空間 ID を含めた空間情報基盤の整備

国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえ、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間 ID」を含めた必要なデータの情報規格の整理や、データの出力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するための空間情報基盤の整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。

③ モビリティ分野におけるデータ連携

デジタル庁を中心とした政府は官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、2022年度（令和4年度）のプロトタイプによる実証結果を踏まえ、今後の方策や課題等を検討する。

(5) インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）

基盤的な地理空間情報である「電子国土基本図」について、ベース・レジストリであることを踏まえ、更新頻度及び機械可読性の向上を図るとともに、国土全域を対象とした3次元化を実施する。

6. AI 活用及びデータ戦略の推進

(1) AI 活用に係る取組

AI を、社会課題の解決や経済成長につなげていく観点から、①今後の AI の活用の基盤となるデータの整備等を含むインフラの整備・強化に向けた検討・取組と、②AI の実態と動向を把握し、リスクと必要な対応策を特定した上で、官民における適切な活用に向けた検討・取組を進める。

(2) 包括的データ戦略の推進と今後の取組

包括的データ戦略のうち、既に実装の段階に入っている施策については、本重点計画の各該当項目に進捗を記載し、引き続き推進する。更に、特に重点的に取り組むべき施策として、ベース・レジストリ等に関する施策を推進する。

ベース・レジストリに関する取組については、社会全体の取引コスト削減による取引規模拡大や生産性向上に向けて、ベース・レジストリに関する制度化の検討と、法人・土地系の注力領域における価値創出の両輪で進める。

制度化については、整備対象データに関し、①法令における位置付け②共有するための根拠③各行政機関の役割分担について整理を行うとともに、デジタル庁が定める「ベース・レジストリの指定」に基づき、データの整備を進める。

法人・土地系のベース・レジストリにおいては、各行政機関において、法人番号等の共通番号の徹底活用を進めるとともに登記等の基本情報を共有することによる変更手続省略等、申請者や審査者の負担軽減に向けた制度やシステムの検討を進める。

個人事業主の番号体系について、本人確認や情報連携等の具体的なユースケースの整理を行った上で、制度的な対応を含めた検討を行い、2023年（令和5年）内に具体的な結論を出す。

7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み

(1) 国際的な官民連携枠組みの設立

国境を越えた「信頼性のある自由なデータ流通 (Data Free Flow with Trust : DFFT)」が経済成長をもたらすとの考えの下、2023年(令和5年)に日本議長国の下で開催されたG7広島サミット及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、DFFTの具体化のための国際的な官民連携枠組み (Institutional Arrangement for Partnership : IAP) を設立する。

(2) eIDの相互活用・信頼の枠組み

各国のDigital Identity Wallet³等の取組を踏まえて、eID(electronic id)⁴の領域で公的個人認証による本人確認等を活用するほか、データのやり取りにおいてデータや相手方を検証できる仕組みなど、新たな信頼の枠組みを付加する構想である「Trusted Web⁵」を推進する。

(3) 簡易な国際間送金

簡易な国際間の即時送金について、本人確認手段や必要となるデータ標準など、国際的な相互運用性等について検討し、具体的な結論を得る。

8. 事業者向け行政サービスの拡充

(1) e-Govの拡充

e-Govで提供している機能を他のオンライン申請において利用可能とするためにe-Govの追加機能を整備する等、オンライン申請の利便性を向上するための在り方を検討し、ニーズに応じた機能改修を行う。

さらに、e-Gov以外を利用して行われる事業者等の法人(個人事業主を含む。)や団体からのオンライン申請について、e-Govからアクセス可能とするなど、事業者手続全体のポータルサイトとして、利便性の向上を図る。

(2) GビズIDの普及

事業者(法人、個人事業主)が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「GビズID」について、2023年度(令和5年度)中にマイナンバーカードを利用した審査の効率化等を通じたユーザー数の増加、連携行政サービスの拡充を進める。加えて、「GビズID」の制度化を進め、商業登記電子証明書との連携、民間サービスとの連携の在り方について整理・検討を進める。

³ 電子化された属性情報の集合として定義されるDigital Identityを格納できるWalletであり、本人同意の下で、選択的属性開示機能により必要とされる属性情報だけを提示する機能を持つ。関連の国際標準としてISO/IEC 23220シリーズおよびISO/IEC 18013シリーズ等が発行(一部策定中)されている。

⁴ eIDとはElectronic identityの略称であり、電子化された属性情報の集合として、電子的な識別目的、利用者属性確認、資格情報確認等に用いられる。一般的な用語であり、EU eID等の特定のID体系を指すケースも存在する。

⁵ <https://trustedweb.go.jp/>

(3) J グランツの刷新

汎用的な補助金申請システム（J グランツ）について、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、2024 年度（令和 6 年度）を目途に、システムアーキテクチャ及びUI の刷新を行い、申請時の事業者・事務局双方の負担軽減を図る。

(4) 中小企業支援の DX 推進

事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤であるミラサポコネットを通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。

(5) 政府調達におけるスタートアップ支援

政府全体で新規性・創造性を活かした高度な技術力を有するデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するため、当該スタートアップから優先的に調達を行う措置など公共調達の手法の見直しを実施する。また、デジタル庁は、契約の性質及び目的に応じ、優れた技術力や専門性を重視した「企画競争方式」による調達を活用することにより、より優れた技術力や専門力を有したデジタル・スタートアップや中小企業など、より幅広い優れた企業からの調達の拡大を図る。

9. デジタルマーケットプレイス試行導入

より先端的な技術や知見を活用しやすくし、国・地方公共団体の行政サービスの向上を図る観点、行政における情報システム調達を迅速化するとともに、中小・スタートアップ企業等の多様な事業者が参入しやすくなる等の観点から、デジタルマーケットプレイスに関するプロトタイプ構築・実証を実施する。

10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進

「国家安全保障戦略（2022 年（令和 4 年）12 月 16 日閣議決定）」等に基づき、政府全体として関連する施策を着実に実施していく。

国家安全保障戦略に基づき、我が国を全方位でシームレスに守るため、サイバー防御の強化、能動的サイバー防御の導入及びその実施のために必要な措置の実現に向けた検討、これらのためのサイバー安全保障の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置、法制度の整備、運用の強化等を進める。

また、偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化するため、内閣官房を中心に外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信等の能力を政府全体で強化する。

インターネット上の偽情報への対策について、憲法によって表現の自由及び通信の秘密が保障されていることを前提に、海外動向等も踏まえつつ、産学官民の多様なステークホルダーと連携し、プラットフォーム事業者の自主的な対応の促進と当該取組の透明性・アカウンタビリティ確保のための枠組み・方策の検討や、ユーザの ICT リテラシー向上の推進、研究開発の推進など、総合的な対応を進める。

上記1～10. に示した、安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組については、データやシステムに対する国民の不安を解消し、理解や信頼を得ることが不可欠である。

今般のマイナンバー制度に関する事案⁶に鑑み、デジタル庁を中心に、マイナンバーカードを活用するサービスのトラブルに関して、関係府省庁等が連携して対応していくこととし、効果的な情報共有と情報発信を行う。

今後、誤操作、誤記入、システムトラブル等の事案を確認した場合、以下の方針を基本とし、対策を講じる。

- ・ 同様の事案が新たに発生しないよう即時に対策を講じるとともに、既存のデータやシステムについて、同様の問題が発生していないか、総点検等を行う。
- ・ 事象の収束後も、上記の効果を確認しつつ、システム化などの再発防止策を講じることや、当該システム・事象の性質に応じて継続的な点検を行うなど、信頼を確保する。

また、人為的ミスリスクを低減させるために、人が介在する機会を減少させるようデジタル化の徹底を推し進めることも必要である。

今後のシステムの実装においても、利用者目線に立ち、安全・安心で利便性の高いアプリケーションやインフラを実現するため、システムを開発・運用する国・地方公共団体・民間事業者等における徹底した品質管理・セキュリティ対策の推進を図る。その際、誤操作や誤記入などの人為的ミスが生じ得ることを十分念頭に置いて、対策を検討する。

⁶ 今般の事案に関連して、第3-2(3)「① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組」第六、第3-2「(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制」を参照。

第2 重点計画の基本的考え方

1. デジタルにより目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年(令和2年)12月25日閣議決定)では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども⁷等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの課題、求められる成果、その結果目指すべき姿について以下①～⑥の方針で施策を展開することとする。

① デジタル化による成長戦略

我が国においては、少子高齢化や地域の人口減少が進行し、我が国経済の成長力を底上げしていくことが課題となっており、災害等の有事への備えも課題である。今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくこともはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

このため、イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民でフル活用した新しい付加価値・サービスの創出、さらには、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスを積極的に活用することにより、社会全体の生産性を向上させていくことが必要である。特に、諸外国と比べて、我が国が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に係るデータの収集・蓄積をフルに活用しつつ、社会的課題の解決を図ることが成長戦略の重要分野(勝ち筋)となる。

このような課題意識の下、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やクラウドサービスの徹底活用、デジタル原則を含む規制改革の徹底、調達改革の推進、データ戦略の推進、地域を始め各分野で最適なサービスにつなげるデータ連携やDXの推進、AIの適切かつ効果的な活用などにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会課題の解決を図りつつ、我が国全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指す。

それは政府全体の目標である Society 5.0⁸の実現にも直接資するものである。

⁷ この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年(令和3年)12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

⁸ フィジカル空間(現実空間)とサイバー空間(仮想空間)を高度に融合させたシステム(デジタルツイン)を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立(新たな価値を創出)する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

医療・教育・防災・こども等の準公共分野において、画一的なサービスが提供されていることや、あるいは、データが活用できないこと、データが必要な主体間で連携されていないことなどにより、最適なサービスが提供されていないことが課題となっている。

こうした課題に対応するためには、官民間やサービス主体間での分野を越えたサービス利活用を促進し、安全・安心を確保し、国民一人ひとりが最適なサービスを組み合わせることができるようにするとともに、個々のサービス利用時におけるワンスオンリーを実現するため、デジタル庁が関係府省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野におけるデータ連携基盤の構築を進める必要がある。

その際には、データ連携のアーキテクチャについて不断の見直しを行うとともに、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティや個人情報の適正な取扱いの確保を徹底する。

また、各準公共分野のデータ連携基盤の上で提供される優れた民間のサービスを活用し、国民一人ひとりのニーズに応じたプッシュ型（アウトリーチ型）の情報提供の充実を図るためには、行政機関や地方公共団体が、各サービスの情報を迅速かつ簡便に入手し、高い透明性及び競争性を確保しつつ、統一した基準で調達できるようにすることが求められる。

そのため、各準公共分野において提供されている優れたサービスについて、サービスカタログの形で整理して公表するなどの取組を進め、分野間・地域間を超えて好事例を横展開していく仕組みとして定着させることが重要であり、今後、デジタル庁においては関係府省庁と連携して、各準公共分野における取組を加速化していく。

これにより、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、これまで以上に安全・安心が確保された社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

③ デジタル化による地域の活性化

地域においては、人口減少や少子高齢化、産業空洞化、防災など様々な社会課題に直面している。

この課題を解決するために、デジタルを地域づくりに活用することで、前述の医療・教育・防災・こども等の準公共分野を始めとしたサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などの実現を図る。このため、デジタル田園都市国家構想の取組を強化し、マイナンバーカードを活用した住民等の利便性向上の施策等の横展開に努めるとともに、これらを支える5Gや光ファイバ等のようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を進める。

また、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しや、ガバメントクラウド上で提供される窓口DX等のオンラインサービス活用を支援する。これにより、行政手続の簡素化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現など住民の利便性向上につなげるとともに、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図る等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現を推進する。

さらに、地方公共団体が自ら課題をオープンにし、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」の推進を含め、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するとともに、地域コミュニティの力を引き出し、地域の自立を促すための取組を推進する。

これらにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、地域が抱える課題が解決され、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた地域の魅力が向上する社会の実現を目指す。

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このため、以下のアからオまでに掲げる基本的な考え方を共通認識とし、官民を挙げて「皆で支えあうデジタル共生社会」の構築に向けた環境整備を行う。

- ア 機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、例えば、行政手続の「書かない窓口」構想に見られるように、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感できること。また、デジタルを利用する人に向けては、利用者の視点を第一に、ユーザー体験、ユーザビリティ及びアクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、例えば、単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応する等、きめ細かく提供すること。
- イ 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ウ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、障害者のみならず、高齢者のフレイル対策⁹、社会参加に資することに加え、こどもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益^{ひえき}するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながること。
- エ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にもつながること。
- オ デジタル化のメリットのみならず、SNS 等を通じた誹謗中傷^{ひぼう}、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。その際の対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開すること。

これらの実現に当たっては、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していくことも必要となる。

これらの取組により、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

⁹ 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態（フレイル）を予防・改善するための様々な取組をいう。

⑤ デジタル人材の育成・確保

デジタル改革やデジタル実装を進めていくための人材不足の課題が、国、地方、企業などあらゆる局面で顕在化している。

まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の能力を最大限生かし、引き出せる組織であり、官民様々な人材が多様な経験を積むことが可能な組織として、デジタル人材の育成の場となるとともに、AI やデータ活用、デザイン思考など必要な研修コンテンツを国、地方自治体等に提供する。加えて、デジタル社会の実現に関する司令塔として、人材の確保・育成の役割を十分に果たすことができるようデジタル庁自体の体制強化の検討を行う必要がある。

各府省庁は、行政機関等におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が官民学を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

このほか、デジタル庁においては、各地にあるデジタル人材に関する競技会等を調査・分析し、デジタル人材育成に係る取組を推進する。

これらにより、全国民が当事者であるとの認識に立ち、それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学ぶことができ、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、地域におけるデジタル人材の育成やデジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会を実現する。

⑥ DFFT の推進を始めとする国際戦略

国際的に、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが顕在化している。

この課題を解決するために、国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、国際標準への準拠はもちろんのこと、DFFT を含む国際的な共通認識の醸成、データ流通やデジタル経済に関するルール・原則の合意、共同プロジェクトや人材交流を含めた国際連携・協力等を行うことにより、我が国が世界をリードするという視点が不可欠である。今後、今般の G7 デジタル・技術大臣会合の合意を踏まえ、国際的な枠組みを設置し、その下で、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレジストリの構築など、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFT の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等のデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、データ格差を抱える新興国等への支援や協力、グローバルを前提とした情報発信の強化の向上に取り組む。

これらにより、データがもたらす価値を最大限引き出し、プライバシーやセキュリティ等に適切に対処することにより信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通が可能な社会の実現を目指す。

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(1) デジタル社会形成のための基本原則

2021年（令和3年）のデジタル庁創設に先立ち、2020年（令和2年）に我が国のデジタル社会の将来像やデジタル庁設置の考え方等を示す「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定された。このデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げている。

- | | |
|-----------|-----------|
| ①オープン・透明 | ⑥迅速・柔軟 |
| ②公平・倫理 | ⑦包摂・多様性 |
| ③安全・安心 | ⑧浸透 |
| ④継続・安定・強靱 | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決 | ⑩飛躍・国際貢献 |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律¹⁰（以下「デジタル手続法」という。）では、デジタル3原則（①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）。）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

(2) BPR と規制改革の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。

業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本方針」(2021年(令和3年)12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 第1条 利用者のニーズから出発する | 第7条 利用者の日常体験に溶け込む |
| 第2条 事実を詳細に把握する | 第8条 自分で作りすぎない |
| 第3条 エンドツーエンドで考える | 第9条 オープンにサービスを作る |
| 第4条 全ての関係者に気を配る | 第10条 何度も繰り返す |
| 第5条 サービスはシンプルにする | 第11条 一遍にやらず、一貫してやる |
| 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める | 第12条 情報システムではなくサービスを作る |

また、デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う必要がある。

¹⁰ 平成14年法律第151号

さらに、アナログをデジタルへ切り替えた途端、アナログより厳格な確認を求める等といった運用については、逆に国民や事業者の手間やコストが増えることになることから、利便性の観点から国民や事業者の立場に立って、手続や業務フローを実装・運用する。

(3) 構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」(①デジタル完結・自動化原則¹¹、②アジャイルガバナンス原則¹²、③官民連携原則¹³、④相互運用性確保原則¹⁴、⑤共通基盤利用原則¹⁵)を2021年(令和3年)12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

(4) クラウド・バイ・デフォルト原則

各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせ、適正(スマート)に利用する設計思想に基づいた整備を推進する。

¹¹ 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

¹² 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

¹³ 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

¹⁴ 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

¹⁵ ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

我が国がデジタル化を強力に推進していく際に政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組について、戦略的な政策と各分野における基本的な施策に分け、以下に取りまとめる。施策の実施に当たっては、遅くとも各項目に記載された達成時期までに実現することとし、可能な限り前倒しを図る。

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

「デジタル臨時行政調査会¹⁶」（以下第3-1 1.において「調査会」という。）において、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、2022年（令和4年）6月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に沿って、アナログ規制の見直し等の取組を進めている。（第2 2.（3）の「構造改革のためのデジタル原則」参照。）

① アナログ規制の点検・見直し

2022年（令和4年）12月末に、アナログ規制約1万条項（目視：2,927、実地監査：74、定期検査・点検：1,034、常駐・専任：1,062、書面掲示：772、対面講習：217、往訪閲覧・縦覧：1,446、FD等記録媒体：2,095、その他規制：42）に関する「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を確定した。規制所管府省庁において当該工程表に沿った規制の見直しを行い、2024年（令和6年）6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

告示、通知及び通達については、点検対象としてリストアップした2,536条項について、2023年（令和5年）5月に確定した見直し方針や見直し完了時期に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行う。

② デジタル規制改革推進の一括法

2023年（令和5年）通常国会に、法改正による対応が必要なアナログ規制の見直し¹⁷について措置するデジタル規制改革推進の一括法案¹⁸を提出した。

同法案では、個別のアナログ規制の見直しのほか、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保するため、デジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けるとともに、国及び地方公共団体におけるデジタル技術の効果的な活用や、テクノロジーマップの

¹⁶ デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、2021年（令和3年）11月に設置された。

¹⁷ 具体的には、書面掲示規制の見直しに係る改正、記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正を措置している。

¹⁸ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第47号）

公表・活用に関連する規定を措置している。当該規定を踏まえ、デジタル法制審査の取組や、テクノロジーマップの整備を進めていく。

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024年（令和6年）通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）については、2022年（令和4年）臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023年（令和5年）通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。

④ 法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用促進

国のインフラである法令データのベース・レジストリを整備し、国家公務員の働き方改革、BPR、法令案の誤り防止等を推進するため、デジタル庁、総務省等の関係府省庁が連携し、法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証を着実に実施する。その際、法令等データについては、「法制事務のデジタル化検討チーム」で議論されたデジタル法制ロードマップを踏まえ、過去分データ、告示データ等への対象データの拡充やAPIの機能拡張について検討する。また、AI等の技術による法制事務の補助について検証していく。

⑤ 官報の電子化

内閣府を中心に、紙で発行されてきた官報を電子化する仕組みについて2023年（令和5年）年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出する。なお、法案の検討に当たっては、将来的に紙の官報を廃止することを念頭に置き、現在の官報（紙）を電子官報に単に置き換えるのではなく、今後の技術革新に対応できる技術中立的な仕組みを構築するとともに、改ざんされていない真正情報の提供、長期保存ができる仕組みの構築、機械可読な電子官報のデータの提供、法制執務業務支援システム（e-LAWS）との連携などによる官報に関する事務のBPR等の運用が可能となるような制度設計を行う。

⑥ テクノロジーマップ等の整備

テクノロジーベースの規制改革推進委員会を2022年（令和4年）9月に設置し、テクノロジーマップ、技術カタログ、技術解説記事等のプロトタイピングを行いつつ、取組方針を検討してきた。

技術検証が必要な約1,000条項については、デジタル庁と規制所管府省庁が連携し、効率的に技術検証を実施することとしている。また、デジタル規制改革推進の一括法案においては、国の行政機関等におけるテクノロジーマップの活用の努力義務を規定している。

2023年度（令和5年度）中に、テクノロジーマップ、技術カタログ等を順次整備するとともに、これらを掲載するポータルサイトを構築し、アナログ規制の見直しを工程表に沿って進めていく。

⑦ 地方公共団体の取組への支援

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しについて、各団体の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を2022年（令和4年）11月に公表し、調査会の取組の概要や地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの手順案、先進的な取組事例等を示した。

今後、より全国の取組を推進する観点から、地方公共団体と連携し、条例等のアナログ規制の課題調査を実施し、これを踏まえて、2023年（令和5年）中を目途にマニュアルを改訂する。

（2）国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底と AI・データ等を徹底活用できる社会づくり

デジタル臨時行政調査会において、今後、行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化、AI時代の官民データ整備・制度対応（「第3-1 6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組」等に記載）、国・地方のデジタル関係の基盤の構築等に重点的に取り組む。

① 経済界要望等を踏まえた行政手続のデジタル完結の推進

行政手続のデジタル完結に関しては、調査会において、年間手続件数1万件以上の申請等に関する約1,300条項の調査・点検を実施し、それらの手続のデジタル化に関する状況・方針等を取りまとめた。

各府省庁は、上記の方針に基づき、集中改革期間の終期に当たる2025年度（令和7年度）までに、手続のデジタル化等を行うこととする。具体的には、当該方針の別表に掲載された手続について、デジタル化の方針が決定しているものについては具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を検討し、今後、方針等が確定するものについてはデジタル化に向けた方針を調査会事務局と調整の上、2023年（令和5年）9月末を目途に、デジタル化に向けた工程の案を調査会へ提出する。調査会は、同年12月末を目途に、その内容を精査した上で行政手続のデジタル完結に向けた工程表を公表するものとし、各府省庁は、この工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

また、上記の横断的な調査・点検により把握された課題を踏まえ、調査会は、国民等向け手続においてマイナンバーカードの利用による更なる利便性向上を図るとともに、ベース・レジストリの整備を通じた申請・届出手続の効率化や、デジタル化を妨げるローカルルールへの対応などについて、事業者向け手続から段階的に取組を広げられるよう、今後取り組むべき方策等について検討を行い、2023年（令和5年）内に結論を得ることとする。

デジタル庁においては、行政手続のデジタル化に向けた各府省庁の取組の現状等を把握し、各府省庁別に進捗の状況を公表するなど、各府省庁における自律的な取組を推進するための仕組みを構築する。

② 国・自治体を通じた制度・サービスの抜本見直しの検討

国民・事業者等にとって優れたサービスを提供するためには、制度・業務・システムを一体的に見直すことが重要である。現在、我が国ではマイナンバーカード、公金受取口座登録、G Biz IDの普及等が進んでいるところ、こうした共通基盤を徹底活用しつつ、一体的に見直しを進めていく。

既に、例えば法令、官報等、行政の基幹となる一部の制度・業務・システムについては見直しが進められているところ、国民・事業者等の目線での見直しを他分野へと広げていく必要がある。

今後、国、地方自治体、国民・事業者等をつなぐ共通的な基盤の構築・活用も念頭に置きつつ、行政内部において紙等が介在する業務プロセスやアナログな方法を強いる制度、自治体間の独自様式（ローカルルール）等を横断的に見直ししていくことに加え、プッシュ型のサービスや手続の簡素化等、国民・事業者等の目線に立った行政サービスへの見直しを進めていく。

(3) 規制改革

デジタル分野の規制改革については、規制改革推進会議における先行的取組を調査会にフィードバックするとともに、調査会における横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトしていくなど、柔軟に連動していくことが重要である。両会議の連携・役割分担を図りつつ、政府全体として強力に規制改革を進めていく。

特に、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応することにより、個別具体的な規制・制度を迅速に見直すとともに、そうした先行的取組を横断的改革につなげていく。さらに、「デジタル」と「リアル」の改革の有機的連携を図り、イノベーションを阻む規制の改革に取り組む。

こうした観点から、各府省庁は、規制改革実施計画において取り組むこととされる実施事項について、デジタル原則も踏まえ、その着実な実施を図る。

2. デジタル田園都市国家構想の実現

(1) デジタル田園都市国家構想の意義、目的

地方では、加速化する人口減少に伴い、交通、医療、教育等様々な面で社会的課題が深刻度を増している。我が国の豊かな国土を活かすためにも、本来は、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができねばならない。こうした課題に悩む地域でこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術の利活用が必要とされている。こうしたデジタル技術の利活用のニーズを満たすため、それぞれの地域では、国が用意したデジタル基盤を活用して、官民の連携により、データ連携基盤などの各地域のデジタル基盤を作り込むことが今後求められる。デジタル基盤を活用して、暮らしに根付いたサービスや産業が、全国的な事業者の力を頼らず、必要なデータの収集・活用など、デジタルの力を自ら積極的に活用できるようになれば、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用することが可能となり、地方の暮らしが抱える弱点はマイナスではなく、むしろ成長の原動力となる。

地域の個性を活かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させることで、地域における仕事の創出、地方への人の流れの創出を図り、地域発のイノベーションの創出、地域の暮らしの持続可能性の強化、そこで暮らし働く人々の Well-being の向上及び、地方から全国へのボトムアップ型の成長を図り、言わば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

(2) 構想実現に向けた取組の基本的な考え方

2022年（令和4年）12月に、地方におけるデジタル実装を加速化し、デジタル田園都市国家構想を実現していくための5か年間の中期計画として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022年（令和4年）12月23日閣議決定。以下「総合戦略」という。）を策定した。

総合戦略に基づく施策を着実に実行し、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備を強力に推進する。

① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野においてデジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図るため、これらを実現する上で重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、それぞれの取組を推進する。

それぞれの地域におけるデジタル実装に当たっては、国によるデジタル基盤の整備を受け、それぞれの地域の事情に即したデータ連携基盤を始めとするデジタル基盤を作り込み、域内の事業者のデジタル実装に向けた取組との有効な連携方策を検討するなど、各地域の仕事づくり、人の流れづくり、結婚・出産・子育てしやすい環境づくり、魅力的な地域づくりに向けたデジタル実装の包括的なビジョンや方針を描くことが重要である。

もっとも、こうしたビジョンや方針を、一度に同時に実現していくことは、いずれの地域にとっても困難である。このため、それぞれの地域では、まずは、自らの地域においてデジタル実装に集中的に取り組む上で鍵となる事業を選定し、その鍵となる事業に適したデジタル基盤の作り込みから着手していくことが求められる。まずは鍵となる事業を選定して当該事業のデジタル実装から着手し、並行して、事業者をまたぐデジタル基盤の整備と事業化を立案し、実行に移していくことが期待される。

また、このプロセスにおいて、地域幸福度（Well-being）指標を用いた取組の評価手法等を積極的に活用しながら、特定の事業者だけでなく、地域の事業者や市民を幅広く取組に巻き込んでいくことで、地域が一体となって、幸福度の高い地域社会の実現を図り、その持続可能性を高めていくことが重要である。

② デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる3つの取組（ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を強力に推進する。

地域におけるデジタル実装の基盤となるマイナンバーカードについて、更なる普及促進を図るとともに、デジタル田園都市国家構想交付金等を通じて新たに生まれるマイナンバーカード利用サービスの横展開を推進し、更なる利便性の向上を図る。

また、地域のサービス業の構造改革を進めて地域の稼ぐ力を向上させるとともに、住民が個人のニーズに合ったサービスを受けられるようにするため、複数のサービス間でデータを連携し、広く多様なデータを活用して新たな価値を創出することが鍵となる。そのため、行政機関ごと・分野ごと・企業ごと・部門ごとに、縦割りで開発や普及に取り組むのではなく、複数のサービスが協力して支え合う共助のビジネスモデルに基づいたデータ連携基盤の構築を推進する。

各地域における、官民間、民間サービス間等でのデータ連携を担うエリア・データ連携基盤の整備については、重複投資を排除したオープンなデータ連携基盤の統一的・効率的な整備を促進するため、2022年（令和4年）7月にデータ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能（ブローカー）をオープンソースで提供を開始したところであり、引き続き、各地域における導入の支援を進める。

このように、それぞれの地域のデジタル基盤の作り込みに必要となる共通の部品を積極的に提供することで、それぞれの地域における安全かつ廉価な基盤の構築を支える。あわせて、デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの横展開を進めるための取組を推進する。

(3) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた重点検討課題

総合戦略を着実に実行するため、以下を始めとする新規施策や施策の深化・具体化に関して検討を進める。また、2023年（令和5年）末に改訂を行う総合戦略に位置付け、その実現を図る。

・ デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの横展開の加速化

デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援等を通じ、地方におけるデジタル実装は着実に広がりつつあり、デジタルを活用した地域の課題解決に資する様々な優れたサービスが実装されてきている。

今後、この流れを更に加速するため、関係府省庁が連携して、重点的に取り組むべきデジタル実装の優良事例を整理した上で、効果的かつ効率的に横展開を進めていく。

そのため、所管府省庁とデジタル庁、内閣官房が連携し、重点的に取り組むべき優良事例を支えるサービス/システムについて、住民の利便性向上、自治体のコスト低廉化、地域間の相互運用性の確保等の観点から、

- ① 全国又は一定エリアにおいて、国として主体的・統一的に実装を進めるべきもの
- ② 自治体による自主的・主体的な取組を基本としつつ、国としてサービス・システムの共通化や標準的な仕様・要件の策定等、一層の横展開の加速に取り組むべきもの

- ③ 市場における競争を促進することにより、スタートアップを始め創意工夫に富む新たなサービスの導入を促進すべきものなどの性格の違いを整理した上で、具体的な支援策の策定・実施に取り組む。

その際、国として主体的・統一的に実装を進めるべきものについては、所管府省庁において補助金等必要な財源の確保に努める。自治体による自主的・主体的な取組については、その的確な調達を支援するとともに、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金等による分野横断的な支援を行う。

地方公共団体による行政サービス分野においては、地方公共団体と住民との接点である「フロント」について、従来型の対面・紙申請から、非対面のオンライン申請へのシフトを進めるとともに、対面でも「書かないワンストップ窓口」を導入する等、総合的な取組を推進する。「書かないワンストップ窓口」については、デジタル庁が地方公共団体と連携して策定した共通仕様に基づく「窓口 DXSaaS」機能をガバメントクラウド上で提供し、「書かないワンストップ窓口」の導入に係る住民の利便性向上や自治体の負担軽減を図る。あわせて、地方公共団体の取組（BPRを含む。）に対する人的・財政的支援の充実を図ることで、「書かないワンストップ窓口」を含めた「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とする「フロント」改革を加速し、「バックヤード」改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開を促進する。

また、防災分野においては、防災 DX サービスマップを公表するなど、当面ベストと思われるサービス/システム（以下「ベスト・リファレンス」という。）のカタログ化に先行して取り組んでおり、医療・健康・子育て、公共交通、教育等の主要分野の優良事例を支えるサービス/システムについても、所管省庁とデジタル庁、内閣官房が連携し、2023年（令和5年）夏を目途にベスト・リファレンスのカタログ化を進めることで、自治体が迅速・簡便に検索・入手できるようにする。

さらに、自治体がベンダーロックインを回避しつつ、必要なサービス/システムを迅速・円滑に調達できる環境を整えるため、2023年（令和5年）末を目途に、主要分野のサービス/システムについてベスト・リファレンスの調達時に必要となる標準的な要件・機能等を整理し、担当者向けにガイダンスしたモデル仕様書として作成・公表する。

また、マイナンバーカードを利用したサービスについては、関係府省庁が連携して横展開支援を行うマイナンバーカードの利活用促進プランを取りまとめ、共通して必要となるシステムについては、廉価に提供されることを条件に、国がその開発を支援することも検討する。

将来的には、2023年（令和5年）4月から中央省庁が調達するサービスを対象として実証を行う、デジタルマーケットプレイスとの連携・活用も図りつつ、各自治体における導入手続の更なる迅速化・円滑化を図る。

・デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進

2023年（令和5年）夏に新たな国土形成計画を策定し、「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、デジタルとリアルが融合した「地域生活圏」の形成を推進する。このため、地域の生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスの持続的な提供に取り組む地域経営主体の育成を含めた官民パートナーシップ構築の環境整備など、官民が連携した先進的なモデル事例の創出やその実施に対する伴走支援、横展開を関係府省庁が連携して行う。また、交通活性化、自動運転、ドローン物流、建築・都市のDXのほか、人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりや「道の駅」の拠点機能強化等の各種関連施策を強化し、政策パッケージとして取りまとめる。

また、地域の暮らしや経済を支えるインフラの老朽化対策において、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構築を図る。

・デジタルライフライン全国総合整備計画の策定

「実証から実装へ」「点から線や面へ」の移行を目指し、中山間地域から都市部に至るまで、デジタル実装の前提となるインフラ整備を強力に推進するため、関係省庁が一丸となり、既存の取組を踏まえつつ、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインのアーキテクチャや仕様・スペックの具体化、自治体や運営主体を含む官民の役割分担、長期にわたり全国規模で講ずる取組等を定める「デジタルライフライン全国総合整備計画」を2023年度（令和5年度）中に策定する。このため、デジタルライフライン全国総合整備実現会議を設置し、デジタル社会推進会議等と連携しつつ、各省庁が一体となってデジタルライフライン全国総合整備計画の策定・着実な実施を推進していく。

特にドローンや自動運転等については、2024年度（令和6年度）にドローン航路や自動運転支援道の設定、インフラ管理のDX等を開始し、先行地域での実装を実現する。

その実現に当たっては、ハードインフラやルールに加えて、3D都市モデル（PLATEAU）や、データ連携基盤その他 Ouranos Ecosystem（ウラノス エコシステム）で整備するソフトインフラについても、全国展開・社会実装を推進する。また、単なる技術実証にとどまることのないよう、「線」や「面」での実装を行う個々の事業の持続可能性を担保するための要件やKPIの明確化と政策ロードマップの作成を行う。

・デジタル田園都市国家インフラ整備計画の実行

「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年（令和4年）3月策定、2023年（令和5年）4月改訂）に基づき、地域協議会も活用しつつ、デジタル基盤整備を推進する。具体的には、光ファイバの未整備地域の解消及び「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備を促進しつつ、公設光ファイバの民設移行を早期かつ円滑に進める。また、非居住地域も含めた5G等のエリア整備や非常時における事業者間ローミングの実現を推進するとともに、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタル基盤の整備と地域の課題解決ニーズに即した先進的ソリューション実装を一体的に推進する。さらに、データセンターの分散立地を推進するとともに、国際的なデータ流通のハブ機能の強化、国際海底ケーブル等の安全対策の強化に取り組む。非地上系ネットワーク（NTN）については、2025年度（令和7年度）以降の早期国内展開等に向け、サービスの導入促進のための取組を推進する。加えて、情報通信研究機構（以下「NICT」という。）に造成した新基金を活用し、社会実装・海外展開を目指した次世代の基幹インフラ Beyond 5G（6G）の研究開発を加速させ、今後5年程度で関連技術確立する。

・デジタル推進委員の取組の充実

地方におけるデジタル実装が進展する中、全国どこでも高齢者や障害者などを含めたデジタル機器やサービスに不慣れな方の不安を解消し、誰一人取り残されないための取組を推進するため、デジタル推進委員について、関係省庁のデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯キャリアショップ中心の活動から、自治体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制

の充実を図っていく。また、特に中山間地域においては、高齢化の現状も踏まえ、「デジ活」中山間地域の取組地域とデジタル推進委員の取組との連携を図る。

・地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを通じたデジタル実装の支援

アナログ規制を定める法令約1万条項については、2022年（令和4年）末に策定した工程表に基づき、2024年（令和6年）6月までを目途に、順次、見直しを進めている。地方公共団体の条例等については、2022年（令和4年）11月に公表した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局）」を活用するなどしてアナログ規制の見直しに取り組む地方公共団体も出てきている。今後、デジタル庁とモデル自治体が連携し、アナログ規制の見直しの検討を行うこととしており、デジタル庁はその結果も踏まえ、年内を目途に同マニュアルを改訂し、デジタル改革のモデルケースを全国に横展開することで、地方におけるデジタル実装を支援する。

また、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用による地域の課題解決等を図る取組については、デジタル田園都市国家構想交付金による後押しを進める。

・地域幸福度（Well-being）指標の活用促進

総合戦略に基づく施策全体の取組状況の評価において、地域ごとの特徴把握や、目指すべき地域の在り方を検討するために利用できる、地域幸福度（Well-being）指標の活用促進を強化する。

このため、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPE2/3 等の採択団体を始めとする意欲ある自治体における、Well-being 指標を用いた住民の幸福度の評価・分析を促進する。あわせて、その分析結果を地域への投資を呼び込む仕組みにつなげることにより、域内外の住民を巻き込んだまちづくりの取組の活性化を図る。

3. 国際戦略の推進

デジタル化を推進するためには、グローバル基準への対応や諸外国政府等の関係機関との協力・連携が不可欠である。デジタル庁を中心に各府省庁においては、デジタル分野において必要とされる国際標準や国際連携への対応について、信頼を醸成しつつ、責任を持って戦略的に推進する。

(1) DFFT の推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集・分析・加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化してきており、また、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、新たな価値の源泉であるデータが自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが経済成長をもたらすと考える下、テクノロジーを軸に、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、まずはデータに対する基本的な考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール・枠組み作りや討議等を通じて、DFFT を推進する。

DFFT を推進するためには、有志国との連携を図ることが必要であるところ、我が国としては、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などとのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導する。また、これまでの G7 等の国際的な議論・取組や、2023 年（令和 5 年）4 月末に日本議長国の下で開催された G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合を踏まえ、同会合において合意された国際的な枠組みを設置し、その下で、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレジストリの構築など、国内外のデータ連携の枠組みの構築を含め、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFT の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、DFFT の具体的な推進に向けて、インターネット上で、特定のサービスに依存せず、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組みや、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す構想である「Trusted Web」に関する取組を推進する。

(2) 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築

利用者の真の要望に沿った行政サービスを提供し利用者の体験価値を向上させるため、諸外国では、利用者の要望を正しく理解し対応するサービス開発を目指して新たなアプローチが用いられている¹⁹。我が国でも行政サービスの提供に当たってサービス設計 12 箇条などに基づく検討を推進している。

こうした取組に当たり、各国が同様の課題に直面しそれぞれに解決策を見出してきた状況を踏まえ、二国間での直接的な協力関係や国際的なコミュニティを活用し、相互に協力することで効率的かつ高品質なサービス開発に成功している例が増加している。これにより、行政サービスの利用者に対して高品質かつ迅速なデジタルサービスが提供できるほか、官民での共同推進及び情報発信を行うことで、国内の事業者等に対して国際市場への参入機

¹⁹ 例えば、デジタル・ガバメント先進国の中には、サービスデザイン思考が採用されている国があり、それを専門的に推進する組織や人材を整備・確保している。

会の提供につなげることも期待される。具体的には、各国の Digital Identity Wallet 等の取組を踏まえて、eID(electronic id)の領域で公的個人認証による本人確認等を活用するほか、「Trusted Web」に関する取組を推進する。

(3) 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力

デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングを政府機関等が提供している諸外国との協力関係を構築し、デジタル人材育成のための枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。

(4) 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化

デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。

まずは相互の信頼関係の醸成を行い、情報共有や共同して推進すべき事項（アジェンダ）を明確にする。その際には、国内における問題認識や課題を踏まえ、各々の国に対して適切なアジェンダを設定する。その上で協力覚書（MOC）を交わすことなどを通じ、テーマに適した関係府省庁等も巻き込みながら関係性を強化する。将来的には、双方にとってのメリット等を踏まえ、共同プロジェクトの推進なども視野に入れた検討を行う。

加えて、強力な影響力を持つグローバルのシステム又はサービスベンダーに対し、政府として交渉をする際に、我が国のみで要求するのではなく国際的協調の枠組みを利用することで、より強力かつ効果的な交渉が可能となることが期待できる。

(5) 他国への支援

我が国におけるデジタル化の取組は、大規模かつ複雑な業務システム開発の経験やノウハウ、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、アジア、アフリカ、南米等を中心に、デジタル化の意欲が強い新興国に対して、関係府省庁では従来から研修等を通じた協力を行っている。

今後は、研修による情報提供から更なる協力関係に発展させることを目指し、関係府省庁がそれぞれの政策分野において継続的に関係を維持しつつフォローアップを行い、国際機関との連携協力、第三国協力の推進や、将来的に現地においてサービスが提供できるようなシステム開発や業務見直しの共同での推進、知見蓄積・活用など、具体的なプロジェクトへの発展等により効果的な他国支援・協力を行っていく。

(6) 民主的な「メタバース」の実現

ユーザー間でコミュニケーション可能なインターネット上の仮想空間である「メタバース」については、今後、フィジカル空間と同様、国民の生活空間、社会の場となることが見込まれる。G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合において、メタバースなどの没入型技術が民主的価値に基づくものであることの必要性が認識されたところ、総務省において、今後 OECD 等のマルチフォーラムにおける継続的な議論に貢献するべく取り組んでいく。

4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取等は、国家を背景とした形でも平素から行われている。また、世界規模の感染症の蔓延など、デジタル社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、今後も変化し得るものである。また、大規模地震災害を始めとする自然災害により、国民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態を想定して、あらかじめデジタル社会の強靭性を確保しておくことも課題となっている。こうした状況への対応として、政府は、国民の生命や財産を守り、国民生活を維持することのできる安全・安心なデジタル社会を構築するため、官民の緊密な連携を図りつつ、次のような取組を推進する。

(1) サイバーセキュリティの確保

IoT、AI 等により実現される Society 5.0 として目指すべき社会では、サイバー空間の利用は不可欠である一方、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。国民の生活や経済活動の基盤となる政府等の情報システムを含む重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃は恒常的に生起しており、対策の重要性はますます大きくなっているところである。また、経済社会のデジタル化が広範かつ急速に進展する中、情勢の変化に即応したサイバーセキュリティ対策を講ずることの重要性も一層高まっている。いまや、あらゆる主体がサイバー空間に参加することとなる中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティの確保が求められている。

デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と、国民への行政サービス等を安定して安全に提供するという観点を含めたサイバーセキュリティの確保との両立が不可欠であることから、国家安全保障戦略²⁰及びサイバーセキュリティ戦略²¹に基づき、政府全体として、これら戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

特に、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」²²（以下「政府統一基準」という。）の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上の推進の一環として、政府情報システム（共通基盤を含む。）におけるクラウドサービスの利用拡大や常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据え、2023 年度（令和 5 年度）に政府統一基準を改定する。あわせて、デジタル庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）において、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャを採用した、情報資産管理状況やシステムの挙動・ソフトウェアの状況をリアルタイムに監査・監視することができるシステムの開発・構築を行うとともに、引き続き、監査・監視の運用や利用促進の検討を行い、各府省庁に対し同システムの順次展開を進める。

また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）においては、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性が評価されたクラウドサービスを ISMAP クラウドサービスリストに登録し、政府機関等における本制度の利用を促進するとと

²⁰ 2022 年（令和 4 年）12 月 16 日 国家安全保障会議決定、閣議決定。国家安全保障戦略では、我が国を全方位でシームレスに守るため、サイバー防御の強化、能動的サイバー防御の導入及びその実施のために必要な措置の実現に向けた検討、これらのためのサイバー安全保障の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置、法制度の整備、運用の強化等を規定。

²¹ 2021 年（令和 3 年）9 月 28 日閣議決定

²² 現行版は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」（2021 年（令和 3 年）7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

もに、制度運用の合理化に向けた検討及び改善を継続的に実施するなど、クラウド・バイ・デフォルトの拡大を推進する。その際には、特に厳格な取扱いが必要となる情報を扱う政府情報システムについては、2022年（令和4年）12月に定めた「安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い」を参照して利用を進める。また、政府として、クラウドサービスや関連する暗号化等の技術開発や実証を支援しつつ、その成果を公共調達に反映していくなど、政府情報システムにおけるクラウド利用を、地方公共団体等のユーザーの理解と協力を得て、セキュリティを確保しつつ進める。さらに、クラウド監視に対応したGSOC²³の機能強化等の推進をしつつ、GSOCの着実な運用に継続的に取り組む。

デジタル庁は、NISCと連携して、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づいて、政府情報システムの整備・運用を実施するとともに、各府省庁は、デジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進めることとする。これらの方針に基づいた取組を通じて、デジタル庁及びNISCは、政府情報システムの整備・運用段階の全体にわたりDevSecOps²⁴等のアプローチを推進する。また、デジタル庁は自動化によるセキュリティマネジメントの強化を推進しながら、スマートなクラウド利用やサプライチェーン対策へのセキュリティ対応、ゼロトラストアーキテクチャへの取組を進めるなど、ERM²⁵及びITガバナンスの観点を含めたセキュリティ対策の強化を図る。さらに、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定的・継続的な稼働の確保等の観点から、デジタル庁の専門家のチーム及びデジタル庁の依頼に応じて独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に沿っているか等を継続的に確認するなど、必要な検証・監査を着実に進める。

さらに、NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。

総務省及びNICTは、安全性や透明性の検証が可能な国産セキュリティソフトを政府端末に導入することで、端末情報等を収集・分析する仕組みを2023年度（令和5年度）中に構築し、総務省での実証事業を開始する。当該仕組みを利用し、得られた情報とNICTが保有するサイバーセキュリティ関連情報を統合分析することで、海外製品のみならず我が国独自のサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化を図る。また、分析結果を基にセキュリティレポート等の作成を行い、府省庁に提供することで、政府機関の更なるサイバーセキュリティの強化に貢献する。さらに、デジタル庁等と連携を図り、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化（GSOCとの連携を含む。）に取り組む。

これらに加えて、デジタル庁が整備・運用するシステムについて、リアルタイムで監視を行い、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかに被害の拡大を防ぐとと

²³ Government Security Operation Coordination team

²⁴ 開発（Development）と運用（Operations）に加え、セキュリティ（Security）を融合させたライフサイクルとして、情報システムを捉える考え方。

²⁵ Enterprise Risk Management

もに、レジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢が重要となる。必要な体制及びルールについては、適時適切に見直しを実施していく。デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル基盤の強靱性や信頼性を確保するために、NISC が発展的に改組される新組織や個別のインフラや制度等を担当する府省庁などの関係機関と連携しながら、物理層・ソフト層・データ層・コンテンツ層などの各層の課題も踏まえ、国際的に連携しながらデジタル戦略等における基準・標準の社会実装を推進する。

(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保

2021 年（令和 3 年）5 月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律²⁶（以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律²⁷（以下「個人情報保護法」という。）の改正等（以下「2021 年（令和 3 年）改正法」という。）により、事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、2023 年（令和 5 年）4 月以降は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されている。

国の行政機関においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律や個人情報の保護に関する基本方針²⁸、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則²⁹にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。

個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、引き続き、国民や事業者、行政機関等³⁰からの照会等に適切に対応するとともに、2020 年（令和 2 年）改正法³¹、2021 年（令和 3 年）改正法等に関する周知・広報等に積極的に取り組む。また、今後の業務量の増大に応じ、個人情報保護委員会の所要の体制強化に引き続き努める。

(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、不正アクセスの防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携の取組、国際連携の取組、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案を始めとする犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。また、引き続きサイバー事案への対処能力の更なる強化を図る。

(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策

国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、電気通信事故の検証等を通じ、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。また、災害発生時における MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進する。

²⁶ 令和 3 年法律第 37 号

²⁷ 平成 15 年法律第 57 号

²⁸ 2004 年（平成 16 年）4 月 2 日閣議決定。2022 年（令和 4 年）4 月 1 日最終変更

²⁹ 2022 年（令和 4 年）5 月 25 日個人情報保護委員会決定

³⁰ 国の行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人

³¹ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）

5. 急速な AI の進歩・普及を踏まえた対応

大規模で汎用性が高い基盤モデルを活用した「生成 AI」の性能が格段に向上し、その利用が急拡大するなど、AI の社会的な影響力が急速に増大している。これによって、AI の活用を通じた新しい価値の創出への期待がこれまで以上に高まっている一方、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まってきており、諸外国においては、AI 開発と並行して、社会受容の在り方に関する議論も加速している。

AI の適切かつ効果的な活用は、生産性向上や競争力強化を通じ、我が国における社会課題の解決や経済成長につながる可能性を秘めている。こうした可能性を踏まえ、AI に係るリスクの懸念に適切に対処するとともに、「人による作業」の要否を整理し、AI 活用に向けた取組を進めていく必要がある。目下、我が国としては、①今後の AI の活用の基盤となるデータの整備等を含むインフラの整備・強化に向けた検討・取組と、②AI の実態と動向を把握し、リスクと必要な対応策を特定した上で、官民における適切な活用に向けた検討・取組を進めることが重要である。

(1) 連携体制

AI の急速な進歩・普及やこれにより生じる課題に迅速かつ適切に対処するため、有識者会議や関係省庁の連携体制である「AI 戦略チーム」、官民の AI 関係研究機関の連携体制を通じて、我が国一体となって取組を進めていく。また、2023 年（令和 5 年）に開催された G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、OECD や GPAI 等の専門家による国際的な検討協議の場を活用しつつ、議長国として G7 の議論を主導し、AI 利用を巡る国際的なルール作りに貢献する。

(2) 基礎的な開発能力の構築・強化や包括的データ戦略に基づくデータ整備

大規模言語モデル等による急速な AI の進歩・普及の状況等を踏まえ、大規模言語モデル等の基盤モデルの活用を進めるとともに、基礎的な開発能力の構築・強化等を行う。また、行政機関が保有するデータについて、AI での活用も念頭に置きつつ整備を進める。その際、活用に向けた検討・実装状況を踏まえ、デジタルアーカイブ含め、整備すべき行政データの範囲を検討する。

(3) AI の社会実装

AI の社会実装に向け、関係省庁において取組を行ってきたところ、更に取り組を強化して推進する。実装に向けて不合理な障壁となる制度があれば、その在り方を見直す。

行政における AI の活用については、行政運営の効率化、行政サービスの質の向上等につながる可能性が指摘されている一方で、機密情報の取扱いや、情報漏洩^{えい}の懸念といった課題も指摘されている。まずは、AI の特性の把握やリスクの精査をしながら、望ましい活用の在り方について必要な検討を行い、活用のアイデアを集約し、実装を進める。また、集約したアイデアを踏まえた AI 実装のニーズに効果的に応えるとともに、AI 実装の技術を有する事業者が調達に参加するに当たっての不明確さ等を払拭する観点から、AI 実装に伴う統一的な調達ガイドラインの作成等を行う。

加えて、昨今の生成 AI の普及を受け、教育分野における適切な実装に向け、学校教育の現場における AI の取扱いに関するガイドラインを策定する。

6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組

2021年（令和3年）6月に策定された包括的データ戦略については、DFFT、準公共分野のデータ連携基盤の構築といった施策において既に実装の段階に入っており、その進捗は本重点計画の該当する項目の記載に包含されている。包括的データ戦略については本重点計画に統合することとし、その他の包括的データ戦略に記載されていた具体的な取組のうち、当面、政府として重点的に取り組むべき施策について、以下にその方向性を示す。

なお、国際情勢の変化に加え、昨今の生成AIの急速な普及等、データを取り巻く情勢は劇的に変化しているため、今後、政府において検討されるAIに関する戦略等の議論を踏まえ、改めて、データに係る取組の進め方等について検討し、方向性を取りまとめることとする。

（1）内外のデータ戦略の現状

① データ利活用の推進の必要性

デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データは知恵・価値・競争力の源泉・創造の基盤であり、データスペースや生成AIの急速な普及等の新たな動きがデータの生み出す付加価値を更に飛躍的に高めている。

また、海外に目を向ければ、EUや中国、インド、シンガポール等の各国では、経済発展や国民生活向上のため様々なイニシアティブで戦略的かつ強力にデータ整備・利活用が推進され、その価値を享受している。一方で、安全保障環境が厳しさを増し、デジタル保護主義の動きも顕在化する中、経済安全保障上のデータの意義やデータ保護の重要性も増している。

このような環境の中、我が国においてもデータ活用の一層の推進が急務であり、もはや一刻の猶予もないが、国民・産業界にその価値がまだ十分認識されているとは言い難い。

このため、多様で質が高く十分な量のデータを簡単かつ安全に信頼して活用できる環境を実現し、我が国が社会課題を解決し、世界と協調しつつ、国際競争力を維持・向上させるため、データ整備から知識化、AI活用まで一貫したデータ戦略が必要であり、プライバシー侵害やデータの不適正利用等の不安・不信感を払拭しつつ、データの活用によるメリットについて理解を得た上で、政府全体として透明性と信頼性のあるデータ活用を推進する。

② 世界のデータ戦略

各国とも、データ活用を国力の源泉として位置付け、必要な体制やルールを整備し実行することで、国民生活の質の全体的な底上げや、データを活用したイノベーションによる国際競争力の向上等を加速化させている。加えて、生成AIに対応したルールやガイドラインの在り方についての議論が活発化している。

EU：各国がデータ基盤整備を進めるとともに、EU全体としてGAIA-X³²等、官民でデータ連携をする仕組みの構築や域内のデータ利活用ルール、コミュニティの形成により、約4億人の経済圏の構築を加速しつつ、国際的なルール形成の主導も志向している。

中国：トップダウンで国内の様々なデータの整備・活用を強力に推し進め、生活の利便性を高めるとともに、統制も含めた種々の行政上の目的も達成しようとしている。

³² ドイツ政府とフランス政府が、2019年（令和元年）10月29日に発表したEU規模でのデータの共有や利活用を支援するため、クラウドサービスのインフラを構築する構想（GAIA-Xプロジェクト）。GAIA-Xは、認証や契約手続きに基づいてデータへのアクセスを制御し、データ主権を保護しつつ様々なクラウドサービスとの相互運用性を確保する技術的な仕組み。

インド：高い実行力を武器に ID や API 群（IndiaStack³³）を整備し国家インフラとしてアジャイル的に浸透させることにより、約 14 億人の国民生活をデータのパワーで一変させている。

シンガポール：SmartNation 構想³⁴の下、国家全体のデジタル化を強力に推進し、行政の効率化に加え、官民連携した先進的なデータ活用も進んでいる。

米国：医療・運輸等の一部の産業分野が牽引し、民間主体で共通基盤の整備をリードしている。また、政府は、各機関に置かれた CDO を中心にデータ利活用とガバナンス強化に取り組んでいる。

③ 我が国のデータ戦略の進捗状況

我が国は、「包括的データ戦略」を 2021 年（令和 3 年）6 月に策定して以降、第 1 層：インフラ、第 2 層：データ、第 3 層：連携基盤（ツール）、第 4 層：利活用環境、第 5 層：ルール（データガバナンス/トラスト基盤等）、第 6 層：社会実装過程における業務改革＝ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）、第 7 層：本戦略の目標はデータがつながることで「新たな価値を創出」すること、というアーキテクチャ³⁵に従い、社会の基盤やルールの整備を進めるとともに、先進各国と協調してデータ基盤整備を進めてきた。

これまで、「インフラ」は 5G・データセンターの整備等を推進し、「データ」は、ベース・レジストリの整備が始まり、GIF³⁶を始めとしたデータの標準化に向けた取組やオープンデータの推進も強化されている。「連携基盤（ツール）」は、SIP³⁷で開発したシステム、CADDE(Connector Architecture for decentralized Data Exchange)、この成果を活用して DSA（データ社会推進協議会）が社会実装を進めている DATA-EX の社会実装の検討、デジタル田園都市国家構想でのデータ連携基盤の実装が始まっている。「利活用環境」は、情報銀行の展開に向けて検討等が始められており、「ルール」は、トラスト基盤や Trusted Web の検討、データ取扱いルール実装の推進等に取り組んできた。

一方、社会全体でのデータに係る理解やリテラシーの低さ、IT 企業等でのデータエンジニアの不足、プライバシー、セキュリティへの懸念や AI 活用の遅れ等があり、データ整備・利活用環境の整備は、十分に進んでいるとは言えない状況である。

これらの状況を踏まえて必要となる措置を講じた上で、我が国は、諸外国の急速なサービス展開や技術動向の変化を捉えつつ、デジタルアーカイブ³⁸として整備すべきものを含め、整備する行政データ（行政機関が保有するデータ）の範囲について検討するとともに、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の提唱国として、欧米や ASEAN 等の諸外国と連携し、国際的なリーダーシップを発揮しながら、従来以上のスピードで取組を推進していくことが求められている。

³³ 国民識別番号制度「Aadhaar」を土台とするオープン API 群

³⁴ 「より良い暮らし、より多くの機会、より強固なコミュニティ」を実現しようとする構想

³⁵ 上述の 7 つの階層に加え、各階層のそれぞれの取組に当たって、階層横断的な要素として人材、セキュリティを検討する必要があるとしている。

³⁶ 政府相互運用性フレームワーク（Government Interoperability Framework）

³⁷ 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」

³⁸ 様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。

(2) 包括的データ戦略を踏まえた今後の方向性

我が国が目指すべき未来社会の姿である Society5.0³⁹のビジョンを実現するため、①データがつながり、いつでも使える、②データを勝手に使われない、安心して使える、③新たな価値の創出のためみんなで協力するよう推進していく必要がある。そのためには、既存のプロセスを単純にデジタルに置き換えるだけでなく、AI等の最新技術も用いて、これまでの業務やビジネスデザインをゼロベースで徹底して見直していき、データを最大限効率的に利活用することで社会全体の改革を図っていく。行政においては、データを活用したエビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進していくことはもちろんのこと、産業界でのデータに基づく経営やそれを通じた競争力強化を推進し、社会全体がスパイラルアップできる構造を実現していく。

行政データは、国民にとって最大限価値を發揮するよう行政データ全体の枠組みを整理することが求められている。その際、行政データの品質を改善し、制度間の情報連携を容易にすることにより、行政事務・手続の簡素化にとどまらず、EBPMを推進していくことも重要である。このような観点から、ベース・レジストリの整備の推進とともに、実際に各制度間でベース・レジストリを参照することにより、行政事務・手続の簡素化を図るための仕組みの構築が必要である。

さらに、生成AIの利用拡大に鑑み、AIを活用した行政運営の効率化に向けた検討・実装状況や、民間における利用実態・ニーズを踏まえ、行政データ整備を進め、更なる行政データのオープンデータ化を推進することにより、社会全体のデータ供給を充実させていく。整備すべきデータの範囲については、AIに係るリスクの懸念に適切に対応しつつ、AI利活用による生産性の向上や競争力強化という可能性を踏まえた取組を検討する観点から、行政データについて、AI利活用のための技術検証を行い、デジタルアーカイブとして整備すべき行政データの範囲について検討する。

また、必要な専門人材の確保に向け人材育成を図るとともに、使いやすいデータの供給を通じてその能力を發揮できる環境を整備していく。

データ供給の拡大、データ利活用環境及びルールの整備を通じて、新たなデータ経済圏でもあるデータスペースの実現も図り、従来の準公共分野の取組に加え、サプライチェーン等、多くの組織や制度のボーダーを超えたデータ駆動社会の基盤となる空間の実現を図っていく。

一方で、サイバーリスクの高まりやプライバシー保護の必要性も踏まえ、国内外の規制変容の動向等にも留意し、利活用と保護のバランスを取って推進していく必要がある。

こうした取組を強力に推進するに当たり、我が国の多くのプレイヤーが有機的に連携するためには、社会全体における各プレイヤーの位置付けが明確化される必要があり、従来より示してきた包括的データ戦略のアーキテクチャに従い推進していくこととする。

先進各国の取組が加速する中、従来以上のスピードで社会全体のデータ活用を進めていくことが必要であり、デジタル庁のリーダーシップの下で、同アーキテクチャに基づき関係府省やステークホルダーの役割と責任を明確にし、優先順位をつけて取組を進めていく。また、政策面、技術面、運用面のバランスのとれた体制強化も必要であり、実現に向けて府省間・官民連携の体制を整備していく。推進に当たっては、国民生活の利便性向上や経済効果を訴求していく。

³⁹ 内閣府「Society 5.0」https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

(3) 当面重点的に取り組むべき事項

① トラスト

データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図るためには、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラスト⁴⁰の確保が重要であり、デジタル化の進展に伴いその必要性は一層高まっている。そのため、まずは行政機関が行政手続のデジタル完結を推進するため、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（2023年（令和5年）3月31日、デジタル社会推進標準ガイドライン）を踏まえたトラストサービス利活用の円滑な拡大等を図るとともに、電子署名及び認証業務に関する法律⁴¹（電子署名法）の関連規定について、国際的な相互運用性の確保に留意しつつ、必要となる評価基準等のアップデートを進める。

今後、オンライン取引・手続等において、発行元に関する証明のニーズが高まることが想定されるため、eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現にも取り組む。加えて、時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務）について、国際的な相互運用性の確保に留意しつつ、的確な制度運用がなされるように進める。

また、データの属性を含んだ信頼性の確保については、経済産業省が「産業サイバーセキュリティ研究会」において、2022年（令和4年）4月にサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した産業社会におけるデータの信頼性確保の考え方を整理した「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク～データによる価値創造の信頼性確保に向けた新たなアプローチ」を策定しており、引き続き普及啓発に取り組む。

さらに、技術的な動向を踏まえた身元確認及び本人認証の在り方についても国際的な相互運用性の観点も留意しつつ検討を行い、国際的な相互運用性を持ったDigital Identity Walletを推進するとともに、特定のサービスに依存せず、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組みや、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す構想である「Trusted Web」に関する取組を推進する。

② データ取扱いルール

分野間データ連携基盤や分野ごとのプラットフォーム⁴²の構築には、データの表現対象となる被観測者（個人・法人を含む）、データ提供者及びデータ利用者がデータ流通に対して抱く懸念・不安を払拭するため、データ取扱いルールの実装が必要となる。

プラットフォームの構築におけるルール実装の際に踏まえるべき視点と検討手順を示した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（2022年（令和4年）3月4日）を参照し、重点分野のデータ連携基盤及びデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤（当面、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPE 2/3におけるデータ連携基盤）における適切なルール実装を推進する。

⁴⁰ インターネット上で本人であることやデータの信頼性を証明することにより、送信元のなりすましや改ざん等を防止するための仕組み

⁴¹ 平成12年法律第102号

⁴² 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

③ PDS・情報銀行

国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、準公共分野及び相互連携分野において、パーソナルデータを含む多様なデータを安全・安心に流通・活用するため、PDS（パーソナルデータストア）や情報銀行の活用可能性を検証するための実証等を実施する。

④ データ連携基盤

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、データ連携基盤等の構築が重要となる。準公共分野においては、デジタル庁が関係省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野におけるデータ連携基盤の構築を進めることが重要であり取組を進める。

また、相互連携分野においては、関係省庁と連携し、アーキテクチャ（リファレンスアーキテクチャを含む。）を参照したデータ連携基盤の導入、標準の整備等に向けた取組を進める。

⑤ ベース・レジストリ

社会基盤として参照可能なデータを整備する上では、データの元となる情報（情報源）の最新性や正確性、完全性等の品質担保が重要であり、具体的な社会課題への対応や、実現すべきサービスを念頭に置いた上で、必要となるデータの情報源と、データの共有の在り方について、関係行政機関等とともに検討することが重要である。また、品質担保の実現には、業務面（法令を含む。）やシステム面等の工数がかかり、メリハリをつけた対応が必要である。当面は、法人・土地系等の注力領域を設定し、デジタル臨時行政調査会において、ベース・レジストリの制度化と注力領域における価値創出の両輪で検討を進める。

ベース・レジストリの制度化については、①対象となるデータに関する行政事務における位置付け②データを共有するための法的な根拠の整理③データの整備及び情報連携基盤に係る関係行政機関等の役割分担について、検討を行った上、デジタル庁が別途定める「ベース・レジストリの指定⁴³」に基づき、関係行政機関等と連携してデータの整備を進める。また、行政機関間における個人情報を含むデータの連携等に関する制度設計や運用が適切かつ円滑に行われるよう、個人情報保護委員会においては、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な情報提供や助言等を行う。

ベース・レジストリの整備・運用に当たっては、官民の様々な情報について、正確かつ途切れることなく、データクレンジングを行ってきた国立印刷局等の関係する公的機関との連携について、関係府省庁とともに、検討する。

法人ベース・レジストリについては、社会における法人情報を整備し、共有することで、官民の取引コストを低減させ、もって企業の取引規模拡大、生産性向上を目指す。まずは、各行政機関によって目的別に個々に収集されている法人基本情報について、商業登記由来の情報からマスターデータとして行政機関内で共有することにより、申請者たる法人及び審査者たる行政機関双方の事務負担軽減を図るため、制度的な対応や規格の整理、システムの検討を行う。

個人事業主の番号体系については、本人確認や情報連携等の具体的なユースケースの整理を行った上で、制度的な対応を含めた検討を行い、年内に具体的な結論を出す。

⁴³ 指定の際、ベース・レジストリの定義についても併せてを見直す想定。

土地系ベース・レジストリについては、所在情報に関し誰もが参照できるマスターデータや行政機関が不動産登記情報を利用するに当たっての使いやすいデータを提供することによって、各分野の業務効率化や新たな価値創造の取組の加速化を目指す。不動産登記ベース・レジストリについては、各行政機関によって目的別に個々に取得されている不動産登記由来の情報に関し、その取得スキームを一元化することで、法人ベース・レジストリと同様の行政手続等における効率化等、行政機関の業務効率化や国民の利便性向上を図るため、デジタル庁において、制度的な対応や規格の整理に関する検討を行うとともに、システム整備を推進する。アドレス・ベース・レジストリについては、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールに対応するため、2025年度（令和7年度）の本格運用を目指し、デジタル庁において、関係行政機関等と協力し必要な対応を進める。

また、法人及び不動産登記ベース・レジストリの実装に向けては、登記情報のうち、必要なデータ項目の異動情報の受領の在り方について、デジタル庁と法務省において連携して検討する。

支援制度ベース・レジストリについては、マイナポータルとの連携を着実に進め、機能の改善と拡充を図る。

また、ベース・レジストリとして位置付けるものではないものの、ベース・レジストリを活用した基礎的な時系列データや、ベース・レジストリのように汎用的に活用されないが特定分野等で社会の基盤として使われるデータ等に関して、データ整備等の検討をしていく必要がある。

⑥ データマネジメント

生活や企業のあらゆる活動でデータを活用するデジタル社会において、円滑なデータ連携において参照可能な標準群として政府相互運用性フレームワーク（GIF）を整備・公表している。AIでの利活用も念頭に置き、データ連携における設計・変換コストの低減、環境整備による、データ間の相互運用性を高めるため、デジタル庁で先行してGIFの導入を検討できるシステムを選定し、具体的なGIFの導入支援、利用促進を図る。

⑦ オープンデータ

公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようオープンデータの取組を推進しており、利活用についても、地域の住民や企業等による取組に加えてRESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきている。

オープンデータ基本指針について、2023年度（令和5年度）中に策定当初からの社会環境等の変化に対応した内容へ見直しを図る。また、オープンデータの更なる推進のため、具体的なニーズに基づきオープンデータを活用したサービス等の事例について更なる展開、推進を検討するほか、地域のオープンデータの利活用の面では、RESAS等の情報支援を行い、オープンデータを活用した施策分析・評価基盤を提供する。

また、e-Govデータポータルサービスの更なる活用に向けた周知・啓発等を行い、国民・企業・行政機関等における積極的なオープンデータの活用を促進する。

オープンデータである公的統計の元となる調査票情報についても、個人情報等の適切な保護をしつつ、その二次的利用を迅速化及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、提供手続の標準化及び効率化、オンサイト施設の充実、リモートアクセス方式による提供に向けた実証実験等に取り組む。

⑧ AI 活用の基盤となる行政データの整備

AI 活用の基盤となるデータ整備という観点では、大量の品質の高いデータを供給していくことが必要であり、行政機関のデータの整備に当たっては、GIF の導入を一層推進し、データ供給量の増大と品質向上に取り組み、データの集積等を図っていく必要がある。

政府の AI に関する戦略における検討や、行政運営の効率化に資する概念実証で得られる知見や、民間における利用実態やニーズを踏まえ、整備すべき行政データやその整備範囲の検討、AI の活用による行政データのクレンジングや GIF に準拠したデータ整備の効率化等の検討を行う。

⑨ 国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進む中、新たな価値の源泉であるデータが、自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが重要である。

そのため、我が国としては、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール・枠組み作りや討議等を通じて、2023 年（令和 5 年）4 月末に日本議長国の下で開催された G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合を踏まえ、DFFT の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、これまで日本を含む APEC CBPR⁴⁴システムの参加国・地域は、その普及促進等、信頼のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた対話を進めてきた。APEC CBPR システム参加国・地域が立ち上げたグローバル CBPR⁴⁵については立ち上げを宣言してから 1 年となり、新たな国・地域の参加を受ける体制が整えられた。引き続き、新たな企業認証制度の本格稼働に向けた国際的な議論を積極的に進めていく。

なお、データがその連携により人の判断を介さずリアルな経済を駆動し、また、多様な取引相手と柔軟にいつでも取引ができる新しい仕組みが必要となる将来を見据え、既にコネクタ型のデータスペース構築で先行する欧州との相互運用性も確保しつつ、我が国のデータスペースの構築を進めていく。

⁴⁴ APEC・CBPR（越境プライバシー・ルール）について

- APEC・CBPR は企業等の越境個人情報保護体制について「APEC プライバシーフレームワーク（2005 年（平成 17 年）公表、2015 年（平成 27 年）改訂）」への適合性を認証する制度であり、2011 年（平成 23 年）の APEC ホノルル首脳会合において実施を宣言。
- CBPR は、希望する APEC 国・地域のみが参加する自主的な枠組み。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関し自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関（アカウントビリティ・エージェンツ（AA）：民間団体又は政府機関）から認証審査を受ける。日本の AA は（財）日本情報経済社会推進協会、2023 年（令和 5 年）4 月現在、インタセクト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 Paidy、ヤフー株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、PayPay 株式会社の 5 社が認証を受ける。
- AA は認証業務のほか、認証企業のモニタリングや認証企業に対する苦情の処理も行う。また、モニタリング等の結果次第では、追加調査、認証一時停止、取消し等をペナルティとして行うこともある。
- CBPR への参加は、個人情報保護当局による「越境プライバシー執行のための協力取決め」への参加が条件となっており、当局による執行の裏付けが確保されている。

⁴⁵ グローバル CBPR フォーラムの設立

- 2023 年（令和 5 年）4 月 21 日に、CBPR 参加国・地域のうち日本、米国、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズタイペイ、フィリピンの 7 国・地域が、効果的なデータプライバシーの保護、各国におけるデータ保護関連の規律の相互運用性の促進を目指し、新しいフォーラムの設立を公表（その後、メキシコ及びオーストラリアが同フォーラムに参加）。
- グローバル CBPR を 2023 年には本格稼働させることを目指し、現 CBPR 参加国・地域で月 1 回程度の定例会議（タイ、韓国及び英国での対面会議を含む。）を行っているほか、日本、米国及びシンガポールが中心となって関連文書の策定等の検討を行っているところ。

⑩ サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進

データ戦略を推進するに当たっては、サイバーセキュリティの確保も重要となる。

サイバーセキュリティ戦略（2021年（令和3年）9月28日閣議決定）では、セキュリティ・バイ・デザインの考え方にに基づき、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）が重要であるとしている。また、「情報の自由な流通の確保」の原則を踏まえ、安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築に向けた取組を進めることとしている。こうした観点も踏まえつつ、新たな価値創出を支えるデータ流通等の信頼性確保に向けた基盤づくりや、DFFTを促進する観点からサイバー空間におけるルール形成等を推進する。

7. Web3.0の推進

Web3.0 と呼ばれる新たなテクノロジーを活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観においては、国境や組織の壁を超えて、世界中の誰もが自由に学び合い、互いに刺激を与え合って技術革新を促進することにより、これまでにない革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されている。一方、2022年（令和4年）11月に、グローバル大手暗号交換所が破綻した事案を契機として、国際的には、利用者保護の在り方や、Web3.0の本源的価値についての議論の機運が高まってきている。

我が国としては、新しいデジタル技術を、様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく観点から、Web3.0の健全な発展に向けて、引き続き、利用者保護等の観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。また、Web3.0の活動は国境を越えるため、グローバルでのルール形成が重要であるところ、国際的なルール策定の議論に積極的に貢献していく。

（1）Web3.0の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備

ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向け、必要な取組を進める。また、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律⁴⁶上で投資対象とすることを検討する。このほか、発行者以外の者が保有し、期末時価評価課税の対象となる暗号資産について、その法制度上の位置付けや、企業会計上の取扱いなども含め、必要な検討を行う。

（2）Web3.0を活用したコンテンツ産業の活性化に向けた環境整備

① NFTの信頼性確保とルールの明確化

主に海外の取引プラットフォームを対象とした無許諾NFT⁴⁷の削除申請の取組や日本のコンテンツに認証マークを付ける民間の取組を支援するとともに、コンテンツホルダーに周知を図る。また、NFTの活用に向けたルールの明確化を図る。

② コンテンツに係る関係者の権利保護

コンテンツホルダーや消費者等の権利保護の観点から、知的財産の適切な保護の在り方を検討する。また、著作権セミナーや著作権Q&A等の教材においてNFTと著作権の関係についての普及啓発を実施するとともに、コンテンツホルダーに対する適切な収益還元を実現する事例創出に取り組む。

③ コンテンツの海外展開支援

Web3.0領域で海外展開に向けた新たな取組を行うコンテンツ事業者に対して、令和4年度補正予算で措置したコンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金（JLOX補助金）や、我が国アートのグローバル展開推進事業（補助金）の活用等によるコンテンツ領域でのユースケースの創出を促す。

⁴⁶ 平成10年法律第90号

⁴⁷ 非代替性トークン

(3) Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大

① 人材育成・確保

層の厚いアカデミア、エンジニアを育成・確保するための取組を続ける。具体的には、Web3.0分野において世界で活躍する起業家や技術者等が参加する国際カンファレンス等のイベントの後援・周知を行うことで、交流の機会を創出するとともに、Web3.0ビジネスの更なる高度化・多様化に向けて、ブロックチェーンを始め関連分野の人材育成や技術発展に資するコミュニティの構築支援を検討する。さらに、暗号資産関連ビジネスに一定の知識・技能を有する人材等を含む外国人起業家については、スタートアップビザ等の活用により呼び込みを促す。

② 相談窓口

地方公共団体及び事業者団体向けに設置した相談窓口を通じて、問題意識や課題を集約し、必要な解決策等を提示する。

③ ユースケース創出

Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大のため、Web3.0のユースケース創出支援等を検討する。

(4) 利用者保護

関係府省庁が連携して、利用者からの相談事例の把握・分析を行う。その上で、ウェブサイト等の各種媒体により利用者被害の未然防止・拡大防止に向けた広報啓発活動を推進する。

(5) その他

上記のほかにも、Web3.0と呼ばれるテクノロジーの技術の進歩や社会への浸透状況を踏まえ、必要な施策について、マルチステークホルダーで検討を進める。

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性の確保も含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャについて、2025年度（令和7年度）を当面のターゲットとしてデジタル庁が中心となり関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から実装を進める。

このとき利用者目線を徹底し、手続きを行う国民・行政事務を担う職員双方の負担を軽減するとともに、迅速に必要な支援が受けられる環境を整備するといった「デジタル・セーフティーネット」を実現することが肝要である。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UX⁴⁸を選択できるようにするとともに、行政DXの推進が民間サービスを含めた国民生活向上に資するとの認識の下、官民共創で進めるエコシステムを創出する。

② 実装に向けた取組

アーキテクチャの設計においては、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）やAPI整備等（例えば、認証機能、フロントサービス等）の取組を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。また、現行システムの更改時期や国・地方公共団体等の実務を踏まえて実装を進める。

ア 情報連携の更なる推進

公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）は、更なる添付書類の削減やプッシュ型サービス実現のため、行政が保持するデータを様々なユーザーやシステム同士で安全・円滑に連携できるように、行政機関間のバックオフィスでの情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。なお、ガバメントクラウド上で共通機能を提供しつつ情報の管理主体は各機関とすること等により、データの分散管理を確保する。

マイナンバー制度における行政機関間のバックオフィスでの情報連携については、公共サービスメッシュへの移行により情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラを新たな手法に転換する。具体的には、短期間の大量の連携や全国民への通知に対応できるよう処理能力を飛躍的に向上させるとともに、現状は各府省庁システムにおいて個別構築が必要である中間サーバについて共通機能を提供し、個別構築を不要と

⁴⁸ ユーザーエクスペリエンスの略。あるサービス（システム）を使う課程で起きるユーザーの知覚及び反応。（ニーズが適切に満たされることで）達成感を感じたり、システムを快適に利用できる。（JIS Z 8530 3.15）

する。あわせて、後方互換性を維持したままデータ項目などの仕様を柔軟に拡張できること、世帯等の関係属性を扱えること等も含め、2025年度（令和7年度）中に新たなシステムを整備する。同年度以降、マイナンバー制度に基づく情報連携を新たに開始する府省庁等は、原則、公共サービスメッシュで提供する共通機能を利用して連携を実施する。現在、連携を実施中の府省庁等は、システム更改時期等を踏まえ現行インフラからの移行を検討するとともに、地方公共団体については、国の取組を踏まえ検討する。

プッシュ型サービス実現のための地方公共団体内の住民情報の活用については、各地方公共団体が基幹業務システムで保有する住民情報を用いて、手続き時の入力を最小限にするために申請内容をあらかじめ表示することや、関連する手続などを推奨することなどの利便性の高いサービスを最小限のシステム対応で実現できることが重要である。2025年度（令和7年度）中にガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備し、地方公共団体の任意に応じて活用できるようにする。

なお、公共サービスメッシュの整備に当たっては、安定的かつ効率的なシステム運用の在り方についても検討する。

その他、本人を介した情報活用については、Trusted Web の内容を踏まえつつ、Digital Identity Wallet 等の関連する技術的取組を利用し、疎結合かつ国際協調性のある形で今後検討を進める。

イ 安全性と利便性の両立を追求するネットワーク環境

インフラの検討は、技術的・環境的な変化や地方公共団体の課題を踏まえ、不断に進める。国・地方を通じたデジタル基盤に関して、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤の具備、ユーザー利便性の向上、安定的な運用体制、強靱性の確保の観点も念頭に、将来像及び実現シナリオについて、具体的に検討を進めることとする。

特に、地方公共団体のセキュリティについては、ガバメントクラウドやSaaS等のクラウドサービスの利活用、職員の効率的な働き方の実現、新しい住民サービスの迅速な提供等を可能にするため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を継続的に見直す。具体的には、現行のいわゆる「三層の対策」について、地方公共団体の意見も聞きながら、抜本的な見直しを行うとともに、将来的には、政府情報システムと歩調を合わせつつ、ゼロトラストアーキテクチャの考えに基づくネットワーク構成に対応するよう検討を行う。

(2) マイナンバー制度の利用の推進

① マイナンバーの利用及び情報連携の推進

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会の基盤である。2023年（令和5年）の通常国会において、マイナンバーの利用範囲の追加や法の規定の見直しを含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）が成立した。これにより、基本理念において社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとしたところである。具体的には国家資格等や自動車登録、在留資格に係る許可に関する事務等でマイナンバーを利用することにより、各種行政手続における添付書類の省略等が可能になる。また、関係規定の見直しにより、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能になる。2024年（令和6年）中の円滑な施行に向けて、政府は政省令等の策定やシステム整備、制度の広報等を進める。

その上で、各制度を所管する関係府省庁とともに①マイナンバーを利用し、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等から、海外在留邦人の行政手続も含め個々の制度等の業務の見直しを行い、今後もマイナンバーの利用や情報連携を促進するため必要な法令の整備を行う。

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律⁴⁹に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、2023年(令和5年)5月までに396件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

行政機関による公金受取口座情報の利用について、2022年(令和4年)10月から運用を開始した。

公金受取口座の更なる登録の促進に向けて、2023年度(令和5年度)下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指し、関係府省庁、関係機関及び金融機関と調整の上、政省令及びシステム整備を進める。

また、2023年(令和5年)の通常国会において、マイナンバー法等の一部改正法が成立した。本法律において、デジタルに不慣れな方も簡易に登録を可能とするため、既存の給付受給者等(年金受給者を想定)を対象として、同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく同意したものとして取り扱われる場合、既存の年金受給口座を公金受取口座として登録可能とする制度が創設された。

本制度の施行・実施に向け、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定やシステム整備を進めるとともに、制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。2024年(令和6年)秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年(令和6年)秋の健康保険証の廃止に向け、訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等の取組を進める。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、マイナンバーカードの申請環境や交付体制の整備に向けた取組を行う。

⁴⁹ 令和3年法律第38号

第一に、マイナンバー法等の改正を踏まえ、1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年（令和6年）秋までに手続の見直しをするとともに、郵便局におけるマイナンバーカード申請受付を実現する。

第二に、紛失等により速やかにマイナンバーカードを取得する必要がある場合を対象に、申請時に市町村の庁舎等に来庁して本人確認を行い、後日カードを送付することで、最短5日間で発行・交付ができる、特急発行・交付の仕組みを構築する。

第三に、マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について、写真の撮影ルールの周知、暗証番号の取扱いに係る具体的な方法の検討のほか、施設職員や支援団体等に支援の協力を要請し、その際に必要なマニュアルの作成・普及、申請の取りまとめや代理での受取等に対する助成を行い、カードの取得に課題がある方への環境整備を推進する。

第四に、市町村による介護福祉施設等や医療機関等への出張申請受付について、出張申請受入れの協力要請・希望施設等の取りまとめ・市町村への情報提供などを通じて推進する。

第五に、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対し、本人からの申請に基づき資格確認書を交付することとし、資格確認書の申請・交付方法等の具体的な運用を検討する。

第六に、オンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録を確保する。登録データの正確性を確保するため、資格取得届における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化することで記載された個人番号に基づき登録することを原則とし徹底する。やむを得ず住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号の提供を受ける場合には、届け出られた5情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）により照会を行うことを保険者に徹底した上で、データ登録時に全件について同システムに照会を行う等の対策を行う。

また、登録済みデータを点検するため、全保険者に対し、加入者のデータ登録等を行う際の基本的留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか点検を行い、該当する加入者情報がある場合には、同システムへの照会により、登録された5情報の一致等の確認を行うことを求める。さらに、既登録データ全体を対象に同システムに照会し、登録された5情報の一致状況を確認の上、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認を行うこととする。

第七に、実務上の課題への対応として、第三者によるマイナンバーカードの取扱いの留意点等を整理して周知するなど、各種検討を行い、検討会の取りまとめに基づき、一体化に向けて必要な取組を実施する。

② 運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組

第一に、2024年度（令和6年度）末までの少しでも早い時期に、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。また、当該一体化に伴う相当の行政コストの削減効果を踏まえ、関係省庁と連携し、運転免許証の更新手数料の引下げなど利用者負担の軽減を検討する。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証について、デジタル庁が検討・開発する方針である各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステム（後記⑥記載の券面入力補助機能なども含めたマイナンバーカードの持つ他の機能をスマートフォンに搭載するために必要なシステム）の活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携しつつ、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指す。

第二に、マイナンバーカードと在留カードの一体化について、今後、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどし、次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつ一体化の実現を目指す。

第三に、健康保険証としての利用に加えて、自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。医療費助成制度におけるマイナンバーカードの活用については、2023年度（令和5年度）中に、希望する自治体での実施を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等においては、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能である。実際に活用する医療機関も出てきており、引き続きオンライン資格確認等システムの普及を促進しつつ、こうした好事例を周知・普及していく。

マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、2022年度（令和4年度）の実証実験結果を踏まえ、2024年度（令和6年度）末までを目途に全国展開を目指す。

また、介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

第四に、障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及し始めている。この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進める。年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024年度（令和6年度）を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

第五に、2022年度（令和4年度）から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度（令和6年度）から、原則マイナンバーカードに移行する。

第六に、国家資格のオンライン・デジタル化の取組（別途記載）を進めるとともに、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

母子保健分野への利活用拡大として、マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。具体的には、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組を、2023年度（令和5年度）中に希望する自治体で先行的に実施する。実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。これらを通じて、2020年度（令和2年度）から進めている健診結果のマイナポータルによる提供の拡充・迅速化を図る。

③ 「オンライン市役所サービス」の推進

スマートフォンから様々な行政手続きができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進に向け、マイナポータルのサービスを充実させ、自治体のオンライン申請等プッシュ通知の抜本的拡大を図る。そのためマイナポータル、申請管理サーバ、ガバメントクラウド等の共通機能の整備を推進する。

公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。

また、e-Tax、eLTax、ねんきんネット、特許等、主要サービスを中心に、国のオンラインサービスの利便性を高め、その利用を推進する。

マイナンバーの在留関連手続への活用については、2023年（令和5年）マイナンバー法改正を踏まえ、オンライン手続への活用による中長期在留者の利便性の向上とともに適正な在留管理の実現を目指す。

在留関係手続のデジタル化については、オンライン申請の更なる利便性の向上や利用率の引上げを図るため、マイナポータルAPIを活用した民間のオンラインサービスの普及などに取り組むとともに、2025年度（令和7年度）から永住許可申請や在留カード関連手続のオンライン化、所属機関等の職員によるオンライン申請におけるGビズIDを活用することについて検討する。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討する。

また、GビズIDのアカウント取得時の身元確認や、e-Gov等における個人事業者向けの行政サービスにおいても、マイナンバーカード利用による利便性向上の方策を検討する。

マイナポータルの更なる活用として、新しいマイナポータルで、利用者に分かりやすい画面に改善し、利用者が、少ない情報で分かりやすく簡単に手続が行えるように抜本的な改修を実施する。具体的には、実証アルファ版として先行版をリリースしており、利用者の声を取り入れながら継続的な改善を図る。また、オンライン申請に伴う手数料等のキャッシュレス納付の実現として、まずは先行自治体で除籍・改製原戸籍の取得に係る手数料について先行導入を行っており、今後、対象自治体・手続の拡大を図る。書かない確定申告へ向けた改善として、確定申告で必要な各種証明書等のデータの自動入力をe-Taxと連携して実現しており、今後、更に給与所得の源泉徴収票も自動入力の対象に加え、確定申告手続の簡便化・迅速化を目指す。

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、2023年（令和5年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

その上で、国民の利便性の向上を図る観点から、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」⁵⁰や、引越し等の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

・地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化

2022年度（令和4年度）は、地方公共団体のシステム改修等の支援の実施により、子

⁵⁰ オンライン化を実施する行政手続の一覧等 V にて定める。

育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」におけるオンライン・デジタル化が全国で急速に進展した。

2023 年度（令和 5 年度）は、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

・引越し手続のオンライン・デジタル化の推進

行政手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を 2022 年度（令和 4 年度）から開始した。2023 年度（令和 5 年度）以降は、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な改善を行う。加えて、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更に関しては、引越しを行った者が、マイナンバーカードを活用してマイナポータル等で民間事業者提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。さらに、2024 年度（令和 6 年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

・死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

2020 年度（令和 2 年度）にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

2021 年度（令和 3 年度）中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。

デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。

・社会保険・税手続のオンライン・デジタル化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、2020 年（令和 2 年）11 月から開始したマイナポータル API を活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）については、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、2022 年（令和 4 年）1 月提出分から運用を開始している。また、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することについては、2023 年（令和 5 年）1 月から運用を開始している。今後、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、引き続き対象拡大に向けて検討を進める。また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算 Web（公的年金シミュレーター）について、2022 年（令和 4 年）4 月に運用を開始した。今後、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI・UX を向上するための改善を継続的に実施する。

④ マイナンバーカードの「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

第一に、自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や、優良ケースの徹底的な横展開を進めるため、デジタル田園都市国家構想交付金により、優れた利活用ケースの創出を後押しするとともに、優良な事例を支えるシステム/サービスのカタログを作成する。また、カタログに掲載されたシステム/サービスの調達を容易とするよう、モデル的な仕様書の作成や導入する試みへの支援を進めるとともに、デジタルマーケットプレイスの実証的適用に取り組む。

第二に、暗証番号の入力等を行わない利用方法の規定の整備を行うとともに、これに対応し読み取りアプリの開発・提供、さらに、手ぶら観光やオンラインチケットなどに使うための基本的な利活用システムの開発と廉価な提供に取り組み、官民連携した利活用ケースの拡大を支える。

また、マイナンバーカードの認証体験の共通化、類似機能の重複開発の排除、円滑な機能拡張及び実装の実現を目的として、2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進めることにより、マイナンバーカードの利活用シーンの更なる拡大を目指す。

第三に、図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。

第四に、教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人においては、デジタルキャンパスの推進について第4期中期目標・中期計画へ記載しており、2026年度（令和8年度）から、設定された中期目標・中期計画に基づき、マイナンバーカードの活用を含めた業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価を開始し、運営費交付金の配分に反映する。

⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、2023年（令和5年）1月から行っている電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化に続き、2023年（令和5年）5月から公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを開始した。

また、地域通貨と連動した地域の消費や社会的活動を活性化させるための地域ポイントや、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフレジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律⁵¹、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律⁵²（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

⑥ スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年（令和5年）5月にAndroid端末への搭載を開始し、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末についても実現に向けた検討を進める。

電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指す。

2024年度（令和6年度）中のマイナンバーカードの国外利用及び在外公館でのマイナンバーカードの交付等の開始に向けて検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバー制度を活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

利用者証明用電子証明書暗証番号の初期化及び再設定について、コンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とする。

成人以降のカード更新を、マイナンバーカードに要求される身元確認保証レベル等について整理の上、オンライン化できないか、更に詳細を検討する。

⑦ 次期マイナンバーカードの検討

2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。このため検討の場として「次期マイナンバーカードタスクフォース（仮称）」を設ける。

暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行う。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討する。

また、より効率的なマイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービス（JPKI）システムへの刷新や、既発行カードの扱い、新旧カード切替えに伴うカード利用機関等への影響についても検討することとする。法改正が必要な場合は、次期通常国会への法案提出を目指す。

⑧ その他

全業所管省庁を通じ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及や、企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を要請する。

また、引き続き、カードを保有するメリットや安全性等はもとより、新たに広がる利活用の方法などについても、自治体・民間事業者にも、それぞれ分かりやすく伝えられるよう、マイナンバーカードに係る広報を強化する。さらに、「自治体職員×政府機関職員デ

⁵¹ 平成19年法律第22号

⁵² 平成17年法律第31号

「デジタル改革共創プラットフォーム」の積極的活用など、現場を持つ自治体職員との共創を強化し、その普及・利活用を加速する。

(4) 公共フロントサービスの提供等

① マイナポータル⁵³の継続的改善

マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものである。このため、2022年度(令和4年度)には、利用者の「見つける」「確かめる」「忘れない」をサポートできるように、マイナポータルの情報設計や伝え方を見直した、新しいマイナポータル実証アルファ版をリリースした。今後も利用者からのフィードバックを得ながらサービスを改善し、手続に当たって迷うことがなく、また利用したいという新たな体験も提供できるように、UI・UXの継続的な改善(マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策について、後述の「マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策」を参照。)及びシステム構成の見直しに取り組む。

② マイナンバー⁵⁴を活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番(以下「預貯金付番」という。)を円滑に進める仕組み(相続・災害時のサービスを含む。)について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律⁵³に基づいて、2024年度(令和6年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の一方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

③ ワクチン接種記録システムの着実な運営

ワクチン接種記録システム(VRS)について、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律⁵⁴(感染症法)上の位置付けに合わせて着実に運営するとともに、接種証明書のスマートフォンアプリについても必要な改善を行う。

⁵³ 令和3年法律第39号

⁵⁴ 平成10年法律第114号

マイナポータル継続的改善に関する具体的な施策

① マイナポータルの抜本的な改修・継続的な改善

ライフイベントや目的ごとに必要な情報へ簡単にたどり着けるように、画面をシンプルで分かりやすいデザインにするため、利用者からの意見を受け付けながら段階的に改修を進め、2023年度（令和5年度）末までに新しいマイナポータルのリリースを目指す。その後も利用者の声を踏まえて継続的な改善を実施する。

② 安定したサービス提供の確保

提供するサービスの多様化と利用者数の増加に対応して、安定したサービスの提供を行えるように、所得税の確定申告期など特定の期間に利用者が集中することも念頭に置きながら、運用体制の強化や連携するサービス間の効率化などの必要な対応を実施する。

③ マイナポータルから連携できるデータの順次拡大

マイナポータルから連携できる、年末調整手続・確定申告手続に必要なデータを順次拡充する。具体的には、2023年度（令和5年度）中に、オンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報などをマイナポータルから連携できるようにする。

④ 個人が行うオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に

国・地方に対して個人が行うオンライン申請・届出等が、スマートフォンから簡単・迅速に完結できるように、各府省庁・地方公共団体と協力して必要な対応を行う。

⑤ 各種行政手続のオンライン化

2022年度（令和4年度）に実現した全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続を基に、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続を中心に、関係府省庁と連携しながら必要な機能実装を行い、地方公共団体への行政手続のオンライン化を推進する。また、保育所入所などの手続に必要な就労証明書の様式の統一化に伴い、2023年度（令和5年度）秋頃を目途に、事業者及び申請者から地方公共団体に対してオンライン申請ができる機能の実装を目指す。機能実装後は事業者などからのフィードバック等を踏まえながら継続的に機能改善の実装を目指す。

⑥ マイナポータル API の利用拡大

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等 API や自己情報取得 API といった各種 API について、API 利用事業者などの声を聞きながら利便性の向上を検討し、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

(5) デジタル庁における一元的なフォローアップ体制

国民の利便性向上及び行政運営の効率を図ることを目的とするマイナンバー制度やマイナンバーカードに関し、データやシステムに対する国民の不安を解消し、理解や信頼を得ながら取り組むことが不可欠である。

今般のマイナンバー制度やマイナンバーカードの利用に関する一連の事案は、システム上の誤り、事務処理上の誤り、支援窓口での端末のログアウト忘れなど、さまざまな要因により発生したものであるが、関係するシステムやサービス提供者、所管する関係府省庁が複数に渡ることから、デジタル庁が中心となり、関係府省庁と連携して、マイナンバー制度やマイナンバーカードの信頼確保に向け、効果的な情報共有や対策の調整を行うとともに、一丸となって情報発信を行うことにより、万全の対策を迅速かつ徹底して実施する。

その際、事案に関係する既存のデータやシステムの総点検の実施、新規データの誤登録防止策の徹底を図るとともに、人為的ミスリスクを低減させるために、人が介在する機会を減少させるようデジタル化の取組を推進していくことを基本として対応する。

また、国民の利便性向上と安全・安心を両立させるため、新たな事案の発生が疑われる情報に接した場合も含め、デジタル庁を中心として速やかに関係府省庁と状況の共有・対応の検討を行うとともに、積極的に情報を発信し、行政サービスのデジタル化に当たっての国民の信頼を維持する。

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

(1) 準公共分野・相互連携分野の指定

① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組やエネルギー、モビリティ、エンターテインメント、生活関連サービス、不動産等の様々な分野と連携するスマートビルに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野のデータ連携基盤並びに関連する情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

① 健康・医療・介護

世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。

こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的、効果的な医療等の各種サービスを行っていく上で、非常に重要となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。

このため、「医療 DX の推進に関する工程表」⁵⁵や「データヘルス改革に関する工程表について」⁵⁶に記載の取組を着実に進めていく必要がある。

⁵⁵ 2023年（令和5年）6月2日医療DX推進本部

⁵⁶ 2021年（令和3年）6月4日厚生労働省

ア 医療DX、データヘルス改革の推進

- ・2023年（令和5年）4月に保険医療機関・薬局でのオンライン資格確認の導入を原則義務化するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年（令和6年）秋に健康保険証を廃止する。
- ・2023年（令和5年）1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに普及させる。
- ・国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、2023年度（令和5年度）中に、希望する自治体での実施を目指す。
- ・2024年度（令和6年度）中に、救急現場で、患者の意識がない場合等でもレセプト情報を基にした薬剤情報や診療情報の共有を可能とし、救急患者を受け入れる医療機関が一元的かつ即時に医療情報を把握できるようにする。
- ・医療機関等での電子カルテ情報の共有について、2024年度（令和6年度）中に先行的な医療機関から順次運用を開始するとともに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）について、2024年度（令和6年度）中に開発に着手する。
- ・自治体を実施する事業に関する手続を行う際に、提出が必要となる診断書等について、医療機関から電子的に発行し、マイナポータルを活用して電子的な提出を2024年度（令和6年度）中に実現する。
- ・民間のPHR事業者団体と連携したライフログデータの標準化等を通じて、ユースケースの創出支援に取り組む。
- ・ライフログデータの医療現場での活用等を図るため、PHRデータ流通基盤技術を開発する。
- ・医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、2024年度（令和6年度）中に提供する。あわせて、デジタル化に対応するため、診療報酬点数表におけるルール明確化・簡素化を図るとともに、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通算定モジュールの開発を進め、2025年度（令和7年度）にモデル事業を実施した上で、2026年度（令和8年度）に本格的に提供する。
- ・次の感染症危機に備え、平時からの感染症対策について、各種届出、手続に伴う医療機関等の負担軽減を図るとともに、迅速かつ効率的な情報収集体制及び医薬品の開発環境等を強化するため、電子カルテと発生届の連携を始めとする、更なるデジタル化の推進策について検討し、早期に結論を得る。
- ・発生届等の感染症の疫学情報について、他のデータベースの情報との連結・分析や匿名化した上での第三者提供を可能とする仕組みについて、2023年度（令和5年度）中に具体化を図るとともに、必要なシステム改修を順次行う。
- ・予防接種の有効性・安全性に関する調査をよりの確に行う観点から、予防接種の実施状況、副反応に係る匿名データベースを整備し、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB：National Database）等との連結解析を可能とする。
- ・医療機関等システムのデータの標準化や外部連携をするための改修や接続のコストの削減に加え、サイバーセキュリティの確保が非常に重要であり、診療報酬改定DXや標準型電子カルテの提供等を通じた医療機関システムや薬局システム等のクラウド化を進めていく。その際、医療機関等システムの閉域のネットワークについての見直しなどにより、

コスト削減の観点も踏まえながら、モダンシステムへの刷新を図っていく。

- ・「医療 DX の推進に関する工程表」に記載された施策に係る業務を担う主体について、社会保険診療報酬支払基金が行っているレセプトの収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、同基金を、審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。この改組に当たっては、地方関係者の参画を得つつ、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩する IoT 技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとするとともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織の在り方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金の在り方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。
- ・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報については事業主健診（40 歳未満）⁵⁷（2023 年度（令和 5 年度）～）、学校健診（2024 年度（令和 6 年度）～）等に対象となる情報を拡大するため、システム改修等の必要な対応を行う。
- ・レセプト情報・NDB と介護保険総合データベース（介護 DB）を連結したサンプルデータについて、厚生労働科学研究の結果を踏まえ、2023 年度（令和 5 年度）中を目途に公表する。
- ・医療情報の共有の基盤となるオンライン資格確認等システムについて、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化するため、ガバメントクラウドの活用について明確化する。

イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルスへの対応等を踏まえ、これまで「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂や、「オンライン服薬指導の実施要領」の策定を実施しており、これらに沿ったオンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。

また、オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する。

ウ 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた次の感染症への備え等

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

G-MIS について、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして引き続き改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

このほか、ローコーディングツール⁵⁸等を軸とした保守性・拡張性・連携性の高い現場視点の広域災害救急医療情報システム（EMIS）代替サービス調達に係る調査研究事業を行い、その結果を反映したシステムを構築する。

⁵⁷ 特定健診結果として保険者に提供された 40 歳以上の事業主健診の結果は、2021 年（令和 3 年）10 月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

⁵⁸ 可能な限りソースコードを書かず、アプリケーションを迅速に開発する手法やその支援ツール。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

② 教育

教育 DX を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ（範囲）⁵⁹、②品質⁶⁰、③組合せ⁶¹、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながら子どもたちと向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言⁶²も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための鍵が「デジタル」である。加えて、ICT 等のデジタル技術を活用した地域の教育力向上や、デジタルに不慣れな方が利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するなど、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、社会教育施設の活用を促進することも重要である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まる中、ネットワークのつながりにくさの問題や支援人材の確保など、利活用を進めるに当たっての課題が明らかになってきている。このため、学校の ICT 活用を広域的かつ組織的に支援する「GIGA スクール運営支援センター」を機能強化し、学校のネットワーク環境の点検・応急対応や ICT 活用を支える人材の確保・育成の取組を推進し、地域間格差の解消やスケールメリットを活かした調達、人材確保の枠組みの構築等を図り、ICT 活用の日常化に向け、GIGA スクール構想を更に推進する。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、2023 年度（令和 5 年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の 1 人 1 台端末については、全ての都道府県において 2024 年度（令和 6 年度）までに整備される方向性であり、各都道府県における整備状況を国としてもフォローアップする。また、児

⁵⁹ 教育効果として測るべき多様な側面（例：認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大）や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていくことを指す。

⁶⁰ 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

⁶¹ 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

⁶² 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（2021 年（令和 3 年）6 月 3 日教育再生実行会議）

児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について2023年度（令和5年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略における優良事例の横展開の加速化やデジタルマーケットプレイスの検討などを踏まえ、教育現場におけるICT利活用環境の強化に資するサービス/システムについて、ベスト・リファレンスのカタログ化やモデル仕様書の作成に取り組む。

現在、1人1台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、児童生徒が学校や家庭において学習やアセスメントができるCBTプラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、情報活用能力の育成等を推進すべく、プログラミング教育支援サービスの導入支援等の取組を実施する。デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、2023年（令和5年）3月に公表された「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」での最終的な提言も踏まえて、次世代の校務デジタル化推進実証事業を行い、次世代の校務DXのモデルケースの創出に取り組む。

イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」⁶³も踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、国が学校等に直接アンケート調査を比較的簡易に実施できるツールの活用促進を図るとともに、教育データの更なる標準化及びデータ連携を進める。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習eポータル標準モデル」⁶⁴の改定、教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究、「STEAMライブラリー」⁶⁵の活用・普及促進、「公教育データ・プラットフォーム」⁶⁶について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、教育情報システムの全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行うとともに、データ連携基盤の構築に向けた取組を加速させる。

さらに、児童生徒一人ひとりの識別子（ID）については、①教育分野固有での必要性、②手段（マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用等）、③全体フローの中での位置付け（自治体業務システム側、学習者側）、等について検討を行う。加えて、学校や地方公共団体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク環境や校務のデジタル化、教職員端末、児童生徒端末に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。まずは、就学事務システム（学齢簿編製等）について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

⁶³ 2022年（令和4年）1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

⁶⁴ 学習eポータルは日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発しているCBTシステムであるMEXCBT（メクビット）にアクセスする学習の窓口として、学習eポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

⁶⁵ 経済産業省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGsの社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、130テーマ以上の「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

⁶⁶ 文部科学省・国立教育政策研究所等が実施した教育分野の自治体・学校等の状況に関する調査データや研究成果・取組事例を集約するプラットフォームとして、2023年度（令和5年度）より、試行版の公開・運用を行っている。

ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech 等を活用した質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有する子どもたちが存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGA スクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」⁶⁷の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGA スクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中でますます確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

⁶⁷ 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（2021年（令和3年）1月26日中央教育審議会答申））。

③ 防災

災害発生時に、被災者を命の危機から救うために、まずは発災後 72 時間に救える命の最大化を目指す観点から、災害対応機関において、被害状況を迅速に把握し、的確に意思決定を下し、行動することが求められる。そのためには「情報」が不可欠である。国の災害対応機関、地方公共団体及び指定公共機関が、デジタル技術の活用によって災害情報を共有することにより、状況認識を統一し、全体最適な災害対応を実行していくことが重要である。また、住民等が平時から災害への備えを徹底し、災害時には命を守る行動等がとれるよう、防災アプリ等を通じて個々の住民の状況に応じたきめ細かな支援が重要である。

そのためには、関係府省庁が連携して防災 DX を推進していくことが不可欠である。このため、災害対応機関との連携共有体制を構築するよう、防災デジタルプラットフォームの構築、通信ネットワークの強靱化、停電対策、防災分野における個人情報の取扱いの明確化等を進めていく。

あわせて、住民支援のためのアプリ開発・利活用の促進を図るため、データ連携基盤の設計・構築を進めるとともに、優れたアプリ・サービスをカタログ化した上で、標準的な要件・機能等を整理してモデル仕様書を整備する。また、デジタルツインやリアルタイムの情報共有といった、未来に向けた構想を推進していく。

また、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、緊急消防援助隊の DX の推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を図るとともに、近年の ICT 環境の変化を踏まえ、緊急通報を受けて消防隊等への指令を行う消防指令システムの高度化等に向けた環境整備を行う。

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを 2025 年（令和 7 年）までに構築する。このため、基本ルール（データ共有ルール、EEI（災害基本共有情報））の策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備（2024 年（令和 6 年）度運用開始予定）、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

また、次期総合防災情報システムについて、使いやすさ・操作性の向上及び運用・活用体制の充実強化に取り組む。さらに、消防団を含む災害対応機関がドローン等を活用して収集した被害状況等の映像情報等を収集できるよう「防災 IoT」インターフェースの実装や、災害情報の集約・地図化・共有を支援する ISUT（災害時情報集約チーム）の充実強化に取り組む。また、次期総合防災情報システムと国民向けのデータ連携基盤の連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。

また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に取り組む。

イ 住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等

防災分野では、多くの民間企業や地方公共団体が優れたアプリ等を提供している。これらを最大限に活用していく必要があるが、他分野同士でデータ連携がされないと、住民にとって多重入力が増える負担となる。住民の命を守るために、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められるサービスとそれに必要なデータの抽出等を行い、防災アーキテクチャとして設計を行う。これを基に、防災アプリ等の中でデータの連携が図られるようデータ連携基盤の設計・構築を進める。これにより、防災アプリ等においてワンストップを実現し、個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう

にする。災害時にはデータの信頼性が確保されていることが重要であることから、データ連携基盤の構築に当たっては、次期総合防災情報システムとのデータ連携に向けた取組を進める。

防災分野で活躍する民間企業等の力を引き出すために、防災 DX 官民共創協議会等の枠組みを活用しながら、優れたアプリやサービスについて、防災 DX サービスマップやサービスカタログなどの形で整理し、防災の現場で迅速に検索し、簡便に入手することができるようにする。さらに、自治体がベンダーロックインを回避しつつ、必要なアプリやサービスを迅速・円滑に調達できる環境を整えるため、ベスト・リファレンスの調達時に必要となる標準的な要件・機能等について、実証調査等を通じて整理し、担当者向けにガイドンスしたモデル仕様書として作成・公表する。将来的には、デジタルマーケットプレイスとの連携・活用も図りながら、各自治体における導入手続の更なる迅速化・円滑化を図る。

具体的な防災アプリ等の開発・利活用の促進に当たっては、防災 DX 官民共創協議会等と連携し、防災 DX サービスマップ等を基に、避難ルート案内、避難所運営効率化等の重点的に開発すべきテーマを明らかにしながら、取り組んでいく。また、災害の状況に応じた命を守る防災行動や適切な支援を行うためには、個人の周辺のリスクや被害状況、個人の健康状態などに応じた対応をとることが重要となることから、位置情報やマイナンバーカードを使った実証事業に取り組み、それらの活用を推進する。

ウ 未来に向けた構想の推進

SIP 第3期（2023～2027年度（令和5年度～令和9年度））等において、現実空間とサイバー空間を高度に融合させ、先端 ICT、AI 等を活用した「災害対応を支える情報収集・把握のさらなる高度化」と「情報分析結果に基づいた個人・自治体・企業による災害への対応力の強化」に向けた研究開発に取り組む。

また、自然現象と社会現象の両面に対する防災科学技術の特性に鑑み、レジリエントな社会の実現に向け、産学共創の下、SIP4D⁶⁸を核とした各種情報システムの接続・連動や、衛星・IoT センサ等によって得られる情報の統合、先手を打つ災害対応に有効な情報プロダクツの生成・統合・発信等について、先端デジタル技術を活用した研究開発を一層推進する。加えて、災害時における国・都道府県等の連携手順の標準化に関する調査研究や、シミュレーションによって地方公共団体等の防災実務の現場を支援する災害対応業務支援システムを開発するなど、総合知も活用した研究開発を実施する。また、AI を活用した救急隊運用最適化による現場到着時間の短縮を図るシステム構築を推進するとともに、消防分野における AI の活用を含めた DX に関する研究開発を推進する。

エ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

SIP 第2期において作成された「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」については、被災市町村の保健・医療・福祉に関する情報を自動で収集し、解析、マッピングによる視覚化等を行い、被災都道府県、市町村における災害対応に活用されている。2024年度（令和6年度）には、本システムの運用の改善を図り、災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築を図る。

⁶⁸ SIP の一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、2014年（平成26年）から共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4D は災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を超えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、2018年（平成30年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており⁶⁹、2012年（平成24年）の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、2021年度（令和3年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は207,660件で、過去最多となっている⁷⁰。さらに、2021年度（令和3年度）の小学校・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している⁷¹。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、一つの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会のまんなかにかねて、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、こどもや家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講ずる必要がある。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報適正な取扱いを確保⁷²しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。このため、地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を意欲ある地方公共団体と連携して実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討⁷³も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

また、こどもの貧困に関しては、親（シングルペアレンツ）も含めた貧困等の困難、又は潜在的にそのリスクを抱える家庭に対して、「子供の貧困・シングルペアレンツの問題に関する論点整理」⁷⁴を踏まえ、こども家庭庁がデジタル庁と連携の上、文部科学省とともに、ワンストップ支援の実現に向け、インターフェースを統一する。また、必要な支援メニューのアクセス先の一元化やワンストップ化を進めるとともに、プッシュ型支援の実現に向け、公金受取口座登録制度等を活用した仕組みの構築等を進めていく。

⁶⁹ 「2019年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)による。

⁷⁰ 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」(厚生労働省)による。

⁷¹ 「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(文部科学省)による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成28年度(2016年度):0.45%→2021年度(令和3年度):1.3%、中学校が平成28年度(2016年度):3.0%→2021年度(令和3年度):5.0%となっている。

⁷² 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機関・団体に秘密保持義務が課せられている。

⁷³ 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催されている。

⁷⁴ 2022年(令和4年)5月行政改革推進会議子供貧困・シングルペアレンツチーム

⑤ モビリティ

我が国では、国民一人ひとりの移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減や、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。

これらの解決に資する新たな手段として、自動運転に加え、MaaS⁷⁵やオンデマンド交通などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつある。

これを踏まえ、人から物まで、歩くから飛ぶまでの全ての移動モードを対象として、空間利用の高付加価値化や効率化に向け、官民で連携して、生活やエネルギー等をも考慮した将来像を描くとともに、データの共有や連携、利活用に向けたルールの整備等を行いながら、将来像を実現するデジタル交通社会全体のアーキテクチャを設計・実装することにより、課題解決を行う必要がある。

ア モード横断的なモビリティ・ロードマップの策定

自動運転車両、ロボット、ドローンは地域の旅客・貨物需要などに合わせて自由に組み合わせる時代へと変化しており、各交通サービス単体で事業採算性を確保することは難しくなりつつある。持続可能なモビリティサービスの実現に向け、今後は、これらをトータルにモビリティとして捉え、移動需要に対する新たなモビリティ政策を検討していくこと、個別事業の持続可能性を担保するための社会的インパクトや新たな需要・投資の明確化、必要なKPIなどの要件を明確化することが必要となる。

それらを実現するため、様々なサービスを提供する車両やロボット、ドローンを地域の実情に合わせた運行管理・事業体制を構築するため、協調領域としての空間情報の共有、制御の在り方、社会的責任分担の在り方等について検討を開始する。デジタル社会推進会議にモビリティワーキンググループを設置し、2023年度（令和5年度）中を目途に「モビリティ・ロードマップ（仮称）」を取りまとめ、デジタルライフライン全国総合整備計画と連携して必要な技術開発や交通インフラ及び制度の整備等を官民連携して進める。

イ モビリティ分野におけるデータ連携

デジタル庁を中心とした政府は官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、2022年度（令和4年度）のプロトタイプによる実証結果を踏まえ、今後の方策や課題等を検討する。

ウ 4次元時空間 ID を含めた空間情報基盤の整備

自動運転車やドローン、自動配送ロボット等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とし、その運行の基礎となる地図やインフラ設備等を効率的に整備するため、3D都市モデルも含めた様々な地理空間情報や気象状況、交通状況等のリアルタイム情報等をデジタル化した上で機械可読な形で効率的に流通させる基盤が必要となる。

そのため、国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえ、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間 ID（以下「空間 ID」という。）」を含めた必要な

⁷⁵ Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

データの情報規格の整理や、データの入出力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するための空間情報基盤の整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。

これまで、IPA デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）と連携して、物資配送、インフラ設備の整備・点検、災害対応等を含むユースケースやそれらを実現するための空間 ID を含めた空間情報基盤等のアーキテクチャを設計して実証を行い、技術仕様に関するガイドラインの策定や、地理空間情報等と空間 ID を紐付けるシステムやその更新を容易にするシステム等のオープンソース化を行うなどして、その幅広い利用を促してきた。

2024 年度（令和 6 年度）以降に自動運転支援道やドローン航路、インフラ管理 DX をユースケースとした空間情報基盤の社会実装を実現するため、2023 年度（令和 5 年度）には、分散して存在する空間情報を提供するサービスを検索して必要なデータを取得・利用する仕組みや、システム・利用者等を認証してアクセス権限の適切な管理やサイバーセキュリティの確保を実現する仕組み、空間情報のデータを更新して品質を保つ仕組み等の実証を行う。なお、空間 ID については、別途検討している住所・地番、全体の緯度経度などの土地系のベース・レジストリとの紐付けを検討していくほか、モビリティ以外の分野でのユースケースも含めて、連携した取組として進めていく。

⑥ 農林水産業・食関連産業

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力の強化や生産者の所得向上を実現するためには、農林水産分野における DX を推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等を展開することが不可欠である。

特に農業分野においては、今後、生産者がデジタルを意識しない形で DX を進めることや川中・川下のデータを生かした流通の合理化や需給のマッチングができるよう、データの利活用を更に促進する環境整備が重要となっている。このため、生産段階においてはより多くの者が農業機械等から得られるデータを利用することができるよう、「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」⁷⁶や、オープン API 標準仕様の充実、それを活用した機器間連携を進める。また、SIP の下で構築した農業データ連携基盤（SIP 第 1 期、2019 年度（令和元年度）から運用開始）やスマートフードチェーンプラットフォーム（SIP 第 2 期、2023 年度（令和 5 年度）から運用開始）等のデータ連携プラットフォームの活用を進め、生産現場のみならず、川中・川下を含めたデータ利活用を促進する。これらにより、生産から消費までのエコサイクル全体の DX を推進し、「みどりの食料システム戦略」⁷⁷に掲げる有機農業の拡大等の目標実現に向けてデータ利活用を展開する。このほか、林業・水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する。

また、行政手続に係る農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）について、農林水産業者等へのオンライン利用の推進や利用者からのニーズに応じた機能改修を行うことにより、2025 年度（令和 7 年度）末までにオンライン利用率 60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）については、農地の現場情報を統合するための紐付け作業を全国的に進め、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。

⁷⁶ 2021 年（令和 3 年）2 月 10 日農林水産省

⁷⁷ 2021 年（令和 3 年）5 月農林水産省

⑦ 港湾（港湾物流分野）

AI 技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、サイバーポートによる港湾の電子化及び「ヒトを支援する AI ターミナル」を実現する。

ア サイバーポートによる港湾の電子化

民間事業者間の物流手続を電子化し、港湾物流の生産性向上等を実現するサイバーポート（港湾物流分野）について、2023 年度（令和 5 年度）中に商流分野のプラットフォームと連携し、機能改善による利用促進を図ることで、貿易手続全体の電子化を促進する。

イ 「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の深化

「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けて、荷役機械の遠隔操作化に係る導入支援に取り組むほか、COMPAS⁷⁸の横浜港での本格運用に続き、阪神港等への横展開等を図る。さらに、AI ターミナルの取組を深化させて、更なる生産性向上と労働環境の改善を目指すため、2023 年度（令和 5 年度）から、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進し、開発した技術の製品化や港湾への実装を目指す。

⑧ インフラ

フィジカル空間（現実空間）の事象をサイバー空間（仮想空間）に重ね合わせていく取組は、国土強靭化に資する各種インフラの維持・管理を効率化するだけでなく、利用者の視点で分野をまたがったデータ連携を進め、新たな価値を生み出していく観点からも重要である。

国土交通省において、国土に関するデータ、経済活動、自然現象に関するデータを連携させ、分野をまたいだデータの検索や取得を可能とするデータ連携基盤として「国土交通データプラットフォーム」の更なる改良、検索機能・ダウンロード機能の強化、データ連携の拡大等に取り組む。また、基盤的な地理空間情報である「電子国土基本図」について、ベース・レジストリであることを踏まえ、更新頻度及び機械可読性の向上を図るとともに、国土全域を対象とした 3 次元化を実施する。

電子商取引の増加や労働力不足の深刻化等により、物流における需要と供給のバランスが崩れつつあり、この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約することになるだけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうした事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくため、2021 年度（令和 3 年度）に、2040 年（令和 22 年）を目標とした物流のあるべき将来像として、フィジカルインターネット（規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やトラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム）の実現に向けたロードマップを策定した。本ロードマップに基づき、モノ・データ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現に向けた取組を着実に進める。

内閣府では、2023 年度（令和 5 年度）開始の SIP 第 3 期課題「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において、デジタルデータによりインフラ・建築物の設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを

⁷⁸ Container Fast Pass の略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。

推進するシステムを構築することをミッションとして、インフラ分野のデータを連携し、シミュレーションによる課題解決を目指した研究開発を実施する。

(3) 相互連携分野のデジタル化の推進

契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上につなげる。

① 取引（受発注・請求・決済）

世界中で続くサービスやものづくりの革新を、中小企業始め我が国の企業がリードしていくためには、系列にとどまらない多様な相手に提案し受注できる取引のデジタル化が不可欠になる。また、今後は需要側のデータが人の判断を介さずサプライチェーン全体を駆動すると考えられ、そのためのデータ連携を特定の事業者間ではなく、出入り自由な事業者ネットワークの中で実現できるデータ連携基盤が必要となる。データスペースと称して先行する欧州との相互運用性も念頭に置きつつ、現場での実証を踏まえて、その基盤技術を確立する。

受発注から、請求、決済にわたる企業間の取引全体をデジタル化しアーキテクチャに沿ったデータ連携を可能とすることで、グローバルにサプライチェーン全体を強靱化・最適化し、カーボンニュートラルの実現等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業等が活躍して産業が発展する社会を実現する。そのため、アーキテクチャ、技術仕様及び運用ルールに関する標準の提示並びに共通ツール群の整備を行う。また、中小企業を含む実際の産業の現場での実証を行いながら、海外との相互運用性を確保できるデータ連携基盤を構築し、公益デジタルプラットフォームの認定制度などデータの利活用を的確に推進するための仕組みも検討しながら、我が国独自のデータスペースエコノミーを実現する。

第一に、受発注については、2022年度（令和4年度）のアーキテクチャ設計や実証事業の成果等も踏まえ、各業界での利便性が高まるよう受発注に関するデータモデルを具体化し、必要に応じて中小企業共通 EDI（電子データ交換）の更新を検討する。特に中小企業を念頭に置いて必要な実証を行い、中小企業の電子受発注システムの導入促進に向けた取組を進める。

第二に、請求については、国内外の関係者の意向をよく汲み取りながら電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の更なるブラッシュアップと商取引への定着を進めるとともに、それを契機に国内のシステム・サービスベンダー等が海外市場へ積極的に進出できるよう、日本企業の進出が多い ASEAN 諸国等を念頭に置きつつ、必要な支援を行う。

第三に、決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野との連携や全銀 EDI・金融 GIF の利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を後押しする。

これらの動きを踏まえ、2023年度（令和5年度）頃までに、アーキテクチャ設計や実証実験を通じて、受発注から請求、決済までをつなぐデータモデルや、企業間取引に関するシステム間をデータ連携する基盤の仕様を具体化する。その後、2024年度（令和6年度）頃までに、代表的な業界においてユースケースを創出するとともに、補助金等を通じてアーキテクチャに基づくシステムの導入・利用を促進する。政府と民間の取引のデジタル完結化に向けては、2023年度（令和5年度）から実装に向けた取組を開始する。

② スマートシティ

様々な準公共サービス分野の取組を、地域で包括的・一体的に組み込んだスマートシティの取組を加速させる。そのため、生活全般にまたがる複数のサービス分野のデータについて、各サービス主体にその収集・保有するデータを分散管理させながら連携させ、これらの連携による相乗効果を生かした先端的サービスの提供を促すために、データ連携基盤の整備を進める。その際、データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目、データの品質管理、その他の連携を要する最低限の技術的仕様等について関係府省庁が連携して検討する。

また、データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、共通のアーキテクチャであるスマートシティリファレンスアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装等を通じ、セキュリティや個人情報の保護等適正な取扱いを確保しつつ、2025年度（令和7年度）までに100地域での構築に向け、スマートシティの全国での実装を推進する。その推進に当たっては、官民連携プラットフォームの枠組みを活用し、関係府省連携の下、合同審査会を実施し、リファレンスアーキテクチャやスマートシティガイドブック等の充実も図りつつ、人材・拠点・取組の連携等の先行事例の横展開を進める。

さらに、多様な分野における新たな価値の創出や社会的課題の解決を実現し、スマートシティを始めとするまちづくりDXの基盤とするため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（PLATEAU）を推進する。2023年度（令和5年度）は、実証から実装へとフェーズを進め、まちづくりDXのデジタルインフラである3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの構築を目指す。具体的には、国によるデータ整備の高度化・効率化のための技術開発、多様な分野における先進的なユースケースの開発に取り組むとともに、地域のオープンイノベーション創出のため、地方公共団体における3D都市モデルの取組への支援や地域の人材育成、コミュニティ支援等を進める。

これらスマートシティに関する取組については、オープンなモジュールを活用したデータ連携基盤の整備促進や、地域ごとの特徴把握や目指すべき地域の在り方を検討するために利用できる地域幸福度（Well-Being）指標の活用促進を進めるデジタル田園都市国家構想と十分に連携を取りながら、進めることとする。

3. アクセシビリティの確保

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル機器・サービスに慣れていない方のみならず、自らはこれらを利用しない方も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、利用者視点に基づくサービスデザインを実施する体制を官民挙げて確立しつつ、デジタルデバイドの是正やデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正）⁷⁹を促進するため、デジタル庁を中心に政府は、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会を実現していく。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法⁸⁰（2022年（令和4年）5月施行）に基づき、政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する。

（1）デジタル庁におけるサービスデザイン体制の強化及び他の政府機関等に対する横展開

デジタル庁においてサービスデザイン体制を強化し、適切なサービスデザインプロセスに係る職員の意識改革や専門人材の活用、研修手法の開発、学習機会の提供、国内外の有識者やデザインコミュニティとの交流を通じた先行事例や知見の収集等の取組を積極的に推進するとともに、これらの取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

（2）デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

2021年度（令和3年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。

視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のシーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有（当該機器・サービスを活用し、障害者や高齢者等を支援する場合の支援方法等を含む。）のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図るとともに、視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等の研究開発の推進や導入支援を行う。その際、視覚障害や聴覚障害のほか、知的障害、発達障害、身体障害、重度・重複障害も含め、様々な障害の種類・程度に応じた開発が促進されるよう配慮する。

放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費の一部について助成することにより、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価する様式（「情報アクセシビリティ自己評価様式」）等の普及展開を引き続

⁷⁹ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第8条（利用の機会等の格差の是正）、第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用機会の確保）及び第24条（教育及び学習の振興）等

⁸⁰ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）

き推進するとともに、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」⁸¹に基づき、政府情報システムに係る調達において当該様式を用いて、障害の種類・程度を考慮した確認を求めることとする。

(3) 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からスマートフォンを使ったオンライン行政手続等の利用方法を学ぶことができる講習会等について、全国の携帯ショップや地域の ICT 企業、社会福祉協議会等での「デジタル活用支援」の取組を推進する。

また、障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ⁸²などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。

さらに、教育委員会や学校における ICT 環境の整備・活用に関する相談等に対応するため、ICT 支援員の配置等を通じて教育現場の取組を推進するほか、公民館等の社会教育施設や学校等の多様な場を活用したデジタル講座等の実施を推進する。

これらの取組も含め、デジタルに不慣れな方を対象に、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、マイナンバーカード・マイナポータル、各地で実装されているデジタルサービス及びデジタル機器・サービスの利用方法をサポートするなど、国民運動としての「デジタル推進委員」の取組を 2022 年度（令和 4 年度）にスタートさせ、2023 年（令和 5 年）5 月時点で 26,000 人を超える方々を任命している。今後、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所を活用し、全国津々浦々に展開できるよう、デジタルコンテンツの充実等の工夫もした上で、更なる拡大を図る。

また、郵便局のスペースや人材を活用した地域住民のデジタルサービスへのアクセスの支援や高齢者の見守りなど、郵便局と地域が連携し、デジタル技術と全国の郵便局ネットワークを活用した地域課題の解決に向けた取組を推進する。

行政手続をデジタル化するに当たっては、デジタルサービスの利用が困難な人や利用しない人が代理人を設定し、システム上で代理申請を可能とする等、デジタルにおいても従来と変わらない手続が実施できるよう、利用者目線に立ち、安全・安心で利便性の高いアプリケーションを実現する。

なお、これらの取組においては、高齢者や障害者等にサポートを行う者への支援にも留意する⁸³。

デジタル社会では、障害者や高齢者等が様々な意思決定をオンラインで行うことが想定されることから、まずは、在外選挙におけるネット投票について検討を進めるとともに、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」に基づく、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法について、障害者や高齢者等への配慮の観点から法的な課題を洗い出しつつ、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」⁸⁴の見直し等を検討する。障害者の雇用を促進するためのテレワークを始め、就労を含む障害者の社会参画を促進する。

⁸¹ 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定

⁸² 視覚障害者情報総合ネットワーク

⁸³ 医療・介護・リハビリセンター関係者、ボランティア等に対するコミュニケーション能力・共感力、差別やハラスメントの防止、関連する制度等の情報共有、専門家による相互支援体制等。

⁸⁴ 2019 年（平成 31 年）2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

(4) 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、過去に携帯電話料金の滞納があった者についてもサービスの対象とする等の一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等に情報提供を行っており、引き続き周知を進める。

また、経済的格差等によってこどもたちの教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

(5) 「言葉の壁」の克服、多文化共生の推進

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進するとともに、多言語翻訳技術を活用したサービスの公的機関等での一層の利用拡大に向けた取組を推進する。

また、在留外国人等が、災害発生時だけでなく日々の暮らしに必要な情報に円滑にアクセスできるよう、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策⁸⁵を通じて、在留外国人に対するやさしい日本語の活用の拡大、地方公共団体等での多言語翻訳対応の促進等、生活シーンに応じて求められる情報へのアクセシビリティの確保を進める。

さらに、国や地方公共団体において、中長期在留者の状況を継続的かつ正確に把握することによる在留外国人の利便性の向上や、在留手続・災害等に係る在留外国人本人への情報発信の強化を検討するとともに、各地域の外国人コミュニティに応じた共生施策などを通じて、我が国に在留する外国人が誰一人取り残されない社会の構成員として受け入れられる共生社会の実現を目指す。

(6) 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する（全国の世帯カバー率を 2027 年度（令和 9 年度）末までに 99.9%（未整備世帯約 5 万世帯）とすることを目指すとともに、未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す。）とともに、病院における必要な通信環境の確保に向けた取組等を進める。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。

さらに、災害時における障害者、高齢者等への適時適切な情報提供に資する取組を各省の連携により進める。

⁸⁵ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2021 年度（令和 3 年度）改訂）施策番号 16、施策番号 17

4. 産業のデジタル化

行政サービスのデジタル化を通じて事業者にとって利用しやすい環境を整備し、支援を必要とする事業者に迅速に支援が届く環境を実現する。

また、行政データのオープン化の徹底等を図ることにより、事業者がオープン化された行政データを活用し、様々なサービスを生み出すことができる環境を実現することで、ユーザーのニーズに合致した製品・サービスのデジタル化や新たな産業の創出を後押しし、我が国の産業全体のデジタルトランスフォーメーションを加速し、国際競争力強化を図る。

(1) デジタルによる新たな産業の創出・育成

生成AIの登場や、メタバースを始めとする没入型技術への注目、さらには、デジタルツインの進展やサイバー・フィジカルシステム⁸⁶の実現への期待、グローバルサプライチェーンが拡大する中でサービスの相互運用性の重要性の高まりなど、デジタル分野における技術や、その利活用の在り方は急速な進化を遂げており、こうした世界的動向は、足下でビッグテック企業が存在感を示すデジタル分野において、今後のデジタル産業の発展に向けたゲームチェンジの可能性を秘めている。

我が国が目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスがデジタル空間を通じてセキュアかつ安定的に国民に提供されることが必要である。そのためには、ITインフラやソフトウェア開発環境等を提供するクラウドサービス産業や、サイバーセキュリティ産業、それらを活用して多種多様なデジタルサービスを迅速に提供するプレーヤー等から構成されるデジタル産業の育成が不可欠である。

① デジタル産業の現状と課題

事業環境の変化に柔軟に対応でき、最新技術の導入が容易である等の理由からクラウドサービスの利用者は、近年増加傾向にある。今後、その利用は企業や官公庁等の基幹システムや、社会インフラの制御といった領域に拡大していく見込みであり、社会・経済活動における基盤として、クラウドサービスの重要性は更に増していく。一方で、通信・コンピュータ・情報サービス分野における我が国の貿易収支は、年々赤字が拡大しており、クラウドサービス等において海外への依存度の高まりが顕在化している。自社・自国の重要なシステムを海外に過度に依存し、自律性をもって安定的な事業継続性を確保できない状況は、各社におけるBCPや経済安全保障の観点から大きなリスクとなり得る。

更に、直近では、様々なコンテンツを生成することができる生成AI(Generative AI)の進化が目覚ましく、生成AIの登場は、インターネット以来の最も大きな変革とも言われている。他方、生成AI自体の開発に膨大なデータと計算リソースが必要であるなど、実用化に向けた課題も存在している。

また、デジタルサービスの多くはスタートアップ等による新しいアイデアから生み出されていることから、その原動力となるスタートアップの創出や、デジタル産業の担い手となる人材の供給がデジタル産業の基礎である。しかしながら、国際的な評価では低位に位置している⁸⁷。

こうした厳しい現状を認識した上で、我が国に根ざしたデジタル産業の育成に向けた取組を加速していく必要がある。

⁸⁶ ロボット等の急速な進展により、現実世界をIoTセンサーでとらえ、AIで最適化等の付加価値を加え、現実世界であるフィジカル空間にフィードバックするシステム。

⁸⁷ スイスの国際経営開発研究所が公表している世界デジタル競争力ランキング2022では、「資本」では32位、「人材」では50位の地位に甘んじている。

② デジタルによる新たな産業の創出・育成に向けた取組の方向性

ア クラウドサービス産業の育成

既にデジタル社会における重要な社会基盤となりつつあるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。

今後、よりクラウドサービスがミッションクリティカルな領域へと拡大していくことが予想される中、クラウドのセキュリティレベルの高さやサービスの継続性は競争力の重要な一要素となると考えられ、これらは我が国が強みを発揮でき得る部分でもある。こうした分野において競争力を高めていくため、民間や政府等のユーザー側のニーズとすり合わせながら、クラウド技術の開発を支援していく。

さらに、価値の源泉であるデータの利活用をこれまで以上に進めるため、セキュアにデータを管理する技術・仕組みを開発するとともに、高度な情報処理を革新的なサービスの創出や社会課題の解決に応用するため、量子コンピュータやスーパーコンピュータ、AI コンピュータ等の次世代の計算基盤を整備していく。

特に、生成 AI について、世界中で開発競争が急速に加速しており、プライバシーや著作権、セキュリティ等の課題をクリアしながら、生成 AI を活用した新しいサービスの創出や安全・安心な利用を推進することが重要。そのためにも、有志国とも連携して、官民による国内での計算基盤の整備・拡充や、モデル開発などに取り組む若手中心の民間事業を官がサポートする形で強力に推進していく。これらにより、我が国デジタル産業の育成に取り組んでいく。

イ IT スタートアップ等の育成

我が国のデジタル産業を強化し、同時に国内において多種多様なデジタルサービスを社会に広く普及させる観点からも、スタートアップ等の育成が欠かせない。このため、「スタートアップ育成5か年計画（2022年（令和4年）11月28日新しい資本主義実現会議決定）」に基づき、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進の3本柱を一体として強力に推進することで、2027年度（令和9年度）までに、スタートアップへの投資額を10兆円規模に拡大していくことを目指す。

こうした社会のデジタル化を推進するに当たり、社会インフラ、企業のビジネス、行政サービスを支える信頼できるセキュリティ製品やセキュリティサービスを確保する必要がある。このため、セキュリティ製品・サービスが活躍できる環境作りに取り組むことで、他国に過度に依存しない日本発の製品・サービスの育成に取り組む。

ウ 標準の策定と活用の推進

行政と産業のデジタル化のためには、標準化の取組を推進していくことが重要である。

このため、政府情報システムの整備・管理等に関する「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の整備、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化、政府相互運用性フレームワーク（GIF）を始めとしたデータの標準化に向けた取組等を推進する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）について、米国国立標準技術研究所（NIST）も参考に、デジタル戦略等における基準・標準機関として位置付け、これまでの情報処理推進に加え、国全体のデジタル社会形成の観点から、データ戦略に係る基準・標準の整備等を推進するとともに、行政・準公共・産業分野のDX推進やデジタル規制改革に必要なデータ・システムに係る基準・標準の検討等を行う。さらに、産業政策と一体的に国際標準

戦略を推進する。デジタル社会の基盤となる情報通信分野については、次世代の通信規格である Beyond 5G (6G) の標準化を推進するため、「Beyond 5G 新経営戦略センター (2020 年 (令和 2 年) 12 月設置)」を中心に、産学官が連携し、標準化戦略の推進に必要な人材育成や情報共有などを推進していく。

(2) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書について、事業者による活用の機会が増加し、多様化していることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書を用いた電子署名について、利用者の利便性の向上の観点から、リモート署名方式の導入及び認証局機能のクラウド化について 2025 年度 (令和 7 年度) までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。その際、認証と署名の役割を明確化した上で G ビズ ID と連携を検討する。

② 法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及

事業者等の法人 (個人事業主を含む。) が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「G ビズ ID」について、2023 年度 (令和 5 年度) 中にマイナンバーカードを利用した審査の効率化、管理者機能の追加、アーキテクチャ刷新による処理能力の向上を通じたユーザー数の増加、連携行政サービスの拡充を進める。加えて、「G ビズ ID」の制度化を進め、商業登記電子証明書との連携、民間サービスとの連携の在り方について整理・検討を進める。

③ 事業者に対するオンライン行政サービスの充実

中小企業を含む事業者等の法人 (個人事業主を含む。) のデジタル化支援ニーズの高まりや、遠隔での申請手続の簡素化の観点から、利用者目線での事業者支援サービスの充実を図る。

ア e-Gov の利用促進

e-Gov は、事業者等の法人 (個人事業主を含む。) や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、利用が拡大しているところ。e-Gov の安定運用を確保しつつ、クラウドサービス利用による柔軟なリソース活用に向けて、ガバメントクラウドへの移行の整備を 2023 年度 (令和 5 年度) 中に行うことを目指す。

また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。

イ J グランツの利便性向上と利用補助金の拡大

汎用的な補助金申請システム（J グランツ）について、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、2024 年度（令和 6 年度）を目途に、システムアーキテクチャ及びUI の刷新を行い、申請時の事業者・事務局双方の負担軽減を図る。

また、システム開発の一部については、デジタル庁での内部開発化を推進し、開発ナレッジの保持・スピードアップと中長期的な開発コストの削減につなげる。

2025 年度（令和 7 年度）以降、本システムの PR 活動を全補助金事務局に広げることで、中央官庁・地方公共団体における全補助金の当該システムの利用拡大を図る。

ウ 中小企業支援の DX 推進

新型コロナウイルス感染拡大を契機に中小企業におけるデジタル化が進み、中小企業支援に纏わる申請等の電子化も進んでいるものの、それらのデータ利活用は道半ばである。そこで、事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤（ミラサポコネクト）を通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。加えて、行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等について情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。これにより、中小企業に纏わるデータを活用することで、効果的に中小企業の成長支援を行う環境整備につなげる。

④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用すること等が可能であるため、次の取組を行う。

ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

⑤ eKYC 等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進

デジタル空間での安全・安心な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス（JPKI）の利用を促進する。その上で、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つである eKYC⁸⁸等を用いた本人確認手法の普及を進める。

⁸⁸ electronic Know Your Customer の略称。オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

(3) 中小企業のデジタル化の支援

① 中小企業の事業環境デジタル化サポート

デジタル化に取り組む中小企業等に対して、ホームページの活用、現場向けのグループウェアの導入などにより、経営者自身にデジタル化の効果を実感してもらうとともに、生産管理の導入、受発注のデジタル化と、基本的なデジタル化を進め、また様々な企業の個別ニーズにも対応していけるよう、支援機関等と連携しながら、デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」を設置した。「みらデジ」を通じて、経営者と経営支援の専門家が一体となって中小企業のデジタル化を促進し、必要に応じて IT 専門家との相談を受けられる体制を整備し、個々の中小企業の状況に応じたデジタル化の支援を進める。

また、IT 導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化や DX に向けて行う IT ツールの導入を支援する。

② 中小企業のサイバーセキュリティ対策の支援

中小企業向けに、安価・効果的なセキュリティ監視や事故対応、保険をパッケージでサービス提供する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及を促進する。あわせて、IPA における相談体制の強化や情報集約・共有促進機能を強化する。

(4) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

① 市場評価を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進

デジタルガバナンス・コード⁸⁹に適合した企業を認定する DX 認定制度や、優れた DX の取組を行う上場企業を選定する DX 銘柄、中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を発掘する DX セレクションなどを通じて好事例の創出・展開を促すとともに、デジタル技術を活用し、新たな付加価値を生み出す事業に取り組む企業を後押しする DX 投資促進税制等を通じて、我が国企業の DX を推進していく。

② 産業におけるサイバーセキュリティの強化

今後、サイバー空間とフィジカル空間の融合が進んでいくことで生じるリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF)」に基づき、産業分野別等のガイドライン等の策定・導入を進める。

また、欧米各国との基準調和を図るため、ソフトウェアの脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備するとともに、IoT 機器のセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。90 以上の団体が参加するサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム (SC3) と連携し、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を促進する。

③ データの利活用や規制改革等を通じた産業のデジタルトランスフォーメーション

準公共分野におけるデータ連携や利活用、規制改革を含めたアナログ規制の点検・見直し、クラウド利活用促進等、行政が DX を押し進めることで、官民共創で進めるエコシステムを創出し、産業全体のトランスフォーメーションに貢献する。

⁸⁹ 経済産業省において、経営者が DX による企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項をとりまとめた DX 時代の経営の要諦集

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

① 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

ア 情報システム整備方針の策定

デジタル庁は、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、情報システム整備方針を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等⁹⁰や、活用すべき共通機能⁹¹を提示したところである。

政府情報システムの整備及び管理に関する共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等についても、情報システム整備方針を踏まえ、デジタル庁内に設置された技術検討会議等において必要な改定等を行う。

各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、デジタル庁主導の下、業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を図る。

各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）・経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定した。今後は、プロジェクトごとに更に具体化した内容をプロジェクト計画書に反映させ、プロジェクト計画書に沿って、システム化の対象となっている業務の分析や情報システムのコスト構造の分析を行い、分析結果に基づく経費の削減方策の検討を進め、当該計画書の具体化を図る。

また、各府省庁は、随時、当該計画書の進捗状況を把握し、見直しを行う。見直しに当たって、デジタル庁は、一元的なプロジェクト監理を通じて当該計画書の進捗状況を取りまとめ、必要な助言・指導経費削減の知見やデータの共有等を行う。

イ 一元的なプロジェクト監理と情報システム関係予算の一括計上

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省 PMO⁹²と連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し⁹³、これを監理していく。

これらの取組を着実に推進することで、2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコ

⁹⁰ 費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等

⁹¹ ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等

⁹² Portfolio Management Office

⁹³ 2023年度（令和5年度）の情報システム関係予算は約9,800億円。「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に係る予算については、2021年度（令和3年度）予算からデジタル庁に一括計上し、「③各府省システム」に係る予算についても、2021年度（令和3年度）第1次補正予算からデジタル庁への一括計上の対象とした。特別会計、特定財源により整備される情報システムの予算への関与については、その財源が設けられた趣旨等を踏まえ、当面、デジタル庁が実施する一元的なプロジェクト監理を通じること等で対応する。

ストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底し、削減効果を定量的に把握する。特に、効果的な取組の推進の観点から、運用等経費1億円以上の政府情報システムについて重点的に取り組むこととし、各府省は、コスト削減に向けた取組及び当該取組による削減効果等を各システムのプロジェクト計画書において明らかにする。

② 国の情報システムの整備・管理

デジタル庁は、国民・事業者の利便性の向上を図るため、国の情報システムの統括・監理等により、国の情報システムの統合・共通化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進する。また、各府省庁の情報システムに関する情報（契約額、プロジェクトの進捗等）を集約し、データの分析・利活用を行い、国の情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。

また、各府省庁は、情報システムを整備する際は、特に業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意する（国の情報システムを整備する際に留意すべき事項について、後述の「国の情報システムを整備する際に留意すべき事項」を参照。）。

③ デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進

デジタル庁は、登記情報システム、国税情報システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム、特許事務システム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新やシステムコストの削減、共通機能の活用、クラウド化、UI・UXの改善などを促進する（デジタル庁・各府省共同プロジェクトについて、後述の「デジタル庁・各府省共同プロジェクト」を参照。）。

④ e-Gov の継続的改善

e-Gov で提供している機能を他のオンライン申請において利用可能とするために e-Gov の追加機能を整備する等、オンライン申請の利便性を向上するための在り方を検討し、ニーズに応じた機能改修を行う。

さらに、e-Gov 以外を利用して行われる事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体からのオンライン申請について、e-Gov からアクセス可能とするなど、事業者手続全体のポータルサイトとして、利便性の向上を図る。

⑤ ガバメントクラウドの整備

クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁において、複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウド⁹⁴を整備するとともにその利用に対する支援体制を構築する。2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）は、地方公共団体の先行事業等においてガバメントクラウドの利用を試行的に開始するとともにガバメントクラウドの利用マニュアルについて整備を開始した。2023年度（令和5年度）は、2022年度（令和4年度）に引き続き地方公共団体による先行事業等の整備を実施するとともに、各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務

⁹⁴ 複数のクラウドサービスを相互に接続する「マルチクラウド方式」で構築。

の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でのガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施する。

なお、各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討することとし、クラウド化等を進める場合には、情報システム構築の迅速性・柔軟性の向上、可用性を始めとする高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、これにより得られる効果の追求を図る。

また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

⑥ ネットワークの整備

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）を提供するサービスである GSS を提供する。

ア 新府省間ネットワークの構築

現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止し、広帯域、高品質、低コストかつ高セキュリティな新たな府省間ネットワークを構築する。

2022 年度（令和 4 年度）から、各府省庁ごとの個別の移行計画を策定し、これに基づき、ネットワークの切替え準備を順次実施している。今後、2022 年度（令和 4 年度）に策定した計画に基づき、2023 年度（令和 5 年度）に移行完了を目指す。

また、GSS で提供するネットワークは、新府省間ネットワークを始めとし、ガバメントクラウドへの接続等、政府機関等全体のネットワーク環境を整備するものであることから、その運用体制の充実が必要となる。

イ 全国ネットワークの整備

国は、地方支分部局等との接続に際して、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、既設の全国広域通信網を活用して直接管理する独自の回線網⁹⁵の整備を完了し、2022 年度（令和 4 年度）から運用を開始した。2023 年度（令和 5 年度）においては、農林水産省を始めとした地方支分部局等において利用、運用を開始し、全国ネットワークに加え、バックアップ回線としてモバイル網等も活用することにより、低コストかつ高可用性を担保したネットワークを提供する。また、十分な帯域が必要となる拠点に対しては、専用回線網等も活用しながら、政府全体のネットワーク品質の向上を目指す。

また、国・地方を通じたデジタル基盤に関して、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤の具備、利用者の利便性の向上、安定的な運用体制^{（きょうろしん）}の確保の観点も念頭に、将来像及び実現シナリオについて、具体的に検討を進めることとする。

⁹⁵ 仮想多重化技術（オーバーレイネットワーク）等を活用して、高セキュリティ、高品質、低遅延を実現。地方事業者による積極的な回線事業等への参入を促すため、標準化された接続仕様を採用する。

⑦ 府省 LAN と認証基盤の統合

ア 府省 LAN 統合

高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、人事院及び農林水産省を始めとして、各府省庁は、2022 年度（令和 4 年度）以降のネットワーク更改等を契機に、この環境へ移行することを原則として進めてきている。

具体的には、人事院、農林水産省、個人情報保護委員会及びこども家庭庁において既に導入されている。また、2023 年度（令和 5 年度）においては、宮内庁、消費者庁、内閣府及びカジノ管理委員会で導入され、2024 年度（令和 6 年度）以降においても、順次導入が予定されている。

なお、導入済府省庁においては既に運用を開始しており、各府省庁の協力を得て、その運用体制の充実が必要となる。府省 LAN 統合に当たっては、各府省庁は業務要件等を適切に整理する等によりデジタル庁の取組に協力する。

イ 公的機関統一 ID 基盤の構築

GSS におけるゼロトラストセキュリティを担保するため、GSS 利用機関のセキュリティに関する資産（職員 ID、デバイス、アプリケーション等）の統一的な管理を可能とする基盤（GSS 情報ポータル）を構築する。

具体的には、2022 年度（令和 4 年度）から、GSS に LAN 統合を完了した各府省庁の組織情報・職員アカウント情報等を本人確認等も含めながら一元管理し、本格稼働をしている。2023 年度（令和 5 年度）においては、人事異動等に伴う情報資源の適切な管理を効率的に進めるための仕組み等の本格的な運用を目指す。

並行して、GSS に統合を完了した各府省庁において、府省共通システム等を利用するに際して職員認証サービス（GIMA）との連携を、2023 年度（令和 5 年度）中に実現することを目指す。さらに、2023 年度（令和 5 年度）中に当該基盤の国際連携について、米国、欧州各国との認証連携実現に向けた検討を進める。

このほか、トータルデザインの実現に向けた共通機能の活用がより一層図られるよう、地方公共団体等の職員も考慮した公的機関の ID・認証基盤（職員証を含む。）について、新たなアーキテクチャを設計することとし、2023 年（令和 5 年）から着手している調査研究において、関係機関とも密に連携しつつ概念実証を行う。

⑧ 運用監視システム等の枠組み整備

デジタル庁の IT ガバナンスを確保し、各 PJMO の IT マネジメントを支援することで、インシデントの予防・早期発見・早期復旧を実現するため、デジタル庁システムを横断的に確認する統合運用監視の枠組みの整備に取り組む。統合運用監視では、デジタル庁システムのサービスの提供状況に加え、情報資産、ネットワーク、セキュリティインシデント、セキュリティポリシー準拠の状況等の状況把握をすることを目指す。具体的には、2023 年度（令和 5 年度）は、統合運用監視枠組みの方向性を整理し、統合運用監視システムの要件定義を行い、2024 年度（令和 6 年度）に統合運用監視を開始することを目指す。

⑨ 政府ウェブサイトの発信力の向上支援

政府機関による情報発信手段である各省庁ウェブサイトの発信力の向上に継続的に取り組むため、デジタル庁において、ウェブサイトの共通的な機能の整備、省庁ウェブサイト構築に資する基準、参照資料の充実を図るとともに、各省庁のウェブサイト発信力強化の

ための会議体を設置し、各省庁連携した発信力強化や誰一人取り残されないよう利便性の向上を図る。

⑩ 公共調達における支援・改革

情報システムに関する公共調達については、先進技術を積極的に取り込む等、多様なシステム開発ニーズに対応していくため、柔軟な調達手法・環境の整備や公平かつ適切な競争状態の確保を引き続き検討・実行し、継続的に改善を図る。

また、国・地方公共団体の情報システム調達の迅速化、IT スタートアップ等の多様な事業者の参入を促進するため、デジタルマーケットプレイスについて 2023 年度（令和 5 年度）中にカタログサイトの構築実証を進め、行政機関や民間事業者の意見を聞きつつ、2024 年度（令和 6 年度）以降の導入を目指す。

加えて、デジタル社会の基盤となる情報システムに関する公共調達について、政府全体で新規性・創造性を活かした高度な技術力を有するデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するため、当該スタートアップから優先的に調達を行う措置など公共調達の手法の見直しを実施する。さらに、デジタル庁は、契約の性質及び目的に応じ、優れた技術力や専門性を重視した「企画競争方式」による調達を活用することにより、より優れた技術力や専門力を有したデジタル・スタートアップや中小企業など、より幅広い優れた企業からの調達の拡大を図る。

⑪ 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化

裁判関連手続のデジタル化、司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化、警察業務のデジタル化、港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化等について、取り組む（国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策について、後述の「国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策」を参照。）。

⑫ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの更なる活用

徹底した国民目線で行政の施策を進め国民参加型のオープンガバメントを目指す。

全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する等、国民、事業者及び自治体職員の声を集めて政策に反映する。

⑬ 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進

デジタル庁は、総務省と協力し、主務大臣が実施する目標策定・評価に関与する。2022 年度（令和 4 年度）には、全ての独立行政法人について PMO の設置や情報システム整備方針への準拠等を目標に盛り込んだところ（PMO については 2022 年度（令和 4 年度）末時点で全 87 法人中 59 法人で設置済。）。2023 年度（令和 5 年度）以降、各主務大臣は、引き続き、目標の策定又は変更（情報システムに係る変更の場合に限る。）に当たりあらかじめデジタル庁に協議するとともに、評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに係る意見を述べる。

また、2022 年度（令和 4 年度）に実施した独立行政法人の情報システムに関する棚卸調査の結果について精査し、より詳細な調査の実施等についても検討するとともに、独立行政法人の情報システムの整備及び管理に対し、必要に応じてデジタル庁から技術的助言等の支援を実施する。

国の情報システムを整備する際に留意すべき事項

① プロジェクトの適切な推進・管理

情報システムの整備・運用に当たっては、委託事業者任せにするのではなく、専門人材の採用等によって行政機関内部の体制を整備し、自らプロジェクトを適切に推進・管理する。

デジタル庁は、優秀なエンジニア人材等も採用し、情報システムの整備を自ら行うとともに、開発・運用段階においては適切なベンダーマネジメントを実施する。さらに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となって、プロジェクトの進捗管理やシステムの品質管理、プロジェクト支援、セキュリティ対策支援を行う。

② 行政手続のデジタル化の推進

各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。

また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。

- ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。
- ・UI・UX の向上を図る観点から申請情報の自動入力を実現するため、マイナンバーカードの IC チップに搭載された券面事項の入力補助 AP（アプリケーション）等を活用する。
- ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルや e-Gov 等を活用する。
- ・代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。
- ・申請の承認行為を行う際の電子決裁機能については、独自の構築を避け、電子決裁システムを活用する。
- ・申請受付機能・電子決裁機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率性の向上を追求し、デジタルで完結させる。
- ・実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者を含む。）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定性的・定量的に収集・分析し、それらの課題を踏まえたシステムの改善を機動的に行うことができる仕組みを整備する。
- ・デジタル・ガバメントは、手続を支援・利用する民間とともに実現すべきものであり、API 連携によって利用される前提でシステムを構築する。
- ・ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、利用者が入力する情報は真に必要なものに限定するとともに、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライン申請のために必要となる情報の標準化に加え、デザインシステムを活用するなどインターフェースの標準化を図る。また、各府省庁は電子決裁への移行加速化に関して、「電子決裁移行加速化方針（2018 年（平成 30 年）7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）」に基づき、効率性確保を念頭に、決裁が電子で行われていない手続について、電子決裁への移行に向けた取組を明らかにし、推進する。

③ 共通的な認証・署名の利用

各府省庁による認証・署名機能の利用については、次を原則とする。

- ・個人の電子署名については、マイナンバーカードによる電子署名
- ・個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明
- ・法人の電子署名については、商業登記電子証明書、特定認証業務として認定された民間認証局の電子証明書
- ・法人の電子認証については、G ビズ ID

公的個人認証サービスの民間利用の拡大を推進する。また、個人の認証・署名に利用するアプリケーションについては、独自構築による乱立を避けるため、デジタル庁が開発・運用する共通機能の活用を原則とする。

④ データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。各府省庁共通の枠組みとしてベース・レジストリの整備を前提とし、ベース・レジストリの指定状況を踏まえて、ベース・レジストリの活用を想定したシステムの拡張性確保を追求することとする。特に、デジタル庁における先行プロジェクトとして進められるものについては、この活用を原則とする。

また、情報システムの整備に当たって、データの相互運用性を確保するため、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。具体的には、政府相互運用性フレームワーク(GIF)における「実装データモデル(行政)」、「文字環境導入実践ガイドブック」の適用を原則とする。なお、地方公共団体については、基幹業務システムの統一・標準化の取組の中で、主に個人の氏名を取り扱う戸籍事務等の特性を踏まえ、文字情報基盤を拡張した文字セット(通称「MJ+」)の導入を進め、基幹業務システム間の相互運用性の確保を図る。

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、個人情報データの適正な取扱いを確保しつつ、ニーズの高いものからシステムの新規整備・更改の際にAPIを公開又は提供することを原則とする。

氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする「マイナンバー法等の一部改正法」が2023年(令和5年)通常国会で成立した。同法の公布後2年以内に戸籍に氏名の振り仮名を記載する運用を開始することを目指すとともに、公布後3年以内にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名及び希望者に対するローマ字表記の実現を図るため、施行に向け、必要な準備を着実に進める。

⑤ 共通基盤の活用

クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針(2022年(令和4年)9月30日デジタル社会推進会議幹事会決定)」に基づき、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底する。

ネットワークについては、独自のネットワークの採用又は維持を避けて費用節減を追求し、今後整備されるGSS等の共通基盤の活用を原則とする。

また、上記以外のデジタルインフラ(政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等)等についても、その実装状況を踏まえつつ、共通基盤の徹底した利用を原則とする。

デジタル庁・各府省共同プロジェクト

① 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

登記情報システムについては、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

- i) 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- ii) 政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

- i) 行政機関等への各手続において、登記事項に係る行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
- ii) 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

- i) 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。
- ii) 2024年度（令和6年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、システム構成の見直し等を行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁においては、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、2023年度（令和5年度）から開始する次々期システムの更改に向けた方針検討においても、引き続き、更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

② 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である2026年度（令和8年度）を目途に、2020年度（令和2年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。

次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

- i) 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現
- ii) 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合
- iii) メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新

といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指す。

また、税制改正への対応については、現行システムも含めて開発範囲や内容の精査を行いながら開発を進めるとともに、次世代システムへの円滑な移行及び業務の安定的な運用に向

けて、事業者も含めた現行システムの開発・運用体制による支援・協力の下、テストやデータ移行等について計画的に実施していく。

③ 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステム（記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システム）は、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。

- i) データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
- ii) 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分である。

このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。

- i) 新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。
- ii) 「年金給付システム」については、端末機器及び周辺サーバの更改や集約化とともに、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。

「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」⁹⁶という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

- i) 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
- ii) 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
- iii) ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

④ ハローワークシステムを活用したサービスの充実

ハローワークシステムにおいては、前回の更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。

これらの取組により、以下の目標を実現する。

- i) 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。
- ii) 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険を中心に業務見直しを行っていくこととしており、引き続き、サービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

⁹⁶ 日本年金機構中期計画（2019年（平成31年）3月29日）

⑤ 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990年（平成2年）に稼働開始した電子出願システムを始めとして、積極的に情報システムを導入してきた。

しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修にかかるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間が掛かり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。

これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」⁹⁷に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた（特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース完了）。

今後も引き続き、2027年（令和9年）1月までに特許事務システムの段階的刷新として、審判システム、意匠商標システムの刷新を完了するべく着実に進めていく。

⑥ 公共工事電子入札システムの統合

現在、政府内に公共工事分野における公共調達電子入札システムが複数存在している状況。デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2025年度（令和7年度）までに統合の基盤となるシステムをクラウド上に整備するとともに、2025年度（令和7年度）に統合に向けた調査研究を実施した上で各省電子入札システムの更改にあわせて統合を進める。

⑦ デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進

気象庁は、頻発する気象災害、地震・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係省庁と連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化を図る必要がある。

特に、近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯について、2024年（令和6年）までに数値解析予報システムの更改を行い、線状降水帯の予測精度を向上させるとともに、その後も数値予報モデルの高度化を継続することで、頻発する自然災害から国民の生命・財産を守る。

⁹⁷ 2013年（平成25年）3月改定

国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

① 裁判関連手続のデジタル化

民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、国民にとってより利用しやすいものとするため、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指す。そのため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

- ・ウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用は全国に拡大したところ、さらに2022年（令和4年）4月から運用が開始された準備書面等の電子提出についても、運用を順次拡大する。
- ・2022年（令和4年）の民事訴訟法等の改正を前提として、早ければ2023年度（令和5年度）から非対面での口頭弁論期日の運用を開始するとともに、2025年度（令和7年度）中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す。
- ・また、民事訴訟手続以外の民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年（令和5年）中の民事執行法等の改正を前提として、環境の整った分野から可能な限り早期に運用を開始できるようにし、遅くとも2027年度（令和9年度）までに本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。

刑事手続において、書類の電子データとしての作成・管理やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、全国における円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令の整備及び高い情報セキュリティと可用性を備えたIT基盤の整備に向けた検討を強力かつ迅速に推進する。2023年度（令和5年度）中に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて検討を進めるとともに、新たなシステムを構築した上で2026年度（令和8年度）中にそのシステムを利用した運用の一部開始を目指す。また、矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。

② 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

司法試験及び司法試験予備試験については、受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減等を図る観点から、以下のとおり、試験のデジタル化の実現に向けた取組を進める。

- ・出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化について、2025年度（令和7年度）からの開始に向け、資格情報連携等に関するシステムとのデータ連携を可能とするための既存システムの改修等を行う。
- ・CBT⁹⁸方式による試験について、2026年（令和8年）に実施する試験からの導入に向け、システム的设计・構築等を進める。

なお、2023年度（令和5年度）においては、2022年度（令和4年度）における調査検討で挙げられた課題等に対処するための調査研究等を実施する。

⁹⁸ Computer Based Testing

③ 警察業務のデジタル化

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図る。また、行政手続の処理の効率化と情報システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・運転者管理システムは、2023年（令和5年）1月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始した。2024年度（令和6年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・遺失物管理システムは、2023年（令和5年）3月から警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始した。2026年度（令和8年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等についての検討を2022年度（令和4年度）末までに行った。引き続き、全都道府県警察への導入に向けた調整等を行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。
- ・e-Gov等の活用も視野に入れ、利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する行政手続オンライン化のシステムの検討・構築を行う。

④ 港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境を実現するため、複数の分野の一体運用を可能とするサイバーポートの整備を進める。

このうち、港湾管理者⁹⁹が提供する行政サービスの申請手続等を電子化する港湾管理分野について、2023年度（令和5年度）の全国展開に向け、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化を実現するシステムの構築・機能改良を進める。

また、港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、2023年度（令和5年度）の対象港湾の拡大に向け、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携するとともに、アセットマネジメント手法の構築、システムの構築等を進める。

加えて、2.（2）⑦の港湾（港湾物流分野）のデジタル化と併せ、2023年度（令和5年度）中に、サイバーポート三分野での一体運用を実現する。

⑤ 公文書管理のデジタル化

デジタルを前提とした公文書管理制度の見直しとシステム整備の方向を示した「デジタル時代の公文書管理について」¹⁰⁰を踏まえ、公文書管理のデジタル化に対応するため、制度面では、政令¹⁰¹、ガイドライン¹⁰²を改正し、行政文書の管理について電子的に行うことを各行政機関のルールとして明記するなど、デジタル化に対応した文書管理のルールを整備したところであり、システムの検討を踏まえた更なる見直し及び当該ルールの浸透を図る。また、公文書管理に係るシステム整備の在り方については、引き続き、デジタル庁及び内閣府が中

⁹⁹ 地方公共団体又は地方公共団体が単独若しくは共同で設立する港務局

¹⁰⁰ 2021年（令和3年）7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告

¹⁰¹ 公文書等の管理に関する法律施行令（2022年1月26日改正）

¹⁰² 行政文書の管理に関するガイドライン（2022年2月7日全部改正）

心となり、目指すべき機能の詳細を検討するとともに、遅くとも2023年度（令和5年度）にデジタル庁においてシステム整備の在り方に関する調査研究を開始する。

⑥ 情報公開事務のデジタル化

情報公開法¹⁰³に基づく事務についてもデジタル化を推進する。その際、総務省を始めとする関係府省において、「規制改革実施計画」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）を踏まえ、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、デジタル化の実現方策について検討を進め、可能なものから順次措置を講じていく。

⑦ 人事管理のデジタル化

国家公務員の人事管理分野のデジタル化により業務の一層の効率化、効果的实施を進めるため、内閣人事局はデジタル庁や人事院、関係機関と連携し、勤務時間管理を始め、各府省の人事管理の効率化・高度化に資するシステムの整備について、その在り方を整理しながら実装を推進・促進する。特に、勤務時間管理については、既存の勤務時間管理システムの改修や調達の一元化、他システムとの連携を視野に検討を進める。

⑧ 政府調達システムのシステム連携の推進

政府調達システムについて、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

⑨ 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

デジタル庁は、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、政府共通決済基盤の構築を行い、クレジットカード納付等の機能を提供するとともに、機能の拡張について検討する。

⑩ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

マイナポータルを利用した旅券（パスポート）のオンライン申請について、2024年度（令和6年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略の実現やオンライン申請と書面による申請との手数料の差別化の検討を行う。また、配送交付については、引き続き実現の可能性を検討する。

⑪ 入国手続等のデジタル化

日本への入国に係る一連の手続（検疫、入国審査、税関申告）については、入国者の利便性の更なる向上とともに各業務全般の効率化の実現が喫緊の課題となっている。訪日外国人旅行者等の入国者の増加が見込まれる中、Visit Japan Webの安定的な運用等を担保するために体制整備も含め必要な対応を行うとともに、関係省庁と緊密に連携しながら、必要な機能拡充を迅速に実現していく。

¹⁰³ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

⑫ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するため、更なるデジタルの活用を進める。

国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上させ、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

具体的には、国税庁ホームページやチャットボット、確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理し、その連携等を図ることにより、納税者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。

また、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア等の利用促進など、関連する諸システムのUI・UXを改善するほか、電話による相談や税務署の窓口における納税者サービスについてもデジタルにより高度化を図ることで、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を実現する。

(2) 地方の情報システムの刷新

地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律¹⁰⁴（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化¹⁰⁵を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーション¹⁰⁶をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社開発したアプリケーションを全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなるとともに、地方公共団体は、独自施策等を講ずるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である2025年度（令和7年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、必要な支援を積極的に実施する。

地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組について、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務を所管する省庁とともに、標準化法第5条第1項に基づき、2022年（令和4年）10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針を定めたところであり、移行期間、運用経費等の削減目標、地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方その他の統一・標準化の取組の推進に関する基

¹⁰⁴ 令和3年法律第40号

¹⁰⁵ 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

¹⁰⁶ 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

本的な事項については、今後、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定めることとする。

また、デジタル庁及び制度所管省庁は、2023年（令和5年）3月までに、標準化法第6条第1項に定める機能標準化基準の内容となる標準仕様書を作成及び改定するとともに、標準化法第7条第1項に定める共通標準化基準の内容となるデータ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書を作成及び改定するなど、地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けて必要となる環境の整備を進めてきたところであり、2023年度（令和5年度）以降、国は、地方公共団体における標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、必要な支援を積極的に行う。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のため、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

地方公共団体の基幹業務システム等は、ガバメントクラウドを活用することにより、例えば環境の自動設定機能を利用してインフラの構築期間の短縮や運用の効率化を行うことや、各種マネージドサービスを利用してアプリケーションのメンテナンス費用を抑えることや、機能の迅速な拡張や改変が可能となる。

地方公共団体においてガバメントクラウドを円滑に活用できるようにするため、デジタル庁は、2023年（令和5年）3月までに、ガバメントクラウド上に構築することができるシステムやガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について定める地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準を策定するとともに、ガバメントクラウドの利用に当たって必要となる文書等を整理したところであり、2023年度（令和5年度）においては、早期にガバメントクラウドに移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する地方公共団体について支援し、より効果的かつ効率的なガバメントクラウドへの移行の実現を図る。

また、地方公共団体の基幹業務システムを取り扱う事業者が、ガバメントクラウドを活用して、よりクラウドネイティブなアプリケーションの構築や運用を行い、安価で高い性能を出すためには技術習得が必要な場合があることから、デジタル庁は、学ぶ意欲のある国内事業者に対しガバメントクラウドの環境の適切かつ効果的な利用のための情報提供等を行うとともに、事業者の協調領域として標準準拠システムの共通部品について早期の情報提供に努め、2023年度（令和5年度）中を目処に提示する。

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の推進

基本方針において、2023年（令和5年）4月から「移行支援期間」と位置付けられたことを踏まえ、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に向けた支援として、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携し、地方公共団体における標準準拠システムへの移行に向けた取組の進捗状況や課題等を継続的に把握する。また、全ての地方公共団体において、遅くとも2024年（令和6年）3月までに標準準拠システムへの移行を担うベンダーが選定されるようにするなど、移行作業のできる限りの前倒しにより、移行時期の分散がされるよう、必要な支援を実施する（移行支援に関する具体的な施策について、後述の「標準準拠システムへの移行支援に関する具体的な施策」を参照。）。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（データ要件・連携要件の標準、非機能要件の標準、地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準、共通機能の標準など）について、デジタル庁及び総務省において、制度所管省庁における制度改正等による標準仕様書の改定との整合性を図るなど、業務横断的な観点から適切に運用を行う。

③ 制度所管省庁による標準化基準の策定等

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管省庁において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で改定するなど適切に運用を行う。

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、2020年度（令和2年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。あわせて、総務省は、民間企業と連携した伴走支援等により、都道府県等における市区町村支援のためのデジタル人材の確保を推進するほか、地方公共団体において職員に求められるスキルの明確化等を通じて、デジタル化の取組の中核を担う職員の集中的な育成を支援する。さらに、各地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成に係る取組事例の横展開に取り組む。

標準準拠システムへの移行支援に関する具体的な施策

① 都道府県と連携した移行支援の実施

デジタル庁及び総務省は、各都道府県が行う統一・標準化のため、都道府県連絡会議等の活用により市区町村の標準化に向けた課題を明確化するほか、都道府県ごとにリエゾンを設置する等の市区町村支援のサポートを行うとともに、移行スケジュールに係る調査結果等を踏まえ、円滑な移行に際し課題を抱えるシステムの状況を個別に把握し、課題解決に向けた対応を行う。

また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書について、当該手順書に沿って先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組事例を調査し、より前倒しでの取組が可能となるよう2023年（令和5年）夏を目途に改定を行う。あわせて、当該手順書を踏まえ、各地方公共団体が、標準準拠システムへ移行の取組をより円滑に前倒しして実施できるよう、PMO ツールによる個別自治体の進捗管理の徹底や人材派遣を通じて、関係省庁・都道府県とも連携し市区町村における移行支援を強化する。

② 適合性確認の運用方法の詳細化

アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。このため、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールを作成し、ツールを使った適合確認試験開始を目指す。

③ ガバメントクラウドへの移行等に係る検証

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

さらに、ガバメントクラウドへの情報システムの円滑な移行を可能とし、システムの運用コストを適正化することを目的として、ガバメントクラウドへの移行及びガバメントクラウド上のシステム運用に係る課題の検証を行うため、早期移行団体検証事業を実施する。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法の選択肢としては、LGWAN を活用した接続又はデジタル庁が示すガバメントクラウドへの標準的な接続サービス（ガバメントクラウド接続サービス）を活用した接続を想定し、引き続き具体化を進める。

なお、この具体化のため、LGWAN については、地方公共団体の庁内システムからガバメントクラウドへの当面の接続回線として利用可能となるよう更改する。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

(3) デジタル化を支えるインフラの整備

① 光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等

デジタル社会を実現していく上で、高度情報通信ネットワークはデータの利活用や地域課題の解決に不可欠な基盤となるものであることから、広く国民の利便性の向上等を図るため、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年(令和4年)3月策定、2023年(令和5年)4月改訂)に基づき、地域協議会も活用しつつ、光ファイバや第5世代移動通信システム(5G)、非地上系ネットワークなどの整備・維持・充実に努めるとともに、これらを利活用して課題解決を図る取組の社会実装を推進する(光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策について、後述の「光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策」を参照。)

② Beyond 5Gの実現に向けた研究開発・標準化の推進

Beyond 5G(6G)については、情報通信審議会中間答申¹⁰⁷を踏まえ、革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業等を通じて、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を強力に推進し、今後5年程度の期間で関連技術を確立するとともに、知財の取得や国際標準化を推進する。

③ 半導体戦略の具体化

デジタル産業やデジタルインフラ、そしてその基盤となる半導体を取り巻く環境の変化を踏まえ、2023年(令和5年)年央に取りまとめる改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、以下の取組等を推進する。

- ・引き続き5G促進法¹⁰⁸に基づく先端半導体の国内における安定的な生産基盤の確保や、経済安全保障推進法¹⁰⁹に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組のほか、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組を推進する。
- ・また、半導体産業が必要とするスキルを有する人材の育成・確保の実現に向けた各地域における産学官連携の仕組み・体制の全国展開や、半導体の設計・製造を担うプロフェッショナル・グローバル人材の育成、研究開発人材の育成に資するアカデミアの中核となる拠点の形成に取り組む。

④ データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等

データセンターの分散立地については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようにあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、デジタル田園都市国家インフラ整備計画(2022年(令和4年)3月策定、2023年(令和5年)4月改訂)やデジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合での取りまとめに基づき、当面は東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に取り組む。

¹⁰⁷ 2022年(令和4年)6月30日

¹⁰⁸ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)

¹⁰⁹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)

また、分散型クラウド関連技術に関する研究開発を推進し、その成果を活用することで、更なるセキュリティの向上、消費電力の効率化によるグリーン化、大容量データの効率的処理等の更なる高度化を図る。

海底ケーブルについては、引き続き、通信ネットワークの^{きょうじん}強靱化による耐災害性向上の観点から、現状ミッシングリンクとなっている日本海側の国内海底ケーブルの整備に取り組み、日本を周回する海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）を完成させる。さらに、昨今の国際情勢を踏まえつつ、データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化や地方におけるデジタル実装の加速のため、海底ケーブル等の整備を促進するとともに、国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策を強化する。

⑤ デジタルライフライン全国総合整備計画の策定

自動運転やドローン物流等のデジタル技術を活用したサービスについて、実証段階から実装への移行を加速化し、中山間地域から都市部まで全国に行き渡らせるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、デジタルライフライン全国総合整備計画を2023年度（令和5年度）内に策定する。このため、デジタルライフライン全国総合整備実現会議を設置し、デジタル社会推進会議等と連携しつつ、各省庁が一体となってデジタルライフライン全国総合整備計画の策定・着実な実施を推進していく。当該計画の策定に当たっては、関係府省庁及びDADCが、地方公共団体や民間企業等と連携して、安全性・信頼性や経済性、社会的効果を勘案し、既存の取組も踏まえつつ、地域で実現したいビジョンからバックキャストした社会システムの見取り図の作成や、これに沿った、デジタルを活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインの仕様・スペックの具体化や先行地域、それぞれの運営主体の特定等を行い、デジタルライフラインの整備を着実に実行する。また、2024年度（令和6年度）から先行的な取組を開始し、送電網等における150km以上のドローン航路の設定や、新東名高速道路の一部区間における100km以上の自動運転専用レーンの設定、関東地方の都市における200km²以上の地下の通信・電力・ガス・水道の管路に関する空間情報のデジタルツイン構築によるインフラ管理のDXの実現等を目指す。

光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等に関する具体的な施策

① 高速・大容量通信インフラの基盤としての光ファイバの整備等

固定ブロードバンド（光ファイバ等）未整備地域の解消（整備目標としては、光ファイバの全国の世帯カバー率を2027年度（令和9年度）末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯とする）及び「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備に向けて、引き続き、離島を始めとする条件不利地域等における整備を促進する。この際、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が2024年度（令和6年度）以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023年度（令和5年度）中の5Gによる通信環境の整備を促進する。

また、既に光ファイバが整備された地域については、地方公共団体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。

さらに、光ネットワークの大容量化技術を2025年度（令和7年度）までに確立する。

② 5G等のインフラの整備

国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から、インフラシェアリングを活用しつつ、道路などの非居住地域を含む5G等のエリア整備を進める。整備目標としては、5Gの全国での人口カバー率を2023年度（令和5年度）末までに95%に、4G・5Gによる道路（高速道路・国道）カバー率を2030年度（令和12年度）末までに99%（高速道路については100%）にする。また、非常時における事業者間ローミングの実現を推進する。さらに、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタル基盤の整備と地域の課題解決ニーズに即した先進的ソリューション実装を一体的に推進する。

③ 非地上系ネットワークの整備等

非地上系ネットワーク（NTN）の2025年度（令和5年度）以降の早期国内展開等に向け、サービス導入促進のための取組を推進する。

HAPS(High Altitude Platform Station)については、利用可能な周波数の拡大等の国際ルール策定、無線システムの技術実証、実用化に必要な国内制度の整備の取組を行うほか、2025年（令和7年）の大阪・関西万博等での実証・デモンストレーション等の機会を捉えた海外展開を推進する。

また、衛星通信については、周波数の確保や必要な制度整備を推進するとともに、我が国独自の通信衛星コンステレーションの構築に向けた検討を進める。

(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

技術水準の向上により、デジタル技術の応用先を飛躍的に拡大させることで、ユーザーの利便性を格段に向上させ、また、我が国産業の国際競争力を大幅に強化させることを目指す。

情報通信技術の有効活用によるデジタル社会の進展には、利用者の利便性や安全性を確保しつつ、センシング技術等も活用しながら大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境が必要である。デジタル社会の進展を支える基盤技術としては、高度な情報通信環境を実現する技術、AI/ビッグデータ等の高度な情報処理を実現するコンピューティング技術等が想定される。

政府としては、スーパーコンピュータ「富岳」や学術情報ネットワーク「SINET」、研究データ基盤などの次世代情報インフラを整備・活用し、こうした技術研究や研究活動のDX（以下「研究DX」という。）を推進・支援するとともに、政府情報システムにおいても必要に応じて最新技術を反映し、国民の利便性の向上に資するよう、各府省庁、地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間事業者等と連携して研究開発・実証を推進する（後述の「研究開発・実証の推進に関する具体的な施策」を参照。）。

研究開発・実証の推進に関する具体的な施策

① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要な実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、2023年度（令和5年度）までに試験環境を構築する。また、2022年度（令和4年度）まで実施したローカル5Gに関する実証の成果を踏まえ、2023年度（令和5年度）以降にローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備に向けた検討を行う。

Beyond 5G（6G）については、情報通信審議会中間答申（2022年（令和4年）6月30日）を踏まえ、革新的情報通信技術（Beyond 5G(6G)）基金事業等を通じて、以下の重点技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を強力に推進し、今後5年程度の期間で関連技術を確立する。

- ・通信インフラの超高速化・超低遅延化・超省電力化等を実現するためのオール光ネットワーク技術
- ・陸海空をシームレスに繋ぐ通信カバレッジの拡張を実現するための衛星・HAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）技術
- ・利用者にとって安全で高信頼な通信環境を確保するためのセキュアな仮想化・統合ネットワーク技術

② データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証

ア AIの社会実装に向けた取組の加速

今後の更なるAIの実用化に向けて、「AI戦略2022」¹¹⁰に基づき、ディープラーニングを重要分野として位置付け、企業による実装を念頭において取り組む。

具体的には、AIに対する不安の払しょくに向け、AIによる処理の根拠を人が理解できるようにする取組などを行う。また、AI利活用を支えるデータの充実等に向けて、データの秘匿性を担保したままで機械学習の処理等を行うための研究開発、研究データ基盤の改善などに取り組む。さらに、AI利活用の環境整備に向けて、人材の国際的頭脳循環を高める取組などを進めるほか、国際的に優位性のある製品やサービスの創出や我が国ならではの課題への対処に向けて、創薬・材料科学など、我が国が強みを有する分野におけるAIの利活用を更に推進する。

イ 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術

AIやビッグデータ処理の活用が広まる中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するために、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（エッジ・コンピューティング、量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む¹¹¹。

処理の分散化により情報処理の高度化を図るシステムアーキテクチャ技術として、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングがある。これに関し、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAI半導体の研究開発等に取り組む。また、こうしたAI半導体とCPU、メモリ等を組み合わせてコンピュ

¹¹⁰ 2022年（令和4年）4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹¹ 経済産業省「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成30年度（2018年度）から2027年度（令和9年度）まで）において、技術開発を実施。

ーティングをするヘテロジニアスデバイスについて、各チップを別々に作製し、3次元実装技術を使って実装・配線するチップレット技術について、米国を中心に取組が加速していることから、搭載する各チップの高度化に加えて、インターフェース、実装技術等の技術開発に取り組む。また、エッジ・コンピューティング及びAIの応用事例として、防災・減災に資する高精細かつ多種多様な気象・地形等のリモートセンシングデータを間断なくリアルタイムに提供するため、AI等を活用したデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進し、2025年度（令和7年度）以降の早期導入・展開を目指す。さらに、古典コンピュータ（スーパーコンピュータ及びAIコンピュータを含む）と量子コンピュータなどの様々な計算資源を、連合学習や秘密計算、光伝送などの技術で安全に繋ぐことで、安心して利用可能な次世代計算基盤の実現に向けて、先端半導体、量子、光電融合、コンピューティング及び様々な計算資源を最適に制御する計算資源マネージャ等の技術開発等を進めていく。

さらに、量子コンピュータを含む量子技術に関しては、「量子技術イノベーション戦略」¹¹²、「量子未来社会ビジョン」¹¹³を踏まえ、①重点領域の設定、②量子拠点の形成、③国際協力の推進を取組の中心として、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号等で世界トップを目指す。例えば、NISQ量子コンピュータ¹¹⁴における100量子ビット実装とそのクラウドサービス開始を2025年度（令和7年度）までに実現し、さらには誤り耐性型汎用量子コンピュータ¹¹⁵の2050年（令和32年）までの実現を目指す。また、量子技術の産業利用を加速化するため、古典コンピュータに国内外の量子コンピューティングを繋ぎ、量子アプリケーションを開発する環境や、量子コンピュータとそのデバイス・部素材等の研究開発・性能評価設備を備えたグローバル産業化拠点を産業総合研究所に創設することとし、整備を開始する一方で、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、ネットワーク上でやりとりされる機微な情報について、量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信に関する研究開発や社会実装に向けた取組を推進する。

③ 安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等

ア サイバーセキュリティの研究開発等の推進

我が国のサイバーセキュリティの更なる強化に向けて、研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築と、実践的な研究開発の推進に併せて取り組むことが重要であり、サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係府省庁が連携して取り組む。

例えば、サプライチェーン・リスクの増大等を踏まえ、不正なプログラムが仕込まれていないことを確認するためのソフトウェアの研究開発・実用化を推進するほか、サイバー攻撃の巧妙化・複雑化・多様化等を踏まえ、AI等の先端技術も活用しつつ、サイバー攻撃の観測・把握・分析技術や情報共有基盤を強化する。

また、データの自由かつ安全・安心な流通を両立するデータ収集・解析や連携基盤の構築に係る技術に加え、実用的で大規模な量子コンピュータが実現することによる既存の暗号技術の危殆化を想定しつつ、耐量子計算機暗号や量子暗号通信、量子インターネット等に関する

¹¹² 2020年（令和2年）1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹³ 2022年（令和4年）4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹⁴ NISQ(Noisy Intermediate-Scale Quantum)量子コンピュータは、小中規模で誤りを訂正する機能を持たない量子コンピュータ。

¹¹⁵ 誤り耐性型汎用量子コンピュータは、大規模な集積化を実現しつつ、様々な用途に応用する上で十分な精度を保証できる量子コンピュータ。

る先進的な研究を推進する。さらに、量子コンピュータ時代に向けて、これらの研究開発成果を踏まえ、社会実装に向けた検討を進める。

イ 秘密計算技術

秘密計算技術は、従来の暗号技術と異なり、秘密分散等の暗号技術を用いて復号・復元をせずにデータ処理を行える技術であり、このため、情報漏洩の防止やプライバシー保護と高度なデータ分析を両立することができる。今後は、AIを活用した際の処理能力の向上といった秘密計算技術そのものの高度化や、企業の秘密情報などそのままでは活用が難しい情報を統計分析や機械学習等に活用するなどによる新たな付加価値の創出が期待されており、早期の実用化に向けた研究開発の推進や社会実装に向けた検討を進める。

④ 研究開発・実証を支えるデータ利活用の環境整備とデータ駆動型研究の推進

データ駆動型研究の重要性が高まるなど、研究手法が大きく変化しつつある中で、新たな科学的手法を発展させ、生産性を飛躍的に向上させるためには、膨大な量の高品質なデータを戦略的に収集・共有・利活用するための仕組みを作ることが鍵である。

そのため、マテリアル、ライフサイエンス、気候変動・レジリエンス、人文社会等において、各分野の特性・状況に応じ、価値創造を目指した研究データの戦略的な創出・統合・利活用を進める。特に、気候変動・レジリエンス分野については、気候変動やそれに伴う極端気象の激甚化・広域化、及び地震・津波・火山等の自然災害への対応に必要な新たな技術・価値（インテリジェンス）を創出するため、研究機関等において、観測・予測データの共有・利活用や分野横断的な研究開発を促進するデータ・解析プラットフォームの形成等を推進する。各地域において喫緊の課題となっている災害対応現場のDXを研究開発により推進し、レジリエントな社会を実現するため、産学共創の下、防災情報等の先進的なセンシング・モニタリング手法の開発とデータの統合基盤の整備・活用を通じた防災・減災に資する情報プロダクツの創出や災害対応DXの研究開発に取り組む。また、他分野を先導するマテリアルでは、全国25の大学等のネットワークの下で良質なデータを取得可能な共用設備の高度化や、データ収集・管理体制、AI解析基盤の強化等を推進し、2023年度（令和5年度）までにマテリアルデータを全国で一元的に利活用するためのシステムの試験運用、2025年度（令和7年度）までに本格運用を開始する。

このためにも、我が国が世界に誇る研究デジタルインフラ（「富岳」、HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）、「SINET」、研究データ基盤）や先端共用施設群、大型研究施設の高度化を進める。具体的には、2022年度（令和4年度）から開始した次世代計算基盤に係る調査研究について、2023年度（令和5年度）以降は産学官連携体制による要素技術研究を本格的に深化させる。また、2025年度（令和7年度）までに全国の多様な研究データを繋ぐ研究データ基盤の高度化を実装するため、分野・機関を越えた研究データの連携や分野融合による革新的な研究開発を促進する。さらに、2023年度（令和5年度）よりSPring-8やJ-PARCから生み出される膨大なデータを分析する基盤の構築や、施設管理のDXに向けた取組を実施する。

これらの取組を通じ世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築することで、新たな科学技術の創出や我が国の成長に貢献する。

6. デジタル社会のライフスタイル・人材

(1) 新たなライフスタイルへの転換

ア テレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。そのためには、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

このため、特に導入が遅れている中小企業や地域を中心として、テレワーク導入に向けた全国的な導入支援体制の整備や専門家による無料相談など各種支援策を推進するとともに、全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であること等を明確化し、また、労働時間の把握・管理及び健康確保について記載した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」¹¹⁶の周知、新たな働き方・住まい方への対応として、職住近接・一体の生活圏の形成に向け、テレワーク拠点整備等の推進を行う。

また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、企業等に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業の裾野拡大を推進する。

民間のテレワークについては、テレワークの導入・改善を検討する企業や団体に対する無料の個別相談事業について、総務省及び厚生労働省が一体的な運営の下、一本化した窓口等においてワンストップでの相談対応を行うほか、関係府省庁の発信する情報を整理・統合したウェブサイトにおいて、利用者の利便性を第一とした一元的な情報発信を行う。

国家公務員については、非常時における業務継続の観点に加え、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点からも、引き続きテレワークの定着を図る。このため、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、テレワークとフレックスタイム制を組み合わせるなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。また、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」¹¹⁷に基づき、2021年（令和3年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。

法令業務については、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、デジタル技術・ICTを積極的に活用する形での法制執務全体の業務フローの在り方について検証を進め、e-LAWS等の位置付けや期待される役割について再整理を行う。その上で、法案作成における正確性の確保に加え、法制執務の合理化・効率化や法案作成作業の負担軽減を図る観点から、e-LAWSの抜本的な機能向上等に向けて検討を行う。

イ シェアリングエコノミーの推進

シェアリングエコノミーの社会への更なる浸透・定着を推進するため、シェアリングシティ推進協議会等と連携し、シェアリングエコノミー活用ハンドブックを踏まえた優良な活用事例を地方公共団体等に共有するとともに、同協議会における情報発信を通じて、シェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコ安心検定の一層の普及を図る。

¹¹⁶ 2021年（令和3年）3月25日厚生労働省

¹¹⁷ 2015年（平成27年）1月21日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、令和3年3月30日改定

(2) デジタル人材の育成・確保に向けた取組

全ての国民が、それぞれのライフステージに応じて必要となる ICT スキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保・育成を図ることにより、目指すべきデジタル社会の着実な実現を図る。

① デジタルリテラシーの向上

小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修履修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。また、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ）育成のために、研修用教材、実践事例集の作成・周知、高い専門性を有した外部人材の活用や教員の指導力向上に向けた取組などを総合的に推進する。あわせて、教員等を対象としたセミナーの実施など情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。さらに児童生徒の情報活用能力の定量的測定のために、2023年度（令和5年度）に予備調査、2024年度（令和6年度）に本調査を実施する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。さらに、教育訓練給付におけるデジタル分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、前述の「デジタル活用支援」の取組を通じて、国民それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

② 専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保

ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、2021年度（令和3年度）に、民間の教育コンテンツや実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを立ち上げ、2022年度（令和4年度）には、DX時代の個人の学習や企業の人材確保・育成の指針となる「デジタルスキル標準」を策定した。2023年度（令和5年度）以降は、デジタルスキル標準を活用した教育コンテンツの作成や人材の育成・確保を企業等へ促していくとともに、大規模言語モデル等による急速な AI の進歩と普及を踏まえたデジタルスキル標準のアップデートを検討し、急速なデジタル技術の進歩・普及に対応するデジタル人材の育成を加速するため、デジタル人材育成プラットフォームに掲載する教育コンテンツの拡大と企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム及び地域企業と協働したオンライン研修プログラムの拡大を図っていく。

イ 数理・データサイエンス・AI 教育の推進

数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、当該分野で教えられる人材育成に向けた国際競争力のある博士課程教育プログラムの強化、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位プログラムの構築を推進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業

界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を実施するとともに、引き続き本制度の周知・普及を図る。

ウ 官民人材育成の推進

IPA は、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。

また、NICT は、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、国・地方公共団体等のサイバーセキュリティ人材を育成するとともに、その知見を活用した共通基盤を開放し、サイバーセキュリティネクサス (CYNEX) において、産学官における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

エ 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

政府機関におけるデジタル人材の充実を中長期的に進めるため、各府省庁は、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定し、政府デジタル人材の確保・育成等についてその着実な実施を図る。

い) 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

各府省庁において、政府デジタル人材を確保・育成するため、次の取組を推進する。

- ・各府省庁の統括部局、一定のシステム¹¹⁸所管部局のほか、あらゆる部局で、DX や業務改革 (BPR)、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、体制を整備し、人材の拡充を行う。
- ・総合職試験の「デジタル」区分及び一般職試験の「デジタル・電気・電子」区分について、引き続きデジタル庁を中心に各府省庁において合格者の積極的な採用に努めるとともに、啓発活動・人材確保活動を通じて積極的な広報を実施する。
- ・各府省庁において、「デジタル人材確保・育成計画」の一環として、研修受講、出向、スキル認定等に係る具体的な目標を設定した「政府デジタル人材育成支援プログラム」を策定・改定し、人材の適切な育成について明記する。
- ・デジタル庁、NISC 等は、各府省庁が策定・改定する上記計画やプログラムに基づく人材の確保・育成を支援する。特に、デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の見直しを行う。
- ・具体的には、より客観的で一貫性のある人材の育成を目指し、既存の研修を整理し所定の資格試験の合格をもって研修修了に代える仕組みの創設や、資格試験の合格に向けた講座を含むデジタル化の進展を踏まえた研修の提供、スキル認定においては、所定の資格試験の合格を認定要件にすることにより、国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人などの組織の垣根を超えて比較可能な仕組みとする。あわせて、課室長級職員のスキルについても認定対象とすることを検討する。その際、これまでの政府デジタル人材育成の経緯、状況も踏まえ、2024 年度 (令和 6 年度) 及び 2025 年度 (令和 7 年度) の経過措置についても検討を進める。

¹¹⁸ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙 5 におけるプロファイルレベル Type II 以上のシステム等。

- ・政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、手当等を活用し、一定の給与上の評価を行うとともに、「デジタル人材確保・育成計画」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例を設定する。

上記の取組に加え、デジタル庁を中心として、官民の組織の垣根を超えた人材の行き来や、デジタル庁と各府省庁等の職員が一体的にシステムの開発・運用等を行うことを通じて人材の育成が行われるような環境の整備を行う。

ii) 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

広く幹部職員を含む一般職員のリテラシーを向上させ、必要な際に適切な手法でデジタル技術を使いこなせるようにするため、職員が継続的に IT・セキュリティ、データ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援を行う。また、管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組や、AI の活用、業務改革 (BPR)、サービスデザインなどの最新の取組についての研修等も推進する。

iii) 高度デジタル人材 (外部から登用する高度な専門人材) の確保・協働

デジタル庁や NISC においては、高度専門人材を採用し、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

また、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、IT スキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方について検討を進める。

iv) デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等

政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に向けた取組を進めるため、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、各府省庁内を指揮監督する強力な体制を敷く。

デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会及びサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議において共有を図る。

各府省庁において、上記のような政府デジタル人材を中心とした人材の確保・育成等の取組を進める際には、当該人材のキャリアパスを見渡した上で、適時適切な時期に知識・経験を付与する必要がある。

また、「人に優しいデジタル化」をサイバーセキュリティ対策と一体的に進めるに当たっては、システム開発時からのセキュリティ・バイ・デザインを担保することが重要であり、それが可能となるような人材の確保・育成に配慮することが求められる。

さらに、独立行政法人等についても、上記の各府省庁における取組の方針を参考に、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行うものとし、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。

加えて、デジタル社会の実現に関する司令塔として、デジタル庁が中心となって人材の確保・育成の役割を果たすことができるよう体制強化の検討を行う。このほか、各地にあるデジタル人材に関する競技会等を調査・分析し、デジタル人材育成に係る取組を推進する。

オ 女性デジタル人材育成の推進

感染症まん延下における女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消のため、デジタル田園都市国家構想における全体のデジタル人材育成の取組と連携しながら進めていく「女性デジタル人材育成プラン」¹¹⁹に基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を 2022 年度（令和 4 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）末までの 3 年間集中的に推進する。また、プラン策定の 3 年後の 2024 年度（令和 6 年度）末を目途に効果を検証し、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

具体的には、「デジタル人材育成プラットフォーム」において、オンラインを含めた産学官のデジタルスキル教育コンテンツを提供する際、ポータルサイトにおいて、女性が活用しやすい講座を抽出するとともに、主要な支援策を分かりやすく一覧化することで、求職者等が必要な情報にアクセスしやすくなるようにする。また、公的職業訓練において、デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せや、地域の訓練ニーズを反映する協議会（地域職業能力開発促進協議会）の活用により、デジタル分野のコース設定を促進する。さらに、育児等で時間的制約のある女性も受けやすいよう、eラーニングコースの拡充や託児サービス付きの訓練コース等を実施する。加えて、地域女性活躍推進交付金を通じて、女性デジタル人材・女性起業家の育成やデジタル分野への就労支援、テレワークの促進など女性の多様な働き方の推進、女性への SNS を活用した相談支援など、関係団体と連携して地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集を通じて、全国各地域へ取組の横展開を図る。

同時に、将来のデジタル人材となり得る IT 分野を始めとした理工系分野における女性の人材の育成・確保にも着実に取り組む。

¹¹⁹ 2022 年（令和 4 年）4 月 26 日男女共同参画会議決定

第4 今後の推進体制

1. デジタル庁の役割と政府における推進体制

(1) デジタル化に向けた司令塔としてのデジタル庁の役割

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主として①～⑩について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。その際には、社会環境の変化やプロジェクトの状況に応じ、工程表の見直しを含めたシステム開発の目標変更など、政策立案における優先順位付けを行いながら取り組んでいく。

デジタル政策を目に見える形で進め、できる限り速やかに、優先順位を付けながら、それらの実現に向け取り組むことで国民の期待に応えていく。また、デジタル庁が提供するサービスの一部において、国民からの意見に基づく速やかな改善を目指し、民間専門人材を活用した内部開発を実施する。

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含めて、各種システムが整合的で、かつ、最適化するようデジタル社会全体のアーキテクチャを設計し、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針に基づき、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別するID制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進すること。
- ⑩ デジタル社会に対する国民や行政機関等の理解を深めるため、社会の様々な主体を対象

として、効果的な広報活動や情報発信に取り組むこと。

(2) 政府におけるデジタル改革の推進体制の強化

徹底した国民目線でのシステム開発・運用、サービス改革の観点を踏まえた業務改革(BPR)、所管する産業・行政分野のDX推進、データ利活用等を進めるため、デジタル人材の戦略的な配置・確保・育成等といったデジタル改革に、政府を挙げて強力に取り組む観点から、政府全体のデジタル改革の推進体制を強化する。

具体的には、各府省庁のPMOやPJMOの体制を充実し、情報システムの整備・運用の経験のある職員を増加させるため、積極的な配置・追加等を行うとともに、各府省庁のDXの司令塔として、PMOの予算要求・執行等を含めた府省庁内のシステムの全体管理における権限・機能を強化する。

また、デジタル庁において、システム全体のアーキテクチャを設計し、標準の策定、共通基盤・共通機能の構築、それらを踏まえた既存システムの刷新、ベース・レジストリの整備等のデータ戦略の推進など、デジタル庁創設以降に新たに取り組んでいる業務については、成果を得るためには一層加速させる必要があり、また、デジタル庁に求められる役割を適切に果たせるよう、常勤・非常勤の体制強化を図る。

(3) 関係会議の開催

① デジタル社会推進会議

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議¹²⁰は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会¹²¹は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関の相互の調整に資することを目的として開催する。

② デジタル社会構想会議

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のあるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

③ デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るため、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携して、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって整備する

¹²⁰ デジタル庁設置法第14条及び第15条

¹²¹ 2021年(令和3年)9月6日デジタル社会推進会議議長決定

デジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

(4) 政府情報システム保守運用体制に係る関係機関との連携強化

社会全体のデジタル化を一層進めていくためには、司令塔としてのデジタル庁において、新規施策や新しいシステム開発を拡充していく必要があるが、各システムには運用・保守が伴う。人員が不足するからといって、安易に外部に委託すればコストだけでなく、運用のノウハウ蓄積機会が失われ、利便性向上に向けた更新もおろそかになる可能性がある。また、行政、準公共、民間分野を通じて官民でのデータ活用等を加速するためにはデジタル庁の政策方針に沿ってデジタル分野の基準・標準を策定・普及し、継続的に保守管理していくことも重要になる。

このため、これまでデジタル業務で実績のある以下の法人等を始めとする関係機関とデジタル庁が一体となって、各種施策の運用等について行うことができるよう、次のとおり必要な体制整備を進める。

① 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

IPA について、米国国立標準技術研究所（NIST）も参考に、デジタル戦略等における基準・標準機関として位置付け、これまでの情報処理推進に加え、国全体のデジタル社会形成の観点から、データ戦略に係る基準・標準の整備を推進するとともに、行政・準公共・産業分野の DX 推進やデジタル規制改革に必要となるデータ・システムに係る基準・標準の検討を加速し、経済安全保障の観点も踏まえたデジタル産業基盤の強化及びデータ駆動型の新産業創出をリードするための機能強化を検討する。

その際、IPA のこれら基準・標準策定等に関する業務については、その社会実装の推進及び当該業務の目標・計画設定を含めた適切かつ継続的な遂行の確保の観点から、デジタル庁の適切な関与の在り方及び高度専門人材確保のための措置や拠点整備等について、関係省庁と協力して検討することとし、必要な制度的措置についても併せて検討し、2023 年（令和 5 年）10 月を目途に結論を得る。また、必要な制度的措置がある場合には、2024 年（令和 6 年）の通常国会において必要な法案の提出を検討する。

② 独立行政法人国立印刷局

国立印刷局について、これまで官民多様な主体から提供された法令、会社公告等の情報について正確かつ確実にデータクレンジングを行い、BCP 対応を構築した上で、安定的に事業を実施してきたノウハウと実績を活かし、国全体のデジタル社会形成の観点からデジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用を行うことを含め、その連携の在り方について検討する。

その際、国立印刷局が行うこととなる業務については、業務の適切かつ継続的な遂行の確保の観点からデジタル庁の権限の明確化について、関係省庁と協力して検討することとし、必要な制度的措置についても、併せて検討し、2023 年（令和 5 年）10 月を目途に結論を得る。また、必要な制度的措置がある場合には、2024 年（令和 6 年）の通常国会において必要な法案の提出を検討する。

③ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

J-LIS は、各種マイナンバー関連システムの開発・運用等の業務を行っているが、デジタル化の加速に伴う業務量の増大や国・地方のネットワークの抜本的な見直しなどの新たなニーズに対応することが求められる。

このため、人材の確保・育成等組織の増強が更に急務となることから、リソース拡充を行うべく、必要に応じ、地方公共団体の意見も踏まえつつ、組織体制の強化や高度デジタル人材を確保するための環境の整備について検討を行う。体制強化に当たっては、システム関連業務について実績のある関連法人との連携強化なども検討する。

④ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）

NICT は、行政機関等で活用が進んでいる多言語翻訳 AI やセキュリティ技術・訓練、将来のデジタル社会のセキュリティ基盤となる量子暗号技術等、その研究開発成果の活用促進（政府全体での多言語翻訳機能の導入を目指す等）に向けデジタル庁及び関係省庁と協力する。AI、量子、セキュリティ等の分野において必要となる高度デジタル人材を確保するための環境整備をすすめる。必要に応じ、法的整備を行う。

2. 地方公共団体等との連携・協力

デジタル庁は、デジタル社会の形成に向けた施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴きつつ、必要に応じて総務省等の関係府省庁と連携して、地方公共団体との連携・協力を図る。あわせて、デジタル庁及び総務省は、J-LIS について、引き続き連携等を図りつつ必要な支援を行う。

3. 民間事業者等との連携・協力

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化や API 連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

2023年6月

※ 本工程表は、重点計画に記載する項目のうち重要な施策を中心に、その取組スケジュールを示すものである。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁	
		1Q	2Q	3Q	4Q																		
第3-1 戦略として取り組む政策群																							
2. デジタル田園都市国家構想の実現 (3) デジタル田園都市国家構想の実現 に向けた重点検討課題 ・優良事例を支えるサービス/システムの横展 開の加速化	サービスカタログの策定・公表																					デジタル庁	
	モデル仕様書の策定・公表																						デジタル庁
	地域への支援策の検討																						デジタル庁
・地域幸福度 (Well-being) 指標の活用 促進	地域幸福度 (Well-being) 指標サイトの構築																					デジタル庁	
3. 国際戦略の推進 (1) DFFTの推進に向けた国際連携	2023年G7に向けた検討・準備																					デジタル庁、経済産業省	
	2023年G7での合意に基づくDFFTの国際枠組み (IAP: Institutional Arrangement for Partnership) 立ち上げに向けた準備																					デジタル庁、経済産業省	
	IAPの下での具体的な成果創出に向けた取組の推進																					デジタル庁、経済産業省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 (1) サイバーセキュリティの確保 ・政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用拡大を見据えセキュリティ対策の強化等を踏まえた政府統一基準の改定 ・政府統一基準の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上	政府統一基準の改定コンセプトの検討	■								■								■				内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定案の検討		■	■							■	■							■	■		内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定案に係る各省意見照会			■								■								■		内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定案に係る各省協議				■							■									■	内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定案に係るパブリックコメント					■								■								内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定						■								■							内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の次回改定に向けた見直しの方向性の検討						■	■	■						■	■	■					内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等に基づく監査等の取組	■	■	■	■																	内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等を踏まえた監査内容等の検討					■																内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等に基づく監査等の取組					■	■	■	■													内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定内容等を踏まえた監査内容等の見直し								■	■												内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等に基づく監査等の取組									■	■	■	■									内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等を踏まえた監査内容等の検討													■	■							内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等に基づく監査等の取組													■	■	■	■					内閣官房 (NISC)
	政府統一基準の改定内容等を踏まえた監査内容等の見直し																■	■				内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等に基づく監査等の取組																	■	■	■	■	内閣官房 (NISC)
	政府統一基準等を踏まえた監査内容等の検討																				■	内閣官房 (NISC)
(1) サイバーセキュリティの確保 ・デジタル庁と連携して、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等を推進	構築実証		■	■	■																	内閣官房 (NISC)
	運用分析実証					■	■	■	■													内閣官房 (NISC)
	システムの企画 (要件定義等)						■	■	■	■												内閣官房 (NISC)
	各府省利用促進のための実証									■	■	■	■									内閣官房 (NISC)
	CRSAシステムの構築										■	■	■									内閣官房 (NISC)
	CRSAシステムの運用・保守													■	■	■	■	■	■	■	■	内閣官房 (NISC)

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(1) サイバーセキュリティの確保 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) における簡素な仕組みの検討等による制度利用の促進 (2021~2022) ・ISMAPを活用したクラウド・バイ・デフォルトの拡大 (2023~2025)	ISMAP-LIUの仕組み検討	■	■	■																		内閣官房 (NISC)
	ISMAP-LIUの運用開始			■																		内閣官房 (NISC)
	制度運用上の課題・改善の検討			■	■	■																内閣官房 (NISC)
	直近対応すべき改善項目に関する規程等の改定、周知					■	■															内閣官房 (NISC)
	継続的な制度運用上の課題・改善の検討					■	■	■	■	■												内閣官房 (NISC)
	改善項目に関する規程等の改定、周知									■	■											内閣官房 (NISC)
	継続的な制度運用上の課題・改善の検討									■	■	■	■	■								内閣官房 (NISC)
	改善項目に関する規程等の改定、周知													■	■							内閣官房 (NISC)
	継続的な制度運用上の課題・改善の検討													■	■	■	■	■				内閣官房 (NISC)
改善項目に関する規程等の改定、周知																	■	■			内閣官房 (NISC)	
(1) サイバーセキュリティの確保	GSOCの着実な運用・クラウド監視機能強化	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣官房 (NISC)
(1) サイバーセキュリティの確保 ・政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ情報の収集・分析に係る実証事業	システムの検討				■																	総務省
	システムの構築					■	■	■	■													総務省
	総務省への試験導入							■														総務省
	総務省への本格導入									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省
(1) サイバーセキュリティの確保	ERMとITガバナンスの観点を含めたセキュリティ対策の強化					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	整備・運用段階の全体にわたりDevSecOps等のアプローチの推進					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	自動化によるセキュリティマネジメントの強化の推進					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	スマートなクラウド利用やサプライチェーン対策へのセキュリティ対応					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	ゼロトラストアーキテクチャへの取組					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
(1) サイバーセキュリティの確保	リアルタイム監視・情報セキュリティインシデント対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
5. 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応 (1) 連携体制 (2) 基礎的な開発能力の構築・強化や 包括的データ戦略に基づくデータ整備	連携体制を通じた我が国一体としての取組																					内閣府（内閣官房、内閣府知財、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）
	基礎的な開発力の構築・強化等																					内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省
	行政機関が保有するデータの整備																					デジタル庁
(3) AIの社会実装	AIの社会実装に向けた取組																					内閣府
	行政におけるAIの活用に向けた必要な検討・取組																					内閣府、デジタル庁、内閣官房（内閣人事局、NISC）
	学校教育の現場におけるAIの取扱いに関するガイドラインの策定																					文部科学省
6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組 (3) 当面重点的に取り組むべき事項 ①トラスト ・トラストサービスの利活用拡大	処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方の策定																					デジタル庁
	電子署名関係法令の技術基準改定																					デジタル庁、法務省
	電子委任状の普及促進																					デジタル庁
	国際的な相互運用性を持ったトラストサービスの在り方を検討																					デジタル庁
①トラスト ・Digital Identity Wallet	[mdoc形式] Google Wallet, Apple Wallet等の技術検証																					デジタル庁
	汎用DIWシステムのPoC開発																					デジタル庁
	特定の証明書における本番向けDIWシステムの開発(詳細は今後さらに詰めていく)																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
①トラスト ・「Trusted Web」構想の実現	ホワイトペーパー-ver2.0への改訂検討	■	■																			内閣官房
	ユースケース実証の選定		■																			デジタル庁、内閣官房
	ユースケース実証の実施（示唆の抽出・分析）		■	■	■																	デジタル庁、内閣官房
	国際連携推進に向けた有識者との議論		■	■	■																	デジタル庁、内閣官房
	Trusted Webに係る海外動向調査等		■	■	■																	内閣官房、経済産業省
	ホワイトペーパー-ver3.0への改訂検討					■	■															デジタル庁、内閣官房
	ユースケース実証の選定					■																デジタル庁、内閣官房
	ユースケース実証の実施（示唆の抽出・分析）					■	■	■	■													デジタル庁、内閣官房
	実証成果の広報（中間・最終報告会）							■	■													デジタル庁、内閣官房
	ホワイトペーパー-ver4.0への改訂検討									■	■											デジタル庁、内閣官房
G7会合を踏まえた国際連携の検討・実施					■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁、内閣官房	
①トラスト ・eシール、タイムスタンプ	eシールの国内ニーズ等の調査			■	■																	総務省
	eシール事業者の現状把握					■																総務省
	eシール基準案等の検討						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省
②データ取扱ルール	準公共分野での参照・検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁、内閣府
	デジ田での参照・検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁、内閣府
	ガイダンス実装状況ヒアリング			■	■			■	■			■	■			■	■					デジタル庁、内閣府
	ガイダンスのレビュー・見直しの検討																	■	■	■	■	デジタル庁、内閣府

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
③PDS・情報銀行	情報銀行を介したデータポータビリティの実現と地方公共団体等とデータ連携の検討																					総務省
③PDS・情報銀行 ・健康・医療分野における情報銀行の活用 検討	要配慮個人情報の取扱い WGでの検討																					総務省
	認定指針の改定手続・公表																					総務省
③PDS・情報銀行 ・教育分野における情報銀行の活用検討	教育分野における情報銀行を介したデータ利活用の実証 準備																					総務省
	実証期間1 実証参加者募集等																					総務省
	実証期間2 実証実施																					総務省
	実証期間3 実証結果報告等																					総務省
	WG設置・実証中間報告等																					総務省
	実証結果を踏まえたWG取りまとめ																					総務省
	WG取りまとめを踏まえた認定指針の見直し等																					総務省
③PDS・情報銀行 ・相互連携分野（スマートシティ）の情報銀行の活用検討	スマートシティにおける情報銀行を介したデータ利活用の実証 準備																					総務省
	実証期間1 実証参加者募集等																					総務省
	実証期間2 実証実施																					総務省
	実証期間3 実証結果報告等																					総務省
	実証結果を踏まえた認定指針見直し等の検討																					総務省
	情報銀行によるPHRデータ流通基盤を活用した医療データ連携の検討																					総務省
	ニーズに合わせた情報銀行の認定制度の見直し																					総務省
③PDS・情報銀行 ・教育分野におけるPDS活用の検討	教育分野におけるPDSの技術的要件等に関する調査研究 準備																					総務省
	PDS活用事例の調査																					総務省
	教育分野におけるPDS活用のユースケース等の検討																					総務省
	教育分野におけるPDS活用に当たってのセキュリティ要件等の検討																					総務省
	調査研究を踏まえた実証実施																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑤ベース・レジストリ	整備検討																					デジタル庁
	「ベース・レジストリ指定」見直し検討																					デジタル庁
	ベース・レジストリ指定																					デジタル庁
	システム構築																					デジタル庁
	データ整備																					デジタル庁
	本格運用																					デジタル庁
⑥データマネジメント	活動方針・スコープの見直し																					デジタル庁
	庁内GIF導入システムの選定・導入支援																					デジタル庁
	他省庁GIF導入システム選定・導入支援																					デジタル庁
	データ間の相互運用性の試行開始																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑦オープンデータ	基本指針案検討					■	■															デジタル庁
	基本指針案各省協議							■														デジタル庁
	基本指針改定								■													デジタル庁
	利用者ニーズの調査	■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		デジタル庁
	利用者ニーズの調査結果の反映				■	■			■	■			■	■			■	■			■	デジタル庁
	利活用研修資料の検討						■				■				■				■			内閣府
	利活用研修資料の作成	■	■					■	■			■	■			■	■			■	■	内閣府
	利活用促進ウェブサイトの検討	■	■																			内閣府
	利活用促進ウェブサイトの作成・運用		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									内閣府
	利活用促進ウェブサイトのコンテンツ拡充		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府
	利活用促進プラットフォームの検討						■	■	■	■												内閣府
	利活用促進プラットフォームの作成									■	■	■	■									内閣府
	利活用促進プラットフォームの運用										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府
⑧AI活用の基盤となる行政データの整備	整備範囲の検討							■	■													デジタル庁
	行政データのクレンジング									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	データ整備の効率化等の検討									■	■	■	■									デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
第3-2 各分野における基本的な施策																						
1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 (1) 国・地方公共団体・民間を通じた トータルデザイン ・公共サービスメッシュを通じた情報連携の更 なる推進	調査研究	■	■	■	■																	デジタル庁
	要件整理					■																デジタル庁
	仕様検討・技術的実証等						■	■														デジタル庁
	テスト構築等								■													デジタル庁
	設計・開発および移行・運用検討									■	■	■	■	■	■	■						デジタル庁
	運用・保守および継続的見直し																	■	■	■	■	デジタル庁
(2) マイナンバー制度の利用の推進 ①マイナンバーの利用及び情報連携の推進 ②特定公的給付制度の活用及び公金受 取口座の登録・利用の推進	施行に向けた法令・関連システム等整備					■	■	■	■	■	■	■	■	■								デジタル庁
	施行準備（政省令、システム対応等）	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	各種事務での登録口座情報の利用					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	順次金融機関からの登録							■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
(3) マイナンバーカードの普及及び利用の 推進 ①マイナンバーカードの健康保険証との一体 化に向けた取組	オンライン資格確認の原則義務化				■																	厚生労働省
	支援等の措置の見直し		■																			厚生労働省
	保険証の廃止等										■	■										厚生労働省
	訪問診療等の仕組みの構築完了								■													厚生労働省
	スマートフォン対応完了																					厚生労働省
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへ の一体化に向けた取組 ・各種免許・国家資格等のデジタル化の推進	システム設計・開発					■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省
	デジタル化の開始													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁	
		1Q	2Q	3Q	4Q																		
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組	全国共通の運転者管理システムの整備																					警察庁	
	県警の運転者管理システムの移行																						警察庁
	一体化に必要なシステム改修																						警察庁
	法案提出																						警察庁
	下位法令の制定等																						警察庁
	運転免許証とマイナンバーカードの一体化																						警察庁
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組	オンライン更新時講習のモデル事業（優良運転者）																					警察庁	
	オンライン更新時講習のモデル事業（優良・一般運転者）																						警察庁
	全国実装に向けた改良																						警察庁
	全国実装に必要なシステム改修																						警察庁
	オンライン講習の全国実装																						警察庁
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組	諸外国におけるモバイル運転免許証の導入・検討状況に関する調査研究の実施																						警察庁
	モバイル運転免許証等の在り方の検討（デジタル庁が検討・開発する方針である他の資格証等も搭載可能な汎用的なシステムの活用を前提とした運用）																						警察庁
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 ・マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現	検討、法案提出、準備（政省令、システム整備等）																						出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
	次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつカードの一体化（交付・運用）																						出入国在留管理庁、総務省、デジタル庁
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化	実証実験の準備																						総務省
	実証実験の実施																						総務省
	実証実験結果の取りまとめ																						総務省
	有識者等による検討会																						総務省
	実証実験結果を踏まえた調査研究																						総務省
	調査研究の結果に応じた対応																						総務省
	全国展開に向けた対応																						総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 安全衛生関係各種免許 ・国家資格等情報連携・活用システムとの連携により2025年度（令和7年度）よりマイナポータル閲覧を開始	連携方法等の検討	■	■	■	■	■																厚生労働省
	改修要件の検討						■															厚生労働省
	調達仕様書の作成							■														厚生労働省
	意見招請・要件の再精査								■													厚生労働省
	入札公示									■												厚生労働省
	要件定義・設計										■	■	■									厚生労働省
	製造													■								厚生労働省
	テスト														■	■	■					厚生労働省
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 技能講習修了証明書 ・国家資格等情報連携・活用システムとの連携により2025年度（令和7年度）よりマイナポータル閲覧を開始	連携方法等の検討	■	■	■	■	■	■	■	■													厚生労働省
	改修要件の検討									■	■											厚生労働省
	調達仕様書の作成											■										厚生労働省
	入札公示												■									厚生労働省
	要件定義・設計													■								厚生労働省
	製造														■	■						厚生労働省
	テスト															■	■					厚生労働省
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 ・技能士台帳	システムの在り方検討			■	■																	厚生労働省
	仕様等の検討・調達の準備					■	■	■	■													厚生労働省
	システムの設計・開発・テスト									■	■	■	■	■	■	■	■					厚生労働省
	マイナポータルの連携を含むテスト													■	■	■	■					厚生労働省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・在留申請のデジタル化	対象手続の追加や利便性向上のための検討																					出入国在留管理庁
	利便性向上のための対応策の整理																					出入国在留管理庁
	対象手続追加時の利用者側の手続の整理																					出入国在留管理庁
	対象手続追加時の職員側の運用の整理																					出入国在留管理庁
	対象手続の追加や利便性向上に係るシステム開発																					出入国在留管理庁
	対象手続の追加を踏まえた利便性向上の検討																					出入国在留管理庁
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化の推進	マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護のオンライン手続に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う																					デジタル庁、総務省、厚生労働省、内閣府
	処理件数の多い手続を中心に、継続的にオンライン・デジタル化を推進																					デジタル庁、総務省
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・引越し手続のオンライン・デジタル化の推進	マイナポータルの改修及び市区町村のシステム改修等の支援を行う																					デジタル庁、総務省
	サービスの評価を行い、必要な改善を実施																					デジタル庁、総務省
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・死亡・相続ワンストップサービスの推進	死亡届・死亡診断書の電子的提出に関する課題整理																					厚生労働省、法務省、デジタル庁
	死亡届・死亡診断書の電子的提出に関する実装方策検討・実施																					厚生労働省、法務省、デジタル庁
	法定相続人の特定に係る支援策の検討																					法務省、デジタル庁
	検討された支援策等について実装方策検討・実施																					法務省、デジタル庁
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・社会保険・税手続のオンライン・デジタル化の推進 ・金融機関等が税務署長に提出する支払調書等について新たな提出方法を開始	メインターゲットのユースケース調査研究（利用者の拡大）																					デジタル庁
	社会保険・税手続の新たな提出方法について金融機関等への利用促進																					デジタル庁
	国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続について調査研究（対象手続の拡大）																					デジタル庁
	関係省庁との調整（対象手続の拡大に応じて、戦略、予算、調達などの対応）																					デジタル庁
③「オンライン市役所サービス」の推進 ・社会保険・税手続のオンライン・デジタル化の推進 ・クラウド提出済のデータを確定申告等において利活用することを検討・実施	確定申告等で利活用することについて検討・構築																					デジタル庁
	メインターゲットのユースケース調査研究（利用者の拡大）																					デジタル庁
	確定申告等で利活用することについて金融機関等への利用促進																					デジタル庁
	国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続について調査研究（対象手続の拡大）																					デジタル庁
	関係省庁との調整（対象手続の拡大に応じて、戦略、予算、調達などの対応）																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
④マイナンバーカードの「市民カード化」の推進 ・個人認証アプリの開発・活用促進	仕様書案等の検討																					デジタル庁
	意見招請手続																					デジタル庁
	入札手続																					デジタル庁
	開札・契約締結手続																					デジタル庁
	システム開発期間																					デジタル庁
	品質検証・実証確認																					デジタル庁
	システム・リリース、保守・運用等																					デジタル庁
⑥スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上 ・マイナンバーカードの国外利用の実現	システム設計・開発																					総務省、外務省、 デジタル庁
	在外公館での交付等の検討																					総務省、外務省
	国外利用・在外公館での交付等の開始																					総務省、外務省
⑥スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上 ・利用者証明用電子証明書暗証番号の初期化・再設定	仕様検討																					総務省
	設計・開発																					総務省
	運用開始																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(4) 公共フロントサービスの提供等 ①マイナポータル継続的改善 ・マイナポータルのUI・UXの継続的な点検・改善	新しいマイナポータル実証アルファ版第1弾の開発・テスト	■	■	■	■																	デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第1弾のリリース																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第2弾の開発・テスト				■																	デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第2弾のリリース・継続的改善					■	■	■	■													デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版の開発・テスト									■	■	■	■									デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版のリリース・継続的改善													■	■	■	■					デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版の開発・テスト																	■	■	■	■	デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版のリリース・継続的改善																	■	■	■	■	デジタル庁
①マイナポータル継続的改善 ・マイナポータルから連携できるデータの順次拡大	社会保険料控除証明書連携機能の開発・テスト	■	■	■	■																	デジタル庁
	社会保険料控除証明書連携機能のリリース																					デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能の開発・テスト	■	■	■	■																	デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能の開発・テスト					■	■	■	■													デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページの開発・テスト					■	■	■	■													デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページのリリース																					デジタル庁
	その他確定申告のための各種控除証明書等連携機能の検討																					デジタル庁
①マイナポータル継続的改善 ・各種行政手続のオンライン化	就労証明書のオンライン提出機能の開発・テスト					■	■	■	■													デジタル庁
	就労証明書のオンライン提出機能のリリース																					デジタル庁
②マイナンバーを活用した国民の利便性の向上 ア 預貯金付番の円滑化	施行準備（政省令、システム対応等）	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	新たな制度による円滑な付番													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	相続時等のサービス													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 (2) 準公共分野のデジタル化の推進 ①健康・医療・介護 ア 医療DX、データヘルス改革の推進	40歳未満事業主健診：システム改修																					厚生労働省
	マイナポータルでの情報提供開始																					厚生労働省
	学校健診：実証事業																					文部科学省
	2023年度事業の準備																					文部科学省
	2023年度事業の開始																					文部科学省
	導入促進策の検討																					文部科学省
	2023年度事業の取りまとめ																					文部科学省
	自治体等へ導入促進																					文部科学省
	業界団体（PHRサービス事業協会）設立準備事務局による（より高い水準のガイドライン作成に向けた）検討準備の支援																					経済産業省
	業界団体（PHRサービス事業協会）と連携したガイドライン整備に向けた検討																					経済産業省
	業界団体（PHRサービス事業協会）と連携したガイドライン整備に向けた検討（全体構成案作成、各社意見調整）																					経済産業省
	業界団体（PHRサービス事業協会）と連携したガイドライン整備に向けた検討（他団体との意見交換等、ガイドライン案作成）																					経済産業省
	業界団体（PHRサービス事業協会）と連携したガイドライン整備に向けた検討（ガイドライン取りまとめ）																					経済産業省
	業界団体（PHRサービス事業協会）と連携したガイドライン整備に向けた検討（パブコメ実施、公表）																					経済産業省
	事業執行準備																					総務省
	PHRデータ交換規格の設定																					総務省
	PHRデータ流通基盤の設計																					総務省
	PHRデータ流通基盤の開発																					総務省
	PHRデータ流通基盤の実証																					総務省
	PHRデータの医学的検証																					総務省
NDB・介護DBサンプルデータの公表																					厚生労働省	
NDB・介護DBとDPCの連結																					厚生労働省	
公的DBとの連結に向けた検討・法改正																					厚生労働省	
NDBの収載情報の拡充																					厚生労働省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
①健康・医療・介護 イ オンライン診療等の強力な推進	オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針の策定、遠隔医療活用の好事例の展開に向けた基礎調査を実施																					厚生労働省
	オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、国民・患者向けの啓発資料の作成																					厚生労働省
	引き続き必要な対応を実施																					厚生労働省
	検討会での在宅オンライン服薬指導の検討																					厚生労働省
	在宅オンライン服薬指導の法制上の措置（省令改正）																					厚生労働省
	オンライン服薬指導の更なる活用に向けた調査の実施																					厚生労働省
	引き続き必要な対応を実施																					厚生労働省
①健康・医療・介護 ウ 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた次の感染症への備え等	G-MISとの連携を踏まえたシングルサインオンへの対応																					厚生労働省
	医療機関IDへの対応等（負担軽減に向けた見直し）																					厚生労働省
	EMIS代替サービスの課題抽出																					厚生労働省
	EMIS代替サービスの要件定義等																					厚生労働省
	EMIS代替サービスの調達																					厚生労働省
	EMIS代替サービスの稼働に向けた準備																					厚生労働省
	EMIS代替サービスの運用																					厚生労働省
EMIS代替サービスの運用状況の監視																					厚生労働省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②教育 ア 教育現場におけるICT活用環境の強化などGIGAスクール構想の基盤整備	GIGAスクール運営支援センターの機能強化																					文部科学省
	2023年度以降のICT環境整備の在り方検討																					文部科学省
	新たなICT環境整備方針の策定																					文部科学省
	次期ICT環境整備計画の策定																					文部科学省
	新たなICT環境整備計画に基づく措置																					文部科学省
	ガイドライン作成の検討																					文部科学省
	ガイドライン作成																					文部科学省
	ガイドライン公表																					文部科学省
	端末の利活用等の実態把握																					文部科学省
	児童生徒の1人1台端末の将来の在り方検討																					文部科学省
	端末の利活用状況や検討結果等を踏まえた必要な措置の実施																					文部科学省
	校務の在り方専門家会議での検討																					文部科学省
	校務デジタル化実証事業の実施																					文部科学省
	2023年度実証事業成果の普及																					文部科学省
2023年度事業成果を踏まえた実装																					デジタル庁	
②教育 イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備	教育データ標準3.0の検討・公表																					文部科学省
	教育データ標準4.0の検討・公表																					文部科学省
	教育データ標準の随時更新																					文部科学省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
③防災 ア 防災デジタルプラットフォームの構築	防災デジタルプラットフォームにおける基本ルールの検討																					デジタル庁、内閣府
	防災デジタルプラットフォームにおける基本ルールの策定																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの着実な開発、整備(残設計)																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの着実な開発、整備(構築)																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの着実な開発、整備(先行切替)																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの着実な開発、整備(切替・並行運用)																					デジタル庁、内閣府
	各省庁、地方公共団体、指定公共機関と防災情報関係システムとの自動連携の充実																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの機能充実(2024年度追加)																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの機能充実(2025年度追加)																					デジタル庁、内閣府
	次期総合防災情報システムの機能充実(2026年度追加)																					デジタル庁、内閣府
	防災IoT 実証評価(ドローン等)																					デジタル庁、内閣府
	防災IoT 実証評価(インタフェース等)																					デジタル庁、内閣府
	防災IoT 運用評価(次期総防接続)																					デジタル庁、内閣府
	防災IoT 取込データ拡充(2025年度)																					デジタル庁、内閣府
	防災IoT 取込データ拡充(2026年度)																					デジタル庁、内閣府
	使いやすさ、操作性の向上																					デジタル庁、内閣府
	ISUT等の強化																					デジタル庁、内閣府
	運用・活用体制の充実強化																					デジタル庁、内閣府
データ連携基盤等との連携ルール調査																					デジタル庁、内閣府	
データ連携基盤等との連携ルール整理																					デジタル庁、内閣府	
データ連携基盤等との連携(改修)																					デジタル庁、内閣府	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
③防災 イ 住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等	防災情報アーキテクチャの検討	■	■	■	■																	デジタル庁
	防災情報アーキテクチャの設計高度化（課題、ユースケース整理）						■															デジタル庁
	防災情報アーキテクチャの設計高度化（実証調査）							■														デジタル庁
	防災情報アーキテクチャの設計高度化（実証結果整理、ルートマップ作成）								■													デジタル庁
	データ連携基盤（構築検討）									■	■	■	■									デジタル庁
	データ連携基盤（設計高度化）													■	■	■	■					デジタル庁
	データ連携基盤（構築）																	■	■	■	■	デジタル庁
	防災アプリ等の開発促進（マイナンバーカード等）									■	■	■	■									デジタル庁
③防災	2024年度概算要求対応					■	■															厚生労働省
	調達仕様書の作成						■															厚生労働省
	要件定義書の作成							■														厚生労働省
	入札関連対応								■													厚生労働省
	災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の保守・点検									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
④こども	こどもデータ連携実証事業の実施・実証事業ガイドラインの策定	■	■	■	■																	デジタル庁
	こどもデータ連携ガイドライン検討委員会の委員選定					■																こども家庭庁
	デジタル庁ガイドラインを踏まえた課題整理					■																こども家庭庁
	ガイドライン検討委員会の開催					■	■	■	■													こども家庭庁
	こどもデータ連携実証事業の実施					■	■	■	■													こども家庭庁
	実証事業中間報告会・成果報告会						■		■													こども家庭庁
	実証事業を踏まえた検討（データ連携やそれを実現するシステムの在り方等）									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁
⑤モビリティ	モビリティを総合的に高度化するために必要な事項を整理	■	■			■								■				■				デジタル庁
	官民連携し、必要な技術開発や整備、制度整備等を行う	■	■				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
⑤モビリティ イ モビリティ分野におけるデータ連携	サービス像、プラットフォームの在り方や仕様、データ流通を促進する組織の在り方を検討	■	■	■																		デジタル庁
	プロトタイプの開発、実証			■	■	■	■															デジタル庁
	開発、実証を踏まえた方策や課題等を検討						■	■	■													デジタル庁
	プラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備の調査									■	■	■	■									デジタル庁
	プラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る													■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
⑤モビリティ ウ 4次元時空間IDを含めた空間情報基盤の整備	DADCと連携しながら、自動運転車やドローン、自動配送ロボット等の活用の将来像や空間ID・空間情報基盤を含むデジタルインフラのアーキテクチャを設計	■	■																			デジタル庁
	デジタルインフラの仕様策定、プロトタイプの開発、ユースケースを用いた実証					■	■	■	■													デジタル庁
	実証で得られた課題を踏まえ、社会実装を見据えて空間情報基盤の追加的機能を検討					■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁
	デジタルライフライン全国総合整備計画等と連携した普及施策の実施									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑥農林水産業・食関連産業	プラットフォームの構築																					農林水産省
	JAS規格の検討・制定に係る手続																					農林水産省
	データ連携プラットフォームの活用促進																					農林水産省
	オープンAPI標準仕様の整備（基本的なAPI標準仕様の策定）																					農林水産省
	オープンAPI標準仕様の整備（API標準仕様の充実）																					農林水産省
	機器間連携実証の推進（API標準仕様を活用した機器間連携実証）																					農林水産省
	機器間連携実証の推進（新たに充実させたAPI標準仕様を活用した機器間連携実証）																					農林水産省
	データ連携プラットフォームの利用促進（川中・川下を含めたデータ連携実証）																					農林水産省
データ連携プラットフォームの利用促進（流通合理化等に資する高度なデータ連携実証）																					農林水産省	
⑥農林水産業・食関連産業	策定したガイドラインの普及資料等の検討																					農林水産省
	普及資料の整理																					農林水産省
	魚種等のデータ標準化の整理																					農林水産省
	ガイドラインの普及																					農林水産省
⑥農林水産業・食関連産業	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の設計・開発																					農林水産省
	手続のオンライン化（約3,300）																					農林水産省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑥農林水産業・食関連産業	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の本格運用・利用拡大に向けた普及推進																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(設計)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(開発)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(テスト)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(リリース)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(2024年度)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(2025年度)																					農林水産省
	利用者からのニーズに応じた機能改修(2026年度)																					農林水産省
⑥農林水産業・食関連産業	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の開発(設計)																					農林水産省
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の開発(開発)																					農林水産省
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の開発(テスト)																					農林水産省
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の開発(リリース)																					農林水産省
	eMAFF地図の利用者からのニーズに応じた機能改修(2024年度)																					農林水産省
	eMAFF地図の利用者からのニーズに応じた機能改修(2025年度)																					農林水産省
	eMAFF地図の利用者からのニーズに応じた機能改修(2026年度)																					農林水産省
	農地情報の紐づけの実施																					農林水産省
⑥農林水産業・食関連産業	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の一部運用開始																					農林水産省
	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)の本格運用・ユーザー数拡大																					農林水産省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑦港湾（港湾物流分野） ア サイバーポートによる港湾の電子化	第一次運用・利用促進・機能改善																					国土交通省
	3分野データ連携の構築（港湾物流分野）																					
⑦港湾（港湾物流分野） ア サイバーポートによる港湾の電子化	3分野一体の運用を実現																					国土交通省
⑦港湾（港湾物流分野） ア サイバーポートによる港湾の電子化	NACCSとの直接連携																					国土交通省
	商流プラットフォームとの連携																					国土交通省
⑦港湾（港湾物流分野） イ「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組	COMPAS（阪神港）の本格運用に向けた検討																					国土交通省
⑧インフラ	国土交通データプラットフォームにおける連携データの 検索性向上に向けた検討																					国土交通省
	新たなデータ連携先との課題整理																					国土交通省
	新たなデータ連携先とのシステム間調整																					国土交通省
	新たなデータ連携先とのシステム改修																					国土交通省
	新たなデータ連携先との公開調整																					国土交通省
	データプラットフォームにおけるデータ連携拡大に向け た検討、更なる機能向上の検討・改良																					国土交通省
⑧インフラ	SIP（第3期）「スマートインフラマネジメントシステ ムの構築」FS																					内閣府（科技）
	SIP（第3期）「スマートインフラマネジメントシステ ムの構築」研究開発																					内閣府（科技）
⑧インフラ ・フィジカルインターネットの実現	フィジカルインターネットの実現に向けた効率化の取組（モノ・データ・業務プロ セスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自 動化・デジタル化）を促進するための実証事業の準備																					経済産業省
	フィジカルインターネットの実現に向けた効率化の取 組を促進するための実証事業の実施																					経済産業省
	上記実証事業の結果を踏まえた更なる対応事項の 整理・実証事業の検討																					経済産業省
	上記対応事項に関する実証事業の実施																					経済産業省
	上記の更なる発展を含めたフィジカルインターネット・ ロードマップの着実な実行																					経済産業省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(3) 相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引 (受発注・請求・決済)	JP PINTの仕様策定	■	■	■	■	■																デジタル庁
	仕様の運用・実装			■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	グローバル展開						■	■	■													デジタル庁
①取引 (受発注・請求・決済)	電子調達システムと電子契約システムの仕様検討・調達	■	■	■	■																	デジタル庁
	設計・開発					■	■															デジタル庁
	運用 (必要に応じ改修)							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
①取引 (受発注・請求・決済)	アーキテクチャ設計	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	普及施策 (実証事業・補助金)		■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	データモデル策定 (受発注・請求)		■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁
	データモデル策定 (金融GIF)				■	■	■	■	■													デジタル庁
	システム化計画 (官公需)							■	■													デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②スマートシティ	データ連携基盤の構築に関する情報提供																					内閣府
	データ連携基盤の円滑な運用に関する情報提供 ※各区域の検討状況に応じた措置を適宜実施																					内閣府
②スマートシティ	2022年度スマートシティ関連事業の実施																					内閣府
	アーキテクチャ、ガイドブックの改定案作成																					内閣府
	2023年度スマートシティ合同審査																					内閣府
	合同審査採択事業の実施																					内閣府
	合同審査採択事業のフォローアップ																					内閣府
	2024年度スマートシティ関連事業の実施																					内閣府
	2025年度スマートシティ関連事業の実施																					内閣府
	2026年度スマートシティ関連事業の実施																					内閣府
②スマートシティ	PLATEAU標準2.0の普及																					国土交通省
	CityGML3.0の導入検討																					国土交通省
	高精度地下埋設物データ作成検討																					国土交通省
	高精度地下埋設物データ作成実証																					国土交通省
	高精度地下埋設物有用性検証																					国土交通省
	自治体のデジタルスキルアップ研修企画検討																					国土交通省
	複数の自治体で研修実施																					国土交通省
	自治体間のネットワーク強化に向けたイベント実施																					国土交通省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
3. アクセシビリティの確保 (3) 皆で支え合うデジタル共生社会の実現	「デジタル推進委員」の取組開始	■																				デジタル庁
	国民運動として取組を全国津々浦々に展開・拡大		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	デジタル推進委員が教えるためのコンテンツの充実等																					デジタル庁
	高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、「デジタル活用支援」の取組を推進		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					総務省
	ICTサポートセンターの全都道府県設置		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									厚生労働省
	サビイ等の利活用、ICT機器の操作支援等		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省
	公民館等の社会教育施設や学校等の多様な場を活用したデジタル講座等の実施を推進																					文部科学省
(5) 「言葉の壁」の克服、多文化共生の推進	多言語同時通訳の研究開発の推進		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									総務省
	大阪・関西万博への多言語同時通訳の実装													■	■	■						総務省
(6) 情報通信ネットワークの利用環境等の格差の是正	電波遮へい対策事業（医療施設向け）		■	■	■	■	■	■	■													総務省
	「医療機関において安全・安心に電波を利用するための手引き」の周知啓発		■	■	■	■	■	■	■													総務省
	「医療機関において安全・安心に電波を利用するための手引き」の見直し									■	■	■	■									総務省
	「医療機関において安全・安心に電波を利用するための手引き」の更なる周知啓発													■	■	■	■					総務省
	病院、リハビリセンター等における通信環境の在り方の検討		■	■	■	■	■	■	■													厚生労働省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
4. 産業のデジタル化 (2) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 ① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及	商業登記電子証明書の利便性の向上策等を検討																					デジタル庁
	次期電子認証システムの仕様等に係る検討																					デジタル庁
	次期電子認証システムの開発																					デジタル庁
② 法人共通認証基盤（GビズID）の普及	マイナンバーカード本人確認機能の実装																					デジタル庁
	管理者機能の実装、処理能力の強化																					デジタル庁
	法制化、民間サービス接続の検討																					デジタル庁
② 法人共通認証基盤（GビズID）の普及	法人商業登記とのAPI連携																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (1) 国の情報システムの刷新 ②国の情報システムの整備・管理 ・データ連携の推進	法制審議会で具体的方策の検討	■	■	■	■																	法務省
	法案の国会審議				■	■																法務省
	課題の洗い出し						■															法務省
	運用内容の検討							■														法務省
	運用内容の詳細化								■													法務省
	運用に向けた準備									■	■	■	■									法務省
	運用開始												■	■	■	■	■	■	■	■	■	法務省
③デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進 ・公共工事電子入札システムの統合	統合可能性の検討・調整	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
	基盤となるシステムのクラウド移行					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁、国土交通省
	統合に向けた調査研究													■	■	■	■					デジタル庁
	運用移管																■	■	■	■	■	デジタル庁、国土交通省
	各省電子入札システムの統合																	■	■	■	■	デジタル庁、文部科学省、農林水産省、防衛省
③デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進 ・デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進	スーパーコンピュータの更新整備	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁、気象庁
	スーパーコンピュータの運用								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁
	線状降水帯の府県単位で半日予測									■	■	■	■	■	■	■	■					気象庁
	モデル高解像度化（開発）								■	■	■	■	■	■	■	■	■					気象庁
	高解像度化モデルの運用																	■	■	■	■	気象庁
	河川洪水・土砂災害関連システムの更新整備					■	■	■	■	■												デジタル庁、気象庁
	河川洪水・土砂災害関連システムの運用									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑤ガバメントクラウドの整備	移行ガイド等のドキュメント類整備																					デジタル庁
	移行に向けた対応方策等の検討																					デジタル庁
	地方公共団体の先行事業等																					デジタル庁
	地方公共団体への技術的支援																					デジタル庁
	ガバメントクラウドアシスタントシステムの整備																					デジタル庁
	ガバメントクラウドアシスタントシステムの運用																					デジタル庁
	テンプレート等の整備																					デジタル庁
	移行に向けた技術的支援																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑥ネットワークの整備 ア 新府省間ネットワークの構築	移行計画の策定	■	■	■																		デジタル庁
	機器設置等			■	■	■	■	■														デジタル庁
	回線敷設			■	■	■	■															デジタル庁
	切替準備、移行リハーサル及び本番切替					■	■	■														デジタル庁
	本番稼働									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
⑥ネットワークの整備 イ 全国ネットワークの整備	整備	■	■	■																		デジタル庁、総務省
	地方支分部局等において順次利用、運用を開始									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省
⑦府省LANと認証基盤の統合 ア 府省LAN統合	人事院、個人情報保護委員会、子ども家庭庁、農林水産省（本省）【整備・移行】	■	■	■																		デジタル庁
	農林水産省（地方）【設計・構築】	■	■	■																		デジタル庁
	農林水産省（地方）【整備・移行】					■	■	■														デジタル庁
	内閣・内閣官房・復興庁、宮内庁、消費者庁、カジノ管理委員会【移行検討】	■	■	■																		デジタル庁
	内閣・内閣官房・復興庁、宮内庁、消費者庁、カジノ管理委員会【整備・移行】	■	■	■																		デジタル庁
	内閣法制局、総務省、金融庁、環境省【移行検討】	■	■	■																		デジタル庁
	内閣法制局、総務省、金融庁、環境省【整備・移行】									■	■	■	■									デジタル庁
	法務省【移行検討】	■	■	■																		デジタル庁
	法務省【整備・移行】									■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁
	国税庁【移行検討】	■	■	■																		デジタル庁
	国税庁【整備・移行】									■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁
	原子力規制委員会、気象庁、経済産業省、財務局、国土交通省、等【継続検討/今後検討開始予定】	■	■	■																		デジタル庁
原子力規制委員会、気象庁、経済産業省、財務局、国土交通省、等【上記の検討結果に基づき今後詳細化】																					デジタル庁	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁		
		1Q	2Q	3Q	4Q																			
⑦府省LANと認証基盤の統合 イ 公的機関統一ID基盤の構築 ・GSS情報ポータル	組織情報・職員アカウント情報等の管理																						デジタル庁	
	人事異動等に伴う情報資源管理																							デジタル庁
	職員認証サービス（GIMA）との連携																							デジタル庁
	国際連携に係る検討																							デジタル庁
⑦府省LANと認証基盤の統合 イ 公的機関統一ID基盤の構築 ・公的機関のID・認証基盤	各国政府のID管理基盤等の調査																							デジタル庁
	概念実証と要件の整理																							デジタル庁
	アーキテクチャ及び要件の整理																							デジタル庁
	ID管理基盤システムの企画																							デジタル庁
	ID管理基盤システムの構築																							デジタル庁
	各府省権限管理等システムの構築																							デジタル庁
⑧運用監視システム等の枠組み整備	統合運用監視の実証事業																							デジタル庁
	統合運用監視の枠組みの企画検討																							デジタル庁
	統合運用監視システムの構築																							デジタル庁
	統合運用監視システムの運用・保守																							デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑩公共調達における支援・改革	実証用カタログサイトの構築・実証																					デジタル庁
	調達手法に関する制度的な整理																					デジタル庁
	本番サイトの開発・運用と試行的な調達																					デジタル庁
	デジタルマーケットプレースの運用																					デジタル庁
⑪国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・裁判関連手続のデジタル化 (民事訴訟法等の改正)	民事訴訟法等の改正																					法務省
	非対面での弁論準備手続期日の運用拡大																					法務省
	非対面での和解期日の運用開始に向けた準備																					法務省
	非対面での口頭弁論期日の運用開始に向けた準備																					法務省
	オンライン申立て等の本格的な利用を可能にするための環境整備																					法務省
⑫国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・裁判関連手続のデジタル化 (刑事手続における情報通信技術の活用)	刑事訴訟法等改正のための検討																					法務省、警察庁
	システム化計画書の策定																					法務省、警察庁
	システム構築のための要件定義																					法務省、警察庁
	システムの設計・開発・テスト																					法務省、警察庁
	システム一部運用開始																					法務省、警察庁
⑬国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・裁判関連手続のデジタル化 (更生保護行政のデジタル化)	局内検討																					法務省
	デジタル化に向けた調査研究																					法務省
	システム構築のための要件定義																					法務省
	システムの設計・開発・テスト																					法務省
⑭国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化	出願手続等のオンライン化等の検討																					法務省
	クラウド移行に向けた調査・要件整理・調達																					法務省
	司法試験総合管理システムの構築・検証																					法務省
	司法試験総合管理システムの運用・保守																					法務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑩国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化	CBT方式による試験の導入に向けた検討																					法務省
	諸外国における事例調査・要件整理・調達																					法務省
	システムの構築・検証																					法務省
	システムの運用・保守																					法務省
⑪国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・警察業務のデジタル化	運転者管理システムの整備																					警察庁
	運用を全国の都道府県警察に拡大																					警察庁
	全国で運用																					警察庁
⑫国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・警察業務のデジタル化	遺失物管理システムの整備																					警察庁
	運用を全国の都道府県警察に拡大																					警察庁
⑬国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・警察業務のデジタル化	警察庁反則金システムの仕様等の検討																					警察庁
	全国での導入に向けた調整																					警察庁
	制度設計・システムの整備等																					警察庁
⑭国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・港湾業務のデジタル化	港湾管理分野における構築・テスト																					国土交通省
	全国展開・機能改良																					国土交通省
	3分野データ連携の構築（港湾管理分野）																					国土交通省
	3分野一体の運用を実現																					国土交通省
	港湾インフラ分野における構築・テスト																					国土交通省
	稼働（第一次運用）																					国土交通省
	対象港湾拡大																					国土交通省
	3分野データ連携の構築（港湾インフラ分野）																					国土交通省
3分野一体の運用を実現																					国土交通省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑩国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・公文書管理のデジタル化	公文書管理に係るシステム整備の検討																					内閣府
	公文書管理に係るシステム整備の調査研究																					デジタル庁
	公文書管理に係るシステム整備																					デジタル庁
	公文書管理に係るシステムの段階的導入																					デジタル庁
⑪国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・人事管理のデジタル化	各府省の人事管理のデジタル化に係る状況・課題意識等の把握																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
	人事管理に係る各機能の課題整理																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
	人事管理に係る各機能の整備の在り方の方向性の整理																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
	人事管理に係る各機能の整備の在り方の調査研究の準備																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
	人事管理に係る各機能の整備の在り方の調査研究の実施																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
	共通的な勤務時間管理システムの企画																					内閣官房(デジタル庁、人事院)
共通的な勤務時間管理システムの構築																					内閣官房(デジタル庁、人事院)	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
⑩国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・旅券（パスポート）申請のデジタル化	オンライン化の準備（開発・テスト等）	■	■	■	■																	外務省
	オンライン申請開始				■																	外務省
	戸籍謄本の添付の省略を検討	■	■	■	■																	外務省
	戸籍システムとの連携にかかる企画立案（基本設計作成）				■																	外務省
	戸籍システムとの連携にかかる企画立案（詳細設計作成）				■	■																外務省
	企画内容の見直し・調整						■															外務省
	戸籍電子対応の基盤構築							■														外務省
	上記構築内容の見直し								■													外務省
	システム連携準備・試行運用・見直し									■	■	■	■									外務省
	本格連携開始												■									外務省
	手数料の差別化に係る調査・検討				■	■																外務省
	手数料の差別化に係る制度設計						■															外務省
	企画内容の見直し・調整							■														外務省
	システム調達・準備								■													外務省
システム改修									■	■	■	■									外務省	
⑪国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化 ・入国手続等のデジタル化	Visit Japan Web（入国手続のみ）の運用・保守	■	■	■	■																	デジタル庁
	追加機能の開発（免税店の利用等）																					デジタル庁
	Visit Japan Web（入国手続等）の運用・保守									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
⑫情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進	情報システム整備方針への準拠等の目標への盛り込み																					デジタル庁（総務省）
	棚卸し調査の実施	■	■	■	■																	デジタル庁（総務省）
	情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価の実施									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁（総務省）
	棚卸し調査の精査						■															デジタル庁（総務省）
	棚卸し調査結果の分析							■														デジタル庁（総務省）
	分析結果を踏まえた検討								■													デジタル庁（総務省）
	棚卸し調査を踏まえたより詳細な調査の実施等の検討									■	■	■	■									デジタル庁（総務省）

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(2) 地方の情報システムの刷新 ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の推進	都道府県と連携した移行支援の実施																					デジタル庁
	データ要件・連携要件の適合確認ツール作成・提供																					デジタル庁
	ガバメントクラウドへの移行等に係る検証																					デジタル庁
	ガバメントクラウドにおける共同利用方式等の検証																					デジタル庁
	ガバメントクラウド利用に関する受付等システム環境整備																					デジタル庁
④ 統一・標準化を進めるための支援	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大																					デジタル庁
	標準準拠システムへの移行																					デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(3) デジタル化を支えるインフラの整備 ①光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等	5G人口カバー率全国95%																					総務省
	全市区町村に5G基地局整備																					総務省
	5G人口カバー率全国97%																					総務省
	5G人口カバー率各都道府県90%程度以上																					総務省
	5G人口カバー率各都道府県99%																					総務省
	4G・5Gによる道路（高速道路・国道）カバー率99%（高速道路については100%）																					総務省
	非常時における事業者間ローミングについて、導入スケジュール等を検討し、検討結果を踏まえ必要な措置																					総務省
	非常時における事業者間ローミングの運用開始																					総務省
①光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等	光ファイバ世帯カバー率99.85%																					総務省
	光ファイバ世帯カバー率99.90%																					総務省
	「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備（2023年度中の5Gによる通信環境の整備）																					総務省
①光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等	ローカル5Gに関する実証を推進																					総務省
	地域のデジタル基盤の整備促進、先進的ソリューションの社会実装の推進																					総務省
	-デジタル技術の導入・運用計画の策定支援																					総務省
	-ローカル5G等の新たな通信技術を活用した地域課題解決モデルの創出（実証事業）																					総務省
	-地域のデジタル基盤の整備（補助事業）																					総務省
	-過年度事業の成果等を踏まえて総合的な支援を実施																					総務省
①光ファイバ、5G等、非地上系ネットワークの整備等 ・非地上系ネットワークの整備等	HAPSの大阪・関西万博での実証・デモンストレーションに向けた準備等																					総務省
	HAPSの順次国内展開、高度化等																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②Beyond5Gの実現に向けた研究開発・標準化の推進	情報通信技術戦略とりまとめ																					総務省
	情報通信研究開発基金の造成																					総務省
	同基金を活用し、我が国が強みを有する技術を中心として、社会実装・海外展開を目指した先行的な研究開発を推進																					総務省
	ステージゲート評価																					総務省
	ステージゲート評価の結果を踏まえ、社会実装・海外展開を目指した研究開発を加速化																					総務省
	基金の採択等に係る知財・標準化の評価																					総務省
③半導体戦略の具体化 ・半導体設計・製造能力の強化に向けた技術開発の推進	省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業の着実な執行																					経済産業省
④データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等	自治体向けFS調査事業																					経済産業省
	東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備																					総務省、経済産業省
④データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等	日本海ケーブルの整備促進																					総務省
	我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備促進																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 ① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証	電波模擬試験環境の構築に係る研究開発																					総務省
	電波模擬試験精度検証準備																					総務省
	電波模擬試験精度検証																					総務省
	電波模擬試験環境の総合実証準備																					総務省
	電波模擬試験環境の総合実証																					総務省
	電波模擬試験環境の活用促進																					総務省
① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証	ローカル5Gに関する実証を推進																					総務省
	ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備																					総務省
① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証	情報通信技術戦略取りまとめ																					総務省
	情報通信研究開発基金の造成																					総務省
	同基金を活用し、オール光ネットワーク技術等の先行的な研究開発を推進																					総務省
	ステージート評価																					総務省
	ステージート評価の結果を踏まえ、研究開発を加速化																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 ・情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術 量子暗号通信（地上系）の研究開発	都市内・都市間規模向けの実装・検証																					総務省
	大規模ネットワークを想定した実証実験																					総務省
②データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 ・情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術 量子暗号通信（衛星系）の研究開発	衛星搭載量子暗号装置、地上局の開発																					総務省
	各装置の性能検証、統合検証																					総務省
②データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 ・情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術 量子インターネットの実現に向けた要素技術の研究開発	実現性検討・一次試作の仕様策定、ネットワークアーキテクチャの概念設計等																					総務省
	一次試作・詳細設計等																					総務省
	一次試作の機能検証・性能評価、二次試作の仕様検討・詳細設計等																					総務省
	二次試作の機能検証・性能評価、各要素技術の結合試験等																					総務省
②データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証 ・情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術	観測データのユースケースの調査																					総務省
	リモートセンシングデータ提供システムの開発																					総務省
	災害発生地域抽出装置の開発																					総務省
	圧縮・復号器の開発																					総務省
	実証実験のための環境整備																					総務省
	実証実験																					総務省
	データ提供システムの成果展開																					総務省

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁	
		1Q	2Q	3Q	4Q																		
6. デジタル社会のライフスタイル・人材 (2) デジタル人材の育成・確保に向けた 取組 ① デジタルリテラシーの向上	「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」における社会人向けプログラムの開発・実施																					文部科学省	
	「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」において社会人向けプログラムを開発・実施する大学等を審査・採択																						文部科学省
	「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で採択された大学等において、社会人向けプログラム開発のためのニーズ調査・プログラム設計を実施																						文部科学省
	「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で採択された大学等において、開発された社会人向けプログラムの広報・受講生募集を実施するとともに、社会人の学びに関する情報発信のためのポータルサイト「マナパス」でもプログラム情報等を掲載																						文部科学省
	「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で採択された大学等において、開発された社会人向けプログラムを順次実施																						文部科学省
	「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」で採択された大学等において実施された社会人向けプログラムの終了後、順次受講生アンケートや大学等アンケートを実施し評価を纏めるとともに、成果の横展開を図る																						文部科学省
	「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」実態調査																						文部科学省
	「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」モデルプログラムの策定及び実証授業の実施（2023年度）、モデルプログラムの改良（2024年度）																						文部科学省
	「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業」の公募実施																						文部科学省
	「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業」の審査・採択																						文部科学省
	「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業」の採択拠点において、専修学校と企業・業界団体等との連携体制を構築																						文部科学省
	「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業」の採択拠点において、モデルプログラムの素案を作成し、それを活用した実証講座を実施																						文部科学省
	「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業」の採択拠点において、実証授業の結果を踏まえたモデルプログラムの改良、プログラムの完成																						文部科学省
「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」において実務家教員育成プログラムの実施、改善																						文部科学省	
「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」において開発した実務家教員育成プログラムや実務家教員の周知・普及活動																						文部科学省	
「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」の中間評価の実施による進捗確認																						文部科学省	
① デジタルリテラシーの向上	情報活用能力調査本調査結果公表																					文部科学省	
	予備調査準備実施																					文部科学省	
	本調査実施																					文部科学省	
① デジタルリテラシーの向上	検討委員による検討																					文部科学省	
	情報モラル教育のコンテンツ制作																					文部科学省	
	指導案等の指導例作成																					文部科学省	
	ポータルサイトで周知																					文部科学省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁		
		1Q	2Q	3Q	4Q																			
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保	数理DSAI教育プログラムの公募																						文部科学省	
	数理DSAI教育プログラムの認定																							文部科学省
	人文系×情報系に取り組む大学の選定																							文部科学省
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保	2022年度演習の準備・実施・振り返り																							総務省
	2023年度演習の準備																							総務省
	2023年度演習の実施																							総務省
	2023年度演習実施状況の振り返り																							総務省
	2024年度演習の準備・実施・振り返り																							総務省
	2025年度演習の準備・実施・振り返り																							総務省
	2026年度演習の準備・実施・振り返り																							総務省
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保	2022年度共通基盤を活用した人材育成の推進																							総務省
	共通基盤の提供																							総務省
	コンテンツの開発																							総務省
	2024年度共通基盤を活用した人材育成の推進																							総務省
	2025年度共通基盤を活用した人材育成の推進																							総務省
	2026年度共通基盤を活用した人材育成の推進																							総務省
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保	政府デジタル人材育成支援策の順次実施																							デジタル庁、内閣官房
	育成支援策の完全移行に向けた実施																							デジタル庁、内閣官房
	育成支援策の完全移行及び実施																							デジタル庁、内閣官房
	進捗フォローアップ																							デジタル庁、内閣官房
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保	高度デジタル人材の在り方検討																						デジタル庁、内閣官房	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保 ・高度デジタル人材の確保・協働	デジタル人材に係る競技会等の調査設計						■	■														デジタル庁
	デジタル人材に係る競技会等調査								■													デジタル庁
	デジタル人材育成に係る取組の企画立案									■	■											デジタル庁
	人材育成に係る取組の実施及び見直し											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	デジタル人材確保・育成の現状分析準備						■	■														デジタル庁
	現状分析のための調査実施								■													デジタル庁
	調査結果更新及び提供の仕組みの検討								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	調査結果を踏まえた現状分析結果整理									■	■											デジタル庁
	各府省庁に対する情報共有											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
	人材確保・育成に係る施策の進捗確認等						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁
各省施策に係るフォローアップ調査等							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第3項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第3項においては、デジタル社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとしてされている。

1.	国際戦略の推進	1
	[No. 1-1] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化	1
	[No. 1-2] 国際的なデータ流通の推進	1
2.	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	3
	[No. 2-1] セキュリティ標準の策定	3
	[No. 2-2] 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進	3
3.	急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応	4
	[No. 3-1] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援	4
	[No. 3-2] AI・データの利用に関する適切な契約の促進	4
4.	包括的データ戦略の推進と今後の取組	6
	[No. 4-1] 「Trusted Web」構想の実現	6
	[No. 4-2] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ利活用の推進	6
	[No. 4-3] 海のデータ連携の推進	7
	[No. 4-4] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築	7
	[No. 4-5] オープンデータカタログの一元的提供の推進	8
	[No. 4-6] 土地情報連携の高度化	8
	[No. 4-7] いわゆる情報銀行等の実装に向けた制度整備	9
	[No. 4-8] 統計データのオープン化の推進・高度化	9
	[No. 4-9] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進	10
	[No. 4-10] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	11
	[No. 4-11] 不動産関連データの情報連携のキーとなる不動産ID（共通番号）の活用促進	11
	[No. 4-12] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	11
	[No. 4-13] 気象情報の利活用の促進	12
5.	国民に対する行政サービスのデジタル化	13
	[No. 5-1] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化	13
	[No. 5-2] 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化の推進	13
	[No. 5-3] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進	13
	[No. 5-4] マイナポータル継続的改善	14
	[No. 5-5] 自治体マイナポイントの効果的な活用の推進	14
	[No. 5-6] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	15
	[No. 5-7] コンビニ交付サービスの導入推進	15
	[No. 5-8] マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速	15
6.	安全・安心で便利な暮らしのデジタル化	17
	[No. 6-1] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化	17

[No. 6-2]	匿名加工医療情報の利活用の推進	17
[No. 6-3]	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	18
[No. 6-4]	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	18
[No. 6-5]	スマート防災ネットワークの構築	18
[No. 6-6]	準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進	19
[No. 6-7]	スマートインフラマネジメントシステムの構築	19
[No. 6-8]	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	19
[No. 6-9]	保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	20
[No. 6-10]	「デジタルを活用した交通社会の未来2022」に基づいた取組の推進	20
[No. 6-11]	官民の保有するモビリティ関連データの連携	21
[No. 6-12]	位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間ID」の整備	21
[No. 6-13]	取引のデジタル化	21
[No. 6-14]	電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の定着とそれを契機としたグローバル展開に向けた取組	22
[No. 6-15]	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	22
[No. 6-16]	高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進	23
[No. 6-17]	公共安全LTEの実現に向けた技術的検討	24
[No. 6-18]	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	24
[No. 6-19]	Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	24
[No. 6-20]	地域課題解決のためのスマートシティの推進	25
[No. 6-21]	ITUとの連携による国際協力事業	25
[No. 6-22]	医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築	25
[No. 6-23]	消防防災分野におけるAIの活用も含めたDXの推進	26
[No. 6-24]	児童生徒1人1台端末の活用促進	27
[No. 6-25]	次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進	27
[No. 6-26]	教育データの効果的な活用の推進	27
[No. 6-27]	学習者用デジタル教科書の普及促進等	28
[No. 6-28]	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	28
[No. 6-29]	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	29
[No. 6-30]	レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の利活用促進	29
[No. 6-31]	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	29
[No. 6-32]	予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	30
[No. 6-33]	ICT等を用いた遠隔診療の推進	30
[No. 6-34]	農業関係情報のオープンデータ化の推進	31
[No. 6-35]	データ連携による生産・流通改革	31
[No. 6-36]	スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」）	32
[No. 6-37]	データをフル活用したスマート水産業の推進	32

[No. 6-38]	水産流通適正化制度における電子化推進対策事業	33
[No. 6-39]	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進	33
[No. 6-40]	農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化 に資する農業委員会サポートシステムの運用	34
[No. 6-41]	林業におけるデジタル技術の活用の推進	34
[No. 6-42]	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	35
[No. 6-43]	ICTを活用した教育サービスの充実	35
[No. 6-44]	フィジカルインターネットの実現	35
[No. 6-45]	指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推 進	36
[No. 6-46]	歩行空間における自律移動支援の推進	36
[No. 6-47]	国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	37
[No. 6-48]	基盤となる地理空間情報等の整備・提供	38
[No. 6-49]	ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進	38
[No. 6-50]	小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進	38
[No. 6-51]	サイバーポートの整備（港湾物流分野）	39
[No. 6-52]	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化	39
[No. 6-53]	国土交通データプラットフォーム整備	40
[No. 6-54]	スマートシティの実装化の推進	40
[No. 6-55]	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	41
7.	アクセシビリティの確保	42
[No. 7-1]	障害者の本人確認等の簡素化	42
[No. 7-2]	ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等	42
[No. 7-3]	情報アクセシビリティ確保のための環境整備	43
[No. 7-4]	高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進	43
[No. 7-5]	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発	43
[No. 7-6]	障害当事者参加型技術開発の推進	44
[No. 7-7]	デジタル技術を活用した郵便局による地域連携	44
8.	産業のデジタル化	45
[No. 8-1]	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	45
[No. 8-2]	サイバーセキュリティお助け隊の構築	45
[No. 8-3]	中小企業支援のDX推進	46
[No. 8-4]	地域企業のDX推進	46
[No. 8-5]	産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	47
[No. 8-6]	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革 と観光需要の創出等	47
[No. 8-7]	観光DXの推進	47
9.	デジタル社会を支えるシステム・技術	49
[No. 9-1]	人事管理のデジタル化	49

[No. 9-2]	革新的な基礎研究から社会実装までのAI研究開発の推進	49
[No. 9-3]	警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化	49
[No. 9-4]	交通管制の高度化に関する調査研究	50
[No. 9-5]	視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進	50
[No. 9-6]	オープンデータ・バイ・デザインの推進	51
[No. 9-7]	地方におけるオープンデータの促進	52
[No. 9-8]	ガバメントクラウドの整備	52
[No. 9-9]	ガバメントソリューションサービスの整備	53
[No. 9-10]	情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進	53
[No. 9-11]	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	54
[No. 9-12]	公共工事電子入札システムの統合	55
[No. 9-13]	デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進	55
[No. 9-14]	条件不利地域における通信インフラの整備の推進	55
[No. 9-15]	鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速	56
[No. 9-16]	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	57
[No. 9-17]	データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等	57
[No. 9-18]	ローカル5Gに関する実証の結果を踏まえた制度整備に向けた検討、ローカル5G等の地域のデジタル基盤の整備と先進的ソリューション実装の一体的推進の実施	58
[No. 9-19]	グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発	58
[No. 9-20]	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	59
[No. 9-21]	リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発	59
[No. 9-22]	量子暗号通信網構築のための研究開発	60
[No. 9-23]	量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	60
[No. 9-24]	革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業	61
[No. 9-25]	非常時における事業者間ローミングの実現	61
[No. 9-26]	非地上系ネットワーク (NTN) の整備等	62
[No. 9-27]	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	62
[No. 9-28]	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	63
[No. 9-29]	国税地方税連携の推進	64
[No. 9-30]	最先端スーパーコンピュータの運用等	64
[No. 9-31]	研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム	65
[No. 9-32]	AIP：人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト (次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金)	65
[No. 9-33]	光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)	65

[No. 9-34]	経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現（ムーンショット型研究開発制度 目標6）	66
[No. 9-35]	データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備	66
[No. 9-36]	マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築	67
[No. 9-37]	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	67
[No. 9-38]	科学技術イノベーション・システムの構築	68
[No. 9-39]	社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進	68
[No. 9-40]	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	69
[No. 9-41]	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	69
[No. 9-42]	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	70
[No. 9-43]	高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業	70
[No. 9-44]	港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化	71
[No. 9-45]	デジタル技術を活用したTEC-FORCEの強化	71
10.	デジタル社会のライフスタイル・人材	73
[No. 10-1]	政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進	73
[No. 10-2]	テレワークの普及	73
[No. 10-3]	デジタル人材育成プラットフォームの運営	74
[No. 10-4]	地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	75
[No. 10-5]	実践的サイバー防御演習（CYDER）	75
[No. 10-6]	産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進	75
[No. 10-7]	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	76
[No. 10-8]	数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進	76
[No. 10-9]	情報教育の強化・充実	77
[No. 10-10]	データ関連人材育成プログラム	77
[No. 10-11]	IT人材スキル標準の策定	78
[No. 10-12]	IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等	78
[No. 10-13]	ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成	78

1. 国際戦略の推進

[No. 1－1] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化

- ・ インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF: Internet Governance Forum）は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、2006年（平成18年）以降毎年開催されている。同フォーラムは、2005年（平成17年）のWSISチュニス会合及び2015年（平成27年）12月のWSIS+10ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学术界、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されてきた。2015年（平成27年）の成果文書に基づき2025年（令和7年）までの開催が決定されている。
- ・ 我が国は、インターネットガバナンスについての議論の主導権を確保するとともに、G20大阪サミットの際の成果であるDFFT（Data Free Flow with Trust / 信頼性のある自由なデータ流通）の議論を更に推進するという観点から、2023年（令和5年）10月に京都市でIGF2023会合を開催する。
- ・ 人々がデータに自由にアクセスする権利を守るため、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネットガバナンスの強化に向けた国内外のマルチステークホルダーの包摂を図り、国際的議論をリードする。2023年（令和5年）には我が国がG7デジタル・技術大臣会合の議長国を務めているところ、G7として、様々なステークホルダーと連携しつつ、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の維持・促進に向けて、IGF2023の機会を積極的に活用していくことを確認する。マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、2025年（令和7年）のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。

KPI： -

主担当府省庁： 総務省

[No. 1－2] 国際的なデータ流通の推進

- ・ 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、2019年（令和元年）6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。
- ・ DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国・地域が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオ

ーオトラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽(けん)引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。また、DFFTの更なる具体化に向けて、各国のプライバシーやセキュリティ等に係る固有の事情を踏まえながら、企業や消費者にとって安心・安全なデータの越境移転・アクセスを確保する国際的な制度の在り方を検討していく。そのため、OECD等の国際機関や産業界等のマルチステークホルダーと連携し、データの越境移転の具体的な障壁を把握し、その解消に向けた国際協力を推進していく。また、これまでのG7/G20等の国際的な議論・取組や、2023年(令和5年)4月末に日本議長国の下で開催されたG7デジタル・技術大臣会合を踏まえ、同会合において合意された国際的な枠組みの設置及びその下でのDFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出を目指す。

- ・ こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

KPI : -

主担当府省庁 : 経済産業省

2. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

[No. 2-1] セキュリティ標準の策定

- ・ ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を、それぞれ進めている。ITU-T SG17においては、2023年度（令和5年度）以降の規格案の策定を目標としている。

KPI： ・ ITU-T SG17における勧告案の確定（2022年度（令和4年度）以降）
・ ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定
・ 国際標準獲得

主担当府省庁： 内閣官房

[No. 2-2] 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

- ・ 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、引き続き、国民、事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人からの照会等に適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正等などに関する周知・広報等に取り組む。
- ・ また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報等の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備する。
- ・ これらにより、個人情報等の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報等の効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現する。

KPI： ・ 説明会等への講師派遣実施の件数（年間60回）
・ 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

主担当府省庁： 個人情報保護委員会

3. 急速な AI の進歩・普及を踏まえた対応

[No. 3 - 1] 民主主義的な価値に基づいた人間中心の AI 原則の実践の支援

- ・ 2016年（平成28年）、G7香川高松情報通信大臣会合で日本がAIに関する国際的議論の必要性を提起してから、G7、G20等の国際場裏での議論が継続し、2019年（令和元年）にはG20大阪サミットで「G20 AI原則」が合意された。G20での議論やAI原則を踏まえ、同年のG7デジタル大臣会合・ビアリッツサミットでAIに関する国際協力が宣言され、2020年（令和2年）6月にはGPAI（Global Partnership on AI）が設立された。GPAIは人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するための価値観を共有する政府・国際機関・産業界・有識者等からなる国際的イニシアティブである。我が国は創設メンバーとして参画。
- ・ AIの社会経済への影響の大きさに鑑み、今後も引き続き、人間中心のAI原則と実践の支援に関する国際的な議論を我が国が牽（けん）引すべく、2022年（令和4年）末頃には日本でGPAI閣僚級理事会及び年次総会を開催。2023年（令和5年）年次総会までGPAI議長国を務める。
- ・ GPAI及びG7の議長国となる機会を最大限に生かし、G7デジタル・技術閣僚宣言の内容や人間中心のAI原則の実践に関する国内外の動向を踏まえつつ、日本企業や研究者による国境を越えたAIの開発や利活用の円滑化のための取組を行う。また、2023年（令和5年）に日本議長国の下で開催されたG7広島サミット及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の結果を踏まえ、OECDやGPAI等の専門家による国際的な検討協議の場を活用し、各国とも連携を図りながら、AI利用を巡る国際的なルール作りに貢献する。

KPI： -

主担当府省庁： 総務省

[No. 3 - 2] AI・データの利用に関する適切な契約の促進

- ・ 本施策では、2018年（平成30年）6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。2019年（令和元年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。
- ・ 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。
- ・ 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。
- ・ またAIに関しては、利活用する者に係るガバナンスの在り方が国内外で議論されていることを踏まえ、2021年度（令和3年度）より「AI原則の実践の在り方に関する検討会」を開催し、2021年（令和3年）7月に「我が国のAIガバナンスの在り方」報告

書を取りまとめるとともに、AIシステム開発者及び運用者に実務的な指針を提供すべく2022年（令和4年）1月に「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」を公表した。

KPI：「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書（2021年（令和3年）7月公表）やその続編「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書（2022年（令和4年）8月公表）、またAIシステム開発者及び運用者の実務的な指針を取りまとめた「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」（2022年（令和4年）1月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（2023年度（令和5年度）末までに講演等10件）

主担当府省庁：経済産業省

4. 包括的データ戦略の推進と今後の取組

[No. 4-1] 「Trusted Web」構想の実現

- ・ インターネットとウェブは、グローバルに共通な通信基盤として発展し、広く情報へのアクセスを可能とし、その上で様々なサービスが創出されている。しかしながら、デジタル社会における様々な社会活動において求められる責任関係やそれによってもたらされる安心を体現する仕組みが不十分な状況であり、ユーザーが信頼の多くをプラットフォーム事業者などに依拠する中で、その歪みが様々なペインポイントをもたらしている。
- ・ こうした中で、インターネット上で、DFFTを確保する枠組みを構築すべく、特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを旨とする「Trusted Web」構想を2030年（令和12年）頃の実現することを目指す。
- ・ 2022年度（令和4年度）に公募で選定した13件のユースケース実証の成果を踏まえ、2023年度（令和5年度）に ホワイトペーパーVer3.0への改訂に向けて有識者とともに検討していく。また、Trusted Webの実現に向けた課題・示唆を更に抽出し、Trusted Webが解決できるメリットを更に可視化していくため、2023年度（令和5年度）も公募で、実証を行うユースケースを選定していく。さらに、G7@高崎の成果も踏まえ、国際的な連携を推進していく。

KPI： Trusted Web共同開発支援事業（2022年度（令和4年度）補正予算）における実証件数
様々な産業分野におけるユースケースの創出と、国際標準化に向けた検討の推進

主担当府省庁： 内閣官房

[No. 4-2] 地域経済分析システム（RESAS）による官民のオープンデータ利活用の推進

- ・ 地域経済分析システム（RESAS）では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」する機能を提供しており、これまで、RESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきた。
- ・ 地方公共団体の規模や地域課題等の現場実態に応じてオープンデータの利活用を促進するため、RESAS等のオープンデータを活用した「データを読む・説明する・扱う力」を育成する教育コンテンツを提供するほか、RESASの利活用に関する情報や外部連携機能（RESAS-API）の提供を行うオープンデータ利活用促進ウェブサイト（RESAS-Portal）の運用・保守を行う。
- ・ これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを行う、デジタルを活用できる地方創生の担い手となる人材の育成・確保につなげる。

KPI： ・ RESAS普及のための研修等の開催件数（参考：2022年度（令和4年度）

234件、2023年度（令和5年度）250件見込）

- ・ RESAS等を活用した政策アイデア創出のためのコンテストの応募件数（参考：2022年度（令和4年度）495件）
- ・ ウェブサイトのアクセス数（参考：2022年度（令和4年度）102,673件）
- ・ APIリクエスト数（参考：2022年度（令和4年度）16,000,679件）

主担当府省庁： 内閣府

[No. 4-3] 海のデータ連携の推進

- ・ 海洋に関連する各分野の成長産業化を推進するため、政府機関等の保有する海のデータを利用者のニーズに沿った形で提供することが課題。
- ・ 海洋状況表示システム（海しる）の掲載情報の充実やAPI連携等といった利便性向上及び官民関係者とのネットワーク構築を進め、海のデータの共有・活用を図る。
- ・ これにより、海洋状況表示システム（海しる）を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海のデータ連携を強化することで、業際を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。

KPI： 海しるAPIの利用数を試行時点（2020年度（令和2年度））と比べ2倍にする（2023年度末（令和5年度末））

海洋関連分野とのデータ連携の推進

主担当府省庁： 内閣府

[No. 4-4] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報に安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

- ・ 近年、デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加、特に経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増している。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国の間では日英間の相互の関心事項に関する対話を通じた継続的な連携枠組みの構築、米国の間では個人データの円滑な越境移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加拡大に向けた対話を行ってきた。これとともに、OECDの場において、無制限なガバメントアクセスに対処する取組を主導し、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」の採択に貢献した。日本がG7ホスト国となる2023年（令和5年）は、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を更に進めていく必要がある。
- ・ 信頼性のある個人データ流通を更に推進する観点から、2023年（令和5年）度においても、個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築を進める。G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合を開催し、DFFT推進の観点から、個人データの越境移転ツールについて相互運用性のある国際環境の構築に向けた対外的なメッセージ・行動計画を作成・公表するとともに、グローバルCBPRシステムの利用拡大を中心とした国際的な企業認証スキームの推進、グローバルなモデル契約条項

の導入を目指す。また、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する国・地域との間の相互に円滑な個人データ移転の枠組み（相互認証の枠組み）の更なる発展を図る。特に、日EU間・日英間の相互認証の枠組みについて、その対象範囲の学術研究分野・公的部門への拡大に向けて協議を進める。

- ・ 上記の取組により、基本的な価値観を共有する米国、欧州、G7、OECD諸国と緊密に協議を重ねるとともに、アジア太平洋諸国等との協力関係の強化、ひいてはDFFTに資するグローバルスタンダードの確立を目指す。これにより、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が安全・円滑に行われるための一層の環境整備が図られる。

KPI： -

主担当府省庁： 個人情報保護委員会

[No. 4 - 5] オープンデータカタログの一元的提供の推進

- ・ デジタル庁は、データカタログサイトを抜本的にリニューアルするとともに、行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govと統合し、2023年（令和5年）3月31日からe-Govデータポータルサービスの運用を開始した。
- ・ e-Govデータポータルサービスでは、行政機関においてオープンデータを活用しやすい形で登録可能とするとともに、データカタログ情報及びオープンデータの検索機能を強化し、提供対象とするオープンデータの可視化を図ることにより、利用者における検索性の向上や活用性の向上を実現している。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、e-Govデータポータルサービスの更なる充実に向けて、様々なオープンデータとの連携に必要な機能拡充等を行うとともに、e-Govデータポータルサービスの更なる活用に向けた周知・啓発活動等を行う。
- ・ これにより、国民・企業・行政機関等における積極的なオープンデータの活用を促進する。

KPI： ・ e-Govデータポータルサービスにおける登録済みデータセット数
・ e-GovデータポータルサービスへのPV数

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 4 - 6] 土地情報連携の高度化

- ・ 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- ・ 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、2021年度（令和3年度）に登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行った。2022年度（令和4年度）においても各種台帳等の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができるよう、データ項目・表記の在り方等も検討する。

- これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。

KPI： API連携の検討（2021・2022年度（令和3・4年度））

登記済通知書データを活用する地方公共団体数（API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定）

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 4-7] いわゆる情報銀行等の実装に向けた制度整備

- 2022年度（令和4年度）末時点で情報銀行の認定件数は延べ7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。
- 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の下に設置した「要配慮個人情報ワーキンググループ」での検討を踏まえて、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、2023年度（令和5年度）は準公共分野である教育及び相互連携分野であるスマートシティにおいて、情報銀行を活用したパーソナルデータを含む多様なデータを安心・安全に流通・活用する仕組みを検証するための実証を行う。また、教育分野においてはPDSの活用可能性についても検討する。
- これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI： 準公共分野（健康・医療、教育等）及び相互連携分野（スマートシティ等）において、情報銀行を活用したパーソナルデータを流通・活用する仕組みを検証するための実証を実施（2023年度（令和5年度）を目途）

PDS（Personal Data Store）、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出（2025年度（令和7年度）を目途に合計30の認定情報銀行事業者数を達成）

主担当府省庁： 総務省

[No. 4-8] 統計データのオープン化の推進・高度化

- 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤の構築が必要。
- 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データの整備に関し、2022年度（令和4年度）までに、統計データの整備に係る基本方針を策定、関係ガイドラインについて検討を行い、2023年度（令和5年度）以降、統計データ整備の中心となる、メタデータ整備等を推進することで、原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画（2023年（令和5年）3月28日閣議決定）に基づき、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の円滑化や利便性向上を推進。オンサイト施設の拡大とともに新たにリモートアクセス方式の導入に向けた実証を行うほか、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。
- ・ 公的統計におけるビッグデータの活用については、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を促進するため、2023年（令和5年）1月に試行的な運用を開始したビッグデータ・ポータルによるビッグデータの利活用や所在に関する情報提供、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場の準備などの取組を進める。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI： e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数（2027年度（令和9年度）末までに29万件）（累計）

（参考：実績値）

- ・ 匿名データの提供数：105調査（2023年（令和5年）2月時点）
- ・ 調査票情報の提供数：188調査（2023年（令和5年）2月時点） e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数（2027年度（令和9年度）末までに25,695万件）（年度計）

（参考：実績値）

オンサイト施設の利用数：年間ID発行数136件（2022年度（令和4年度）実績）（2023年（令和5年）2月末時点）

主担当府省庁： 総務省

[No. 4-9] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進

- ・ 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を2019年（令和元年）12月に新たに開設した。
- ・ 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標どおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。
- ・ これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。

KPI： 海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供。海外安全情報オープンデータサイトへの年間アクセス数の目標値を2023年度（令和5年度）末までに10,000件とし、利用

の一層の増進を図る。

主担当府省庁： 外務省

[No. 4-10] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

- ・ 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能にすることが課題である。
- ・ このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。
- ・ これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。

KPI： 循環システムの形成により連携するプラットフォーム数（2026年度（令和8年度）までにデータプラットフォーム数10）

G空間情報センターの平均月間ページビュー数（2026年度（令和8年度）までに平均月間ページビュー数33万件以上）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 4-11] 不動産関連データの情報連携のキーとなる不動産 ID（共通番号）の活用促進

- ・ 2022年（令和4年）3月に国土交通省において土地や建物を一意に特定する「不動産ID」のルールを整備したところ、官民の幅広い分野において、不動産IDを情報連携のキーとしたデータ連携を促進し、ユースケースの開発及び社会実装を図っていく必要がある。
- ・ このため、2023年度（令和5年度）中に不動産分野のほか物流、保険、行政など幅広い分野において実証事業を実施するとともに、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施し、新たに設置する官民連携協議会における実証事業の成果共有、課題検証等を行う。
- ・ 不動産IDの社会実装により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、地域政策の高度化など、官民の幅広い分野における成長力強化を図る。

KPI： 2023年度（令和5年度）中に不動産IDの活用に関する官民連携協議会を設置し、不動産分野のほか物流、保険、行政など幅広い分野において実証事業を実施する。

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 4-12] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進

- ・ 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。

- ・ 2021年度（令和3年度）については、土木工事等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始。また、DXデータセンターと電子納品保管管理システムとの連携機能を2023年度（令和5年度）に構築する予定。
- ・ これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI： オンライン電子納品システムの運用開始（2021年（令和3年）12月）
 引き続き、運用を継続
 オンライン電子納品登録工事数
 （オンライン電子納品の運用開始後、原則全ての工事の電子納品登録を目標）
 電子納品された3次元データのDXデータセンターへの登録数
 （2024年度（令和6年度）から運用開始予定）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 4-13] 気象情報の利活用の促進

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。
- ・ そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI： 気象データアナリスト育成講座を受講した人数（2023年度（令和5年度）180人）
 未設定（2024年度（令和6年度）中を目途に明確化予定）

主担当府省庁： 国土交通省

5. 国民に対する行政サービスのデジタル化

[No. 5-1] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- ・ 2022年（令和4年）に、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う必要な規定を整備する道路交通法の一部を改正する法律が成立した。また、2022年度（令和4年度）には、マイナンバーカードの電子証明書を活用して優良運転者を対象としたオンラインによる更新時講習のモデル事業を実施した。
- ・ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化については、2024年度（令和6年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約した上で、2023・2024年度（令和5・6年度）に必要なシステムの改修等を行う。モデル事業については、優良運転者講習と同様に実技を伴わない一般運転者講習をオンラインによる更新時講習の対象として支障がないか確認するため、その対象を一般運転者に拡大して継続・効果検証予定。
- ・ これにより、住所変更手順のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。

KPI： 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（2024年度（令和6年度）末）

一体化した免許証の交付枚数

主担当府省庁： 警察庁

[No. 5-2] 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン・デジタル化の推進

- ・ 2022年度（令和4年度）は地方公共団体のシステム改修等の支援の実施により、子育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」のオンライン・デジタル化が全国で急速に進展した。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

KPI： 手続のオンライン化対応機関数（地方公共団体等）

手続のマイナポータル利用の人口カバー率

主担当府省庁： 子育て：デジタル庁、介護：厚生労働省

[No. 5-3] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進

【行政手続】

- ・ 地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。）により、住民基本台帳法を改正し（施行日：整備法の公布の日から2年以内）、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の

時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。

- ・ 転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルより転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度（令和4年度）より開始した。今後は国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け、必要な改善を行う。

【民間手続】

- ・ 民間手続については、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイト等を通じて、電気・ガス・水道等の手続等をオンラインで実施できるサービスがある。
- ・ また、引越しに伴う民間手続の住所情報の変更に関しては、引越しを行った者が、マイナンバーカードを活用してマイナポータル等で民間事業者に提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。

KPI： オンライン化対応機関数（地方公共団体等）

マイナポータルの引越し手続の利用数

主担当府省庁： デジタル庁

【No. 5－4】 マイナポータルの継続的改善

- ・ マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様にご利用いただけるよう、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に着手するとともに、全1,741自治体におけるマイナポータルへの接続を実現した。
- ・ 利用者に最適な情報をお届けするとともに、手続に当たって迷うことがなく、再利用したいという新たな体験も提供できるよう、引き続き、UI・UXの継続的な改善に取り組む。
- ・ こうした取組に際しては、マイナポータルに利用者から意見が直接届く仕組みを構築し、またユーザーインタビューを通して様々な意見を集約することにより、利用者のニーズを捉え、徹底した利用者視点のサービス改善を進める。
- ・ より多くの国民にご利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。

KPI： マイナポータルの機能改善リリース数（2023年度（令和5年度）末までに4回）

より多くの国民にご利用いただけるようUI・UXの継続的改善に継続的に取り組む

主担当府省庁： デジタル庁

【No. 5－5】 自治体マイナポイントの効果的な活用の推進

- ・ 給付事業との組み合わせによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

KPI：登録自治体数
主担当府省庁：総務省

[No. 5－6] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。
- ・ 2024年度（令和6年度）中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目指し、住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。
- ・ これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（2019年（令和元年）5月31日）から起算して5年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。

KPI：マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要なシステムの改修（2024年度（令和6年度）中）
マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施

主担当府省庁：総務省

[No. 5－7] コンビニ交付サービスの導入推進

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを用いて取得する証明書自動交付サービスの導入促進を図り、ほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書など証明書自動交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。
- ・ これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI：コンビニ交付サービス導入市町村の人口
住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合

主担当府省庁：総務省

[No. 5－8] マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速

- ・ 国民がマイナンバーカードで受診することで、健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、2023年（令和5年）4月から保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施。

- ・ 訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認を構築し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、2024年（令和6年）秋の健康保険証の廃止を目指す。

KPI： 国民が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、健康保険証の廃止を目指す

【2024年（令和6年）秋】

主担当府省庁： 厚生労働省

6. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

[No. 6-1] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化

- ・ 災害リスク情報（洪水・高潮、津波、土砂災害など）については、WebGISにて提供できる形式のデータ整備が多くないのが課題。
- ・ 2018年度（平成30年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び都道府県管理の1,475河川等の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を发出。引き続き、公開方法等の検討を行う。
- ・ データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。

KPI： 国・地方公共団体が保有するハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況
ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）
（参考：実績値）
国管理河川 448
都道府県管理河川 1,475
その他河川 1,530
（2023年（令和5年）3月）

主担当府省庁： 内閣府、国土交通省

[No. 6-2] 匿名加工医療情報の利活用の推進

- ・ 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を2018年（平成30年）5月に施行。（医療情報の収集規模：261万人、利活用件数：22件（2022年（令和4年）12月時点））
- ・ 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。また、次世代医療基盤法の施行後5年が経過する2023年度（令和5年度）に向けて、必要な見直しを行う。
- ・ 具体的には、医療分野の研究開発への利活用を推進するため、医療研究の現場ニーズに的確に応える匿名化の在り方や多様な医療情報との連結・収集について取り組む。

KPI： 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模（2023年度（令和5年度）までに400万人）

匿名加工医療情報の利活用件数（2023年度（令和5年度）までに30件）

主担当府省庁： 内閣府

[No. 6－3] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築

- ・ 災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・ 災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT（Information Support Team）の運用において、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情報の多様化や機能向上を図る。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI： 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施
検証を踏まえたISUTの運用

主担当府省庁： 内閣府

[No. 6－4] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・ SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI： 訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施
国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現

主担当府省庁： 内閣府

[No. 6－5] スマート防災ネットワークの構築

- ・ 2023年度（令和5年度）開始のSIP第3期において、現実空間とサイバー空間を高度に融合させ、先端ICT、AI等を活用した「災害対応を支える情報収集・把握のさらなる高度化」と「情報分析結果に基づいた個人・自治体・企業による災害への対応力の強化」に向けた研究開発に取り組む。
- ・ 気候変動による風水害の頻発化・激甚化及び南海トラフ、首都直下地震等の国難級の巨大地震の発生が迫る中、国・自治体・企業・個人による災害対応力の強化・向上を目指す。

KPI： （2023年度（令和5年度）に研究開発計画を策定）

[No. 6－6] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進

- ・ 2018年（平成30年）11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。
- ・ 2021年度（令和3年度）に初号機後継機を打上げ。
- ・ 7機体制構築に向け、2023年度（令和5年度）から2024年度（令和6年度）にかけて順次準天頂衛星を打ち上げ。

KPI： 準天頂衛星システムの着実な運用及び、7機体制の構築のための、H3ロケットの開発状況を踏まえた2023年度（令和5年度）から2024年度（令和6年度）にかけての準天頂衛星の順次打上げに向けた衛星・地上システムの開発・整備

準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供

[No. 6－7] スマートインフラマネジメントシステムの構築

- ・ インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータプラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。これに対し、2019年度（令和元年度）にPRISM革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みについて検討。
- ・ 2023年度（令和5年度）開始のSIP第3期課題「スマートインフラマネジメントシステムの構築」において、デジタルデータによりインフラ・建築物の設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進するシステムを構築することをミッションとして、インフラ分野のデータを連携し、デジタルツイン構築を目指した研究開発を実施。

KPI： （2023年度（令和5年度）に研究開発計画を策定）

[No. 6－8] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進

- ・ 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。そのため、2020年（令和2年）8月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を改訂し、地方公共団体に周知するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。
- ・ 引き続き、地方公共団体に対して、通知の発出や会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。
- ・ あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続

に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。

KPI：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数
取扱機関（市町村）数
（子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる）

主担当府省庁：内閣府、デジタル庁

[No. 6－9] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進

【保育所等について】

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、2020年（令和2年）9月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保につなげる。

【放課後児童クラブについて】

- ・ 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。
- ・ このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてデジタル庁と連携し周知することに努める。
- ・ こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保につなげる。

KPI： ・ 保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合
（保育所等については、ここdeサーチで公表済のデータの更新率60%）
・ 放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討

主担当府省庁：こども家庭庁

[No. 6－10] 「デジタルを活用した交通社会の未来2022」に基づいた取組の推進

- ・ 2030年（令和12年）に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。
- ・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI： 「デジタルを活用した交通社会の未来2022」本文内に記載

[No. 6-11] 官民の保有するモビリティ関連データの連携

- ・ 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。
- ・ モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。
- ・ 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

KPI： ガバメントクラウド上で提供される、データを利活用したモビリティサービス数

KPIの設定時期：2023年度（令和5年度）末

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 6-12] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間ID」の整備

- ・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができない。
- ・ 実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「4次元時空間ID」を整備して、データ化した空間情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造を持った空間情報基盤を構築する。
- ・ モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能となり、将来的には500万回の運行が可能となる。

KPI： 空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数

KPIの設定時期：2024年度（令和6年度）末

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 6-13] 取引のデジタル化

- ・ 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- ・ 2023年（令和5年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- ・ 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつな

がる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にもつながる。

KPI： 2022年度（令和4年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施
2022年度（令和4年度）に実証分析を実施

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 6-14] 電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の定着とそれを契機としたグローバル展開に向けた取組

- ・ 現状、消費税制度における適格請求書に対応する標準仕様であるStandard Invoice JP PINTは策定・公表済。他方、同制度における仕入明細書に対応するJP BIS Self-Billing Invoiceはドラフト版（Ver. 0.9）は公表し、同制度における区分記載請求書に対応するJP BIS non-tax Invoiceについては、ドラフト版の作成を行っているところ。2023年（令和5年）10月の消費税適格請求書等保存方式への移行を見据え、JP BIS Self-Billing Invoice及びJP BIS non-tax Invoiceについても、2023年（令和5年）7月～8月を目途に策定・公表することを目指す。
- ・ 民間の会計・業務システムベンダーによる対応サービスの提供は、既に開始されている。民間のベンダーのサービス提供に支障がないよう、前述の2仕様の策定も確実にを行うことが重要。
- ・ PINTの策定はOpenPeppol内で組織されたproject teamが実施。故に、その進捗は、他律的な側面が強い。他方、同teamには、デジタル庁担当官がコアメンバーとして参画しており、早期策定に向け、引き続き積極的に関与・貢献していく。その上で、Peppolに対応している日本の会計・業務システムベンダーがASEANを中心とした新たなマーケットに進出していけるよう、他国政府へのPINT採用の推奨など、必要な環境整備を行う。

KPI： ・ JP PINT（日本の電子インボイスの標準仕様）について、Standard Invoice JP PINTのほか、JP BIS Self-Billing Invoice及びJP BIS non-tax Invoiceの2仕様の策定
・ 民間の会計・業務システムベンダーによる、標準化された電子インボイスに対応したサービスの提供
・ 電子インボイスの新たな国際標準仕様であるPINT（Peppol International model for Billing）の策定等

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 6-15] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるため、総務省、厚生労働省及び経済産業省では、民間事業者に必要なルールの在り方等を継続的に検討しており、2021年度（令和3年度）には「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する

る基本的指針」を策定した（2022年（令和4年）4月に一部改訂）。

- ・ 2023年度（令和5年度）においても、引き続き上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。
- ・ 遠隔医療は、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点からその重要性が認識されてきたが、新型コロナウイルス感染症を契機として、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。総務省では、遠隔医療システムの導入を円滑・適切に行うために必要となる知識や情報、システムの運用手順や構築パターン等を取りまとめた「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」及び「遠隔医療モデル参考書-医師対医師（DtD）の遠隔医療版-」を公表している。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、コロナ禍を経てオンライン診療の新たな利用形態が生まれたことなどを踏まえ、「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」の改訂に向けた調査を実施する。
- ・ このような取組により、オンライン診療の導入を望む医療機関や地域における実際の導入・整備を促進し、オンライン診療の継続的活用及び医療提供体制の充実等に貢献。

KPI： ・「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業数
・ 2023年度（令和5年度）に実施する調査結果を踏まえ、2024年度（令和6年度）早期に「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」を改訂

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-16] 高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進

- ・ 2019年（令和元年）7月、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が改訂され、遠隔手術がオンライン診療の一類型として位置付けられた。これを受け、総務省では2020年度（令和2年度）から、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件整理のための実証研究に取り組んでおり、2021年度（令和3年度）までの研究成果を踏まえ、2022年（令和4年）6月に実施施設やスタッフの要件、必要な情報通信システム等を整理した「遠隔手術ガイドライン」（第一版）が日本外科学会により策定された。
- ・ 2022年度（令和4年度）からの3年間は、「遠隔手術ガイドライン」（第一版）で考慮されていなかった、高精細な映像のリアルタイム伝送や、多様な通信環境など、より実際の活用シーンを想定した実証を行い、「遠隔手術ガイドライン」の精緻化に寄与する。
- ・ これにより、遠隔手術の社会実装が進み、医師の地域偏在の解消や働き方改革の実現、国民の健康寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献。

KPI： 2024年度（令和6年度）までの研究成果を踏まえ、早期に「遠隔手術ガイドライン」を改定

[No. 6-17] 公共安全LTEの実現に向けた技術的検討

- ・ 従来の公共業務用無線は、音声通信中心のシステムであり、画像、動画等の大容量のデータ通信が難しく、また、各機関が個別に整備するため、高コスト化、関係機関間の円滑な情報共有が容易ではないといった課題があった。このため、これらの課題を解決するため、携帯電話（LTE）技術を活用した公共安全LTEの実現に向け、実証環境を用いた技術検証等を実施してきた。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、引き続き、関係機関と連携し、2022年度（令和4年度）に実施した実証を踏まえ、具備すべき機能の精査、課題対応のための追加実証等を実施し、公共安全LTEの早期運用に向けて取り組む。
- ・ 商用の携帯網及び汎用スマートフォンを活用した公共安全LTEが実現することで、低コスト化や関係機関間での相互接続に係る技術的ハードルの低減が見込まれ、音声だけでなく画像や映像等による公共安全機関間の円滑な情報共有が可能な通信手段を確保することができる。

KPI： 公共安全LTEの技術検証等

公共安全LTEの運用開始（2024年（令和6年）目標）

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-18] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施

- ・ 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。
- ・ 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。
- ・ これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。

KPI： 情報伝達手段を多重化した地方公共団体数

地理的な制約、年齢、身体的な条件等にかかわらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-19] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大

- ・ Lアラートは、災害関連情報を迅速かつ効率的に住民に伝達する基盤として既に機能しているが、地図化の取組や位置情報の活用を推進することで、住民への情報伝達の更なる充実を図る余地がある。
- ・ 特に、避難所情報等については、地域により情報の品質（地図化のしやすさを含めた活用の容易性）に差が生じている。
- ・ 2023年度（令和5年度）においては、避難所情報等の品質を底上げし、地域住民等の具体的な避難行動を促進するため、Lアラート情報をG空間情報と併せて活用しや

すいものとするべく調査研究を実施し、災害情報の視覚化を推進する。

- ・ これにより、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大を推進。

KPI： Lアラート情報をG空間情報と併せて活用しやすいものとするための調査研究の報告書

Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-20] 地域課題解決のためのスマートシティの推進

- ・ 総務省において、2017年度（平成29年度）から2022年度（令和4年度）において、計40件の事業に対して補助を行い、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。
- ・ 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。
- ・ 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。

KPI： 総務省スマートシティ事業による補助事業数（年15件）

スマートシティ数（2025年（令和7年）までに100）

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-21] ITU との連携による国際協力事業

- ・ 世界的に気候変動問題への対応が喫緊の課題となる中、カーボンニュートラルの実現に向けて、その基盤となるグローバルなデジタル化の推進が求められている。
- ・ ITU（国際電気通信連合）と連携し、我が国企業の技術を活用しつつ、気候変動・GXに対応するためのICT分野の国際標準化を推進するとともに、途上国等を対象とする国際協力を行う。
- ・ これにより、世界規模でのGX推進に貢献するとともに、我が国企業の技術を活用した国際協力を推進。

KPI： ITUにおけるプロジェクトの実施

我が国企業等の標準化活動等への参加

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-22] 医療高度化に資する PHR データ流通基盤の構築

- ・ 昨今、個人の日々の活動から得られるPHR（Personal Health Record）データを取得・分析し、その人の健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できるPHRデータの利活用が可能となっている。他方、医療行為を対象とする診療報酬の体系の下、「病院外で得られたデータ」を積極的に入手して診療に

活用するという発想があまり進んでおらず、現状、医師が患者のPHRデータを入手するための技術的な仕組みがない。

- ・ こうした状況を踏まえ、2023年度（令和5年度）から2024年度（令和6年度）にかけて、PHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築し、技術的な制約の解消を図る。その上で、実際の診療でPHRデータを活用し、PHRデータの有用性を医学的に検証する。
- ・ このような取組により、医療・健康サービスの向上・効率化を図り、国民の健康寿命の延伸に貢献。

KPI： 2024年度（令和6年度）までに各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を開発

主担当府省庁： 総務省

[No. 6-23] 消防防災分野におけるAIの活用も含めたDXの推進

消防防災分野において、

- ・ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、全国展開を目指す（2024年度（令和6年度）以降）。
- ・ 消防指令システムの高度化等のため、次の取組を行う（2024年度（令和6年度）中）。
 - ①消防指令システムと外部システムとの連携のため標準仕様を策定。
 - ②消防業務システムのクラウド化を進め、導入・維持管理費用の低減化等を実現。
- ・ 消防団の地域密着性の観点から情報収集能力の向上のため、ドローンの活用が急務となっている状況を踏まえ、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施し、消防団の災害対応能力の高度化を図る。
- ・ 消防庁と自治体、自治体同士で映像情報を共有する「消防庁映像共有システム」を構築（2023年度（令和5年度））し、映像情報を政府全体で活用できるよう、内閣府次期総合防災情報システムとの接続を図る（2024年度（令和6年度）中）。
- ・ AIを活用した救急隊運用最適化による現場到着時間の短縮を図るシステムの導入に係る検討を行う。
- ・ 消防防災科学技術研究推進制度（国民が安心・安全に暮らせる社会を実現することを目的とし、消防機関が直面する課題の解決に向けて、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、高い意義が認められる提案者に対して研究を委託する制度）において、AIの活用も含めたDXに関する研究開発を推進する。

KPI： ・ 救急業務においてマイナンバーカードを活用する消防本部数
・ 策定した消防指令システムの標準インターフェース仕様書の検討
・ 消防団に対するドローン講習を実施した都道府県数
・ 消防庁と地方公共団体との映像共有手段の構築
・ AIを活用した救急隊運用最適化システムによる現場到着距離の短縮率
・ 消防防災科学技術研究推進制度の公募時に、DXに関する研究テーマを

1 件以上提示する

主担当府省庁： 総務省消防庁

[No. 6-24] 児童生徒 1 人 1 台端末の活用促進

- ・ GIGAスクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まっているが、その活用状況には地域間・学校間ではばらつきが見られる。
- ・ そのため、学校における ICT 活用を広域的勝組織的に支援する GIGA スクール運営支援センターの機能強化や、効果的な実践例の創出・横展開などの取組を進める。
- ・ これにより、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するための環境を整備する。

KPI： ・ 1 人 1 台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加
・ ICT 機器を活用した授業頻度の増加

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 6-25] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進

- ・ GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境において、教育上の課題の解決や、教育の質の向上を支援するものとして、個人情報 の 適 正 な 取 扱 い を 確 保 し な が ら、先 端 技 術 や 教 育 デー タ の 効 果 的 な 活 用 方 策 の 検 討 や、現 場 に お け る 課 題 を 踏 ま え た 留 意 点 等 に つ い て の 整 理 が 必 要。
- ・ 2022 年 度（令 和 4 年 度）に 引 き 続 き 次 世 代 の 学 校 ・ 教 育 現 場 を 見 据 え た 先 端 技 術 ・ 教 育 デー タ の 利 活 用 促 進 に 関 す る 実 証 研 究 の 実 施 を 行 う。
- ・ これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。

KPI： 学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用に関する実証事例の創出

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 6-26] 教育データの効果的な活用の推進

- ・ 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを効果的に活用できるような仕組みの整備が必要。学習データの相互運用性を確保するため教育データの標準化を実施し、2022 年 度（令 和 4 年 度）に「教育データ標準 3.0」を公表。
- ・ 今後も、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用に向けた今後の論点や方向性を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂等、各省庁における取組を着実に推進する。
- ・ これにより、教育データを活用して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

KPI： 教育データ標準の公表・改訂

教育・学習分野におけるデータ活用の推進

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 6-27] 学習者用デジタル教科書の普及促進等

- ・ デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会における議論を踏まえ、以下のとおり段階的に導入することを予定している。
- ・ 2024年度（令和6年度）から全ての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書を提供。
- ・ 次に導入する算数・数学やその他の教科については、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供。
- ・ 2023年度（令和5年度）においては、2022年度（令和4年度）に引き続き、英語については全ての小中学校等を対象に、算数・数学については、約5割の小中学校等の小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供する実証研究等を実施し、2024年度（令和6年度）に向けて、引き続きデジタル教科書の活用の促進を図る。

KPI： 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率：36.1%
（令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果
（2022年（令和4年）3月1日現在）〔確定値〕）

義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を2024年度（令和6年度）に100%とする

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 6-28] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供

- ・ 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせる場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。
- ・ 2023年度（令和5年度）以降は、利用者が使いやすいユーザーインターフェースへの改善に係る改修を実施するなど、利用者等の選択を支援するための情報を充実・追加等するため、引き続き介護サービス情報公表システムの機能改修に取り組む。
- ・ これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。

KPI： ・利用者・家族のニーズに対応した介護サービス情報公表システムの分かりやすさ・使いやすさ向上のための検討を行い所要の改修等を実施
（2022年度（令和4年度）以降継続的に実施）

- ・2023年度（令和5年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数（1か月当たり平均10,000件）
- ・2023年度（令和5年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数（1か月当たり平均500,000件）

主担当府省庁： 厚生労働省

[No. 6-29] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

- ・ データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。
- ・ 2024年度（令和6年度）より開始する第3期データヘルス計画に向けて、2023年度（令和5年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及のための、評価指標や保健事業の標準化等を検討する。
- ・ これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。

KPI： 第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合の割合

健康保険組合共通の評価指標（内臓脂肪症候群該当者割合、特定保健指導対象者割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率）の実績報告を行う健康保険組合の割合

主担当府省庁： 厚生労働省

[No. 6-30] レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の利活用促進

- ・ NDB・介護DBと他の公的データベース等との連結解析に向けた検討を進めるとともに、NDBと死亡情報の連結を2024年度（令和6年度）から開始する。

KPI： NDB・介護DBと連結解析できるデータベースの数

NDB・介護DBの利活用による研究開発の件数

主担当府省庁： 厚生労働省

[No. 6-31] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進

- ・ 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。
- ・ 2017年度（平成29年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、2019年度（令和元年度）には、研究者へのデータ提供を開始しており、今後もこうした取組を進める。また、難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申

請のオンライン化の実施についての検討を行う。

- ・ 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献することが期待される。

KPI： データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（2021年度（令和3年度）衛生行政報告例）
データベースからのデータ提供件数

主担当府省庁： 厚生労働省

[No. 6-32] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討

- ・ 「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較衡量することとされている。
- ・ このため、2018年度（平成30年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、2019年度（令和元年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、2023年度（令和5年度）も引き続き実施する。
- ・ これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。

KPI： -

主担当府省庁： 厚生労働省

[No. 6-33] ICT等を用いた遠隔診療の推進

- ・ 2020年（令和2年）4月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置として、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととされた。また、この措置を受けたオンライン診療の実施状況を踏まえて2022年（令和4年）1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療の実施を可能とした。
- ・ 今後、
 - ・ 遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する財政支援を実施すること
 - ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直すこと
 - ・ オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する等を行っていくこととしている。
- ・ これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

- KPI : ・遠隔医療設備整備事業で在宅患者用機器導入の補助を実施した件数
(2023年度(令和5年度)目標:47件)
・遠隔診療に関する診療報酬の算定件数
(参考)
2022年(令和4年)5月診療分(NDBデータ)
・情報通信機器を用いた初診料:10,703回
・再診料:25,018回
・外来診療料:4,692回
・オンライン診療研修を修了した医師数

主担当府省庁: 厚生労働省

[No. 6-34] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

- ・現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル(土地・農業分野)での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。
- ・また、農林水産省ウェブサイトにて公開している行政データなどを機械判読性の高い形式(CSV、XML、RDF等)で順次オープンデータ化。
- ・これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

- KPI : ・農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト(政策情報及び統計情報)への機械判読性の高い形式(CSV、XML、RDF等)での公開数(2023年度(令和5年度)末までに、機械判読性の高い形式での新規公開を150件増加させる。)
・農林水産省ウェブサイト(政策情報及び統計情報)にて公開しているデータのアクセス数を2023年度(令和5年度)において、過去3か年平均比20%増加させる。

主担当府省庁: 農林水産省

[No. 6-35] データ連携による生産・流通改革

- ・国内外の市場や消費者のニーズに機動的に対応するため、農産物・食品の生産から加工・流通・消費・販売に至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、コールドチェーンの整備等が必要である。
- ・このため、①SIPの下で構築したスマートフードチェーンプラットフォーム等データ連携プラットフォームを活用した農業データの川下とのデータの連携を推進するなど、本件の社会実装を進める。また、②デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、自動化技術の導入、コールドチェーンの整備等、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援する。
- ・これらの取組により、データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、我が国

の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

- KPI： ・農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践（2025年度（令和7年度）まで）
・流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%、2030年（令和12年）まで）

主担当府省庁： 農林水産省

[No. 6-36] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業産地モデル実証」及び「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」）

- ・ 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。
- ・ これまでのスマート農業実証プロジェクトで得られた成果と課題を踏まえ、海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要な技術の開発・改良から実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発から、個々の経営の枠を超えて効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。
- ・ これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。

- KPI： 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）
実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80%以上）

主担当府省庁： 農林水産省

[No. 6-37] データをフル活用したスマート水産業の推進

- ・ 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、2020年度（令和2年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進め、2021年度（令和3年度）に水産分野におけるデータ利活用ガイドラインを策定した。また、2022年度（令和4年度）はガイドラインの普及資料の作成、データプラットフォームにおけるデータポリシーの検討や魚種等のデータ標準化の整理を進めた。
- ・ 2023年度（令和5年度）は策定したガイドライン等の普及を図る。
- ・ 操業の効率化による生産性向上や資源評価の高度化のために、漁獲量、漁場環境、漁船の操業情報等のデータを収集し、利活用するICT等の先端技術を用いた機械等の導入利用を推進。
- ・ これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。

- KPI： ・水産業におけるデータ契約ガイドラインの充実（2023年度（令和5年度）まで）及びデータ標準化リストの策定（2023年度（令和5年度）まで）
・データ利活用の取組を展開（2023年度（令和5年度）までに4海域以上）

主担当府省庁： 農林水産省

[No. 6-38] 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業

- ・水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。
- ・このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が2020年（令和2年）12月に成立し、2022年（令和4年）12月に施行。
- ・同制度の円滑な運用に向け、引き続き、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。

- KPI： ・漁獲番号等の伝達の電子化に取り組む数（2023年度（令和5年度）までに30市場）
・特定第一種水産動植物の検挙件数（2027年度（令和9年度）までに半減）

主担当府省庁： 農林水産省

[No. 6-39] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進

- ・農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。
- ・そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のパソコンやスマートフォン、タブレットからオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発・運用。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。
- ・これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（情報の提出は一度限り）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上とあいまって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。

KPI：2025年（令和7年度）にオンライン利用率60%

主担当府省庁：農林水産省

[No. 6-40] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用

- ・ 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、2015年（平成27年）4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。
- ・ 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化を進めるとともに、2023年（令和5年）4月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づく目標地図の素案作成等を可能とする、農業委員会サポートシステムとしてシステムを見直したところであり、引き続きシステムの適切な運用を行う。
- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、2023年度（令和5年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI：・農業委員会等による農業委員会サポートシステムの更新数
・全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（2023年度（令和5年度）までに8割）

主担当府省庁：農林水産省

[No. 6-41] 林業におけるデジタル技術の活用の推進

- ・ 林業の生産性・収益性・安全性を向上させるには、新技術を活用した「林業イノベーション」を推進し、林業現場へデジタル技術の導入・定着を図ることが重要である。
- ・ 全国的に航空レーザ計測による森林資源情報の整備が進む（2020年度（令和2年度）末で民有林の約40%において実施する）など、デジタル技術の活用基盤は着実に進展しつつあるが、林業におけるデジタル技術の活用は、一部の者や分断的な利用に留まっている。
- ・ そのため、地域一体で森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を推進することが重要である。
- ・ そこで、航空レーザ計測等による高度な森林資源情報の把握や共有・公開を継続するとともに、2023年度（令和5年度）より「デジタル林業戦略拠点」の創出を開始する。
- ・ これにより、林業の生産性向上に資するデジタル技術の利活用に寄与。

KPI：・航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合（2026年度（令和8年度）末までに80%）
・デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数（2027年

度（令和9年度）までに47都道府県）

- ・林業経営体の労働生産性（主伐）2020年度（令和2年度）：6.67m³/人・日（最終目標年度2030年度（令和12年度）：最終目標11m³/人・日）

主担当府省庁：農林水産省

[No. 6-42] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進

- ・農地の区画情報である筆ポリゴンは、農林水産省が2019年度（令和元年度）からオープンデータとして提供しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で活用されている。
- ・2023年度（令和5年度）は、2021年度（令和3年度）に構築した筆ポリゴン管理システムを通じて、2022年度（令和4年度）に更新した筆ポリゴンデータに安定的な継続利用を可能にするためのID・履歴を付与し公開するとともに、データの取得や利活用の検討を進めやすい環境を提供する。また、2024年度（令和6年度）の公開に向け、筆ポリゴンを更新する。
- ・これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。

KPI：・筆ポリゴンの利用件数（2023年度（令和5年度）のアクセス数1,500）
・筆ポリゴンの高度利用件数（2023年度（令和5年度）までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築）

主担当府省庁：農林水産省

[No. 6-43] ICTを活用した教育サービスの充実

- ・高校では「探究」が科目化されており、教育現場では探究学習の導入が進みつつあるものの、①予算や人材、実績不足等により探究学習サービスの導入に踏み切れない、②サービス導入までの内部調整が困難、③どのサービスを使えばよいのか分からない、といった課題がある。また、高校における「情報」科目の必修化や未来のイノベーター育成の観点から、情報活用能力の育成も重要である。
- ・このため、学校における探究学習等を推進すべく、探究学習サービスや「情報」等のプログラミング教育サービス等の導入支援や探究学習研修会等の取組を実施する。
- ・これにより、学校と民間教育サービスとの協働を促進し、より高度な探究学習やプログラミング教育等の面的展開を目指す。

KPI：・探究的な学び支援補助金による学校等教育機関への探究学習等サービス試験導入（2023年度（令和5年度）中に約3,000校）
・STEAMライブラリーの活用実績の増加（コンテンツ使用数増加）

主担当府省庁：経済産業省

[No. 6-44] フィジカルインターネットの実現

- ・電子商取引の増加や積載効率の低下、人口減少に伴う労働力不足の深刻化等によ

り、物流における需要と供給のバランスが崩れつつある。この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約することになるだけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうした事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくため、2021年度（令和3年度）に、2040年（令和22年）を目標とした物流のあるべき将来像として、フィジカルインターネット（規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やトラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム）の実現に向けたロードマップを策定した。

- ・ 本ロードマップに基づき、モノ・データ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用した輸配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現に向けた取組を着実に進める。

KPI： ・パレット等物流資材の標準化の推進
・サプライチェーンマネジメントやロジスティクスを基軸とする経営戦略への転換の推進
・物流拠点におけるロボットフレンドリーな環境構築の推進
・トラックの積載効率（2025年度（令和7年度）までに50%）
・トラックドライバーの①年間所得額平均/②平均労働時間に関する目標（2025年度（令和7年度）までに①年間所得額平均を全産業平均まで引き上げる/②平均労働時間を全産業平均まで引き下げる）

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 6-45] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進

- ・ 災害時において、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、市町村が更新する指定緊急避難場所情報は、オープンデータとして迅速に整備・更新・公開する必要がある。また、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことも課題。
- ・ 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請するとともに、引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。
- ・ これにより、住民等が最新のデータに基づいて避難ルートや避難場所の確認ができるとともに、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出にも寄与。

KPI： 市町村から更新の連絡があった指定緊急避難場所情報の地理院地図への反映率（毎年度100%）
指定緊急避難場所データへのアクセス数（500万/年）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-46] 歩行空間における自律移動支援の推進

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユ

ユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。2019年度（令和元年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出につなげる事が課題。

- ・ 引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。
- ・ 事業者や地方公共団体を始め、利用者自らが連携してバリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコシステムを構築することによって、高齢者や障害者、さらに、将来的には自動走行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。

KPI： 歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で2,000件以上）

オープンデータダウンロード数の増加（2024年度（令和6年度）末時点で累計ダウンロード数80,000件を達成する。）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-47] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進

- ・ 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2 m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。
- ・ 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を拡充する取組を進める。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みにおいて、補正情報向上の技術的手法を2023年度（令和5年度）を目途に取りまとめる。さらに、2023年度（令和5年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、2024年度（令和6年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。
- ・ これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。

KPI： 電子基準点の観測データの取得率（毎年度99.5%以上）

地殻変動補正サービスを提供している分野数（2025年度（令和7年度）末4分野）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-48] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供

- ・ これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に電子国土基本図が指定されているところ。
- ・ ベース・レジストリとして更なる利便性の高いデータとすべく、電子国土基本図の更新頻度及び機械可読性の向上、国土全域の3次元化を行う。また、引き続き、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を着実に整備・更新しつつ、地理空間情報ライブラリーの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。
- ・ これにより、官民間問わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。

KPI： 新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率（毎年度100%）
地理空間情報ライブラリー利用数（毎年度800万件以上）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-49] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進

- ・ 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。
- ・ 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。
- ・ また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等において収集される地盤情報の収集・共有化に向け検討。
- ・ これらにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。

KPI： 公開する地盤情報の追加（地盤情報の登録、協定締結先の拡大）を行いデータベースを拡充（2022年度（令和4年度）3月時点：44万本）
データベースに登録されるボーリング柱状図データ（2026年度（令和8年度）中に60万本）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-50] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進

- ・ ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4飛行）を可能とするため、機体認証

及び操縦者技能証明制度等を2022年（令和4年）12月に施行するとともに、機体認証に係る検査を行う検査機関を登録、技能証明に係る試験を行う試験機関を指定するなど必要な環境整備を行い、2023年（令和5年）3月末に行ったドローン物流の実証飛行によりレベル4飛行が実現した。

- ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4飛行）の導入を離島・山間部で進めるとともに都市部でも実現するため、引き続き、ドローン物流の実証を行い、ドローン物流サービスの提供開始を支援する。

また、操縦者講習実施機関への厳格な監査を通じてレベル4飛行を担う高度技能操縦者の適正な育成を行う。さらに、2024年度（令和6年度）までにドローンの型式認証ガイドラインを策定し、その取得を促すとともに、2025年度（令和7年度）までにより安全で効率的な航行のために必要な運航管理システムの提供事業者の認定に係る要件を策定する。

KPI： 実証実験件数

有人地帯での目視外飛行の拡大

主担当府省庁： 国土交通省、経済産業省

[No. 6-51] サイバーポートの整備（港湾物流分野）

- 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約5割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。
- 2021年（令和3年）4月に第一次運用を開始した、サイバーポート（港湾物流分野）について、2023年度（令和5年度）は商流のプラットフォームと連携し、機能改善や利用促進を図る。
- これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。

KPI： サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（2025年度（令和7年度） 約650者）

サイバーポート（港湾物流）各種機能の利用回数

※KPI（進捗）とKPI（効果）は連動するため、KPI（進捗）に即してKPI（効果）を設定することを考えているが、運用開始直後の時点では、利用者数及び利用回数が少ないことから、関係性が明確にならない。このため、関係性がある程度明確になる2023年度（令和5年度）以降、KPI（効果）の値等を設定することとしたい。

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-52] 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化

- 2022年度（令和4年度）までは、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間を短縮すること等を目的としている「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組

を進めてきているものの、コンテナターミナルにおける更なる生産性向上や労働環境改善を早期に実現する必要がある。

- ・ 2023年度（令和5年度）からAIターミナルの取組を深化させ、「港湾技術開発制度」を創設して、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進する。
- ・ これにより、港湾における更なる生産性向上や労働環境改善が図られ、我が国経済・産業の国際競争力の強化に資する。

KPI： 「港湾技術開発制度」における採択中の技術開発件数（2023年度（令和5年度）4件）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-53] 国土交通データプラットフォーム整備

- ・ 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」について、2020年（令和2年）4月にver1.0を公開した。その後も各種データ連携を拡充しており、2023年（令和5年）4月には、検索性の高度化やデータ閲覧が容易になるユーザーインターフェースへの改良を実施した。
- ・ 2023年度（令和5年度）以降も、引き続きデータ連携を拡充するとともに、ユーザビリティ・可視化機能の高度化や、データの利活用促進のためのユースケースの創出に取り組む。
- ・ これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを目指す。

KPI： 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数（2020年度（令和2年度）約22万件、2025年度（令和7年度）約150万件）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 6-54] スマートシティの実装化の推進

- ・ デジタル技術の活用により都市の諸問題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援してきた。一方で、複数サービス・分野間連携や早期にまちへの実装を目指す取組等について重点的支援が必要。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、早期に実装を行う取組に対する支援として「都市サービス実装タイプ」を創設し、先進地区の取組について重点的に支援を行う。
- ・ これにより、スマートシティの実装を加速させ、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

KPI： スマートシティに取り組む地方公共団体及び民間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000団体以上（2025年（令和7年））
スマートシティ数：100程度（2025年（令和7年））

[No. 6-55] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- ・ スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、実証から実装へとフェーズを進め、データ整備の効率化・高度化、先進的なユースケース開発、データカバレッジの拡大に向けた取組を推進し、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの構築を目指していく。具体的には、PLATEAUと建築・不動産に係るデジタル施策を一体的に進める「建築・都市のDX」に加え、地下埋設物のデータ作成実証など、国によるデータ整備の高度化・効率化のための技術開発、メタバースを始めとする多様な分野におけるユースケース開発の実証によるベストプラクティスの創出に取り組む。また、地域におけるオープンイノベーションの創出のため、地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の財政支援を実施するとともに、地域の人材育成、コミュニティ支援等を実施する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進める。
- ・ これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

KPI： ・3D都市モデルのコミュニティ形成に向けたハッカソン等の実施：5回（2023年（令和5年））
・都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数：400市町村（2023年（令和5年））※現在332市町村
・3D都市モデルを活用したユースケース開発数：20件程度（2023年（令和5年））
・3D都市モデル構築都市数：200都市程度（～2023年（令和5年））

7. アクセシビリティの確保

[No. 7-1] 障害者の本人確認等の簡素化

- ・ 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条第3号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。
- ・ 関係府省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。
- ・ 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。

KPI： 関係府省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数
障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 7-2] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、2022年度（令和4年度）の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI： ・ サービス及び研究開発に対する助成件数
・ JIS規格準拠に係る各公的機関向け説明会の開催回数（2023年（令和5年）3件）
・ 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（2023年（令和5年）70%）
・ ウェブサイトのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（2027年（令和9年）84.5%）

主担当府省庁： 総務省

[No. 7-3] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備

- IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。
- このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。
- これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況
ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（2026年度（令和8年度）まで100以上）

主担当府省庁： 総務省

[No. 7-4] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。
- このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、2021年度（令和3年度）から全国において本格的に実施している。今後、携帯ショップが無い市町村などでの講習会を拡充していく。
- 上記の取組により、高齢者等がスマートフォンを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。

KPI： デジタル活用支援に係る実施拠点数（2023年度（令和5年度）6,000か所）

主担当府省庁： 総務省

[No. 7-5] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発

- ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現等において、「言葉の壁」が課題となっている。
- そのため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。
- これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。

KPI： 2024年度（令和6年度）末までに多言語による同時通訳技術を確立
確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（2027年度（令和9

年度) までに20件)

主担当府省庁： 総務省

[No. 7-6] 障害当事者参加型技術開発の推進

- ・ 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。
- ・ このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- ・ これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

KPI： 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況
障害関連情報共有プラットフォームのデータ数（2023年度（令和5年度）末250以上）

主担当府省庁： 総務省

[No. 7-7] デジタル技術を活用した郵便局による地域連携

- ・ デジタル技術も用いながら、全国津々浦々に存在する約24,000局の郵便局ネットワークを、行政サービスの窓口等として活用したり、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携し地域課題を解決する取組は有用だが、全国への展開が進んでいない。
- ・ 2023年度（令和5年度）は、地方公共団体による郵便局型マイナンバーカード利用端末の設置に財政措置を行うなど、郵便局を行政サービスの窓口等として活用を促進するほか、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用など、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開するとともに、スマートスピーカー等による見守りシステムなど、既存の郵便局を活用した地域課題解決モデルの普及展開を図る。また、郵便局が保有・取得するデータの公的要請に応える活用の推進について、信書の秘密や個人情報の適正な取扱いの確保に留意しつつ、その実証に向けた検討を進める。
- ・ これにより、デジタル技術を活用した郵便局による地域連携が進展し、地方公共団体等の業務効率化と国民の利便性向上に貢献する。

KPI： 「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」（2023年度（令和5年度）当初予算）における実証件数
郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤との連携による地域課題解決の推進

主担当府省庁： 総務省

8. 産業のデジタル化

[No. 8-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

- ・ Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」(以下「CPSF」という。)を2019年(平成31年)4月に策定。
- ・ CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別等のセキュリティガイドライン策定を推進する。
- ・ 産業分野別のガイドラインとして、2022年(令和4年)11月に工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン、2023年(令和5年)3月に民間宇宙システムにおけるサイバーセキュリティ対策ガイドラインVer1.1を策定。
- ・ 産業横断的なガイドラインとして、2020年(令和2年)11月にIoTセキュリティ・サーフェティ・フレームワーク(IoT-SSF)策定するとともに、2022年(令和4年)4月にユースケース集を公開したほか、2022年(令和4年)4月に「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク～データによる価値創造の信頼性確保に向けた新たなアプローチ」を策定。
- ・ 今後は、欧米各国との基準調和を図るため、2023年度(令和5年度)内に、ソフトウェアについては脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備し、IoT機器についてはセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。

KPI : CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数
策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数

主担当府省庁 : 経済産業省

[No. 8-2] サイバーセキュリティお助け隊の構築

- ・ 中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービスの内容の審査(確認)を行う機関(サービス審査登録機関)が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定し、2020年(令和2年)4月より「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度が開始。
- ・ サプライチェーン全体での対策を推進するため、産業界の取組と連携し、サイバーセキュリティお助け隊サービスの普及を促進するとともに、IT導入補助金で本サービスの導入を補助。
- ・ 引き続き、我が国の中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化し、産業界のサイバーセキュリティの底上げを図る。

KPI : -

[No. 8 - 3] 中小企業支援のDX推進

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を契機に中小企業におけるデジタル化が進み、中小企業支援に纏わる申請等の電子化も進んでいるものの、それらのデータ利活用は道半ばである。
- ・ そこで、事業者の申請等データを一元化し官民で利活用するためのデータ基盤（ミラサポコネクト）を通じて、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現する。
- ・ 加えて、行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等についてを情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。
- ・ これにより、中小企業に纏わるデータを活用することで、効果的に中小企業の成長支援を行う環境整備につなげる。

KPI： オンラインで個社に適した支援策・支援者等が見つかる仕組み等を活用した事業者・支援者数

[No. 8 - 4] 地域企業のDX推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展している。各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結する。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠である。
- ・ 本事業では、①地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが行う、サイバーセキュリティ対策を含むDX戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等を支援するとともに、②地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う新事業創出の実証事業を支援する。
- ・ これにより、地域企業・産業で取組が遅れているDXを強力に支援・推進する。

KPI： ①地域の産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティ拠点数
(2023年度(令和5年度)見込：11拠点)
②地域企業の新たなビジネスモデル構築を目指したプロジェクト
(2023年度(令和5年度)見込：12件)
①事業年度から、その3年後までの間において、支援コミュニティの活動地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性
(2026年度(令和8年度)までに6%以上増加)
②事業終了後3年を経過した日までに、実証事業のうち、対象となる新事

業に係る売上計上を予定する事業の割合
(2026年度(令和8年度)までに50%以上)

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 8-5] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

- ・ 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、2020年(令和2年)11月にDX認定制度等の基準となる企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定した上で2022年(令和4年)に改訂し、「デジタルガバナンス・コード2.0」を公表した。また「DXレポート2.2」を通じて企業の目指す方向性や具体的なアクションを示していく予定。
- ・ 2023年度(令和5年度)は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。
- ・ これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。

KPI： 2023年度(令和5年度)末までに、DX認定制度の認定件数を累計1,000件、DX推進指標の回答数を累計1万件

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 8-6] DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等

- ・ 観光地・観光産業においてDXを推進する機運は高まっているものの、デジタルツールの導入、データ利活用、人材の育成・活用等の課題が残っている。
- ・ そこで、DXを推進する地域の参考となるような先進事例を創出するためのモデル実証を2023年度(令和5年度)に実施し、成果やノウハウ等の他地域への横展開を図る。

KPI： デジタル技術を活用した観光地経営の先進事例創出数(2023年度(令和5年度)5~10件)

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 8-7] 観光DXの推進

- ・ 観光産業においては、低生産性・担い手不足の深刻化といった課題を抱えているとともに、こうした課題の解決に資するデジタル化の取組も他産業に比べて遅れている。観光DXの推進を通じて、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図る。
- ・ 具体的には、シームレスに宿泊、交通、体験等に係る予約・決済が可能な地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド、宿泊事業者における顧客予約管理システム(PMS)の導入等による業務効率化及びサービスの高付加価値化、観光地域づくり法人等における旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマ

マーケティング及び観光地経営の戦略策定、DXを進めるために必要となる人材の育成等に取り組む。また、こうした取組に加え、連携するデータの仕様統一化、宿泊事業者における地域単位での予約情報や販売価格等の共有（API等によるデータ連携）によるレベニューマネジメント等、事業者間・地域間のデータ連携の強化により、広域での収益最大化に向けた取組を推進する。なお、主な施策については以下のとおり。

- ・ DXや事業者間連携等を通じた観光地や観光産業の付加価値向上支援
 - ・ 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業
 - ・ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化
 - ・ ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化
 - ・ 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業
 - ・ 観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業
- ・ こうした取組を通じて、観光に係る様々な分野間でデジタル連携を強化することにより、地域全体の収益最大化を図る。

KPI： 地域全体を包括する情報発信・予約・決済機能をシームレスに提供するサイトを設置している登録DMOの数：2027年度（令和9年度）までに全ての登録DMOが設置。

高付加価値経営旅館等登録規程に基づく高付加価値経営旅館等の登録数：2027年度（令和9年度）までに2,000施設。

デジタル化やDXを推進するための要素が盛り込まれた、データに基づいた経営戦略を策定している登録DMOの数：2027年度（令和9年度）までに全ての登録DMOが策定。

そのうち、CRM・DMP等を活用している登録DMOの数：2027年度（令和9年度）までに90法人。

登録DMOにおいて主にDX関係業務に従事する者のうち、DXに関する教育プログラムを受講した者の割合：2027年度（令和9年度）までに100%。

高付加価値経営旅館等の登録を受けた事業者のDX関係業務に従事する者のうち、DXに関する教育プログラムを受講した者の割合：2027年度（令和9年度）までに100%。

主担当府省庁： 国土交通省

9. デジタル社会を支えるシステム・技術

[No. 9-1] 人事管理のデジタル化

- ・ 国家公務員の人事管理について、デジタル化により業務の一層の効率化、効果的実施が必要である。
- ・ 内閣人事局はデジタル庁や人事院、関係機関と連携し、勤務時間管理を始め、各府省の人事管理の効率化・高度化に資するシステムの整備について、その在り方を整理しながら実装を推進・促進する。
- ・ 特に、勤務時間管理については、既存の勤務時間管理システムの改修や調達の一元化、他システムとの連携を視野に検討を進める。

KPI： 人事管理の効率化による事務負担の削減（2024年度（令和6年度）に実施するシステム整備の在り方に係る調査研究を踏まえて具体的なKPIを設定予定）

主担当府省庁： 内閣官房

[No. 9-2] 革新的な基礎研究から社会実装までの AI 研究開発の推進

- ・ 社会実装の加速に向けて、AIの社会実装を阻害する要因を取り除く必要がある。
- ・ AI戦略2022に基づき、AIに対する不安の払しょく、AI利活用を支えるデータの充実、AI利活用の環境整備、我が国が強みを有する分野におけるAI利活用に向けた取組を重点的に進める。
- ・ これにより、AIの社会実装を促進する。

KPI： 研究開発成果が様々な分野で社会実装され、AI利活用が促進

主担当府省庁： 内閣府

[No. 9-3] 警察共通基盤を活用した警察業務のデジタル化

- ・ 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。
- ・ また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。
- ・ これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（警察共通基盤）を整備し、2021年（令和3年）4月から運用を開始した。2021年度（令和3年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。

- ・ このほか、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを警察共通基盤を活用して構築する。
- ・ これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、警察におけるシステムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。

KPI： 都道府県警察の警察共通基盤への移行状況

【運転免許業務】

2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までにかけて47都道府県警察が移行

【遺失物業務】

2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までにかけて47都道府県警察が移行

【行政手続のオンライン化】

未設定 2025年（令和7年）末までに検討

【交通反則金の支払い方法拡大】

未設定 2025年度（令和7年度）末までに検討

主担当府省庁： 警察庁

[No. 9 - 4] 交通管制の高度化に関する調査研究

- ・ 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。
- ・ 2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までに実施した、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討の結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）に構築したモデルシステムを用いて、2023年度（令和5年度）に実証実験を行う。
- ・ これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。

KPI： 2023年度（令和5年度）末までに実証実験を実施

未設定（2023年度（令和5年度）以降の実証実験等を踏まえた実導入時に検討）

主担当府省庁： 警察庁

[No. 9 - 5] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進

- ・ 音響信号機の音響を24時間鳴動させることが困難な場合がある中、視覚障害者団体

等からの要望を踏まえ、高度化PICS(歩行者等支援情報通信システム)の整備を進めることにより、交差点における視覚障害者、高齢者等の安全な横断を確保することが課題。

- ・ 2020年度(令和2年度)から運用を開始した高度化PICSについて、2023年度(令和5年度)は、2022年度(令和4年度)に引き続き、音響信号機の音響を鳴動させることが困難な時間帯がある場所や音響信号機が設置できない場所を中心に高度化PICSの整備を検討するよう、都道府県警察を指導する。
- ・ 高度化PICSを整備した交差点が増加することで、音響信号機の音響が鳴動しない時間帯の交差点等における交通事故を防止することができ、道路を横断する視覚障害者、高齢者等の利便性、安全性等が向上する。

KPI： 高度化PICSを運用する都道府県数
高度化PICS整備交差点数

主担当府省庁： 警察庁

[No. 9-6] オープンデータ・バイ・デザインの推進

- ・ 2020年(令和2年)4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト監理を開始し、2022年度(令和4年度)において、システム的设计当初からオープンデータ・バイ・デザインの考えを浸透させられるよう、一元的なプロジェクト監理チェックリストの評価項目にオープンデータ・バイ・デザインの考えを追記したが、運用は2023年(令和5年)からであり、浸透しているか現時点で確認できていない。
- ・ そこで、一元的なプロジェクト監理チェックリストが適正に運用されているか確認を行う。具体的には、①予算要求前の検証(予算要求前レビュー)では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証(予算執行段階レビュー)では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革(BPR)等について検証を行う。
- ・ これにより、政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。

KPI： 一元的なプロジェクト監理でのオープンデータ・バイ・デザイン評価項目の分析と見直し(2023年度(令和5年度)末まで)
一元的なプロジェクト監理対象事業でのオープンデータ・バイ・デザイン評価数

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-7] 地方におけるオープンデータの促進

- ・ 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。オープンデータに取り組む地方公共団体の割合は着実に増え、人口カバー率では9割を超えたものの、データの質の面が伴わず活用しづらい等の事業者からの声があがっており、2022年度（令和4年度）において、地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標を公開し、地方公共団体が自発的にデータの質を高められる仕組みづくりを行った。一方で、運用を開始したばかりであり、効果的な仕組みなのかの検証が必要。
- ・ そこで、地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標が効果的に運用されているか確認し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ これにより、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図り、結果的に民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図る。

KPI： 地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標の分析と見直し（2023年度（令和5年度）末まで）

地方公共団体のオープンデータ取組の質評価指標の運用団体数

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-8] ガバメントクラウドの整備

- ・ 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）において、ガバメントクラウドとして複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業及びデジタル庁ウェブサイトにおいて段階的に利用を開始。2023年度（令和5年度）以降、国及び地方公共団体等の情報システムがガバメントクラウドへ本格的に移行することに伴い、移行ガイド等のドキュメント類の整備を進めるとともに移行に係る技術的支援体制の構築が必要。
- ・ クラウドサービス単位でドキュメント類の整備を進めるとともにクラウドサービスを適切に利用するためのモダン化に向けた技術的支援体制を構築し、ガバメントクラウドへの移行を推進する。
- ・ これにより、各府省庁及び地方公共団体等におけるガバメントクラウドを利用する情報システムのモダン化を進めるとともに運用等経費の削減を目指す。

KPI： ・2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）における地方公共団体による先行事業を踏まえ、2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウドへの移行を希望する地方公共団体の情報システムをガバメントクラウドへ移行する。

・デジタル連携基盤及びベース・レジストリについて、2024年度（令和6年度）から本番運用を開始できるよう準備を進める。

・移行ガイド等のドキュメント類について引き続き整備を進め、各府省庁及び地方公共団体に周知する。

・国及び地方公共団体等の情報システムにおけるガバメントクラウドへ

の移行を支援し、ガバメントクラウドに移行する情報システムについて、モダン化の実施又はモダン化へのスケジュールを明確にして、現状の運用等経費よりもコストを削減する。

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-9] ガバメントソリューションサービスの整備

- ・ 政府のネットワーク環境は、府省庁単位や部局単位に整備されており、府省庁間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。
- ・ 新府省間ネットワークの構築について、2022年度（令和4年度）に策定した計画に基づき、2023年度（令和5年度）に移行を完了する。
- ・ 全国ネットワークの整備について、2023年度（令和5年度）においては、農林水産省の地方拠点を始めとした地方支分部局等において利用、運用を開始し、全国ネットワークに加え、バックアップ回線としてモバイル網等も活用することにより、低コストかつ高可用性を担保したネットワークを提供する。
- ・ 府省LAN統合について、2023年度（令和5年度）においては、宮内庁、消費者庁、内閣府等及びカジノ管理委員会で導入され、2024年度（令和6年度）以降においても、順次導入が予定されている。
- ・ 公的機関統一ID基盤の構築について、2023年度（令和5年度）においては、人事異動等に伴う情報資源の適切な管理を効率的に進めるための仕組み等の本格的な運用を目指す。並行して、LAN統合を完了した各府省庁において、府省共通システム等を利用するに際して職員認証サービス（GIMA）との連携を、2023年度（令和5年度）中に実現することを目指す。
- ・ これら、新府省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。

KPI： 移行されたネットワーク環境の数

広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介さず国自ら提供することを実現

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-10] 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進

- ・ 独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021年（令和3年）12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）が策定され、国から横断的な方針が示された。また、情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の目標策定・評価を推進する観点から、総務省と協力し、デジタル庁が総合調整機能の一環として主務大臣による目標

策定・評価に一定の関与を行う仕組みが設定された。

- ・ 上記仕組みを的確に運用するため、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに係る変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するとともに、情報システム整備方針を踏まえた取組について適正に評価を実施し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる。
- ・ また、2022年度（令和4年度）に実施した独立行政法人の情報システムに関する棚卸調査の結果について精査し、より詳細な調査の実施等についても検討する
- ・ 上記の取組により、独立行政法人の情報システムについても情報システム整備方針を踏まえた整備及び管理が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。

KPI： ・ PMO設置法人数
・ 独立行政法人の情報システムに係る調査の実施
・ 独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備
・ 独立行政法人における情報システム整備方針を踏まえた情報システムの整備及び管理の実施

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9－11] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

- ・ 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- ・ 今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である2025年度（令和7年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、必要な支援を積極的に実施する。

KPI： 対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、2022年度（令和4年度）に策定した。

※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）地方公共団体の情報システムの運用経費の削減（2026年度（令和8年度）に2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割削減。）

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-12] 公共工事電子入札システムの統合

- ・ 現在、政府内に公共工事分野における公共調達電子入札システムが複数存在している状況。
- ・ このため、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2025年度（令和7年度）までに統合の基盤となるシステムをクラウド上に整備するとともに、2025年度（令和7年度）に統合に向けた調査研究を実施した上で各省電子入札システムの更改にあわせて統合を進める。
- ・ これにより、公共工事分野における電子入札システムの整備・運用等経費の削減を図る。

KPI： 統合による整備・運用等経費の削減

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-13] デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等に係るプロジェクトの推進

- ・ 頻発する気象災害、地震・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係省庁が連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化を図る必要がある。
- ・ 近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯について、2024年（令和6年）までに数値解析予報システムの更改を行い、線状降水帯の予測精度を向上させる。

KPI： ・線状降水帯に関する防災気象情報の改善件数
・火山活動評価を高度化して噴火警戒レベルの判定基準に適用した火山数

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 9-14] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進

【高度無線環境整備推進事業】

- ・ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- ・ 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- ・ これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。
- ・ 「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備に向けて、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が2024年度以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023年度（令和5年度）中の5Gによる通信環境の整備を促進する。

- ・ 地方自治体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。

【携帯電話等エリア整備事業】

- ・ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。
- ・ 災害時等の安全・安心の確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、インフラシェアリングの活用も含め、5Gの導入を促進する。
- ・ これにより、都市と地方の情報格差を是正する。

KPI： ・「高度無線環境整備推進事業」実施件数（2022年度（令和4年度）予算約36.8億円、2022年度（令和4年度）第二次補正予算約28.4億円、2023年度（令和5年度）予算約42億円）
 ・「携帯電話等エリア整備事業」実施件数（2022年度（令和4年度）予算約15億円、2022年度（令和4年度）第二次補正予算約10億円、2023年度（令和5年度）予算約18億円）
 ・全国の光ファイバ世帯カバー率（2024年度（令和6年度）末までに99.85%（未整備世帯約9万世帯）、2027年度（令和9年度）末までに99.90%（未整備世帯約5万世帯））
 ・5G人口カバー率（2023年度（令和5年度）末までに95%）
 ・4G・5Gによる道路（高速道路・国道）カバー率（2030年度（令和12年度）末までに99%（高速道路については100%））

主担当府省庁： 総務省

【No. 9-15】 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速

- ・ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- ・ 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。

KPI： 「電波遮へい対策事業」実施件数（2022年度（令和4年度）予算約21億円の内数、2023年度（令和5年度）予算約4億円の内数）
 在来線のうち、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルにおける整備率（100%）

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-16] 5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進

- ・ 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、セミナーを通じた情報発信や知財・標準化をリードする人材育成のためのワークショップ等、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施している。また、情報通信審議会「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申（2022年（令和4年）6月）において、Beyond 5Gに関する国際標準化ロードマップ及びIPランドスケープを公表した。
- ・ 情報通信審議会中間答申（2022年（令和4年）6月）等に基づいて、上記の取組を引き続き実施するとともに、国際標準化ロードマップやIPランドスケープを活用し、オープン&クローズ戦略を推進する。また、現在実施中の国際共同研究を着実に実施する。
- ・ 国内企業等の戦略的な標準獲得や国際競争力の底上げを図る。

KPI： 知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数

Beyond 5Gの必須特許数シェア（2030年（令和12年）時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得）

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-17] データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等

- ・ 我が国のデータセンターや海底ケーブルの陸揚局等のデジタルインフラは東京圏に過半が集中しており、今後もこの状況は継続されるものと想定される。近年は、第2の拠点として大阪圏への投資が増加しているものの、東京圏、大阪圏が大震災等で被災した場合、全国規模で通信環境に多大な影響が生じる可能性がある。このため、デジタルインフラの分散立地の推進が必要である。また、データセンターは大量の電力を消費することから再エネの利用等を通じたグリーン化の推進も必要である。
- ・ データセンターの分散立地については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようにあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和5年4月改訂）やデジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合での取りまとめに基づき、当面は東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に取り組む。また、太平洋側に集中している国内海底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靱化による耐災害性向上の観点から、日本海側の海底ケーブルを整備する。

- データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化や地方におけるデジタル実装の加速化のため海底ケーブル等の整備を促進する。

KPI： ・拠点候補、必要な支援策の策定（有識者会合での取りまとめ）
 ・要件に合致するデータセンター拠点に対し、必要な支援策を講じ、データセンター等の東京圏等以外の立地を促進することで、データセンター等の分散立地を推進
 ・日本海側の海底ケーブルの敷設を促進
 ・我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等のため、海底ケーブル等の整備を促進

主担当府省庁： 総務省、経済産業省

[No. 9-18] ローカル5Gに関する実証の結果を踏まえた制度整備に向けた検討、ローカル5G等の地域のデジタル基盤の整備と先進的ソリューション実装の一体的推進の実施

- 2019年（令和元年）12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、2020年（令和2年）12月に周波数を拡張。
- ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証や、ローカル5Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証の結果を踏まえ、制度整備に向けた検討を実施。
- 地域デジタル基盤活用推進事業を通じて、ローカル5G等の新しい通信技術を活用して地域課題の解決を図る様々なモデル的な取組を創出するとともに、地域のデジタル基盤の整備支援を通じて社会実装を一体的に推進。
- これにより、ローカル5G等の普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI： ローカル5G無線局数（2026年度（令和8年度）中に400局）
 2026年度（令和8年度）末までに、100以上の地域において、ローカル5G等の新しい通信技術を活用した地域課題解決の取組を実施

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-19] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発

- オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理速度の向上を可能とする技術が必要。
- 運用単位当たりの通信処理速度を拡大（基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps）する技術の研究開発を2022年度（令和4年度）から開始し、通信トラヒックの増加に対応する。
- これにより、増大を続ける光ネットワークのトラヒックに対処する技術の確立が期待される。

KPI： 運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（2025年度（令和7年度）末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する）

研究開発成果の製品化（2030年度（令和12年度）までに2件）

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-20] 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発

- ・ AIの更なる社会実装の実現のため、AIの適用領域の拡大や、我が国産業が有する分野ごとのデータ活用や他分野との連携、日本が強みを有する分野とAIの融合が求められているが、プライバシーデータや機密データ等について、分野を越えて活用することが難しく、分野横断的にデータを活用したAIによる課題解決が困難となっている。
- ・ そのため、プライバシーデータや機密データ等を含め、実空間に存在する多様なデータを安全に連携させることを可能とする分散型機械学習技術確立の研究開発を実施する。
- ・ 本研究開発で確立した技術を活用して、多様な者が有するデータを安全に連携させることを可能とする「データ連携AIプラットフォーム」が創出され、分野を横断したデータ活用が進められることにより、我が国の社会課題の解決や産業競争力の向上に貢献する。

KPI： 2025年度（令和7年度）末までに安全なデータ連携による最適化AI技術確立

確立した安全なデータ連携による最適化AI技術を活用した製品・サービス化数（2030年度（令和12年度）までに5件）

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-21] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発

- ・ 我が国では、年間2兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。
- ・ 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精細に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。
- ・ 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。

KPI： リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータ

を、3段階（※）の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。

※100Mbps（光回線）、10Mbps（携帯電話回線）、400kbps（衛星通信回線）の3段階

研究開発終了5年後（2029年度（令和11年度））までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を2件以上行う。

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-22] 量子暗号通信網構築のための研究開発

- ・ 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。
- ・ 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術（長距離リンク技術及び中継技術）を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。また、衛星等の宇宙アセットも活用した都市間を結ぶ量子暗号通信ネットワークの整備等セキュアネットワークの実験環境を構築する。
- ・ これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。

KPI： ・地上系における量子暗号通信技術の高性能化（2024年度（令和6年度）末までに現状の3倍程度（45kmで1Mbps程度）の高速化を可能とする技術を確立する）
・衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立（2025年度（令和7年度）末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する）
・研究開発成果の製品化（2029年度（令和11年度）までに計2種類以上（地上系）、2030年度（令和12年度）までに計1種類以上（衛星系））

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-23] 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発

- ・ 量子状態を維持した通信を可能とする量子ネットワークの究極の形である量子インターネットは、セキュアな通信や複数の量子コンピュータの接続による量子ビット数の大規模化・分散コンピューティング、量子センサのネットワーク接続など様々な量子技術の利活用の基盤をなす通信技術として実現が期待されている。他方、量子インターネットは従来の光通信と異なり、極めて微弱な単一光子レベルの制御や量子状態を維持するための特殊な原理の中継方式の検討が必要であることが技術的な課題となっている。
- ・ 量子情報（量子ビット）を生成・処理する量子コンピュータ・センサ等を接続する量子インターネットの実現に向けて、量子状態を維持した安定的な長距離通信を可能とするために必要な要素技術に関する研究開発を実施する。

- ・ これにより、幅広い分野での量子情報の流通を可能とし、最先端の量子技術を社会経済システム全体に取り込むための基盤となる量子インターネットの実現に寄与し、我が国の産業の成長機会の創出・発展に貢献する。

KPI： ・ 光通信波長帯への量子波長変換を可能とする量子もつれ光源・波長変換技術及びミリ秒オーダーの量子状態の保存を可能とする量子メモリを開発し、2027年度（令和9年度）までに光ファイバ上で3ノード計20km以上の量子もつれスワッピングを実証する。

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-24] 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

- ・ 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（6G）について、国際的な開発競争の激化等を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から対応が急務。
- ・ 2022年（令和4年）6月に情報通信審議会で取りまとめられた「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申等に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成した情報通信研究開発基金を活用し、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を戦略的に支援する。
- ・ 我が国発の技術を確立し、社会実装・海外展開を実現するとともに、超高速・超低遅延・省電力や通信カバレッジ拡張等を可能とする次世代の通信ネットワークを実現する。

KPI： 社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントをもった複数の研究開発プロジェクトを組成し、より多くのプロジェクトの目標の達成を図る。

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-25] 非常時における事業者間ローミングの実現

- ・ 自然災害や通信障害等の非常時における、事業者間ローミングの実現を推進。
- ・ 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、特に緊急通報については6割以上が携帯電話による発信となっており、障害が発生した場合に継続的に通信サービスを利用できる環境が必要。
- ・ 自然災害や通信障害等によって携帯電話サービスが停止した場合であっても、臨時的に他事業者の携帯電話ネットワークを利用できるようにする事業者間ローミングの実現に向け、事業者を支援することにより、国民生活や社会経済活動の安心・安全を確保。

KPI： 災害や通信障害等の非常時において、携帯電話利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用する事業者間ローミングの実現を推進する。

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-26] 非地上系ネットワーク (NTN) の整備等

- ・ HAPSについては、携帯電話事業者等により、携帯電話基地局としての導入に向けて、無線機器や機体の開発等の準備が進められており、2025年度（令和7年度）にデモ・実証を実施した後、実用サービスを開始することが予定されている。今後、HAPS用周波数の追加に向けた国際対応や、高速・大容量化等に係る研究開発が課題となる。
- ・ 衛星通信については、多数の非静止衛星を一体的に運用する「衛星コンステレーション」による通信サービスの提供が欧米企業を中心に活発化しており、我が国の事業者は、これらの企業への出資や業務提携などによって、国内サービスを展開している。また、通信速度の高速化により、ブロードバンドサービスへの利用や携帯基地局のバックホールへの導入等が行われている。今後、携帯電話との直接通信や、静止衛星と非静止衛星の連携による新たな形態のサービス導入を見据え、関連する研究開発や、必要な周波数や衛星軌道の確保、ビジネスモデルの確立が課題となる。

KPI： ・ WRC-23(世界無線通信会議)におけるHAPSで利用可能な周波数の拡大(2023年度(令和5年度))
・ 大阪・関西万博でのHAPSの実証・デモンストレーションの実施(2025年度(令和7年度))
・ 衛星通信に係る周波数確保、制度整備等

主担当府省庁： 総務省

[No. 9-27] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- ・ 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして1988年(昭和63年)から導入を開始している。
- ・ これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。
 - ①行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
 - ②登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。
- ・ 以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。
 - ①行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
 - ②情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

- ・ 以上の目標を実現するために、以下について取り組む。
 - ①連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。
 - ②2024年度（令和6年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。
- ・ また、法務省とデジタル庁においては、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、2023年度（令和5年度）から開始する次々期システムの更改に向けた方針検討においても、引き続き、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

KPI： 各手続における登記情報連携の利用状況
 各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況

主担当府省庁： 法務省

[No. 9-28] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

- ・ 国税情報システムについては、これまでも「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。
- ・ 2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である2026年度（令和8年度）を目途に、2020年度（令和2年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。
- ・ 次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、
 - ① 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現
 - ② 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合
 - ③ メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新
 といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指す。
- ・ また、税制改正への対応については、現行システムも含めて開発範囲や内容の精査を行いながら開発を進めるとともに、次世代システムへの円滑な移行及び業務の安定的な運用に向けて、事業者も含めた現行システムの開発・運用体制による支援・協力の下、テストやデータ移行等について計画的に実施していく。

KPI： 次世代システムの開発（2026年度（令和8年度）システム更改）

システム運用等経費の低減

主担当府省庁： 財務省

[No. 9-29] 国税地方税連携の推進

- 2011年度（平成23年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、連携の対象となる情報の拡大を図ることで、両当局間における照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできたところ。しかしながら、連携の対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や対面による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。
- そのため、2026年度（令和8年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税ポータルシステム（eLTAX）の刷新・改修や地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、2026年度（令和8年度）以降に、連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。
- これらの取組により、国税・地方税当局間における書面による照会・回答事務や、対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務の効率化を図る。

KPI： 連携対象となる情報の増加
国税・地方税職員の業務の効率化

主担当府省庁： 財務省

[No. 9-30] 最先端スーパーコンピュータの運用等

- 2021年（令和3年）3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の裾野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。
- 2020年（令和2年）4月から開始した「富岳」成果創出加速プログラムにおいて、2023年度（令和5年度）実施課題として新たに17課題を採択。また、政策対応枠においては3課題を採択し、多様な分野における成果創出を促進している（2023年（令和5年）4月時点）。
- このほか、「富岳」を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進めている。
- 利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。

KPI： HPCI（High Performance Computing Infrastructure）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90%以上）
集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間250件以上）

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-31] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム

- ・ SINETは日本全国の国公立大学等を400Gbps（沖縄は200Gbps）の超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。
- ・ 2022年度（令和4年度）に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を2020年度（令和2年度）末に運用開始。
- ・ 利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。

KPI： 離れた地点間のネットワークを安全かつ効率的に接続するVPNの構築数
学術情報ネットワーク（SINET）の活用促進

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-32] AIP: 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金）

- ・ 国立研究大学法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI）に関する研究などを実施。
- ・ 2022年（令和4年）4月に策定された「AI戦略2022」に基づき、従来の深層学習を超える、信頼性の高い次世代AI基盤技術の理論構築や、医療分野・防災分野における最先端のAI基盤技術の社会実装に向けた研究開発などを進める。

KPI： AI戦略の実施状況（2019年度（令和元年度）策定）

AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-33] 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）

- ・ 2018年度（平成30年度）から実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」により、①量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、②量子計測・センシング、③次世代レーザーの3領域における研究開発を着実に推進し、経済・社会的な重要課題を解決につなげることを目指す。また、2020年度（令和2年度）からは、本戦略で定めた量子融合イノベーション領域である「量子AI」「量子生命」についても新規Flagshipプロジェクトにより研究開発を推進し、量子融合イノベーション領域の早期社会実装を目指す。
- ・ 量子情報処理領域（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）においては2027年度（令和9年度）に100量子ビット以上の実装、クラウドサービスによるアプリケーションの提供を行うことを目指す。

- 量子融合イノベーション領域の「量子AI」では2029年度（令和11年度）に量子優位性を活用したアプリの提供や、量子AIによる実問題の解析を実現する。

KPI： 量子技術イノベーション戦略の実施状況（2019年度（令和元年度）策定）
100量子ビットのコンピュータの利用環境整備

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-34] 経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現（ムーンショット型研究開発制度 目標6）

- 従来のコンピュータの進歩が限界に達すると言われている中で、Society 5.0の実現に向けて爆発的に増大する様々な情報処理の需要に対応できるようにすることが重要であり、そのためには、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現が鍵となる。
- ムーンショット型研究開発制度においては、ムーンショット目標である、誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現に貢献する研究開発を進める。
- 2030年（令和12年）までに、一定規模のNISQ量子コンピュータを開発するとともに実効的な量子誤り訂正を実証する。
- 2050年（令和32年）までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現する（ムーンショット目標6）。

KPI： ムーンショット目標達成に向けて実施している研究開発プロジェクト数
ムーンショット目標達成に資する成果が創出されたと評価された数

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-35] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備

- 2021年（令和3年）4月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、“マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進”が掲げられている。
- このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。
- また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）の中部センター、つくばセンター、中国センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備として、「マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォーム」を整備し、運用を開始した。中小・ベンチャーを含む産業界のデータ駆動型研究開発を推進し、2022年度（令和4年度）において延べ84件の共同研究・技術コンサルティングを実施した。それらを後押しすべく、2023年度（令和5年度）から製造プロセスのシミュレーター開発を推進。
- これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が

促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装につながる。

- KPI：
- ・2023年度（令和5年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステムの試験運用を開始し、2025年度（令和7年度）までに本格運用開始
 - ・2021年度（令和3年度）までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国3か所以上で整備し、2024年度（令和6年度）までに本格運用開始
 - ・2025年度（令和7年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年
 - ・2024年度（令和6年度）までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上

主担当府省庁： 文部科学省、経済産業省

[No. 9-36] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築

- ・我が国が世界に誇る情報インフラ（スパコン、SINET）や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一貫通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）を推進する。

- KPI：
- ・全国的な研究データ基盤の整備状況
 - ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況
 - ・マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況
 - ・最先端大型研究施設との連携状況
 - ・全国的な研究データ基盤の構築（令和8年度（2026年度））
 - ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携
 - ・ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携
 - ・最先端大型研究施設との連携

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-37] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

- ・気候変動対策のインキュベーション機能を担うデータプラットフォームとして、地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、2030年度（令和12年度）までに利用者19,000人の達成を目指す。
- ・DIASの長期的・安定的な運用を通じて、気候変動対策の基盤となる地球環境ビッグデータの蓄積・統合・提供や、DIASの解析環境を活用した産学官による共同研究を促

進し、データ駆動による気候変動対策に向けた研究開発を推進。

- ・ 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム（ハブ）の実現を目指す。

KPI： 地球環境情報プラットフォームの利用者数（2030年度（令和12年度）19,000人）

気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-38] 科学技術イノベーション・システムの構築

- ・ 新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠。
- ・ 企業、大学、公的研究機関の本格的連携とスタートアップの創出強化、「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、デジタル技術も活用しながら、イノベーションが生み出されるシステムを構築する。
- ・ これにより、産学官が連携したデジタル技術実装の取組を加速させる。

KPI： デジタル技術を活用し、研究成果の社会実装に取り組む産学官連携の拠点：2024年度（令和6年度）末までに50拠点

科学技術イノベーション・システムの構築を通じてデジタル技術の実装

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 9-39] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

- ・ 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の3つの情報システムから構成されており、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。
 - ①データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
 - ②発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。
- ・ このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。
 - ①新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。
 - ②「年金給付システム」については、端末機器及び周辺サーバの更改や集約化とともに、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。
- ・ 「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」（日本年金機構中期計画（平成31年3月29日））という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

- ①公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
- ②業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
- ③ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

KPI： ・経過管理システム・電子申請システムの2017年（平成29年）稼働、2020年（令和2年）より電子申請の利用促進
 ・厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日（2025年度（令和7年度）（年次の届書を除く。））

主担当府省庁：厚生労働省

[No. 9-40] ハローワークシステムを活用したサービスの充実

- ・ ハローワークシステムにおいては、前回の更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。
- ・ これらの取組により、以下の目標を実現する。
 - i) 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。
 - ii) 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。
- ・ 今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険を中心に業務見直しを行っていくこととしており、引き続き、サービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

KPI： ハローワークシステムの機能の追加
 ハローワーク求職者マイページ利用率（2023年度（令和5年度）：35%）

主担当府省庁：厚生労働省

[No. 9-41] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

- ・ 特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990年（平成2年）に稼働開始した電子出願システムを始めとして、積極的に情報システムを導入してきた。しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修に掛かるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間が掛かり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。
- ・ これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月改定）に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統

合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた（特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース完了）。

- ・ 今後も引き続き、2027年（令和9年）1月までに特許事務システムの段階的刷新として、審判システム、意匠商標システムの刷新を完了するべく着実に進めていく。

KPI：2027年（令和9年）1月までに特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）を段階的に刷新

2027年（令和9年）1月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする

主担当府省庁：経済産業省

[No. 9-42] ポスト5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業

- ・ 第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まっているが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。
- ・ 本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。

KPI：ポスト5G情報通信システムを構成する各要素及びポスト5G情報通信システムに必要となる先端半導体の製造技術や材料技術等について、有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標を達成すること。

本事業で開発した技術の実用化率（※）：50%以上（各採択テーマ終了後概ね3年時点）

※開発した技術が実用化に至ったテーマ数／先導研究以外の採択テーマ数

主担当府省庁：経済産業省

[No. 9-43] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業

- ・ IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。
- ・ 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。
- ・ これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指

す。

KPI： <革新的AIエッジコンピューティング技術の開発>

2022年度（令和4年度）において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立

<次世代コンピューティング技術の開発>

2027年度（令和9年度）において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立

<エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発>

2024年度（令和6年度）において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を確立

2037年度（令和19年度）において約3,275万t/年のCO2削減

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 9-44] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

- ・ 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境を実現することが求められている。
- ・ 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を電子化する港湾管理分野について、2023年度（令和5年度）の全国展開に向け、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化を実現するシステムの構築・機能改良を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、2023年度（令和5年度）の対象港湾の拡大に向け、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携するとともに、アセットマネジメント手法の構築、システムの構築等を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化と併せ、2023年度（令和5年度）中の三分野一体運用を目指す。
- ・ これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。

KPI： 港湾調査における甲種港湾への導入数（2024年度（令和6年度）100%）

主担当府省庁： 国土交通省

[No. 9-45] デジタル技術を活用した TEC-FORCE の強化

- ・ TEC-FORCEの被災状況調査については、現地計測や報告書作成等に係る多くの作業や膨大な情報集約作業が必要なため、被害の全容・把握に多大な時間が掛かっている。
- ・ これまで、TEC-FORCEの活動記録（リエゾン活動、被災状況調査活動等）を一元管理するデータプラットフォームとして活動支援アプリ（TECアプリ）の開発や、それらアプリやドローンを使ったTEC-FORCE隊員の育成（研修、訓練）を行っており、2023年度（令和5年度）はTECアプリと連動するツールとして、画像判読による被災規模自動計測ツールの開発やICT機器（ARコア搭載スマートフォン、ドローン等）の導入

を予定。2024年度（令和6年度）はTECアプリと連動するツールとして、三次元データを用いて簡易に被害数量を算出するツールの開発・試行を行うことで、三次元データを含む被災状況調査結果を用いた自治体が行う災害報告、災害査定への試行活用を進める予定。

- ・ これらにより、デジタル技術を活用し活動等の効率化等を図る『iTEC』を推進し、被害の全容把握の迅速化を図ることで、被災地域の早期復旧支援の強化を実現する。

KPI： 公共土木施設の被災状況調査を行うTEC-FORCE隊員のICT機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率

主担当府省庁： 国土交通省

10. デジタル社会のライフスタイル・人材

[No. 10-1] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

- ・ 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」(平成28年3月)に基づき取り組まれてきたものの、システムの整備・運用やセキュリティ対策のみならず、DX・BPR・データの利活用等を進めるために必要となる中核人材の更なる能力の向上が求められる。
- ・ このため、
 - ・ デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等においては、政府デジタル人材の育成を図るため、役職段階別(課室長、課長補佐、係長、係員)に求められる人材像を設定し、これに応じた研修を的確に実施する。
 - ・ スキル認定に当たっては国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人など、組織の垣根を超えて比較可能な仕組みとするため、所定の資格試験の合格を認定要件として導入する。また、各府省庁、独立行政法人等の職員に対しては政府職員として必要な所定の研修受講や積極的なスキル認定を促す。
 - ・ あわせて、各府省庁が実施するデジタル人材確保・育成に係る施策に対し、デジタル庁が中心となって人材の確保・育成の役割を果たすことができるよう体制強化の検討を行う。
- ・ これにより、デジタル化の進展に必要な素養を有する人材を育成する。

KPI： 各府省庁のスキル認定者数

各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果

主担当府省庁： 内閣官房、デジタル庁

[No. 10-2] テレワークの普及

- ・ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また感染症対策を始め、緊急事態等における業務継続性を確保するためにも不可欠なものであること、多様な人材の活躍により労働力不足の解消にも資するものであることから、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。
- ・ このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、地域のニーズを踏まえた課題解決に資するテレワークの導入推進、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。
- ・ また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現し、地方への新たな人の流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型)や企業版ふるさと納税によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制

度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。

- ・ 国家公務員については、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、テレワークとフレックスタイム制を組み合わせるなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。また、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、2021年（令和3年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。
- ・ 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI： ・ 民間のテレワーク：

2025年度（令和7年度）には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度（令和3年度）の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度（令和3年度）の60.2%を維持し、これらにより全国では55.2%を目指す。テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合については、25.0%を目指す。

・ 国家公務員のテレワーク：

2025年度（令和7年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備

非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、働く者にとって効果的なテレワークを推進

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 10-3] デジタル人材育成プラットフォームの運営

- ・ Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））が求められているが、現状においては、その担い手となるデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言い難く、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。
- ・ 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームにおいて、地域企業のDXを進められる人材（座学やケーススタディ教育等を経て、地域企業と協働したオンライン研修プログラムに参加した者のうち、修了した者）を5年間で1,300人育成・確保する。
- ・ 地域企業のDXを進められる人材の育成を通じ、産業界全体におけるデジタル技術を活用している企業比率の向上に寄与することで、世界最先端のデジタル技術利活用社会の実現に貢献する。

KPI： ケーススタディ教育プログラム受講者数

オンライン研修プログラム修了者数(2026年度(令和8年度)までに1,300人育成することを目指す)

主担当府省庁： デジタル庁

[No. 10-4] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

- ・ 2022年度(令和4年度)まで、地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育成を支援。
- ・ 2023年度(令和5年度)については、4月17日に地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、2024年(令和6年)3月まで順次派遣を実施する予定。
- ・ これにより、地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成を支援。

KPI： 派遣地域数

地域人材の育成を支援することによる地域データ利活用環境の向上

主担当府省庁： 総務省

[No. 10-5] 実践的サイバー防御演習(CYDER)

- ・ セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。
- ・ 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER)等を実施。2017年度(平成29年度)から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、2023年度(令和5年度)も集合演習を同等規模で実施する。また、オンライン演習については、2023年度(令和5年度)も引き続き、複数のコースにおいて実施する。
- ・ これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。

KPI： 集合演習の開催回数(2023年度(令和5年度)100回)

セキュリティ人材の育成数(2023年度(令和5年度)3,000人)

主担当府省庁： 総務省

[No. 10-6] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進

- ・ 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。
- ・ 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス(CYNEX)を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」の本格運

用を2023年度（令和5年度）に開始し、同基盤を産学官へ開放することにより、2025年度（令和7年度）までに高度なサイバー攻撃を迅速に検知・分析できる卓越した人材を育成可能な基盤として確立する。

- ・ これにより、産学官における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

KPI： サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数（2025年度（令和7年度）までに延べ3,000人）

主担当府省庁： 総務省

[No.10-7] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業

- ・ 医理工農学など自然科学系分野に加え、経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など人文社会科学系分野においても、より高度な数理・データサイエンス・AIの素養への需要が増加している。
- ・ 2022年度（令和4年度）に、人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学として、6大学を選定した。
- ・ これにより、人文社会科学分野でのエキスパート人材の継続的な輩出や先進的な取組を展開することによる、分野横断教育を推進する。

KPI： 今後の社会を牽（けん）引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育を構築した件数（事業実施件数）（2027年度（令和9年度）まで）

専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育を修了した学生数（2027年度（令和9年度）まで）

主担当府省庁： 文部科学省

[No.10-8] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進

- ・ 「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。
- ・ 2020年度（令和2年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが策定されたことを受け、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、大学等で実施する優れた教育プログラムを認定する制度において、2022年度（令和4年度）から新たに応用基礎レベルの認定を開始した。
- ・ これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の普及・展開の加速化を図り、2025年（令和7年）までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を目指す。

KPI： 全国の大学等への普及・展開、各大学等における取組状況。
2025年（令和7年）までに全ての大学生・高専生が数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に着けるための教育体制を整備。
「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。（2025年（令和7年）までに対象となる全ての大学等がリテラシーレベルの認定、大学等の約半数が応用基礎レベルの認定を受けることを目指す。）

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 10-9] 情報教育の強化・充実

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があり、これまでも、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行ってきた。
- ・ 2023年度（令和5年度）には、翌年度実施予定の情報活用能力本調査に向けた予備調査を実施するほか、情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーや教材の充実を図る。
- ・ これらの取組を通じて、2020年度（令和2年度）から順次実施されている新学習指導要領の着実な実施を推進する。

KPI： ・ 情報活用能力予備調査の実施
・ 情報モラル教育に関するセミナーの開催及び教材の充実
・ 2020年度（令和2年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施
・ 授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 10-10] データ関連人材育成プログラム

- ・ 2023年度（令和5年度）で事業開始7年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようにすることが必要。
- ・ このため、2020年度（令和2年度）までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。
- ・ これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。

KPI： 補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末100%超）
研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末75%超）

主担当府省庁： 文部科学省

[No. 10-11] IT人材スキル標準の策定

- ・ 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型IT人材にとって不足している、セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための“学び直し”を加速するための指針となる“ITSS+（プラス）”について継続的な見直しを検討し、デジタル時代に求められる新たなスキルにも対応していく。
- ・ IT人材スキル標準は、情報サービスを提供する人材を対象としたスキル標準であったのに対し、デジタル社会において、レベルを問わず、全ての人がデータやデジタル技術を相応に活用できるデジタル人材になることが重要であるという考えの下、デジタル人材向けデジタルスキル標準を整備したところ。引き続き、大規模言語モデル等による急速なAIの進歩と普及等を踏まえ、見直しを検討していく。
- ・ 両スキル標準についてデジタル人材育成プラットフォームと連携。

KPI： ・ ITSS+（プラス）の改訂の検討（1領域以上）
・ デジタルスキル標準の継続的な見直しの検討
・ スキルの見える化によるデジタル・IT人材育成環境の向上

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 10-12] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等

- ・ 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、2017年度（平成29年度）に新たなスキル標準の策定を開始。

KPI： 情報処理安全確保支援士試験の受験者数

主担当府省庁： 経済産業省

[No. 10-13] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成

- ・ 経済産業省では、2017年度（平成29年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。
- ・ これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。
- ・ これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。

KPI： 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数

主担当府省庁： 経済産業省

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

目次

I	行政手続のデジタル化	1
1.	情報システムの整備に関する基本的な考え方	1
(1)	利用者中心の行政サービスの実現等	1
(2)	費用対効果の精査	2
(3)	クラウドサービスの利用	2
2.	情報システムの整備	2
2. 1	行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備	2
(1)	国の行政手続の原則オンライン化	2
(2)	地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備	4
2. 2	添付書類の省略に係る情報システム整備	4
2. 3	行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備	8
3.	情報システムの整備に当たり講ずべき施策	10
(1)	業務改革（BPR）の実施	10
(2)	行政機関等による情報システムの共用の推進	12
(3)	データの標準化・APIの整備	12
(4)	情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等	14
(5)	デジタルデバイドの是正	15
(6)	国民等への広報	15
(7)	KPIの設定	15
※II～IV	について	16
II	オンライン化等を実施する行政手続等	18
1.	国民等、民間事業者等と国等との間の手続	18
1.	金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）	19

2.	国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	21
3.	恩給関係請求手続（◎総務省）	25
4.	電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）	26
5.	在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）	28
6.	登録支援機関関係手続（◎法務省）	29
7.	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化（◎法務省）	30
8.	在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）	31
9.	在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）	33
10.	旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）	34
11.	APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）	35
12.	死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、総務省、法務省）	36
13.	中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）	37
14.	技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	38
15.	生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）	39
16.	肥料登録申請等（◎農林水産省）	40
17.	農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）	41
18.	家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）	42
19.	アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）	43
20.	揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）	45
21.	経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）	47
22.	事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）	48
23.	電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）	49
24.	特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）	50
25.	特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）	51
26.	経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）	52
27.	産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）	53
28.	技能検定試験受検申請（◎国土交通省）	54
29.	航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）	55
30.	航空法に基づく申請等（◎国土交通省）	56
31.	自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）	57
32.	住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	58
33.	宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）	59
34.	特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）	60
35.	汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）	61

36.	PSカード申請手続（◎国土交通省）	64
37.	賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上（◎国土交通省）	65
38.	外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）	66
39.	環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）	67
40.	J-クレジット制度における手続（◎環境省）	68
41.	中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）	69
42.	陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）	70

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 71

43.	特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）	72
44.	遺失物関係手続（◎警察庁）	74
45.	消防法令における申請・届出等（◎総務省）	75
46.	住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）	77
47.	指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）	78
48.	事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）	79

III 添付書類の省略を実施する行政手続 80

1. 登記事項証明書の添付省略 80

(1)	法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）	81
(2)	登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続	82
49.	供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省）	83
50.	食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）	83
51.	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）	83
52.	経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）	83
53.	建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）	84

2. 戸籍謄本等の添付省略 85

(1)	情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）	86
-----	--------------------	----

3. 住民票の写し等の添付省略 87

54.	電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）	88
-----	-------------------------------	----

4. その他の書類の添付省略 89

55.	輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	90
-----	--------------------------	----

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等..... 91

1. オンライン化の共通基盤	91
56. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応 (◎デジタル庁)	92
57. 法人向けの行政手続のデジタル化 (◎デジタル庁)	92
2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続	93
58. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の機能強化 (◎内閣府、デジタル庁)	94
59. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上 (◎内閣府)	94
60. 独占禁止法等に基づく手続 (◎公正取引委員会)	94
61. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上 (◎警察庁)	94
62. 金融分野における手続の電子化 (◎金融庁)	95
63. 政府調達手続の利便性の向上 (◎デジタル庁)	95
64. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	95
65. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化 (◎総務省、デジタル 庁)	95
66. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省) ...	96
67. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省)	96
68. 政治資金関係申請等の利便性向上 (◎総務省)	96
69. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認 (◎財務省、デジタル庁) .	96
70. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等 (◎文部科学省、デジタル庁) .	97
71. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利 便性の向上 (◎厚生労働省)	97
72. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上 (◎厚生労働省)	98
73. 医薬品等製造業等の許可申請等 (◎厚生労働省)	98
74. 国民生活基礎調査の調査票の提出 (◎厚生労働省)	99
75. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等 (◎農林水産省)	99
76. 家畜人工授精所の運営状況報告手続 (◎農林水産省)	99
77. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大 (◎経済産業省)	99
78. 確認を受けた新規化学物質に係る報告 (◎経済産業省、厚生労働省、環境省)	100
79. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上 (◎経済産業省、デジタル庁)	100
80. 特定技能外国人材 (製造3分野) ポータルサイトの利便性向上 (◎経済産業省)	100

81.	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）	100
82.	審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省）	101
83.	道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
84.	特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
85.	建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）	101
86.	無人航空機関係手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
87.	温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）	102
88.	犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	102

3.	国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続	103
-----------	---------------------------------	------------

89.	警察における行政手続の利便性向上（◎警察庁）	104
90.	食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）	104

4.	その他	105
-----------	------------	------------

91.	国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）	106
92.	震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）	106

V	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続	107
----------	----------------------------------	------------

I 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）。）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、IIからIVまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する¹。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。デジタル庁及び内閣府は連携して、新たにオンライン化することとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、行政手続における書面・押印・対面の抜本の見直しがなされた結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が2025年（令和7年）末までにオンライン化する方針が示された。各府省庁は、各府省庁における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。あわせて、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行う。また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省庁は、情報システム整備方針において定めるサービス設計12箇条に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、

¹ 2021年（令和3年）12月24日から2027年（令和9年）3月31日までをこの計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省庁は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

2. 情報システムの整備

2. 1 行政手続のオンライン化の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に基づく処分通知等については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省庁は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法が手法例のレベル B 又は C（同ガイドライン表 3-3 参照）と同レベルと整理された手続については、デジタル庁が提供する事業者向けの共通的な認証システムである G ビズ ID を利用できる。各府省庁は原則これを利用することを検討する。

なお個人事業主については、2022 年度（令和 4 年度）以降システム整備が完了次第、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認に移行する。

電子署名については法務省が商業登記電子証明書を法人に提供しているが、現行のソフトウェアをダウンロードして活用するローカル署名方式から、リモート署名方式へのシステム見直しを進めることで法人の電子署名に関する利便性向上を目指す。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料等の支払が必要な場合は、クレジットカード、QR コード、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用したインターネットバンキングなどによる支払のオンライン化を実現する。

REPS の活用に当たっては、REPS と連携する汎用受付システムが整備されていない府省庁において、同一府省庁内で REPS と連携している情報システムとの共用又は e-Gov において整備する政府共通の REPS 連携機能の活用を検討する。また、デジタル庁は、クレジットカード納付等の機能を提供する政府共通決済基盤の構築を行うとともに、当該基盤と e-Gov との連携のために必要な機能の整備を行う等行政手続に係る手数料等の支払のオンライン化の効率的な在り方を検討し、各府省庁はその検討を踏まえた対応を検討する。

また、手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、各府省庁は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、Ⅱに掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省庁自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省庁が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約 9 割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

デジタル庁は、デジタル手続法に基づき、行政手続等の棚卸調査において、各府省庁の協力を得つつ、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドユーザーの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

なお、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組む。

2. 2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省庁や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省庁において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、Ⅲに掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省庁の手続における当該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省庁は、これらの手続について、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組について示す。

デジタル庁は、適宜、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書(商業法人)は、法人の实在等を証明することを目的として、年間約 1,400 万件(2021 年(令和 3 年))が発行されており²、法令に基づき、約 2,400 種類以上³の行政手続において添付を求めることとなっている。また、登記事項証明書(不動産)は、土地・建物の所有権等を証明することを目的として、年間約 3,400 万件(2021 年(令和 3 年))が発行されており、法令に基づき、約 400 種類以上の行政手続において添付を求めることとなっている。

各府省庁は、登記事項証明書(商業法人)の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号(名称)及び本店(主たる事務所)の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、法令に基づいて登記事項証明書の添付を求めることとなっている国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成 11 年法律第 226 号)に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報(商業法人及び不動産)を確認することでも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」⁴に基づき、登記情報(商業法人及び不動産)について、2020 年(令和 2 年)10 月に、国の行政機関との間の登記情報連携⁵の運用を開始している。

2021 年(令和 3 年)3 月 31 日時点では、法令に基づいて登記事項証明書の添付を求めることとなっている国の行政手続のうち、登記事項証明書(商業法人)について約 1,400 種類、登記事項証明書(不動産)について約 250 種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、2023 年(令和 5 年)3 月末時点で、登記事項証明書(商業法人)では 989 種類、登記事項証明書(不動産)では 86 種類の手続となっている。添付書類の省略の実現に至っていない手続については、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報

² 「e-Stat(政府統計の総合窓口)」に掲載の登記統計「21-00-83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

³ 2021 年度(令和 3 年度)の行政手続等・行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値である。以下の手続の種類数についても同様である。

⁴ 2016 年(平成 28 年)10 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

⁵ 法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が登記情報連携システムを利用して、商業・法人登記情報又は不動産登記情報を取得すること。

連携の利用の促進に係る働きかけを継続するとともに、各府省庁は、添付書類の省略の実現に向けて取り組む。

他方、地方公共団体については、従来、登記情報連携を利用した登記事項証明書の添付省略を実施することはできなかったが、2023年（令和5年）2月から、一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始された。今後は、先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度（令和5年度）中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討する。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約3,900万件（2021年度（令和3年度））が発行されており⁶、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

2019年（令和元年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、2024年（令和6年）3月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。マイナンバー法に規定される事務を所管する各府省庁は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、2024年（令和6年）3月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

各府省庁において、戸籍謄本等の添付を求める行政手続における添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところ、法務省は、デジタル庁と連携し、戸籍電子証明書の仕組みを活用して戸籍謄抄本の添付省略について各府省庁に対し、必要な協力を行う。民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約6,000万件（2020年（令和2年））が発行されており、法令に基づく約900種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

各府省庁は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本4情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認して

⁶ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「21-41-7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

いる場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省庁は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 80 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,240 万件（2021 年（令和 3 年））が発行されており⁷、法令に基づく約 140 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 190 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 20 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 160 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、2023 年（令和 5 年）1 月から、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が開始された。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

⁷ e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

このような仕組みを活用して、各府省庁は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 2,400 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 60 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約 2,000 種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約 7,000 種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省庁は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、デジタル庁は、行政機関を中心とする法人データの連携基盤である G ビズコネクトについて、2022 年度（令和 4 年度）以降、府省庁や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

G ビズコネクトは、情報システム間の法人データ連携を円滑にし、手続の添付書類省略や、ワンスオンリーの実現を促進する仕組みである。

各府省庁は、G ビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討する。

2. 3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IVの行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、これらの手続について、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省庁は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、プロジェクト計画書等において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

2018 年（平成 30 年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォ

ンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に時間の制約を受けることのないように、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、ヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続における G ビズ ID の活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるように、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力 of 簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用した Q&A 対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすい UI・UX による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟

化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保することを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

3. 情報システムの整備に当たり講ずべき施策

(1) 業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省庁は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続を始めとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例えば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるために行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ. 行政手続の利便性向上等

各府省庁は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行う

もの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載した Q&A 集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革（BPR）の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務における AI や RPA（Robotic Process Automation）等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省庁は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省庁の汎用受付システム、各府省庁固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省庁に既存の汎用受付システムや各府省庁固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、マイナポータルや e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、ガバメントクラウドや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、API の共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省庁は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省庁は、標準ガイドライン群に定める政府相互運用性フレームワーク（GIF）、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

（a）基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、GIF を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

（b）データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

（c）データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」⁸を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省庁は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省庁は、「API 導入実践ガイドブック」⁹等を参照するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

⁸ 2019 年（平成 31 年）3 月 28 日 内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室

⁹ 2019 年（平成 31 年）3 月 28 日 内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

各府省庁は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、以下に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の適正な取扱い等

個人情報保護法などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる。

ウ．業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

(5) デジタルデバイドの是正

各府省庁は、高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省庁は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護を始めとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイド対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。

各府省庁は、行政手続のデジタル化に当たり、オンライン利用率など、実現する行政サービスの内容に応じて適切な KPI を情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などの KPI を行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

※Ⅱ～Ⅳについて

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

2 Ⅱ及びⅣの小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

Ⅱ

1 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。

3 その他

上記のほか、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

Ⅳ

1 オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

2～4

Ⅱ 1～3と同様。

3 Ⅱ及びⅢの各項目内の対象手続一覧について

2021年度（令和3年度）の行政手続等の棚卸調査結果（2022年（令和4年）7月1日公表、同年7月11日更新）等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

（1）手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

（2）根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「-」を記載している。

（3）手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

（ア）申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

（イ）申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

（ウ）申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「-」を記載している。

4 各項目の記載内容について

Ⅱには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

Ⅱ オンライン化を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
有価証券届出書等の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第26条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	5740
報告徴求及び立入検査	同法第56条の2	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	5411
事件関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	同法第177条第1項第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	119998
関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	同法第187条第1項第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	120000
犯則事件の調査に関する資料提供	同法第210条第2項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
捜査に関する資料提供等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	46459
道府県民税に関する質問検査権	地方税法（昭和25年法律第226号）第26条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
事業税に関する質問検査権	同法第72条の7第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
不動産取得税に関する質問検査権	同法第73条の8第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
道府県たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の7第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	同法第77条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
軽油引取税に関する質問検査権	同法第144条の11第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
自動車税に関する質問検査権	同法第151条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
鉱区税に関する質問検査権	同法第188条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
道府県法定外普通税に関する質問検査権	同法第264条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村民税に関する質問検査権	同法第298条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
固定資産税に関する質問検査権	同法第353条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
軽自動車税に関する質問検査権	同法第448条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村たばこ税に関する質問検査権	同法第470条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
鉱産税に関する質問検査権	同法第525条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
特別土地保有税に関する質問検査権	同法第588条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村法定外普通税に関する質問検査権	同法第674条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
狩猟税に関する質問検査権	同法第700条の59第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
入湯税に関する質問検査権	同法第701条の5第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
事業所税に関する質問検査権	同法第701条の35第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
水利地益税等に関する質問検査権	同法第707条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
法定外目的税に関する質問検査権	同法第733条の4第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
税理士調査に関する資料提供等	税理士法（昭和26年法律第237号）第56条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第89条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	同法第100条の2第5項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の2第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法（昭和34年法律第141号）第95条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	同法第108条第1項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-

滞納処分に関する質問検査権	国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
所得税等に関する質問検査権	国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59094
法人税又は地方法人税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59096
相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	同法第74条の3第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	同法第74条の4第3項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の5第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59105
揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	同法第74条の5第2号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	同法第74条の5第3号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	同法第74条の5第4号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59108
国際観光旅客税に関する質問検査権	同法第74条の5第5号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
航空機燃料税に関する質問検査権	同法第74条の6第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59111
犯則事件の調査に関する資料提供等	同法第131条第2項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	介護保険法（平成9年法律第123号）第203条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第19条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-

(2) 取組内容

(1)に記載した50手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年（令和元年）11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

KPI

未設定

（預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化の導入に際し、行政機関及び金融機関ともに、システム改修等コスト費用が発生することからも、費用対効果の検証が必要になるところであり、現時点での設定が困難なため）

2. 国家資格証のデジタル化 (◎デジタル庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
行政書士の登録	行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条の2第1項	申請等	国民等	民間事業者等	-
作業環境測定士の登録申請	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第9条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49644
作業環境測定士試験の受験申請	同法第14条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	-
労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第74条の2	申請等	国民等	国	50230
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続	同法第75条第5項	申請等	国民等	独立行政法人等	50222
臨床工学技士の免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条	申請等	国民等	国	48065
義肢装具士の免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第3条	申請等	国民等	国	47488
職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第3項	申請等	国民等	地方等	45575
キャリアコンサルタント試験の受験申請	同法第30条の4	申請等	国民等	民間事業者等	-
キャリアコンサルタントの登録の申請	同法第30条の19第1項	申請等	国民等	民間事業者等	45628
保険医等の登録の申請	健康保険法(大正11年法律第70号)第71条	申請等	民間事業者等	国	48667
登録の申請	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第14条の5	申請等	国民等	民間事業者等	50008
紛争解決手続代理業務の付記の申請	同法第14条の11の2	申請等	国民等	民間事業者等	120646
衛生管理者試験	船員法(昭和22年法律第100号)第82条の2第3項第1号	申請等	国民等	国	32649
製菓衛生師試験の受験の申請	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条	申請等	国民等	地方等	-
介護支援専門員の登録申請	介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項	申請等	国民等	地方等	110243
介護支援専門員実務研修受講試験の手続	同上	申請等	国民等	地方等	-
登録販売者試験の受験申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項	申請等	国民等	地方等	50925
販売従事登録の申請	同法第36条の8第2項	申請等	国民等	地方等	51022
薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第7条	申請等	国民等	国	51178
調理師試験の受験申請	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第2項(調理師試験に係る規程)	申請等	国民等	地方等	-
免許状授与の申請	教育職員免許法第5条の2第1項	申請等	国民等	地方等	14839
海技士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条第1項	申請等	国民等	国	32445
小型船舶操縦士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第23条の2第1項	申請等	国民等	国	32460
建築基準適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の58	申請等	国民等	国	31469
構造計算適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の66	申請等	国民等	国	36266
二級建築士又は木造建築士の免許	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条	申請等	国民等	地方等	31279
一級建築士の免許	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	36258
全国通訳案内士登録の申請	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第20条	申請等	国民等	地方等	36323
地域通訳案内士登録の申請	同令第57条	申請等	国民等	地方等	-
登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)第21条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	58692
保育士の登録申請	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第16条	申請等	国民等	地方等	51380
国家戦略特別区域限定保育士の登録申請	国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第9条	申請等	国民等	地方等	119171

臨床検査技師の免許の申請	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第1条	申請等	国民等	国	48046
衛生検査技師免許の再交付	同令第6条第2項	申請等	国民等	国	109320
歯科技工士の免許の申請	歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第1条の2	申請等	国民等	国	47689
栄養士免許の申請	栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第1項	申請等	国民等	地方等	109682
管理栄養士免許の申請	同令第1条第2項	申請等	国民等	国	48820
視能訓練士の免許の申請	視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第1条	申請等	国民等	国	47642
調理師免許の申請	調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第1条	申請等	国民等	地方等	49093
理学療法士又は作業療法士の免許の申請	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第1条	申請等	国民等	国	48036
建築基準適合判定資格者の受験申込	建築基準法施行令昭和25年政令第338号）8条の2	申請等	国民等	地方等	31468
構造計算適合判定資格者検定の受験申込	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）8条の5	申請等	国民等	地方等	-
死体解剖資格認定の申請	死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）第1条第1項	申請等	国民等	国	119036
医師少数区域経験認定の申請	医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条	申請等	国民等	国	-
医師免許の申請	医師法施行令（昭和28年政令第382号）第3条	申請等	国民等	国	47344
歯科医師の免許の申請	歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）第3条	申請等	国民等	国	47660
歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験の手続	同令第13条	申請等	国民等	国	47661
診療放射線技師の免許の申請	診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第1条の2	申請等	国民等	国	47822
保健師、助産師、看護師の免許の申請	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第1条の3第1項	申請等	国民等	国	47970
准看護師免許の申請	同令第1条の3第2項	申請等	国民等	地方等	47792
製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第1条	申請等	国民等	地方等	47057
紛争解決手続代理業務試験の受験の申込み	社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第9条の5	申請等	国民等	民間事業者等	-
管理栄養士国家試験の受験申請	栄養士法施行規則（昭和23年省令第2号）第18条第1項	申請等	国民等	国	48810
建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）第9条第1項	申請等	国民等	国	46860
建築物環境衛生管理技術者試験の受験の申請	同規則第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	47294
労働安全コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年省令第3号）第7条	申請等	国民等	国	50205
労働衛生コンサルタント試験の受験申請	同規則第15条	申請等	国民等	国	50237
指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請	同規則第20条の3	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49737
公認心理師試験の受験手続き	公認心理師法施行規則（平成29年省令第3号）第9条	申請等	国民等	独立行政法人等	217089
公認心理師の登録申請	同規則第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	217090
理容師免許の申請	理容師法施行規則（平成10年省令第4号）第1条	申請等	国民等	独立行政法人等	47295
理容師試験の受験の申請	同規則第15条	申請等	国民等	独立行政法人等	-
薬剤師国家試験の受験申請	薬剤師法施行規則（昭和36年省令第5号）第10条	申請等	国民等	国	51171
美容師免許の申請	美容師法施行規則（平成10年省令第7号）第1条	申請等	国民等	独立行政法人等	47296
美容師試験の受験の申請	同規則第15条	申請等	国民等	独立行政法人等	-
指定医の指定の申請	児童福祉法施行規則（昭和23年省令第11号）第7条の11第1項	申請等	国民等	地方等	48949
精神保健福祉士試験の受験手続き	精神保健福祉士法施行規則（平成10年省令第11号）第7条	申請等	国民等	独立行政法人等	46074
精神保健福祉士の登録申請	同規則第11条	申請等	国民等	独立行政法人等	46076

臨床工学技士試験の受験の申請	臨床工学技士法施行規則（昭和63年省令第19号）第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	48069
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年省令第19号）第1条の3	申請等	国民等	国	47325
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験の受験の手続	同規則第17条	申請等	国民等	独立行政法人等	47320
義肢装具士試験の受験の申請	義肢装具士法施行規則（昭和63年省令第20号）第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47491
歯科技工士試験の受験の手続	歯科技工士法施行規則（昭和30年省令第23号）第7条	申請等	国民等	独立行政法人等	48146
臨床検査技師の国家試験の手続	臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年省令第24号）第6条	申請等	国民等	国	48045
職業訓練指導員試験受験申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年省令第24号）第47条	申請等	国民等	地方等	45572
技能検定の受験の申請	同規則第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
視能訓練士の試験の手続	視能訓練士法施行規則（昭和46年省令第28号）第10条	申請等	国民等	国	47640
診療放射線技師の試験の手続	診療放射線技師法施行規則（昭和26年省令第33号）第11条	申請等	国民等	国	47821
保健師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年省令第34号）第24条	申請等	国民等	国	48171
助産師の国家試験の手続	同規則第25条	申請等	国民等	国	48172
看護師の国家試験の手続	同規則第26条	申請等	国民等	国	48173
准看護師の試験の手続	同規則第27条	申請等	国民等	地方等	-
クリーニング師試験の受験の申請	クリーニング業法施行規則（昭和25年省令第35号）第3条	申請等	国民等	地方等	46790
クリーニング師免許の申請	同規則第4条	申請等	国民等	地方等	46792
特定建築物調査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の17	申請等	国民等	国	114794
建築設備検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の22	申請等	国民等	国	114781
防火設備検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の24	申請等	国民等	国	114799
昇降機等検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の26	申請等	国民等	国	114784
海事代理士の登録の申請	海事代理士法施行規則（昭和26年省令第42号）第1条の2第1項	申請等	国民等	国	37905
衛生管理者資格の認定申請	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年省令第43号）第13条	申請等	国民等	国	37132
救急救命士免許の申請	救急救命士法施行規則（平成3年省令第44号）第1条の3	申請等	国民等	独立行政法人等	47518
救急救命士試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47513
給水装置工事主任技術者免状の交付申請	水道法施行規則（昭和32年省令第45号）第24条	申請等	国民等	国	46837
給水装置工事主任技術者試験の受験の申請	同規則第32条	申請等	国民等	独立行政法人等	46953
技術審査の受験申請	調理師法施行規則（昭和33年省令第46号）第19条	申請等	国民等	国	48831
歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法施行規則（平成元年省令第46号）第1条の3	申請等	国民等	国	47681
歯科衛生士試験の受験の手続	同規則第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	47678
医師国家試験及び医師国家試験予備試験の手続	医師法施行規則（昭和23年省令第47号）第13条	申請等	国民等	国	47342
救命艇手試験の受験申請	救命艇手規則（昭和37年省令第47号）第5条	申請等	国民等	国	32644
救命艇手資格の認定申請	救命艇手規則（昭和37年省令第47号）第8条	申請等	国民等	国	38075
理学療法士及び作業療法士の国家試験の手続	理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年省令第47号）第10条	申請等	国民等	国	48034
社会福祉士試験の受験手続	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年省令第49号）第6条	申請等	国民等	独立行政法人等	46266
社会福祉士の登録申請	同規則第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46246
介護福祉士試験の受験手続	同規則第24条	申請等	国民等	独立行政法人等	46122

介護福祉士の登録申請	同規則第26条において準用する第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46102
税理士試験受験願書	税理士法施行規則（昭和26年省令第55号）第2条の4第1項	申請等	国民等	国	57215
自動車整備士技能検定の申請	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第20条第1項	申請等	国民等	国	114506
言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法施行規則（平成10年省令第74号）第1条の3第1項	申請等	国民等	国	119039
言語聴覚士試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47559
司法試験の出願手続	司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第5条第1項	申請等	国民等	国	13047
司法試験予備試験の出願手続	司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第5条第4項	申請等	国民等	国	13048
情報処理安全確保支援士の登録申請	情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年省令第102号）第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	110894
歯科医師臨床研修修了証の申請	歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年省令第103号）第21条	申請等	国民等	国	119010
マンション管理士試験の受験申込	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	30767
指定医の指定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年省令第121号）第16条第1項	申請等	国民等	地方等	48948
医師に係る臨床研修修了登録証の交付	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年省令第158号）第19条第2項	申請等	国民等	国	119013
一級建築士試験の受験申込	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第15条	申請等	国民等	国	36260
柔道整復師免許の申請	柔道整復師法施行規則（平成2年省令第20号）第1条の3	申請等	国民等	国	109521
柔道整復師試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47776
二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込	条例等	申請等	国民等	地方等	-

（2）取組内容

（1）に記載した121手続については、現状、主に書面で行われているが、2023年度（令和5年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度（令和6年度）以降、可能なものから順次オンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータル機能等によりマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI

国家資格等情報連携・活用システム上の資格登録者数(2023年度（令和5年度）までに設定)

3. 恩給関係請求手続（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
恩給の失権時給与金の請求	恩給法（大正12年法律第48号）第10条ノ2第2項	申請等	国民等	国	11992
恩給請求（扶助料請求（転給）及び傷病恩給請求を除く）	恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第1条	申請等	国民等	国	11991
傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11993
扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉	同規則第6条	申請等	国民等	国	11994
扶助料請求（転給）〈公務関係扶助料〉	同上	申請等	国民等	国	11995
恩給受給者の改氏名届	同規則第38条	申請等	国民等	国	11997
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈初めての請求〉	恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第2条	申請等	国民等	国	11977
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈改定請求〉	同上	申請等	国民等	国	11978
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11979

（2）取組内容

（1）に記載した9手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、2020年（令和2年）12月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給（未支給金を含む。）の請求及び恩給受給者の改氏名届に係る手続については、戸籍謄本等の提出を求めているが、今後予定されている戸籍情報の電子的取得の仕組みの整備状況や恩給受給者数、システム改修に要する経費などを精査・検討し、2025年（令和7年）末までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

KPI

オンラインによる届出・申請の割合（2025年度（令和7年度）：20%）

4. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
高周波利用設備の設置許可の申請	電波法（昭和25年法律第131号）第100条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112221
高周波利用設備の承継の届出	同法第100条第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112222
高周波利用設備の廃止の届出	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	112224
高周波利用設備の設置許可の変更等の手続	同法第100条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112228
高周波利用設備の許可状の訂正の申請	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	112226
一般放送の業務の登録	放送法（昭和25年法律第132号）第126条第1項	申請等	民間事業者等	国	10927
一般放送の業務の開始の届出	同法第129条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
登録一般放送業務休止変更届出書	同法第129条第2項	申請等	民間事業者等	国	-
登録一般放送の業務の休廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	107918
登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	同法第130条第1項	申請等	民間事業者等	国	10928
登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書	同法第130条第4項	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の業務の開始の届出	同法第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	10930
一般放送の設置及び業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
有線設置届を要さない一般放送業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の設備設置及び業務開始届変更届	同法第133条第2項	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	10931
一般放送事業者の地位の承継の届出	同法第134条第2項	申請等	民間事業者等	国	10932
一般放送の業務の廃止の届出	同法第135条第1項	申請等	民間事業者等	国	10933
一般放送の設備及び業務廃止届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	同法第135条第3項	申請等	民間事業者等	国	10934
有線電気通信設備の設置の届出	有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	11659
有線電気通信設備の設置の変更の届出	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	11661
電気通信番号使用計画の認定の申請	電気通信事業法第50条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号使用計画の変更認定の申請	同法第50条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号使用計画の変更の届出	同法第50条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信事業の登録	同法第9条	申請等	民間事業者等	国	11619
電気通信事業の登録の更新	同法第12条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	11620
電気通信事業の変更の登録	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	11621
電気通信事業の変更の届出	同法第13条第4項	申請等	民間事業者等	国	11665
電気通信事業の届出	同法第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	11719
届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出	同法第16条第2項	申請等	民間事業者等	国	11720
電気通信事業の変更の届出	同法第16条第3項	申請等	民間事業者等	国	11721
電気通信事業者の地位の承継の届出	同法第17条第2項	申請等	民間事業者等	国	11666
電気通信事業の休止又は廃止の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	国	11667

電気通信事業者たる法人の解散の届出	同法第18条第2項	申請等	民間事業者等	国	11668
認定電気通信事業の開始の届出	同法第120条第4項	申請等	民間事業者等	国	11673
営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出	同法第165条第1項	申請等	地方等	国	11685
電気通信役員・役員の変更の報告	同法第166条第1項	申請等	民間事業者等	国	11687
再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書	放送法施行規則（昭和25年電波監視委員会規則第10号）164条	申請等	民間事業者等	国	-
再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書	同規則第164条	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送事業者の事業計画書の変更届出	同規則第170条第1項	申請等	民間事業者等	国	10938
高周波利用設備の現状を示す証明書類の申請	電波法施行規則（昭和25年電波監視委員会規則第14号）第45条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
高周波利用設備の型式の指定の申請	同規則第46条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112231
高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請	同規則第46条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出	同規則第46条の3第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112235
高周波利用設備の型式確認の届出	同規則第46条の8第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112242
高周波利用設備の許可状の再交付の申請	無線局免許手続規則（昭和25年電波監視委員会規則第15号）第28条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112227
有線電気通信設備の廃止の届出	有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）第5条	申請等	民間事業者等	国	11633
電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第39条	申請等	国民等	国	-
電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請	同規則第42条第1項	申請等	国民等	国	-
工事担任者資格者証の交付の申請	工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第37条	申請等	国民等	国	-
工事担任者資格者証の再交付の申請	同規則第40条第1項	申請等	国民等	国	-
無線従事者免許証の交付の申請	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第46条第1項	申請等	国民等	国	-
無線従事者免許証の再交付の申請	同規則第50条	申請等	国民等	国	-

(2) 取組内容

(1)に記載した電波法（無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。）、電気通信事業法（電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。）及び放送法（有線一般放送に限る。）に係る55手続については、現状、書面で行われているが、電気通信行政情報システムの改修に着手し、2023年度（令和5年度）から順次、e-Govを窓口とするオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合（令和5年度（2023年度）中に設定）

5. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
住居地以外の記載事項の変更届出	出入国管理及び難民認定法第19条の10第1項	申請等	国民等	国	12943
在留カードの有効期間の更新申請	同法第19条の11第1項	申請等	国民等	国	12945
紛失等による在留カードの再交付申請	同法第19条の12第1項	申請等	国民等	国	12948
汚損等による在留カードの再交付申請	同法第19条の13第1項	申請等	国民等	国	12950
永住許可の申請	同法第22条第1項	申請等	国民等	国	13127
永住者の在留資格の取得許可の申請	同法第22条の2第4項	申請等	国民等	国	13129

（2）取組内容

在留期間更新許可の申請（手続ID：13126）、資格外活動許可の申請（手続ID：12980）、再入国許可の申請（手続ID：13130）、在留資格認定証明書の交付申請（手続ID：12979）、就労資格証明書の交付申請（手続ID：12981）、在留資格変更許可の申請（手続ID：13125）及び在留資格取得許可の申請（手続ID：13128）の7手続については、2019年度（令和元年度）以降、順次オンラインシステムの運用を開始し、2022年（令和4年）3月16日には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することを可能とした。

今後、（1）記載の6手続についても同様にオンライン化した上、既にオンライン化している7手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。このほか、所属機関等の職員がオンライン申請を行う際の本人確認の方法について、GビズIDの活用を検討するとともに、利用者目線に立ったUI・UXの改善を検討する。

また、マイナポータルの自己情報取得APIを活用するために在留申請オンラインシステムを改修し、2023年度（令和5年度）末までに、各種申請手続における一部資料の添付省略を図る。

以上により、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率（2023年度（令和5年度）：20%）

6. 登録支援機関関係手続 (◎法務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
登録支援機関の登録（更新）申請	出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項	申請等	民間事業者等	国	108246
登録支援機関の登録（更新）の通知	同法第19条の25第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108247
登録支援機関の登録（更新）の拒否の通知	同法第19条の26第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108248

(2) 取組内容

(1)に記載した登録支援機関の登録（更新）申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、受入機関データベースシステムの必要な改修を行い、2024年度（令和6年度）末までに、当該手続に係る電子化について検討を進め、利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を図る。また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

KPI

登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合（2025年度（令和7年度）：20%）

7. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
民間紛争解決手続の業務の認証申請	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	13014

(2) 取組内容

民間紛争解決手続の業務の認証申請（手続ID：13014）については、現状、一部書面で行われているが、2024年（令和6年）6月までに、認証申請書の提出をオンライン上で可能にする。また、手数料納付等を含めた申請をオンライン上で可能とするため、e-Gov等の活用に向けたADR認証業務処理システムの改修の検討を順次進めることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を検討する。

KPI

- ①2024年（令和6年）6月までに認証申請書のオンライン提出を可能にする。
- ②手数料納付等のオンライン化については、2024年度（令和6年度）のe-Govの運用状況等を踏まえ検討。

8. 在外公館における証明申請（◎外務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
遺言の公証（2号）の申請	民法（明治29年法律第89号）第984条	申請等	国民等	国	14253
戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条及び外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14277
原産地証明（26号）の申請	関税法（昭和29年法律第61号）第68条	申請等	国民等	国	14270
国籍証明（19号）の申請	外務省設置法第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明（20号）（形式1）の申請	同上	申請等	国民等	国	14255
在留証明（20号）（形式2）の申請	同上	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明（21号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14257
職業証明（22号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明（23号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請	同上	申請等	国民等	国	14260
自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14273
在留（転出）届出済証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14274
居住証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14275
その他30号の証明の申請	同上	申請等	国民等	国	14278
本省におけるアポステイーユの申請	同上	申請等	国民等	国	14281
本省における公印確認の申請	同上	申請等	国民等	国	14282
一般人（在留邦人）の署名（及び拇印）証明（24号ロ）（形式1）	同上	申請等	国民等	国	14261
一般人（在留邦人）の署名（及び拇印）証明（24号ロ）（形式2及び3）	同上	申請等	国民等	国	14262
一般人（在留邦人）の印鑑証明（24号ロ）	同上	申請等	国民等	国	14263
遺骨（遺体）証明（25号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14269
犯罪履歴証明（警察証明・通常発給）の申請	同上	申請等	国民等	国	14279
犯罪履歴証明（警察証明・特別発給）の申請	同上	申請等	国民等	国	14280
一般人（在留邦人）の印鑑登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14264
一般人（在留邦人）の印鑑登録の廃止	同上	作成・保存等	国民等	国	14265
一般人（在留邦人）の印鑑登録の改姓の届出による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14266
一般人（在留邦人）の印鑑登録の登録印鑑の変更による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14267
一般人（在留邦人）の印鑑登録の管轄区域内への転居による住所変更	同上	作成・保存等	国民等	国	14268
輸入陸揚証明（日本品の外国輸入証明）（27号）の申請	外務省設置法第4条第1項第11号等	申請等	国民等	国	14271
採捕（加工）証明（30号）の申請	関税定率法基本通達11節第14条の3	申請等	国民等	国	14276

(2) 取組内容

2022年度（令和4年度）、「証明オンライン申請システム」を構築し、一部の在外公館でオンラインによる申請を可能にした。2023年度（令和5年度）以降、導入公館を順次拡大することで、在留邦人（申請者）の利便性の向上を図る。

現金での手数料納付を求めている手続についても、2022年度（令和4年度）、一部の在外公館でクレジットカード決済による納付を可能とした。2023年度（令和5年度）以降、導入公館を順次拡大する。

申請の際に戸籍謄（抄）本を求めている証明（国籍証明及び身分上の事項に関する証明等）については、2024年度（令和6年度）までに整備が予定されている法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（2028年度（令和10年度）：50%）

9. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
在外公館における査証の発給の申請	外務省設置法第4条第13項	申請等	国民等、民間事業者等	国	14329
IC旅券事前登録制度による旅券の登録の申請	同上	申請等	国民等	国	14331
在外公館における査証申請・交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	14330
IC旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14332

（2）取組内容

（1）に記載した4つの手続のうち、観光目的の短期滞在査証の申請及びインドネシア在住の同国籍者からのIC旅券事前登録制による査証免除の申請について、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務効率化を図るべく、オンライン申請・交付システム（次世代査証発給・渡航認証管理システム）の導入を当初は2020年（令和2年）に予定。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、水際対策措置が強化されたことに伴い、オンライン申請システムの導入が見送られていた。

2023年（令和5年）3月27日、次世代査証発給・渡航認証管理システムを、一部の国・地域において一部の査証を対象に導入。同時に、オンライン査証申請にかかる査証発給手数料のクレジットカード決済（オンライン納付）を、在英国及び在シンガポール公館を対象に導入した。

次世代査証発給システムについては、今後、対応する対象国・地域の拡大を図る。また、渡航認証管理システムについては、現行のインドネシア国籍者に加え、IC旅券事前登録制の査証免除措置を導入する国籍者を対象に追加的な導入を図る。

KPI

- ①査証発給数に占めるオンライン申請の割合（2023年度（令和5年度）：70.0%（推定値））
 ②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：50.0%（推定値））

10. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般旅券の発給の申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給の申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14243
公用旅券の発給の請求（外務大臣又は領事官に請求する場合）	同法第4条第1項	申請等	国民等	国	14208
一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第5項	申請等	国民等	国	14249

（2）取組内容

2022年度（令和4年度）に（1）に記載した6手続のオンライン化を実現したところ、オンライン申請の利用拡大を目指す。

法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、2024年度（令和6年度）までに戸籍謄本の添付省略の実現を図る。これにより、オンライン申請において、旅券の切替申請時に加え、戸籍謄本の提出が必要となる新規発給の申請等についても、原則として申請時の出頭が不要となる。

また、2024年度（令和6年度）までにオンライン申請と書面による申請との手数料の差別化の検討を行う。

2022年度（令和4年度）に導入した旅券発給に係る手数料のクレジットカードによる納付について、対象となる都道府県や在外公館を順次拡大していく。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

11. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
APEC・ビジネス・トラベルカード交付申請手続	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成15年外務省令第7号）第3条1項	申請等	国民等	国	14242
APEC・ビジネス・トラベルカード交付手続	同省令第6条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	112600

（2）取組内容

（1）に記載した APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請（手続ID：14242）については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、2023年度（令和5年度）中を目途にウェブサイト上で可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、2022年度（令和4年度）にオンライン納付が可能となった領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付（手続ID：112600）についても、省令改正を行った上で、2023年度（令和5年度）中を目途に、スマートフォン上のアプリケーション上で交付が可能となるよう検討する。

KPI

オンラインによる申請率（2023年度（令和5年度）：25%）

12. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、総務省、法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国	58571

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、2024年度（令和6年度）以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備することで、行政事務の効率化を図る。

KPI

- ①死亡等に関する事項の通知のオンライン化（2024年度（令和6年度）以後）
- ②固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（2024年度（令和6年度）以後、順次）

13. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
中学校卒業程度認定試験の受験手続	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）第9条	申請等	国民等	国	14700
中学校卒業程度認定試験の証書の授与	同規則第11条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14701
中学校卒業程度認定試験の認定証明書の交付	同規則第12条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14702
高等学校卒業程度認定試験の受験手続	高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）	申請等	国民等	国	14696
高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与	同規則第9条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14697
高等学校卒業程度認定試験の証明書の交付	同規則第10条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14698

（2）取組内容

（1）に記載した6手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請手続及び合格証書等の授与等について書面のみで対応している。

これについて、2023年度（令和5年度）に高等学校卒業程度認定試験システムを改修し、将来的にオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性を向上させるとともに行政事務を効率化することを検討する。

KPI

オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

※オンラインによる受験手続等を実現するためには、受験料等の電子納付が可能となるよう更なるシステム改修が必要な状況である。この改修については2024年度（令和6年度以降）に実施することを検討しているため、本件に係るKPIの設定については、オンラインによる受験手続の実現が具体化した際に設定することとする。

14. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第49条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等又は地方等	国民等	45605
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
指定試験機関が行う技能検定の受検の申請	同上	申請等	国民等	独立行政法人等又は地方等	45548
技能検定の合格証書の再交付の申請	同規則第69条第2項	申請等	国民等	独立行政法人等又は地方等	45539
技能検定の試験の合格通知	同規則第70条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等又は地方等	国民等	45606

（2）取組内容

（1）に記載した5手続については、2025年度（令和7年度）以降、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる受検申請の割合（2026年度（令和8年度）：10%）

15. 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
生活保護の指定医療機関の届出等	生活保護法第50条の2	申請等	民間事業者等	国又は地方等	46089
生活保護の指定医療機関の辞退	同法第51条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	46211

（2）取組内容

2020年度（令和2年度）の地方分権改革に関する提案で、生活保護の指定医療機関の変更届について一部省略化を求めるとの意見が、複数自治体よりあったこと等を踏まえて、都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局等を窓口として行うこと、その際オンライン上での届出等の提出を可能とすることにより、効率化を図る方針となっているところ。

・上記の運用見直しは、地方厚生局等において保険医療機関等に係る届出等の受け付けを行う保険医療機関等管理システムの改修及びRPAロボットの導入により実現する方針で検討・準備を進めている。

・本申請等の見直しについては、2023年（令和5年）7月から運用開始予定。

KPI

保険医療機関等管理システムの改修及びRPAロボットの導入により、オンライン上で指定医療機関の届出等の提出を可能とする等の指定医療機関関係手続の簡素化を2023年（令和5年）7月までに実施。

16. 肥料登録申請等 (◎農林水産省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
肥料登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18680
肥料仮登録申請	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	18681
公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新の申請	同法第12条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	15700
肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18684
外国生産肥料の登録(仮登録)申請	同法第33条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	18692
外国生産肥料登録有効期間更新申請	同法第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18696

(2) 取組内容

(1)に記載した7手続については、現状、書面で行われているが、行政手続のオンライン化率100%を目指し、eMAFFにおける電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、手数料納付のオンライン化等の申請等手続の更なる利便性向上を検討する。

KPI

オンラインによる申請等の割合(2025年度(令和7年度):50%)

17. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

農林水産省が所管する3,000を超える行政手続

（2）取組内容

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する3,000を超える行政手続（補助金等の申請を含む。）について、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の整備を進めている。eMAFFの基盤を強化しつつ、業務見直しが完了した行政手続から順次オンライン化を進め、2023年（令和5年）3月末現在で約3,300の手続についてオンライン申請を可能とした。引き続き、新制度の創設等により新設された手続について、順次オンライン申請を可能とする。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する既存の方法に加え、2021年度（令和3年度）にはマイナンバーカードを利用して本人確認を実施する機能を実装した。

申請等の際に手数料を求めている手続について、2022年度（令和4年度）に歳入金電子納付システム（REPS）との連携を完了した。2023年度（令和5年度）から順次オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業・法人）を省略するため、2023年度（令和5年度）も引き続き、eMAFFと登記情報連携システムとの連携に向けた対応を進め、可能なものから順次対応する。eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地関連業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発・運用を進めている。また、2022年度（令和4年度）からは、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報の紐付け作業を全国的に進めるとともに、農地の利用状況等の現地確認業務を効率化できる現地確認アプリ等の運用を開始している。

KPI

オンライン利用率（2025年度（令和7年度）：60%）

18. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
飼養衛生管理基準の定期的報告	家畜伝染病予防法第12条の4第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16531
患畜等の届出を受けた旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法第13条第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114029
届出伝染病の届出があった旨の市町村長への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法第4条第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114015
家畜の伝染性疾病判明の農林水産大臣への報告・市町村長への通報	家畜伝染病予防法第4条の2第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114017

（2）取組内容

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告や都道府県による伝染性疾病の発生の報告等の手続については、現状、書面のみで行われている。

このような状況を踏まえて、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、（1）に記載した4手続について2023年度（令和5年度）にシステム設計・開発を行い、手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に構築する。

KPI

2023年度（令和5年度）のシステム開発を踏まえて検討

19. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
製造の許可の申請	アルコール事業法（平成12年法律第36号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	23307
試験研究製造の承認の申請	同法第4条第3号	申請等	民間事業者等	国	23308
承継の届出（アルコールの製造の事業）	同法第7条第2項	申請等	民間事業者等	国	23309
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業）	同法第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	23310
許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業）	同法第8条第2項	申請等	民間事業者等	国	23311
定期の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第2項	申請等	民間事業者等	国	23312
亡失等の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	23313
廃止の届出（アルコールの製造の事業）	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	国	23314
必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業）	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	23315
酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業）	同法第15条	申請等	民間事業者等	国	23316
輸入の許可の申請	同法第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	23317
試験研究輸入の承認の申請	同法第17条	申請等	民間事業者等	国	23318
必要な行為の継続の申請（アルコールの輸入の事業）	同法第19条第1項	申請等	民間事業者等	国	23319
承継の届出（アルコールの輸入の事業）	同法第20条	申請等	民間事業者等	国	23320
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23321
許可事項の変更の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23322
定期の報告（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23323
亡失等の報告（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23324
廃止の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23325
販売の許可の申請	同法第21条第1項	申請等	民間事業者等	国	23326
譲渡の承認の申請	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	国	23327
必要な行為の継続の申請（アルコールの販売の事業）	同法第24条第1項	申請等	民間事業者等	国	23328
承継の届出（アルコールの販売の事業）	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23329
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23330
許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23331
定期の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23332
亡失等の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23333
廃止の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23334
使用の許可の申請	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	23335
必要な行為の継続の申請（アルコールの使用）	同法第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	23336
承継の届出（アルコールの使用）	同法第30条	申請等	民間事業者等	国	23337
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23338
許可事項の変更の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23339
定期の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23340
亡失等の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23341

廃止の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23342
特定アルコールの譲渡に係る申告	同法第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	23137
廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業）	同法第39条第1項	申請等	民間事業者等	国	23132
廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23133
廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23134
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体）	同上	申請等	民間事業者等	国	23135
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物）	同上	申請等	民間事業者等	国	23136

（2）取組内容

（1）に記載した42手続については、現状、書面のみで行われているが、2023年度（令和5年度）にオンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用する。

KPI

2023年度（令和5年度）にオンラインによる申請等を開始する。

20. 揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
揮発油特定加工業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の2	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	同法第12条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	同法第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25850
軽油特定加工業者の登録	同法第12条の9	申請等	民間事業者等	国	25851
軽油特定加工業者の変更登録	同法第12条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の13第3項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	同法第12条の15	申請等	国民等	国	25855
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関の登録	同法第17条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25827
登録分析機関の登録の更新	同法第17条の16第2項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の登録の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
業務規程の変更の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出	同法第17条の21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第10条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25859
揮発油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第10条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25860
揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第10条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第10条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第10条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産（確認）揮発油品質維持計画の認定の申請	同規則第14条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第14条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25865
生産（確認）揮発油品質維持計画終了日の変更の認定の申請	同規則第14条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第17条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25867
揮発油規格適合確認の届出	同規則第17条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第17条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第17条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第17条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25871
軽油試験研究計画の認定の申請	同規則第22条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第22条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25873
軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第22条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第22条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25875

軽油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第22条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第25条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	同規則第25条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25878
軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第25条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25879
軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第25条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第25条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25881

(2) 取組内容

上記(1)に記載した40手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録(手続ID:25841)等7手続について、2021年(令和3年)4月から試験的にオンラインによる申請を実施中。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する点については変更内。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)については、2020年(令和2年)10月から法務省が運用を開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを目指す。

KPI

オンラインによる申請等の割合(2024年度(令和6年度):20%)

21. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）

（1）取組内容

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについてはローコードツールを活用した「Gビズフォーム」によるオンライン化を進めており、2023年（令和5年）3月末時点で77の手続についてGビズフォームによるオンライン申請を可能とした。引き続き、大規模の申請件数のある手続にも対応できる個別システムやGビズフォーム等でのオンライン化を進め、2025年（令和7年）末までに国民・事業者等から行政機関等への申請等手続のオンライン化率100%を目指すとともに、オンライン利用率の引上げを進める。

KPI

システムを用いた申請等手続におけるオンライン利用率（2025年度（令和7年度）：65%）

22. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
連携事業継続力強化計画の申請	同法第58条第1項	申請等	民間事業者等	国	118078
連携事業継続力強化計画の変更申請	同法第59条第1項	申請等	民間事業者等	国	118077

（2）取組内容

（1）に記載した連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化の変更申請については、2023年度（令和5年度）以降にオンラインによる申請の実現を図る。
 オンラインによる申請における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI

オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（2024年度（令和6年度）：100%）

23. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般ガス導管事業許可申請	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	111124
事業開始届出	同法第39条第4項	申請等	民間事業者等	国	111129
供給区域変更許可申請	同法第40条第1項	申請等	民間事業者等	国	111130
ガス工作物変更届出	同法第41条第1項	申請等	民間事業者等	国	111135
氏名等変更届出	同法第41条第2項	申請等	民間事業者等	国	111136
事業譲渡譲受認可申請	同法第42条第1項	申請等	民間事業者等	国	111139
合併認可申請	同法第42条第2項	申請等	民間事業者等	国	111141
分割認可申請	同上	申請等	民間事業者等	国	111142
事業承継届出	同法第43条第2項	申請等	民間事業者等	国	111143
事業休止（廃止）許可申請	同法第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	111144
解散認可申請	同法第44条第2項	申請等	民間事業者等	国	111146
供給計画届出	同法第56条第1項	申請等	民間事業者等	国	111187
供給計画変更届出	同法第56条第2項	申請等	民間事業者等	国	111188
小売電気事業登録申請	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	26308
小売電気事業変更登録申請	同法第2条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	26309
小売電気事業休止（廃止）届出	同法第2条の8第1項	申請等	民間事業者等	国	26312
解散届出	同法第2条の8第2項	申請等	民間事業者等	国	26313
特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第2号	申請等	民間事業者等	国	-
特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第3号	申請等	民間事業者等	国	-
発受電月報	電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条	申請等	民間事業者等	国	26103
自家用発電所運転半期報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26231
設備資金報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26113
ガス事業生産動態統計調査	統計法（平成19年法律第53号）第13条	申請等	民間事業者等	国	26102

（2）取組内容

（1）に記載した23手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、既に構築している電気・ガス事業オンライン申請・届出システムに、オンラインによる申請・届出等を可能とする機能を追加実装していくことで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（令和6年度（2024年度）：45%）

24. 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

特許庁からオンライン発送できない書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い以下の手続。

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特許証の交付	特許法（昭和34年法律第121号）第28条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21475
実用新案登録証の交付	実用新案法（昭和34年法律第123号）第50条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21476
意匠登録証の交付	意匠法（昭和34年法律第125号）第62条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21477
商標登録証の交付	商標法（昭和34年法律第127号）第71条の2	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21478
年金領収書	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
自動納付通知	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
商標更新申請登録通知書	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
移転登録済通知書	特許登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第33号）第60条等	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
識別番号通知書	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）第3条2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	22548
包括委任状番号通知	同規則第6条3項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	22549

（2）取組内容

特許庁からの発送手続については、1993年（平成5年）にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間の総発送件数約395万件（約1,000種類）のうち、約115万件がオンラインで発送可能となっている。一方で、オンライン発送できない手続が年間約280万件（約800種類）存在する。上記約280万件の発送書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い（1）に記載の手続（現在オンライン発送できない手続全体の約8割以上となる約230万件に相当）を対象とし、2022～2023年度（令和4～5年度）にシステムを整備し、これらの発送手続について2023年度（令和5年度）中にオンライン発送が行えるようにすることを目的とする。

KPI

（1）に記載した対象書類について、2023年度（令和5年度）中にオンライン発送を可能とする。

25. 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

特許庁が所管する全手続のうち、特許庁が受け手になっている登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書など、書面でのみ申請が可能な約500種類の行政手続（詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

特許庁は、1990年（平成2年）に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは、年間の総申請件数約310万件のうち、約290万件がオンラインで申請可能となっている。一方で、オンライン申請できない手続（書面でのみ手続が可能な申請）が年間約20万件（約500種類）存在する。2022～2023年度（令和4～5年度）にシステムを整備し、これらの書面手続について2023年度（令和5年度）中にオンライン申請が行えるようにすることを目的とする。

KPI

（1）に記載した約500種類の対象書類について、2023年度（令和5年度）中にオンライン申請を可能とする。

26. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
経営革新計画の変更申請	同法第15条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	26559

（2）取組内容

経営革新計画の申請について、一部の都道府県において2023年（令和5年）3月28日から国が構築した経営革新計画電子申請システムによるオンライン申請の受付を開始した。

2023年度（令和5年度）以降は、経営革新計画電子申請システムに経営革新計画の変更申請を受け付けるための機能を設けるとともに、都道府県の意見を聞きながら利便性を高めるための機能改修を行うことで、導入都道府県の拡大を進め、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

経営革新計画電子申請システムを導入した都道府県数（2024年度（令和6年度）：10都道府県）

27. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

（1）取組内容

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく約50の手続（手続ID：24367等）について、2020年度（令和2年度）1月から順次、産業保安システム（保安ネット）によるオンライン届出等を開始している。今後、地方公共団体の自治事務になっている申請・届出手続を含めて、残りの約1,000の手続についても保安ネット等を通じてオンライン上で効率的に行えるようにするため、2024年度（令和6年度）4月にシステム更改を実施する。2022年度（令和4年度）にシステム更改のための要件定義を実施しており、2023年度（令和5年度）から具体的な設計開発を進める。

KPI

オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合（2023年度（令和5年度）末まで：87%）

28. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技術検定試験受検申請（土木・管工事・電気通信工事・造園）	施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第4条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	29121
技術検定試験受検申請（建築・電気工事）	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29122
技術検定試験受検申請（建設機械施工）	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29123

（2）取組内容

技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を2025年度（令和7年度）までに目指す。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を2023年度（令和5年度）中に検討する。

KPI

オンラインによる受検申請の割合（2024年度（令和6年度）：10%）

29. 航空従事者技能証明の申請等 (©国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
航空従事者技能証明の申請	航空法（昭和27年法律第231号）第22条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
技能証明の限定の変更申請	同法第29条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
航空機の操縦練習許可申請	同法第35条第3項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第63条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	同規則第64条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
技能証明書等の再交付申請	同規則第71条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
特定操縦技能の審査結果等の提出	同規則第162条の15第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
運航管理者技能検定の申請	同規則第168条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

(2) 取組内容

(1)に記載した8手続については、現状、書面で行われているが、特定操縦技能の審査結果等の提出を除く7手続については、航空従事者管理システムを改修中であり、2023年度（令和5年度）中に、オンラインによる申請等を開始し、特定操縦技能の審査結果等の提出についても、順次、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、当初は従来どおりの住民票の郵送による確認を行うが、2024年度（令和6年度）にシステム改修を行い、2025年度（令和7年度）以降にマイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認ができるようにする。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）末：70%）

30. 航空法に基づく申請等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
耐空証明申請	航空法第10条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32927
型式証明申請	同法第12条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111619
航空機の型式設計変更承認申請	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	32928
追加型式設計承認書申請	航空法施行規則第23条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115072
航空機の追加型式設計変更承認申請	同法第13条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32929
修理改造検査申請	同法第17条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111617
事業場の認定申請	同法第20条第1項	申請等	民間事業者等	国	32930
操縦練習飛行等の許可申請	同規則第198条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32910
物件投下の届出	同法第89条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114827
飛行場以外の場所の離着陸の許可の申請	同規則第172条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32908
最低安全高度以下の区域の飛行許可の申請	同規則第175条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114826
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可の申請	同規則第239条の2第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114830
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報	同規則第239条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

（2）取組内容

（1）に記載した13手続については、現状、書面のみで行われているが、2024年度（令和6年度）以降、他システムの活用等も検討しつつ、順次オンラインによる申請を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。

KPI

対象手続のオンライン化の整備（2023年度（令和5年度））
（具体的な指標については、2023年度（令和5年度）に検討する。）

31. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の5第1項	申請等	国民等	国	35781
検査対象外軽自動車の使用の届出	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の3第1項	申請等	国民等	国	35788
検査対象外軽自動車の届出済証返納証明書の交付	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の6第3項	申請等	国民等	国	35789

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、2026年度（令和8年度）までにオンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

自動車の新規登録（手続ID:33625）等の23手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、申請者の利便性の向上のため、2023年（令和5年）10月（予定）より電子車検証を活用した入力項目の削減、2024年（令和6年）10月（予定）より法務省の登記情報連携システムとの連携による添付書類の省略等を図る。

KPI

検査対象外軽自動車手続のオンライン申請率（オンライン申請システム運用開始から5年目：使用の届出等20%）

32. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	同法第12条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30843

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度（令和5年度）を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合（2023年度（令和5年度）の電子システムの運用等を踏まえて目標値を設定）

33. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
宅地建物取引業の免許の申請	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28821 36634
宅地建物取引業の免許の更新の申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28822 36635
免許申請事項の変更の届出	同法第9条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28823 36636
廃業等の届出	同法第11条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28824 36637
営業保証金供託済の届出	同法第25条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28829
事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	同法第26条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28830
営業保証金の不足額の供託の届出	同法第28条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28831
業務を行う場所の届出	同法第50条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28825 29091 36638
免許証の書換交付の申請	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第4条の2第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28826
免許証の再交付（亡失、滅失の場合）の申請	同規則第4条の3第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28827
免許証の再交付（汚損、破損の場合）の申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28828
営業保証金の保管替え等の届出	同規則第15条の4	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28832
営業保証金の変換の届出	同規則第15条の4の2	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28833
宅地建物取引士の登録の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	地方等	28837
宅地建物取引士登録の移転の申請	同法第19条の2	申請等	国民等	地方等	28838
宅地建物取引士登録の変更の申請	同法第20条	申請等	国民等	地方等	28839
宅地建物取引士の死亡等の届出	同法第21条	申請等	国民等	地方等	28840
宅地建物取引士の登録の消除の申請	同法第22条	申請等	国民等	地方等	28841
宅地建物取引士証の交付の申請	同法第22条の2第1項	申請等	国民等	地方等	28842
宅地建物取引士証の更新申請	同法第22条の3第1項	申請等	国民等	地方等	28845
宅地建物取引士証の書換え交付の申請	同規則第14条の13第1項	申請等	国民等	地方等	28846
宅地建物取引士証の再交付の申請（亡失、滅失の場合）	同規則第14条の15第1項	申請等	国民等	地方等	28847
宅地建物取引士証の再交付の申請（汚損、破損の場合）	同上	申請等	国民等	地方等	28848

（2）取組内容

（1）に記載した23手続については、現状、書面で行われているが、電子申請システム（受付機能）の整備を図り、2024年度（令和6年度）以降オンラインによる申請等を順次可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合（2028年度（令和10年度）末：20%）

34. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定車両停留施設における停留の許可の申請	道路法（令和2年法律第31号）第48条の32第2項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	-
特定車両停留施設における停留の許可の変更	同法第48条の32第3項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	-

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、2022年度（令和4年度）に当該対象手続をオンラインで申請するシステムを開発した。2023年度（令和5年度）はオンライン申請のテスト運用を実施する。

KPI

2023年度（令和5年度）に当該対象手続のオンライン申請をテスト運用する。

35. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
工事・作業許可申請	港則法（昭和23年法律第174号）第31条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	33520
測量士又は測量士補の登録申請	測量法第49条第1項	申請等	国民等	国	33588
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条	申請等	民間事業者等	国	35941
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	航空法第60条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36221
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111382
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同法第61条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36222
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111383
特別な方式による航行の許可	同法第83条の2	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36223
特別な方式による航行の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111379
運航管理施設等の検査	同法第102条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33072
運航管理施設等の検査	同上	申請等	民間事業者	国	111376
安全管理規程の届出又は変更の届出	同法第103条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	33073
安全統括管理者の選任又は解任の届出	同法第103条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	33074
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同法第104条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33075
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同上	申請等	民間事業者	国	111377
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同法第113条の2第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33087
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111378
不動産鑑定士の登録	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第17条第1項	申請等	国民等	国	29035
不動産鑑定士の変更の登録	同法第18条	申請等	国民等	国	29036
不動産鑑定士の死亡等の届出	同法第19条	申請等	国民等	国	29037
不動産鑑定士の登録の消除	同法第20条	申請等	国民等	国	29038
不動産鑑定業者の登録	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	国	29039
不動産鑑定業者の更新の登録	同法第22条第3項	申請等	民間事業者等	国	29040
不動産鑑定業者の登録換えの登録	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	29041
不動産鑑定業者の変更の登録	同法第27条第1項	申請等	民間事業者等	国	29042
不動産鑑定業者の廃業等の届出	同法第29条	申請等	民間事業者等	国	29043
流水の占用の許可	河川法（昭和39年法律第167号）第23条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34977
流水の占用の登録	同法第23条の2	申請等	国民等、民間事業者等	国	34978
土地の占用の許可	同法第24条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34979
土石等の採取の許可	同法第25条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34980
工作物の新築等の許可	同法第26条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34981
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	33827
使用廃止の届出	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	33828
採取計画の認可	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条	申請等	民間事業者等	国	35467

採取計画の変更の認可等	同法第20条	申請等	民間事業者等	国	35468
採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	35469
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	35470
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	同法第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	同法第18条第3項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格者証の交付の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	国	33750
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	同法第30条第1項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	同法第32条	申請等	民間事業者等	国	33810
貨物軽自動車運送事業の経営の届出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	33816
貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	同法第36条第3項	申請等	民間事業者等	国	33817
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第33条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第34条	申請等	民間事業者等	国	33771
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	36437
周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第37条	申請等	民間事業者等	国	36438
測量士・測量士補の登録通知	測量法施行令（昭和24年政令第322号）第12条第2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	33594
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	同令第13条	申請等	国民等	国	33592
測量士・測量士補の死亡等の届出	同令第16条	申請等	国民等	国	33593
測量士試験の受験願書の提出	同令第22条	申請等	国民等	国	33590
測量士補試験の受験願書の提出	同上	申請等	国民等	国	33591
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	同令第24条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	36219
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第68条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	36414
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第3号）附則第2項	申請等	民間事業者等	国	36445
一般貨物自動車運送事業者等による届出	貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	33823
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	33845
一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出	同規則第2条の2	申請等	民間事業者等	国	33824

(2) 取組内容

(1)に記載した手続について、国土交通省のオンライン申請システムを活用し、オンラインによる申請受付等を可能とするべく検討を進めているが、e-Gov審査支援サービスの開始によって、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みが整備されたことから、e-Gov審査支援サービスへの移行も含め検討していく。

また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができるシステムの導入についても併せて検討を進め、地方運輸局等における行政手続（鉄道、自動車等）において先行的に実施し、得られた課題等を踏まえて機能等の検討を行う。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。

KPI

(1)に記載した手続について、2025年（令和7年）までに順次オンライン化する。

36. PSカード申請手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出	港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	-
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出	同規則第15条の7第3項	申請等	民間事業者等	国	-
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	-

（2）取組内容

（1）に記載した手続は、出入管理情報システムに使用するPort Securityカード（PSカード）の新規（変更）登録・更新申請を指す。本手続は、書面のみで行われていたが、PSカードの電子申請システムを開発し、2021年度（令和3年度）に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図った。また、申請の際に添付を求めている証明写真について、2021年度（令和3年度）に、オンラインによる提出を可能にした。申請の際に添付を求めている雇用保険の写しについては、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー（ネットバンキング）、ペイジー（銀行ATM）を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI

オンラインによるPSカード申請手続の割合50%（2024年度（令和6年度））

37. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上 (©国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
賃貸住宅管理業者の登録手続における登録免許税領収証書の提出	賃貸住宅の管理業等の適正化に関する法律第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
賃貸住宅管理業者の更新手続における収入印紙の提出	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	-

(2) 取組内容

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、既存の賃貸住宅管理業登録等電子申請システムと登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムを連携してオンライン納付を可能とすることにより、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を検討する。

具体的には、2023年度（令和5年度）において、オンライン納付を可能とするための賃貸住宅管理業登録等電子申請システムとの連携先について、歳入金電子納付システム（REPS）、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）又はその他の登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムのいずれと連携することが効率的か、システム連携に必要な仕様の検討や概算費用の調査を行うことを想定している。2024年度（令和6年度）において、2023年度（令和5年度）において検討した内容をもとに改修（システム連携）の仕様を決定し、2025年度（令和7年度）において、当該改修（システム連携）を実行することを検討している。

KPI

オンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度）：80%）

38. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定外来生物飼養等許可申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43962
特定外来生物の放出等に係る許可申請	同法第9条の2第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43965
特定外来生物の防除の確認又は認定申請	同法第17条の4、第18条	申請等	国民等、民間事業者等	国	43963
未判定外来生物の輸入届出	同法第21条	申請等	国民等、民間事業者等	国	115252
未判定外来生物の本邦への輸出届出	同法第24条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115253
特定外来生物飼養等許可証の再交付申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第4条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43972
特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出	同規則第4条第7項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43969
特定外来生物飼養等許可証亡失届出	同規則第4条第8項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43973
特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請	同規則第4条第9項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43970
特定外来生物飼養等許可の失効届出	同規則第10条	申請等	国民等、民間事業者等	国	43971
特定外来生物放出等許可証の再交付申請書	同規則第11条の2第3項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115257
特定外来生物放出等許可に係る住所等の変更又は主たる放出等実施者の住所等の変更届出	同規則第11条の2第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115256
特定外来生物放出等許可証亡失届出	同規則第11条の2第6項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115255
特定外来生物放出等許可の失効届出	同規則第11条の5	申請等	国民等、民間事業者等	国	115254

（2）取組内容

（1）に記載した14手続については、現状、原則書面で行われているが、2022年度（令和4年度）に「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修に着手し、2023年度（令和5年度）中にオンラインによる手続を可能とすることで、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

飼養等許可申請等の申請・届出処理に係る処理時間の削減率
 基準値：1
 年度別達成目標：2023年度（令和5年度）（0.7）、2024年度（令和6年度）（0.7）、2025年度（令和7年度）（0.7）

39. 環境法令に基づく各種届出等 (◎環境省)

(1) 取組内容

環境省が所管する国民・民間事業者から国・地方等への申請手続のうち、独自システムでのオンライン化を実現または予定している手続以外の手続を対象に、BPRに取り組みつつ、デジタル庁が提供するe-Gov電子申請サービス/e-Gov審査支援サービス等を活用して手続オンライン化を実現する。

上記手続には、地方公共団体を受け手とするものが多数あるため、e-Gov審査支援サービスのLGWAN対応等のスケジュールを考慮しつつ積極的に進める。

また、e-Govの利用に当たっては、開発効率化のためのツールや雛形画面等を整備するとともに、EBPM等での申請データの利活用を目的に、e-Govの機能を補完するツールとして申請データを蓄積し可視化する外部システムの整備を環境省独自に検討する。

なお、手続件数が少ない等の理由によりメールによるオンライン化を予定する手続については、中長期計画等の中で管理し、確実なオンライン化を推進する。

KPI

環境省が所管する年間申請実績1万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続(2022年度(令和4年度)現在893手続)を2025年度(令和7年度)末までにオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する:100%)

40. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
J-クレジット制度における口座開設	-	申請等	民間事業者等	国	-

（2）取組内容

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等について、2022年度（令和4年度）から稼働している新たなJ-クレジット登録簿システムによりオンライン化した。当該システムを更に改良し、口座開設に必要な書類についても、登録簿システムへアップロードすることでオンラインによる提出を可能とする予定。

KPI

対象手続のオンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：100%）

41. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続 (◎防衛省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令第91条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111674

(2) 取組内容

(1)に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、2023年度(令和5年度)中に、中央調達システムを更改し、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる提案資料提出の割合(2023年度(令和5年度):100%)

42. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続	会計法（昭和22年法律第35号）第29条の5第1項及び同法第49条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

（2）取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。
 この際、経費の効率化を図るため2023年度（令和5年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI

オンラインによる入札の割合（2025年度（令和7年度）末：80%）

Ⅱ オンライン化を実施する行政手続等

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

43. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40051
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る縦覧	同法第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40129
特定非営利活動法人の設立の認証及び不認証に係る通知	同法第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40711
特定非営利活動法人の設立に係る登記の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40052
特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	同法第23条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40053
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	同法第25条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	40054
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請に係る縦覧	同法第25条第5項において準用する第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40713
特定非営利活動法人の定款変更の認証及び不認証に係る通知	同法第25条第5項において準用する第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40714
特定非営利活動法人の定款変更の届出	同法第25条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	40055
特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の提出	同法第25条第7項	申請等	民間事業者等	地方等	40065
特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	同法第29条	申請等	民間事業者等	地方等	40056
特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧	同法第30条	申請等	民間事業者等	地方等	40718
特定非営利活動法人の解散の認定の申請	同法第31条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40057
特定非営利活動法人の合併の認証の申請	同法第34条第3項及び第34条第5項で準用する第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40060
特定非営利活動法人の合併の認証の申請に係る縦覧	同法第34条第5項において準用する第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40719
特定非営利活動法人の合併の認証及び不認証に係る通知	同法第34条第5項において準用する第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40720
特定非営利活動法人の合併に係る登記の届出	同法第39条第2項において準用する第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40061
特定非営利活動法人の認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40130
認定特定非営利活動法人の認定の申請	同法第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40067
認定特定非営利活動法人の認定及び不認定に係る通知	同法第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40723
認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40068
認定の有効期間の更新の申請	同法第51条第5項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40069
認定の有効期間の更新及び不更新に係る通知	同法第51条第5項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40725
認定の有効期間の更新に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第51条第5項において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40726
認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第52条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40070
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第53条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40072
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第55条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40073
認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第55条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40074
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第56条	申請等	民間事業者等	地方等	40734
特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請	同法第58条第2項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40075
特例認定特定非営利活動法人の特例認定及び不認定に係る通知	同法第62条において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40736
特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40076

特例認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第52条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40077
特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第53条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40079
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第62条において準用する第55条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40744
特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第62条において準用する第55条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40745
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第62条において準用する第56条	申請等	民間事業者等	地方等	40746
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第63条第5項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40081
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第63条第5項で準用する第58条第2項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40082
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	同法第63条第5項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40750
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第63条第5項において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40083
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40753
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40754
認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第67条第4項において準用する第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40138
認定の取消しに係る通知	同法第67条第4項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40756
特例認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第67条第4項において準用する第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40139
特例認定の取消しに係る通知	同法第67条第4項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40757

(2) 取組内容

<p>特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けている。</p> <p>一方、これまで提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されていた。</p> <p>(1)に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO情報管理・公開システムを改修することで、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムの運用を、2023年（令和5年）3月に開始した。</p> <p>所轄庁及びNPO法人に対する十分な周知や、必要に応じてユーザーの利便性を図るためのシステム改良を図ることにより、所轄庁及びNPO法人の本システムへの円滑な移行を促進する。</p>

KPI

認証、認定・特例認定NPO法人のオンラインシステム利用率（2026年度（令和8年度）：100%）
--

44. 遺失物関係手続 (◎警察庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法（平成18年法律第73号）第17条	申請等	民間事業者等	地方等	1953
特例施設占有者の物件売却時の届出	同法第20条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	1954
特例施設占有者の物件処分時の届出	同法第21条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1955
遺失した旨の届出	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第5条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	2058
施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出	同規則第26条	申請等	民間事業者等	地方等	2073

(2) 取組内容

(1)に記載した5手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、2023年（令和5年）3月から10府県警察において運用を開始し、その後2026年度（令和8年度）末までに全国に拡大していく予定である。

KPI

遺失物管理システム移行済都道府県警察（2026年度（令和8年度）末：100%）

45. 消防法令における申請・届出等 (◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)の届出	消防法(昭和23年法律第186号)第9条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12598
製造所等の仮貯蔵・仮取扱の承認	同法第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12599
製造所等の設置の許可申請	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12600
製造所等の変更の許可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12601
製造所等の仮使用の承認	同法第11条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12602
製造所等の完成検査前検査	同法第11条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12605
製造所等の譲渡、引渡の届出	同法第11条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12606
製造所等の危険物の品名・数量または指定数量の倍数の変更の届出	同法第11条の4第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12607
製造所等の用途廃止の届出	同法第12条の6	申請等	民間事業者等	地方等	12608
危険物保安統括管理者選任の届出	同法第12条の7第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12610
危険物保安統括管理者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12611
危険物保安監督者選任の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12612
危険物保安監督者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12613
予防規程の認可申請	同法第14条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12619
予防規程の変更の認可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12620
屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査	同法第14条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12622
完成検査済証の再交付申請	危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第8条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12604
移送の経路等に関する書面の提出	同令第30条の2第5号	申請等	民間事業者等	地方等	12609
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長申請	同令第8条の4第2項第1号	申請等	民間事業者等	地方等	12621
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認	同令第8条の4第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12623
新基準適合届出	同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第2項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
第一段階基準適合届出	同令附則(平成6年7月1日政令第214号)第3項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請	同令附則(平成23年12月21日政令第405号)第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	-
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長内部点検時期の延長の届出	危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号)同規則第62条の5	申請等	民間事業者等	地方等	12626
休止中の地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの外殻の漏れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の2第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の3第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第7項及び第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成21年10月16日総務省令第98号)第3条第7項及び第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則(平成23年12月21日総務省令第165号)第9条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則(平成23年12月21日総務省令第165号)第9条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-

特定防災施設等の設置の届出	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12644
自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況の届出	同法第16条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12645
防災管理者又は副防災管理者の選任・解任の届出	同法第17条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12646
自衛防災組織に係る防災規程の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12647
共同防災組織設置に係る防災要員の数、防災資機材等の種類、共同防災規程等の届出	同法第19条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	12648
広域共同防災組織設置に伴う届出	同法第19条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12654
防災業務の実施状況に係る報告	同法第20条の2	申請等	民間事業者等	地方等	12655

（2）取組内容

（1）に記載した39手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、可能なものから速やかにマイナポータル「ぴったりサービス」を利用した電子申請等の標準モデル（各手続の標準的な業務プロセスや様式を定めたモデルをいう。）の構築を図る。

KPI

（1）に記載した手続のうち、マイナポータル「ぴったりサービス」に標準様式が登録された手続の割合（2023年度（令和5年度）末：100%）

46. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特別徴収義務者の指定等（特別徴収税額等の通知）	地方税法第321条の4第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10625

（2）取組内容

官民双方の負担を軽減するため、市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続ID：10625）について、全ての市区町村が地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）により送付する仕組みを2024年（令和6年）から導入する。

KPI

2024年（令和6年）課税分の住民税より導入予定

47. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
支給認定の申請	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項	申請等	国民等	地方等	48974
支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項	申請等	国民等	地方等	48980

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、2023年度（令和5年度）中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

KPI

2023年度（令和5年度）中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否及びKPIについて検討する。

48. 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
事業主健診に関する記録の提供	健康保険法第150条第2項等	申請等	地方等又は民間事業者等	地方等又は民間事業者等	-

（2）取組内容

オンライン資格確認等システムを活用し、事業者等から保険者に対して提供された事業主健診に関する記録について、2023年度（令和5年度）までに、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者及び本人の利便性向上並びに行政事務の効率化を図る。

保険者が任意で実施する保健事業の一環であるため、全保険者が利用できるシステムを整備することをKPIとする。

KPI

オンラインによる保険者間の記録提供に伴うシステム整備（2023年度（令和5年度）中）

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築 (◎法務省、デジタル庁)

ア 取組内容

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年（令和2年）10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通APIやGUI機能）で提供することが可能となっている。2023年（令和5年）年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施しており、今後は、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用を概念実証として活用し、2023年度（令和5年度）中に利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(2) 登記事項証明書を省略する手続

49. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
供託の申請、供託物の払渡請求	供託法（明治32年法律第15号）第2条、第8条	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
代供託・附属供託の請求	供託規則（昭和34年法務省令第2号）第21条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
供託金の保管替えの請求	同規則第21条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13544
供託金利息の払渡請求	同規則第35条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13545
供託有価証券の利札の払渡請求	同規則第36条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13546
供託に関する書類の閲覧請求	同規則第48条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13548
供託に関する事項の証明請求	同規則第49条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13549

イ 取組内容

アに記載した7手続について、供託システムを改修し、2024年度（令和6年度）から、APIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付省略を可能とし、登記事項証明書のバックオフィス連携を実現する。

50. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第69条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	46878
分割による営業許可の承継の届出	同規則第70条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	47205

イ 取組内容

上記2手続について、地方公共団体における登記情報連携が可能となれば、（1）の仕組みによるAPI等を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

51. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

eMAFF を活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、eMAFF において、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

52. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	同法第33条第1項	申請等	民間事業者等	国	26860

イ 取組内容

（1）に記載した2手続については、登記情報連携システムによる登記情報のオンライン提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

53. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
測量業者の新規登録申請（法人）	測量法第55条第1項	申請等	民間事業者等	国	28428
測量業者の更新登録申請	同法第55条第3項	申請等	民間事業者等	国	28430
測量業者の変更等の届出	同法第55条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	28431
建設コンサルタントの新規登録申請（法人）	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
建設コンサルタントの更新登録申請	建設コンサルタント登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
建設コンサルタントの変更等の届出	建設コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の新規登録申請（法人）	地質調査業者登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の更新登録申請	地質調査業者登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の変更等の届出	地質調査業者登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの新規登録申請（法人）	補償コンサルタント登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの更新登録申請	補償コンサルタント登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの変更等の届出	補償コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-

イ 取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Govを活用したオンライン申請環境の整備を行い、2022年（令和4年）11月1日に運用開始した。

今後は、申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年度（令和2年度）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

2. 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築 (◎法務省)

ア 取組内容

戸籍情報連携システムを新規に整備し、2023 年度（令和 5 年度）末以降、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようにする。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

3. 住民票の写し等の添付省略

54. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
媒介等の業務の届出	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第73条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	-
媒介等の業務の変更届出	同法第73条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	-
媒介等の業務の承継届出	同法第73条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	112189
媒介等の業務の廃止届出	同法第73条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	112190
媒介等の業務の解散届出	同法第73条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	112191

イ 取組内容

媒介等の業務に係る各種届出については、2021年度（令和3年度）までは書面のみで行われていたが、販売代理店電子届出システムの改修を行い、2022年度（令和4年度）からオンラインによる届出は可能となったが、住民票について、2025年度（令和7年度）以降の省略を目指すために、2023年度（令和5年度）中に検討を行う。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

4. その他の書類の添付省略

55. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
輸出証明書の発行申請（国）	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
輸出証明書の発行申請（都道府県知事等）	同法第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	-

イ 取組内容

アに記載した2手続について、食品衛生法に基づく営業許可証等の取得情報を、2030年度（令和12年度）から利用者による営業許可証の添付を省略可能とするための運用方法について検討する。

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

1. オンライン化の共通基盤

56. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁）

（1）取組内容

e-Govは、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けているところ、今後、e-Gov電子申請サービスの利用がますます拡大していくことが想定されることから、e-Govの安定運用を確保するようシステムの維持・管理を行うとともに、クラウドサービス利用による柔軟なシステムリソースを活用するべく、e-Govのガバメントクラウドへの移行の整備を2023年度（令和5年度）までに行い、運用を開始する。また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上のために必要となる追加機能を整備する。なお、整備に当たっては、e-Govの利用者等のニーズを踏まえた上で、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

KPI

e-Govのガバメントクラウドでの運用を2023年度（令和5年度）中に開始

57. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）

（1）取組内容

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

・GビズID

一つのID及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムであるGビズIDについて、マイナンバーカードを利用した本人確認を可能とすると同時に、法人商業登記APIとの連携を行うことで法人に係るID発行事務を効率化する。

また、中小企業の手続負担軽減のための取組として、2023年度（令和5年度）中に120万法人の取得を目指すとともに、2025年度（令和7年度）を目途にほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

・Gビズコネク

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤であるGビズコネクについて、2021年度（令和3年度）中に、GビズインフォやJグランツ等のシステムや国立印刷局の決算データなどとの連携を開始した。2023年度（令和5年度）以降は、GIF（政府相互運用性フレームワーク）を活用しデータ連携における利便性の向上を推し進めるとともに、ベース・レジストリや各府省等システムとの連携拡大について検討する。

・Jグランツ（補助金申請システム）

補助金の申請や状況確認等を行うことができる汎用的な補助金申請システムであるJグランツについて、事業者・事務局双方のさらなる負担軽減を目指して、2023年度（令和5年度）以降、システムアーキテクチャ及びUIの刷新を行い、中央官庁や地方公共団体における利用を推進する。本取組を進めることで、政府内のシステム間連携を通じたバックオフィス業務の効率化や、全体的なシステムの利便性向上などに寄与する。

KPI

・GビズID：IDを取得している法人数
（2023年度（令和5年度）：120万法人）
（2025年度（令和7年度）：ほぼ全ての法人）

・Jグランツ：利用補助金数
（2023年度（令和5年度）：1,000 補助金）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

2. 国民等、民間事業者と国等との間の手続

58. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化 (◎内閣府、デジタル庁)

(1) 取組内容

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、以下のとおり e-Rad の機能を拡張することにより、研究開発管理の効果的・効率的な実施やEBPM を推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。

1. 若手研究者の支援や効果的・効率的な研究開発の実施に向けた研究開発管理に係る機能強化を図る。(2024年度(令和6年度)中)
2. 外部システムとの連携を通じて、利用者の入力負荷の軽減や研究データの利活用を促進する。(2024年度(令和6年度)中)
3. 上記のほかEBPMの推進に必要なデータの収集に向けた機能強化を図る。またそれに伴い必要となる情報基盤環境の整備、情報セキュリティ対策を講じることで、安心、安全かつ安定的なサービス提供体制の確保を推進する。(2022年度(令和4年度)及びそれ以降)

KPI

- ①競争的資金制度に関する研究者(又は研究機関)からの応募申込等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合(2024年度(令和6年度):100%)
- ②外部システムとの連携数(2024年度(令和6年度):3)

59. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上 (◎内閣府)

(1) 取組内容

拉致被害者等給付金の支給の申請(手続ID:40683)等の手続については、2019年(令和元年)12月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合(2023年度(令和5年度):50%)

60. 独占禁止法等に基づく手続(◎公正取引委員会)

(1) 取組内容

企業結合審査に係る手続(手続ID:1008等)、独占禁止法違反事件審査に係る手続(手続ID:1018等)、下請法違反事件に係る手続等については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、2022年度(令和4年度)に実施した公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を行ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底するとともに、2023年度(令和5年度)末までに、利用者の意見、要望等を踏まえたUI・UXの改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

KPI

2022年度(令和4年度)までにオンラインによる受付を可能とした手続のうち、オンラインによる受付の割合(2023年度(令和5年度):30%)

61. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上 (◎警察庁)

(1) 取組内容

交通事故証明書の交付(手続ID:2665)について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライン交付を可能とするシステムを整備し(2023年度(令和5年度)中運用開始予定)、申請者の利便性の向上を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付(手続ID:2666)については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努める。

KPI

交通事故証明書の交付に関するオンライン交付の割合(2023年度(令和5年度):20%)

62. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁）

（1）取組内容

金融庁電子申請・届出システムは、金融機関等から受け付ける約4,500の申請・届出等についてオンラインで提出することを可能としており、2023年（令和5年）1月には手数料納付等の電子納付機能の運用を開始している。引き続き、オンライン申請・届出等が可能であることの周知等を通じてオンライン化の取組を着実に進める。

また、現在、システムへの認証はGビズIDに限られ、個人（自然人）のシステム利用ができないため、2023年度（令和5年度）中にマイナンバーカードを活用した認証機能の整備を図る。

KPI

- ①申請・届出等のオンラインによる申請件数（2023年度（令和5年度）年間100万件以上）
- ②登録免許税・手数料の電子納付実施機関数（2023年度（令和5年度）年間300機関以上）

63. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）

（1）取組内容

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続ID:38967）については、既にオンライン化されているが、今後、2024年度（令和6年度）に少額随意契約手続のシステム化対応として、マーケットプレイスモデルを導入し、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。

KPI

システム利用件数（2023年度（令和5年度）：2019年度（令和元年度）から20%増）

64. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

全国家計構造調査のオンラインによる回答（手続ID:11879）については、2019年（令和元年）調査の実施結果等を踏まえ、全ての調査世帯が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を2023年度（令和5年度）から2024年度（令和6年度）にかけて行うことにより、インターネット回答を推進する。

また、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネット回答状況等を把握可能な調査状況管理システムの改善を2024年度（令和6年度）から導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンライン回答率（2024年（令和6年）：18.6%（前回調査）以上）

65. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

（1）取組内容

無線局開設手続（手続ID:11187）等における行政サービスの向上を図るため、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を2020年度（令和2年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始したところ。2022年度（令和4年度）からシステムの構成や移行方式を考慮した要件定義を行い、刷新後のシステムによるサービスを2024年度（令和6年度）以降に開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システムLite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

KPI

個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続ID:11124）のオンライン申請の割合（2023年度（令和5年度）：50%）

66. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

住宅・土地統計調査のオンラインによる回答（手続ID:11872）については、全ての調査対象者が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）にかけて行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネットの回答状況等を把握可能な「提出状況管理システム」を2023年度（令和5年度）から導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンライン回答率（2023年度（令和5年度）：23.3%（前回調査）以上）

67. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

国勢調査のオンラインによる回答（手続ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続ID：11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

- ①オンライン回答率（2025年（令和7年）：40.0%以上）
- ②地方公共団体のシステム評価（2025年（令和7年）：70.0%以上高評価）

68. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

政治資金団体の届出（手続ID:8946）などの手続については、既にオンラインによる申請を可能としているが、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえたUI・UXの改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

KPI

設定なし
（届出等については、政治団体の設立、解散など個別の状況に応じて行われるものであり、KPIを設定することは難しいため。）

69. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

（1）取組内容

納税者が自己の各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等をマイナポータルや国税電子申告・納税システム（e-Tax）により確認できる機能（マイページ）について、税務代理人への利用の拡大（2025年度（令和7年度））や表示する情報の拡大（2027年度（令和9年度））から順次など機能の充実の実現に向けて可能な限り早期に検討する。
また、税務署からの通知等についても最大限デジタル化を推進し、併せてそれらの通知等があったことを納税者が早期に把握できる手段を講じる。

KPI

2023年度（令和5年度）までに、e-Taxのマイページについて、法人利用者へ利用を拡大する。

70. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等 (◎文部科学省、デジタル庁)

(1) 取組内容

就学支援金受給資格認定の申請(手続ID:14929)、保護者等収入状況の届出(手続ID:14935)、授業料減免の届出(手続ID:14941)について、2019年(平成31年)4月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、本人確認の方法についてはID・パスワード方式による本人確認を実施し、また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を実施しているところ。引き続き、申請者等の意見を踏まえた改善等を行うことで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合(2023年度(令和5年度)末:70%)

71. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上 (◎厚生労働省)

(1) 取組内容

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話やFAX等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、2020年度(令和2年度)5月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。2020年度(令和2年度)中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MISの改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワクチン接種記録システム(VRS)とのID連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

KPI

G-MIS上での既存調査・報告の実施件数(2023年度(令和5年度):7件)

72. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

（1）取組内容

①労働基準法の関連手続について

2022年度（令和4年度）においては、入力チェック機能の拡充を実施したほか、e-Gov上で受理印を付した様式を返送可能な手続を、時間外労働・休日労働に関する協定届（手続ID:49798）、1年単位の変形労働時間制に関する協定届（手続ID:49212）、就業規則（変更）届以外にも拡充し、届出の様式だけでなく、添付資料についても受理印を付して返送可能な機能を設けた。2023年度（令和5年度）においては、2024年（令和6年）4月1日に労働時間の上限規制が適用となる、適用猶予業種・業務に対する時間外・休日労働に関する協定届の手続を追加するシステム改修を行うほか、専門・企画型裁量労働制の様式変更に伴い、新様式を追加する予定である。

②労災保険関連手続について

労災年金等の遺族補償年金（手続ID:49315）、障害補償年金（手続ID:49855）等について、請求人の希望により、マイナポータル経由で公金口座情報を取得することで、請求書への口座情報入力を省略する。（2022年度（令和4年度）から順次予定）。

③労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度（令和3年度）実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定（2023年度（令和5年度）中目途））等を実施する。

④未払賃金立替払制度の関連手続について

未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（2025年度（令和7年度）後半予定）。

KPI

オンラインによる申請等の割合：①20%（2023年度（令和5年度）末）、③20%（2026年度（令和8年度）末）

73. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

（1）取組内容

医薬品等製造業等の許可申請等の36手続について、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムの改修を行い、2022年度（令和4年度）からオンラインによる手続を可能とし、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。

また、既にオンライン化が実現している化粧品製造販売届出について、同システムの改修を行い、変更事項ごとの届出を可能とすることで提出する届書の件数削減を図り、さらなる申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

加えて、申請の際の手数料納付手続についても、オンラインによる手法の選定及びその費用対効果に関する調査結果を踏まえて、さらに検討を加え、同システムの改修等、必要な措置を講じる。

KPI

オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度））：40%

74. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

（1）取組内容

国民生活基礎調査のオンラインによる回答(手続ID:120776)については、2022年（令和4年）調査の実施結果等を踏まえ、電子調査票や調査用品を改善すること及びコールセンターにおける照会対応を充実させることで、調査対象者がインターネット回答しやすい環境を整えることにより、オンライン回答を推進する。また、保健所及び福祉事務所の職員が調査世帯のインターネット回答状況を把握する際に使用するツールの改善や、調査員が直接回答状況を把握できる仕組みを導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化、自治体の負担軽減を図る。

KPI

未設定

（2022年（令和4年）調査は一部の都道府県において試行的にオンライン調査を導入したものであり、現在集計中の2022年（令和4年）調査の結果を踏まえ、2023年（令和5年）調査のKPIを設定する必要があるため、現段階では設定不能。）

75. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

（1）取組内容

当省が所有する情報システムと財務省会計センターが所有する歳入金電子納付システムとを接続する農林水産省共通のクラウド型汎用受付基盤が2022年度（令和4年度）に新たに構築されたことから、品種登録業務関連システムにおいても当該受付基盤を経由するよう、2023年度（令和5年度）に財務省会計センターとの接続方法の見直しを実施する。また、農水省共通のクラウド基盤であるMAFFクラウドに移行しシステムの全面的な見直しを実施するとともに、改正種苗法に基づく審査業務に対応できるよう等品種登録業務関連システムの公開を2023年度（令和5年度）中に実施することで出願者の利便性の向上を図る。

加えて、海外における我が国の優良品種の保護を図り、戦略的な輸出市場の確保を図るため、東アジア地域における複数国同時出願プラットフォームの構築に向けて、UPOVの出願支援システムとのオンラインでの接続において多要素認証を行うための改修を2023年度（令和5年度）に実施する。

KPI

品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合（2026年度（令和8年度））：70%

76. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

（1）取組内容

（1）に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、2021年度（令和3年度）分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施しているが、今後、GビズIDの活用を図る。

KPI

オンラインによる報告の割合（2025年度（令和7年度））：60%

77. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）

（1）取組内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続ID:22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、手続関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、2025年（令和7年）にかけて申請者UI改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。

KPI

オンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度））：100%

※抜本的にUI改善を行う第7次NACCS更改が2025年度（令和7年度）10月に予定されているため。なお、KPI達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

78. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省、厚生労働省、環境省）

（1）取組内容

確認を受けた新規化学物質に係る報告（手続ID：219093）の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：50%）

79. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）取組内容

経営力向上計画の認定申請手続については、2020年度（令和2年度）からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へとつなげるため、以下の取組を実施する。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の府省庁のみの対応となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない府省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、2023年度（令和5年度）中に蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

KPI

オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2025年度（令和7年度）：100%）
ただし、所管府省庁との調整等が必要な申請は除く。

80. 特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省）

（1）取組内容

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会届出及び製造分野特定技能評価試験の受験申込みや合格証明書の発行申込み等について、特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトで手続が可能となっているが、引き続きUIの改修等を行い、利用企業等の利便性が向上するよう努める。

KPI

特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトを通じたオンラインでの手続の割合（2024年度（令和6年度）：100%）

81. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）取組内容

特定中小企業者の認定にかかる申請・受付・審査及び結果通知（手続ID:26581）については、2023年（令和5年）4月から国が構築した中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）の利用申請の受付を開始した。2023年度（令和5年度）以降は、手続の受け手となる地方等に当該システムの活用を促進するための継続的な説明会の開催を実施するほか、システム利用者の意見を反映するためのシステム改修を実施し利便性の向上を図る。

KPI

特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請を希望する自治体の導入割合（2026年度（令和8年度）：100%）

82. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

現行の審査・リコール課個別業務システム（手続ID:A011650）について、クラウド化や法改正等に伴うシステム改修を迅速かつ安価にできるシステムとし、利用者の利便性向上、業務の効率化・合理化、システムの安全性・信頼性の向上等を図るため、2024年度（令和6年度）に次期システムを構築する。

KPI

オンラインによる申請の割合（令和5年度（2023年度）：80%）

83. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

道路の占用許可（企業占用）（手続ID:33952）については、既にオンライン化されているが、2023年度（令和5年度）から一部の地域において地下埋設占用物件の位置情報を三次元化すること等により、工事の際の事業者間の調整の円滑化など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

KPI

未定（2023年度（令和5年度）から一部の地域において実証実験を開始する予定であり、当該実証実験の結果等を踏まえ設定予定）

84. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

特殊車両通行許可申請（手続ID:33956）については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を2022年（令和4年）4月から運用開始したところであり、引き続き対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

85. 建設設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（手続ID:31204、31262）については、令和2年度（2020年度）に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

今後は、電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法（入力システム等）を検討し、必要な措置を講ずる。

KPI

建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率（令和7年度（2025年度）：40%）

86. 無人航空機関係手続

（1）取組内容

無人航空機の登録等、航空法に基づく無人航空機関係の手続については、ドローン情報基盤システムにより、本人確認や手数料納付を含め、オンライン化がなされている。

無人航空機の飛行の安全性向上及びシステムの利便性向上を図るため、ドローン情報基盤システムについて、無人航空機運航者が登録した飛行計画等を踏まえたリスク判定を行い注意喚起を行う機能の追加等を2023年度（令和5年度）に実施する。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）：90%）

87. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）

（1）取組内容

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス算定排出量の報告（手続ID:222200）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、2022年（令和4年）から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携や、温室効果ガス排出状況の公表・分析機能等を備えた省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS: Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）を後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

温室効果ガス排出量の報告から公表までの期間（現状（2019年度（令和元年度）実績以前）は約2年半ほどかかっているところ、2022年（令和4年）実績をEEGSの活用により12か月まで短縮する。

88. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

（1）取組内容

（1）に記載した8手続については、2022年（令和4年）6月より動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを稼働させ、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付や、申請等に係る手数料のオンライン納付を可能としたところである。引き続き、利用者のオンライン利用率向上に資する取組として英語版ホームページを整備するほか、FAQや操作マニュアル等の拡充や、プルダウンメニュー追加等の新機能のリリースを行い、2023年度（令和5年度）末にオンライン利用率92%を上回ることを目指す。

KPI

オンラインによる申請等の割合：92%以上（2023年度（令和5年度）末）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

3. 国民等、民間事業者と地方公共団体等との間の手続

89. 警察における行政手続の利便性向上 (◎警察庁)

(1) 取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請（手続ID:2850）等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、2021年（令和3年）6月から運用を開始した。さらに、2022年（令和4年）1月及び2023年（令和5年）1月にも対象手続を追加し、現在は23手続が対象となっている。

また、警察庁では、政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等の実装状況を踏まえつつ、今後より多くの手続を対象とし、より利便性高く手続を行うことができるよう、添付書類の合理化等の手続自体の見直しも含め、システムの構築に向けた検討を進めている。

KPI

性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現在検討中の行政手続オンライン化のシステム運用開始から5年後の年度末まで：100%）

90. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上 (◎厚生労働省、デジタル庁)

(1) 取組内容

営業許可の申請について、地方公共団体における行政手続（申請）の手数料納付のオンライン化は、「規制改革実施計画」に基づいた全体的な推進状況を踏まえつつ、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI

オンラインによる申請等の割合（2024年（令和6年）：20%、2029年（令和11年）：80%）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

4. その他

91. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）

（1）取組内容

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、旅費等内部管理業務共通システムにおいて既にオンライン化されているが、2023年度（令和5年度）末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行を実現する。クラウドサービスの利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

KPI

運用等経費の削減割合（2026年度（令和8年度）：50%）

92. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）

（1）取組内容

都道府県が整備した震度計から得られる震度情報を消防庁が集約する震度情報ネットワークシステムは、地方公共団体においてきめ細やかな震度分布の把握による適切な初動対応に資するほか、国において震度情報に基づく被害状況の推計による迅速、的確な応急対策の実施に資するものとなっている。

2023年（令和5年）現在、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、通信回線の光回線化などによる同システムの機能強化を図っている。

KPI

通信回線の光回線化などによりシステムの機能を強化した都道府県（47 都道府県）

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出

- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当に係る寄附の届出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の届出
- 8) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
- 9) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡